

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（2月26日）（火曜日）

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 報告第 1 号 平成 3 1 年度日置市土地開発公社事業計画の報告について	9
宮路市長提案理由説明	1 0
堂下総務企画部長兼総務課長	1 0
日程第 6 議案第 1 号 市道の路線の認定について	1 0
宮路市長提案理由説明	1 0
瀬川産業建設部長	1 1
日程第 7 議案第 2 号 日置市男女共同参画推進条例の制定について	1 1
宮路市長提案理由説明	1 1
堂下総務企画部長兼総務課長	1 1
西菌典子さん	1 2
内山企画課長	1 3
豊永学校教育課長	1 4
梅北社会教育課長	1 4
堂下総務企画部長兼総務課長	1 4
西菌典子さん	1 4
内山企画課長	1 4
是枝みゆきさん	1 4
内山企画課長	1 4
黒田澄子さん	1 5
内山企画課長	1 5
黒田澄子さん	1 6
内山企画課長	1 6

日程第 8	議案第 3 号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1 6
	宮路市長提案理由説明		1 7
	堂下総務企画部長兼総務課長		1 7
	山口初美さん		1 7
	上財政管財課長		1 8
	山口初美さん		1 8
	上財政管財課長		1 9
	山口初美さん		1 9
	黒田澄子さん		1 9
日程第 9	議案第 4 号	日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について	2 0
	宮路市長提案理由説明		2 0
	堂下総務企画部長兼総務課長		2 0
休 憩			2 1
日程第 1 0	議案第 5 号	日置市国民健康保険税条例の一部改正について	2 1
	宮路市長提案理由説明		2 1
	堂下総務企画部長兼総務課長		2 1
日程第 1 1	議案第 6 号	日置市健康交流館ゆーふる吹上条例の一部改正について	2 2
日程第 1 2	議案第 7 号	日置市国民宿舎条例の一部改正について	2 2
	宮路市長提案理由説明		2 2
	堂下総務企画部長兼総務課長		2 3
日程第 1 3	議案第 8 号	日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	2 4
	宮路市長提案理由説明		2 4
	満留市民福祉部長兼市民生活課長		2 4
日程第 1 4	議案第 9 号	日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について	2 5
日程第 1 5	議案第 1 0 号	日置市都市公園条例の一部改正について	2 5
	宮路市長提案理由説明		2 5
	瀬川産業建設部長		2 6
日程第 1 6	議案第 1 1 号	日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について	2 7

宮路市長提案理由説明	27
瀬川産業建設部長	27
日程第17 議案第12号 日置市立学校設置条例の一部改正について	28
宮路市長提案理由説明	28
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	28
日程第18 議案第13号 平成30年度日置市一般会計補正予算(第8号)	28
日程第19 議案第14号 平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	28
日程第20 議案第15号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	28
日程第21 議案第16号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	29
日程第22 議案第17号 平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)	29
日程第23 議案第18号 平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第3号)	29
日程第24 議案第19号 平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算(第4号)	29
日程第25 議案第20号 平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	29
日程第26 議案第21号 平成30年度日置市水道事業会計補正予算(第4号)	29
宮路市長提案理由説明	29
日程第27 議案第22号 平成31年度日置市一般会計予算	31
日程第28 議案第23号 平成31年度日置市国民健康保険特別会計予算	31
日程第29 議案第24号 平成31年度日置市公共下水道事業特別会計予算	31
日程第30 議案第25号 平成31年度日置市農業集落排水事業特別会計予算	31
日程第31 議案第26号 平成31年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	32
日程第32 議案第27号 平成31年度日置市健康交流館事業特別会計予算	32
日程第33 議案第28号 平成31年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	32
日程第34 議案第29号 平成31年度日置市介護保険特別会計予算	32
日程第35 議案第30号 平成31年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	32
日程第36 議案第31号 平成31年度日置市水道事業会計予算	32
宮路市長提案理由説明	32
日程第37 陳情第1号 動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書	37

散 会	3 7
-----------	-----

第2号（3月7日）（木曜日）

開 議	4 2
日程第1 議案第13号 平成30年度日置市一般会計補正予算（第8号）（各常任委員長報告）	
下御領総務企画常任委員長報告	4 2
黒田文教厚生常任委員長報告	4 4
留盛産業建設常任委員長報告	4 7
日程第2 議案第14号 平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告）	4 9
日程第3 議案第19号 平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）（文教厚生常任委員長報告）	4 9
日程第4 議案第20号 平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告）	4 9
黒田文教厚生常任委員長報告	4 9
日程第5 議案第15号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）（産業建設常任委員長報告）	5 2
日程第6 議案第16号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（産業建設常任委員長報告）	5 2
日程第7 議案第21号 平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）（産業建設常任委員長報告）	5 2
留盛産業建設常任委員長報告	5 2
休 憩	5 4
日程第8 議案第17号 平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）（総務企画常任委員長報告）	5 4
日程第9 議案第18号 平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）（総務企画常任委員長報告）	5 4
下御領総務企画常任委員長報告	5 4
日程第10 議案第22号 平成31年度日置市一般会計予算	5 6
日程第11 議案第23号 平成31年度日置市国民健康保険特別会計予算	5 6
日程第12 議案第24号 平成31年度日置市公共下水道事業特別会計予算	5 6
日程第13 議案第25号 平成31年度日置市農業集落排水事業特別会計予算	5 6

日程第 1 4	議案第 2 6 号	平成 3 1 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	5 6
日程第 1 5	議案第 2 7 号	平成 3 1 年度日置市健康交流館事業特別会計予算	5 6
日程第 1 6	議案第 2 8 号	平成 3 1 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	5 6
日程第 1 7	議案第 2 9 号	平成 3 1 年度日置市介護保険特別会計予算	5 6
日程第 1 8	議案第 3 0 号	平成 3 1 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	5 6
日程第 1 9	議案第 3 1 号	平成 3 1 年度日置市水道事業会計予算	5 6
	佐多申至君		5 6
	有村福祉課長		5 6
	佐多申至君		5 6
	有村福祉課長		5 6
	佐多申至君		5 7
	有村福祉課長		5 7
	漆島政人君		5 7
	協商工観光課長		5 8
	漆島政人君		5 8
	協商工観光課長		5 8
	山口初美さん		5 9
	有村福祉課長		5 9
	梅北社会教育課長		5 9
	秋葉吹上支所長		6 0
	宮下建設課長		6 0
	豊永学校教育課長		6 0
	山口初美さん		6 0
	有村福祉課長		6 1
	梅北社会教育課長		6 1
	豊永学校教育課長		6 1
	山口初美さん		6 1
	有村福祉課長		6 2
	梅北社会教育課長		6 2
	黒田澄子さん		6 2
	内山企画課長		6 3
	堂下総務企画部長兼総務課長		6 3

	秋葉吹上支所長	6 3
	橋口地域づくり課長	6 3
	協商工観光課長	6 3
休	憩	6 4
	黒田澄子さん	6 4
	内山企画課長	6 5
	堂下総務企画部長兼総務課長	6 5
	秋葉吹上支所長	6 5
	橋口地域づくり課長	6 5
	協商工観光課長	6 5
	黒田澄子さん	6 6
	橋口地域づくり課長	6 6
	協商工観光課長	6 7
	西菌典子さん	6 7
	上財政管財課長	6 8
	西菌典子さん	6 8
	宮路市長	6 9
	西菌典子さん	6 9
	上財政管財課長	6 9
	桃北勇一君	6 9
	梅北社会教育課長	7 0
	上財政管財課長	7 0
	桃北勇一君	7 1
	梅北社会教育課長	7 1
	堂下総務企画部長兼総務課長	7 1
	桃北勇一君	7 1
	上財政管財課長	7 1
散	会	7 2

第3号（3月14日）（木曜日）

	開 議	7 6
	日程第1 一般質問	7 6

田畑純二君	7 6
宮路市長	7 7
田畑純二君	7 8
堂下総務企画部長兼総務課長	7 9
田畑純二君	7 9
堂下総務企画部長兼総務課長	7 9
田畑純二君	7 9
宮下建設課長	7 9
田畑純二君	7 9
宮下建設課長	8 0
田畑純二君	8 0
宮下建設課長	8 0
田畑純二君	8 0
堂下総務企画部長兼総務課長	8 0
田畑純二君	8 0
堂下総務企画部長兼総務課長	8 1
田畑純二君	8 1
堂下総務企画部長兼総務課長	8 1
田畑純二君	8 1
堂下総務企画部長兼総務課長	8 1
田畑純二君	8 2
堂下総務企画部長兼総務課長	8 2
田畑純二君	8 2
堂下総務企画部長兼総務課長	8 2
田畑純二君	8 2
城ヶ崎農林水産課長	8 2
田畑純二君	8 3
城ヶ崎農林水産課長	8 3
田畑純二君	8 3
城ヶ崎農林水産課長	8 3
田畑純二君	8 3
宮下建設課長	8 3

田畑純二君	8 3
宮下建設課長	8 3
田畑純二君	8 3
宮下建設課長	8 4
田畑純二君	8 4
宮下建設課長	8 4
田畑純二君	8 4
宮下建設課長	8 4
田畑純二君	8 4
橋口地域づくり課長	8 4
田畑純二君	8 5
宮路市長	8 5
田畑純二君	8 5
堂下総務企画部長兼総務課長	8 5
田畑純二君	8 5
宮下建設課長	8 5
田畑純二君	8 6
宮下建設課長	8 6
田畑純二君	8 6
宮下建設課長	8 6
田畑純二君	8 6
宮路市長	8 7
田畑純二君	8 7
休 憩	8 7
池満 渉君	8 7
宮路市長	8 8
奥教育長	8 9
池満 渉君	8 9
城ヶ崎農林水産課長	8 9
池満 渉君	9 0
城ヶ崎農林水産課長	9 0
池満 渉君	9 1

城ヶ崎農林水産課長	9 1
池満 渉君	9 1
城ヶ崎農林水産課長	9 2
池満 渉君	9 2
上財政管財課長	9 2
池満 渉君	9 2
上財政管財課長	9 3
池満 渉君	9 3
宮路市長	9 3
池満 渉君	9 4
奥教育長	9 4
池満 渉君	9 4
梅北社会教育課長	9 4
池満 渉君	9 4
梅北社会教育課長	9 5
池満 渉君	9 5
梅北社会教育課長	9 5
池満 渉君	9 5
梅北社会教育課長	9 5
池満 渉君	9 6
梅北社会教育課長	9 6
池満 渉君	9 6
梅北社会教育課長	9 7
池満 渉君	9 7
協商工観光課長	9 7
池満 渉君	9 7
奥教育長	9 8
休 憩	9 8
池満 渉君	9 8
宮路市長	9 9
池満 渉君	9 9
宮路市長	9 9

山口政夫君	1 0 0
宮路市長	1 0 0
奥教育長	1 0 1
山口政夫君	1 0 1
堂下総務企画部長兼総務課長	1 0 1
山口政夫君	1 0 2
川畑消防本部消防長	1 0 2
山口政夫君	1 0 2
宮路市長	1 0 3
山口政夫君	1 0 4
宮路市長	1 0 4
山口政夫君	1 0 4
宮路市長	1 0 5
山口政夫君	1 0 5
宮路市長	1 0 7
山口政夫君	1 0 7
佐多申至君	1 0 7
宮路市長	1 0 7
佐多申至君	1 0 8
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 9
佐多申至君	1 0 9
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 9
休 憩	1 0 9
佐多申至君	1 0 9
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 0
佐多申至君	1 1 0
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 0
佐多申至君	1 1 0
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 0
佐多申至君	1 1 1
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 1
佐多申至君	1 1 1

満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 1
佐多申至君	1 1 1
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 1
佐多申至君	1 1 1
橋口地域づくり課長	1 1 2
佐多申至君	1 1 2
橋口地域づくり課長	1 1 2
佐多申至君	1 1 2
橋口地域づくり課長	1 1 3
佐多申至君	1 1 3
橋口地域づくり課長	1 1 3
佐多申至君	1 1 4
橋口地域づくり課長	1 1 4
佐多申至君	1 1 4
橋口地域づくり課長	1 1 4
佐多申至君	1 1 4
協商工観光課長	1 1 4
佐多申至君	1 1 5
協商工観光課長	1 1 5
佐多申至君	1 1 5
協商工観光課長	1 1 5
佐多申至君	1 1 6
宮路市長	1 1 6
桃北勇一君	1 1 6
宮路市長	1 1 7
奥教育長	1 1 8
桃北勇一君	1 1 8
橋口地域づくり課長	1 1 9
桃北勇一君	1 1 9
橋口地域づくり課長	1 1 9
桃北勇一君	1 1 9
橋口地域づくり課長	1 1 9

休 憩	1 1 9
桃北勇一君	1 1 9
橋口地域づくり課長	1 1 9
桃北勇一君	1 1 9
有村福祉課長	1 1 9
桃北勇一君	1 2 0
有村福祉課長	1 2 0
桃北勇一君	1 2 0
有村福祉課長	1 2 0
桃北勇一君	1 2 0
橋口地域づくり課長	1 2 0
桃北勇一君	1 2 1
橋口地域づくり課長	1 2 1
桃北勇一君	1 2 1
宮路市長	1 2 1
桃北勇一君	1 2 1
橋口地域づくり課長	1 2 2
桃北勇一君	1 2 2
橋口地域づくり課長	1 2 2
桃北勇一君	1 2 2
橋口地域づくり課長	1 2 2
桃北勇一君	1 2 2
橋口地域づくり課長	1 2 2
桃北勇一君	1 2 2
橋口地域づくり課長	1 2 2
桃北勇一君	1 2 2
橋口地域づくり課長	1 2 3
桃北勇一君	1 2 3
橋口地域づくり課長	1 2 3
桃北勇一君	1 2 3
宮路市長	1 2 3
桃北勇一君	1 2 3
宮路市長	1 2 3
桃北勇一君	1 2 3

宮路市長	1 2 4
桃北勇一君	1 2 4
橋口地域づくり課長	1 2 4
桃北勇一君	1 2 4
宮路市長	1 2 4
桃北勇一君	1 2 4
長倉健康保険課長	1 2 4
桃北勇一君	1 2 5
長倉健康保険課長	1 2 5
桃北勇一君	1 2 5
梅北社会教育課長	1 2 5
有村福祉課長	1 2 5
橋口地域づくり課長	1 2 5
桃北勇一君	1 2 6
橋口地域づくり課長	1 2 6
桃北勇一君	1 2 6
長倉健康保険課長	1 2 6
桃北勇一君	1 2 6
宮下建設課長	1 2 6
桃北勇一君	1 2 6
宮下建設課長	1 2 6
桃北勇一君	1 2 6
宮下建設課長	1 2 7
桃北勇一君	1 2 7
宮下建設課長	1 2 7
桃北勇一君	1 2 7
宮下建設課長	1 2 7
桃北勇一君	1 2 7
長倉健康保険課長	1 2 7
桃北勇一君	1 2 8
長倉健康保険課長	1 2 8
桃北勇一君	1 2 8

長倉健康保険課長	1 3 7
黒田澄子さん	1 3 7
長倉健康保険課長	1 3 8
黒田澄子さん	1 3 8
長倉健康保険課長	1 3 8
黒田澄子さん	1 3 8
長倉健康保険課長	1 3 8
黒田澄子さん	1 3 8
長倉健康保険課長	1 3 8
黒田澄子さん	1 3 8
長倉健康保険課長	1 3 8
黒田澄子さん	1 3 8
長倉健康保険課長	1 3 9
黒田澄子さん	1 3 9
長倉健康保険課長	1 3 9
黒田澄子さん	1 3 9
長倉健康保険課長	1 3 9
黒田澄子さん	1 3 9
長倉健康保険課長	1 3 9
黒田澄子さん	1 3 9
長倉健康保険課長	1 4 0
黒田澄子さん	1 4 0
長倉健康保険課長	1 4 0
黒田澄子さん	1 4 0
豊永学校教育課長	1 4 0
黒田澄子さん	1 4 1
豊永学校教育課長	1 4 1
黒田澄子さん	1 4 1
有村福祉課長	1 4 1
黒田澄子さん	1 4 1

有村福祉課長	1 4 1
黒田澄子さん	1 4 1
有村福祉課長	1 4 1
黒田澄子さん	1 4 2
有村福祉課長	1 4 2
黒田澄子さん	1 4 2
有村福祉課長	1 4 2
黒田澄子さん	1 4 2
有村福祉課長	1 4 2
黒田澄子さん	1 4 3
有村福祉課長	1 4 3
豊永学校教育課長	1 4 3
黒田澄子さん	1 4 3
豊永学校教育課長	1 4 3
黒田澄子さん	1 4 3
豊永学校教育課長	1 4 4
黒田澄子さん	1 4 4
有村福祉課長	1 4 4
黒田澄子さん	1 4 4
有村福祉課長	1 4 5
黒田澄子さん	1 4 5
豊永学校教育課長	1 4 5
黒田澄子さん	1 4 5
豊永学校教育課長	1 4 5
休 憩	1 4 5
黒田澄子さん	1 4 6
有村福祉課長	1 4 6
黒田澄子さん	1 4 6
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 6
黒田澄子さん	1 4 6
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 6
黒田澄子さん	1 4 6

満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 6
黒田澄子さん	1 4 6
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 7
黒田澄子さん	1 4 7
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 7
坂口洋之君	1 4 7
宮路市長	1 4 8
坂口洋之君	1 4 9
宮路市長	1 5 0
坂口洋之君	1 5 0
宮路市長	1 5 0
坂口洋之君	1 5 0
協商工観光課長	1 5 1
坂口洋之君	1 5 1
協商工観光課長	1 5 1
坂口洋之君	1 5 1
協商工観光課長	1 5 1
坂口洋之君	1 5 1
協商工観光課長	1 5 1
坂口洋之君	1 5 1
内山企画課長	1 5 2
坂口洋之君	1 5 2
内山企画課長	1 5 2
坂口洋之君	1 5 2
宮路市長	1 5 2
坂口洋之君	1 5 2
堂下総務企画部長兼総務課長	1 5 2
坂口洋之君	1 5 3
宮路市長	1 5 3
坂口洋之君	1 5 3
内山企画課長	1 5 3
坂口洋之君	1 5 3

	内山企画課長	1 5 4
	坂口洋之君	1 5 4
	内山企画課長	1 5 4
	坂口洋之君	1 5 4
	内山企画課長	1 5 4
	坂口洋之君	1 5 4
	脇商工観光課長	1 5 5
	坂口洋之君	1 5 5
	橋口地域づくり課長	1 5 5
	坂口洋之君	1 5 5
	内山企画課長	1 5 6
	坂口洋之君	1 5 6
	宮路市長	1 5 6
	坂口洋之君	1 5 6
	宮路市長	1 5 6
	坂口洋之君	1 5 6
	堂下総務企画部長兼総務課長	1 5 6
休	憩	1 5 6
	坂口洋之君	1 5 7
	堂下総務企画部長兼総務課長	1 5 7
	坂口洋之君	1 5 7
	堂下総務企画部長兼総務課長	1 5 7
	坂口洋之君	1 5 7
	堂下総務企画部長兼総務課長	1 5 7
	坂口洋之君	1 5 8
	堂下総務企画部長兼総務課長	1 5 8
	坂口洋之君	1 5 8
	堂下総務企画部長兼総務課長	1 5 8
	坂口洋之君	1 5 8
	堂下総務企画部長兼総務課長	1 5 8
	坂口洋之君	1 5 9
	堂下総務企画部長兼総務課長	1 5 9

坂口洋之君	1 5 9
堂下総務企画部長兼総務課長	1 5 9
坂口洋之君	1 5 9
堂下総務企画部長兼総務課長	1 5 9
坂口洋之君	1 5 9
堂下総務企画部長兼総務課長	1 5 9
福元 悟君	1 5 9
宮路市長	1 6 0
福元 悟君	1 6 1
東農地整備課長	1 6 1
福元 悟君	1 6 2
東農地整備課長	1 6 2
福元 悟君	1 6 2
宮路市長	1 6 2
福元 悟君	1 6 2
宮路市長	1 6 3
福元 悟君	1 6 3
東農地整備課長	1 6 4
福元 悟君	1 6 4
東農地整備課長	1 6 4
福元 悟君	1 6 4
宮路市長	1 6 4
福元 悟君	1 6 5
城ヶ崎農林水産課長	1 6 6
福元 悟君	1 6 6
宮路市長	1 6 8
休 憩	1 6 8
大園貴文君	1 6 8
宮路市長	1 6 9
奥教育長	1 6 9
大園貴文君	1 7 0
宮路市長	1 7 0

大園貴文君	1 7 0
橋口地域づくり課長	1 7 0
大園貴文君	1 7 0
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 7 1
大園貴文君	1 7 1
橋口地域づくり課長	1 7 1
大園貴文君	1 7 1
宮路市長	1 7 1
大園貴文君	1 7 2
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 7 2
大園貴文君	1 7 2
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 7 2
大園貴文君	1 7 2
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 7 2
大園貴文君	1 7 2
橋口地域づくり課長	1 7 3
大園貴文君	1 7 3
橋口地域づくり課長	1 7 3
大園貴文君	1 7 3
宮路市長	1 7 4
大園貴文君	1 7 4
橋口地域づくり課長	1 7 4
大園貴文君	1 7 4
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 7 5
大園貴文君	1 7 5
宮路市長	1 7 5
大園貴文君	1 7 5
宮路市長	1 7 5
大園貴文君	1 7 6
宮路市長	1 7 6
大園貴文君	1 7 6
宮路市長	1 7 7

	大園貴文君	1 7 7
	宮路市長	1 7 7
	大園貴文君	1 7 7
休	憩	1 7 8
	山口初美さん	1 7 8
	宮路市長	1 7 9
	山口初美さん	1 7 9
	福山介護保険課長	1 7 9
	山口初美さん	1 7 9
	有村福祉課長	1 8 0
	山口初美さん	1 8 0
	宮路市長	1 8 0
	山口初美さん	1 8 0
	有村福祉課長	1 8 1
	山口初美さん	1 8 1
	有村福祉課長	1 8 1
	山口初美さん	1 8 1
	有村福祉課長	1 8 2
	山口初美さん	1 8 2
	宮路市長	1 8 2
	山口初美さん	1 8 2
	宮路市長	1 8 3
	山口初美さん	1 8 3
	宮路市長	1 8 4
	山口初美さん	1 8 4
	宮路市長	1 8 4
	山口初美さん	1 8 4
	宮路市長	1 8 4
	山口初美さん	1 8 4
	堂下総務企画部長兼総務課長	1 8 5
	山口初美さん	1 8 5
	宮路市長	1 8 5

山口初美さん	1 8 5
宮路市長	1 8 6
山口初美さん	1 8 6
宇都上下水道課長	1 8 6
山口初美さん	1 8 6
宇都上下水道課長	1 8 6
山口初美さん	1 8 6
宮路市長	1 8 6
山口初美さん	1 8 6
宮路市長	1 8 7
散 会	1 8 7

第5号（3月28日）（木曜日）

開 議	1 9 3
日程第1 議案第1号 市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）	1 9 3
留盛産業建設常任委員長報告	1 9 3
日程第2 議案第2号 日置市男女共同参画推進条例の制定について（総務企画常任委員長報告）	1 9 3
日程第3 議案第5号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）	1 9 3
下御領総務企画常任委員長報告	1 9 3
山口初美さん	1 9 6
佐多申至君	1 9 6
日程第4 議案第6号 日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）	1 9 7
日程第5 議案第7号 日置市国民宿舎条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）	1 9 7
下御領総務企画常任委員長報告	1 9 7
山口初美さん	1 9 9
池満 渉君	1 9 9
山口初美さん	2 0 0
門松慶一君	2 0 0

日程第 6	議案第 9 号 日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）	2 0 1
日程第 7	議案第 1 0 号 日置市都市公園条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）	2 0 1
	留盛産業建設常任委員長報告	2 0 1
	山口初美さん	2 0 2
	福元 悟君	2 0 2
	山口初美さん	2 0 3
	福元 悟君	2 0 3
日程第 8	議案第 1 2 号 日置市立学校設置条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	2 0 3
	黒田文教厚生常任委員長報告	2 0 3
	山口初美さん	2 0 4
	坂口洋之君	2 0 5
休 憩		2 0 5
日程第 9	議案第 2 2 号 平成 3 1 年度日置市一般会計予算（各常任委員長報告）	2 0 5
	下御領総務企画常任委員長報告	2 0 6
	黒田文教厚生常任委員長報告	2 0 9
	留盛産業建設常任委員長報告	2 1 3
休 憩		2 1 5
	山口初美さん	2 1 6
	田畑純二君	2 1 7
日程第 1 0	議案第 2 3 号 平成 3 1 年度日置市国民健康保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）	2 1 7
日程第 1 1	議案第 2 8 号 平成 3 1 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）	2 1 7
日程第 1 2	議案第 2 9 号 平成 3 1 年度日置市介護保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）	2 1 7
日程第 1 3	議案第 3 0 号 平成 3 1 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）	2 1 7
	黒田文教厚生常任委員長報告	2 1 8
	山口初美さん	2 2 1

坂口洋之君	2 2 1
山口初美さん	2 2 2
橋口正人君	2 2 3
山口初美さん	2 2 3
西菌典子さん	2 2 3
日程第 1 4 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度日置市公共下水道事業特別会計予算（産業建設常任 委員長報告）	2 2 4
日程第 1 5 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算（産業建設常 任委員長報告）	2 2 4
日程第 1 6 議案第 3 1 号 平成 3 1 年度日置市水道事業会計予算（産業建設常任委員長報告） 留盛産業建設常任委員長報告	2 2 4 2 2 5
山口初美さん	2 2 7
重留健朗君	2 2 7
日程第 1 7 議案第 2 6 号 平成 3 1 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算（総務企画常任委 員長報告）	2 2 8
日程第 1 8 議案第 2 7 号 平成 3 1 年度日置市健康交流館事業特別会計予算（総務企画常任 委員長報告）	2 2 8
下御領総務企画常任委員長報告	2 2 8
休 憩	2 2 9
山口初美さん	2 3 0
門松慶一君	2 3 0
山口初美さん	2 3 0
池満 渉君	2 3 1
日程第 1 9 陳情第 1 号 動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書 の（1、本市において地域の猫対策検討協議会の設置を求めます。）の部分（文 教厚生常任委員長報告）	2 3 1
日程第 2 0 陳情第 1 号 動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書 の（2、地域猫に対する理解を深めるための学びの場としての研修会等の開催を 求めます。）の部分（文教厚生常任委員長報告）	2 3 1
日程第 2 1 陳情第 1 号 動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書 の（3、地域猫への不妊・去勢手術への公費助成を求めます。）の部分（文教厚	

生常任委員長報告)	2 3 1
黒田文教厚生常任委員長報告	2 3 1
山口初美さん	2 3 5
橋口正人君	2 3 6
日程第 2 2 議案第 3 2 号 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	2 3 6
宮路市長提案理由説明	2 3 7
堂下総務企画部長兼総務課長	2 3 7
西菌典子さん	2 3 7
堂下総務企画部長兼総務課長	2 3 8
西菌典子さん	2 3 8
堂下総務企画部長兼総務課長	2 3 8
西菌典子さん	2 3 9
堂下総務企画部長兼総務課長	2 3 9
休 憩	2 4 0
日程第 2 3 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度日置市一般会計補正予算 (第 9 号)	2 4 0
宮路市長提案理由説明	2 4 0
日程第 2 4 閉会中の継続審査申し出について	2 4 1
日程第 2 5 閉会中の継続調査申し出について	2 4 1
日程第 2 6 議員派遣の件について	2 4 1
日程第 2 7 所管事務調査結果報告について	2 4 1
閉 会	2 4 1
宮路市長	2 4 2

平成31年第1回（3月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
2月26日	火	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
2月27日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
2月28日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
3月 1日	金	委 員 会	議会運営委員会・予備日
3月 2日	土	休 会	
3月 3日	日	休 会	
3月 4日	月	休 会	
3月 5日	火	休 会	
3月 6日	水	休 会	
3月 7日	木	本 会 議	条例及び補正予算採決・当初予算総括質疑
3月 8日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月 9日	土	休 会	
3月10日	日	休 会	
3月11日	月	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月12日	火	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月13日	水	委 員 会	中学校卒業式、常任委員会予備日
3月14日	木	本 会 議	一般質問
3月15日	金	本 会 議	一般質問
3月16日	土	休 会	
3月17日	日	休 会	
3月18日	月	本 会 議	一般質問
3月19日	火	休 会	
3月20日	水	委 員 会	議会運営委員会
3月21日	木	休 会	春分の日
3月22日	金	休 会	小学校卒業式
3月23日	土	休 会	
3月24日	日	休 会	

3月25日	月	休	会	
3月26日	火	休	会	
3月27日	水	休	会	
3月28日	木	本	会 議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決・追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 1号	平成31年度日置市土地開発公社事業計画の報告について
議案第 1号	市道の路線の認定について
議案第 2号	日置市男女共同参画推進条例の制定について
議案第 3号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 4号	日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
議案第 5号	日置市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 6号	日置市健康交流館ゆーぶる吹上条例の一部改正について
議案第 7号	日置市国民宿舎条例の一部改正について
議案第 8号	日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議案第 9号	日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について
議案第 10号	日置市都市公園条例の一部改正について
議案第 11号	日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について
議案第 12号	日置市立学校設置条例の一部改正について
議案第 13号	平成30年度日置市一般会計補正予算（第8号）
議案第 14号	平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 15号	平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
議案第 16号	平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 17号	平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 18号	平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 19号	平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第 20号	平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 議案第 21号 平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第 22号 平成31年度日置市一般会計予算
- 議案第 23号 平成31年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 24号 平成31年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 25号 平成31年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 26号 平成31年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 議案第 27号 平成31年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 議案第 28号 平成31年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 議案第 29号 平成31年度日置市介護保険特別会計予算
- 議案第 30号 平成31年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 31号 平成31年度日置市水道事業会計予算
- 議案第 32号 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 33号 平成30年度日置市一般会計補正予算（第9号）
- 陳情第 1号 動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書

第 1 号 (2 月 2 6 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長報告：監査結果等）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 1号 平成31年度日置市土地開発公社事業計画の報告について
日程第 6	議案第 1号 市道の路線の認定について
日程第 7	議案第 2号 日置市男女共同参画推進条例の制定について
日程第 8	議案第 3号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 9	議案第 4号 日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第 5号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第11	議案第 6号 日置市健康交流館ゆーふる吹上条例の一部改正について
日程第12	議案第 7号 日置市国民宿舎条例の一部改正について
日程第13	議案第 8号 日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第 9号 日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について
日程第15	議案第10号 日置市都市公園条例の一部改正について
日程第16	議案第11号 日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第12号 日置市立学校設置条例の一部改正について
日程第18	議案第13号 平成30年度日置市一般会計補正予算（第8号）
日程第19	議案第14号 平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第15号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
日程第21	議案第16号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第17号 平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第18号 平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第19号 平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第25	議案第20号 平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第21号 平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）

- 日程第 27 議案第 22 号 平成 31 年度日置市一般会計予算
- 日程第 28 議案第 23 号 平成 31 年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 29 議案第 24 号 平成 31 年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 25 号 平成 31 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 26 号 平成 31 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 27 号 平成 31 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 28 号 平成 31 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 29 号 平成 31 年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第 35 議案第 30 号 平成 31 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 36 議案第 31 号 平成 31 年度日置市水道事業会計予算
- 日程第 37 陳情第 1 号 動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書

本会議（2月26日）（火曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	秋葉久治君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	脇博文君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	建設課長	宮下章一君

上下水道課長 宇 都 健 一 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

ただいまから平成31年第1回日置市議会議定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（並松安文君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員を指名します。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、漆島政人君、田畑純二君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（並松安文君）

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月28日までの31日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月28日までの31日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長報告：監査結果等）

○議長（並松安文君）

日程第3、諸般の報告を行います。
議会の報告につきましては、お手元に配付しました資料のとおりです。

次に、監査結果の報告であります。平成30年10月分から12月分までの例月現金出納検査結果報告を初め、定例監査結果報告、随時監査結果報告、公の施設の管理監査結果

報告及び財政援助団体等に対する監査結果について報告がありましたので、その写しを配付しました。

以上、報告をいたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（並松安文君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

昨年11月11日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

11月12日に協業組合ユニカラーと日置工場新設により新規雇用11人を見込んだ立地協定の調印を行い、12月13日に協定に基づく新工場の地鎮祭が行われました。また、2月6日に株式会社ユー・エム・アイ工場の増設と新規雇用5名を見込んだ立地協定の締結を行い、雇用機会の拡大に努めました。

次に、12月8日に日置市消防団吹上方面湯之元分団、12月9日に日吉方面団南分団の車庫が落成し、地域防災拠点の一層の充実を図りました。

次に、1月29日に吹上浜公園サッカー場の地鎮祭が行われ、スポーツ観光の推進のための施設充実に向けた取り組みを進めました。

このほか、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載してありますので、ご確認をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5 報告第1号平成31年度日置市土地開発公社事業計画の報告について

○議長（並松安文君）

日程第5、報告第1号平成31年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第1号は、平成31年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてであります。

平成31年度日置市土地開発公社事業計画の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

それでは、報告第1号平成31年度日置市土地開発公社事業計画の報告について、補足説明を申し上げます。

別紙の2ページの表をごらんください。

まず、収益的収入としまして1億1,948万1,000円を計上しております。内訳としまして、事業収益では、清藤工業団地と徳重工業団地の貸付料及び住宅団地の販売等を見込みまして、1億1,925万9,000円を、事業外収益では、受取利息や雑収益の合計22万2,000円を計上しております。

次に、右側の収益的支出としまして9,086万9,000円を計上しております。内訳としまして、土地造成事業原価8,009万6,000円は、住宅団地の販売見込み額を計上し、販売費及び一般管理費を1,027万3,000円、予備費を50万円計上しております。

続きまして、3ページをお開きください。

資本的収入としまして、徳重工業団地造成事業の借りかえ分について5億8,000万円を計上しております。

資本的支出につきましては6億4,963万

8,000円を計上しております。内訳としまして、土地造成事業費では、徳重工業団地と清藤工業団地の工事費、関連費、支払利息やその他の住宅団地造成事業の販売促進及び管理費の関連費など6,913万8,000円を、公社債償還金及び長期借入金償還金では、徳重工業団地造成事業短期借入分として5億8,000万円を、また、予備費として50万円を計上しております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する6,963万8,000円は、損益勘定留保資金及び利益剰余金で補填するものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

現金収支の当初資金計画でございます。受け入れ資金の合計で12億183万円、支払資金の合計で6億6,041万1,000円となっており、差し引き5億4,141万9,000円の繰り越しを予定しております。

5ページ以降につきましては、これらの内訳でございますので、ご確認ください。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、報告第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。これで報告第1号の報告を終わります。

△日程第6 議案第1号市道の路線の認定について

○議長（並松安文君）

日程第6、議案第1号市道の路線の認定についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第1号は、市道の路線の認定について

であります。

開発造成工事に伴い1路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いたします。

○産業建設部長（瀬川利英君）

議案第1号市道の路線の認定について、別紙により補足説明を申し上げます。

それでは、別紙をお開きください。

今回、市道認定をしたい路線は、日置市土地開発公社の開発造成工事に伴い、整備されたものであります。上大迫線の延長や起点・終点は別紙資料のとおりでありますので、説明は省略いたします。

資料の市道認定路線位置図及び市道認定路線図をお開きください。

市道認定路線を赤色の実線で表示してあります。

上大迫線の具体的な場所は、清藤工業団地の北側に位置し、日置市土地開発公社が造成した路線になります。

以上で、補足説明を終わります。ご審議方よろしく願いたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。議案第1号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第7 議案第2号日置市男女共同
参画推進条例の制定について

○議長（並松安文君）

日程第7、議案第2号日置市男女共同参画推進条例の制定についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第2号は、日置市男女共同参画推進条例の制定についてであります。

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等が協働して男女共同参画の推進に取り組むことにより、男女共同参画社会の実現に寄与するため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明をさせますので、ご審議をよろしく願いたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

議案第2号日置市男女共同参画推進条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

国におきましては、平成11年に男女共同参画社会基本法が交付、施行されて以降、男女共同参画に関連するさまざまな取り組みを推進してきました。本市におきましても、平成20年3月に日置市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて総合的かつ体系的に取り組むを進めてまいりました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や社会通念慣習の中での男女の不平などは、依然として存在し、また、配偶者等に対する暴力などの人権を侵害する問題など、真の男女平等の達成には多くの課題が残されております。

こうした背景から、日置市が将来にわたり、活力あるまちづくりを進めていくためには、改めて男女共同参画の理念を明らかにし、その重要性を喚起するとともに、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを市と市民、事業者等が連携協力して推進していくことが重要と考え、条例を制定し取り組むものでございます。

それでは、別紙をごらんください。

目次にありますように、条例は、前文と第1章から第5章までの27の条文で構成されております。

前文では、男女共同参画社会の形成に関する現状と課題、取り組みの必要性を述べています。

第1章総則では、第1条で目的、第2条で用語の定義について、第3条で男女共同参画社会の形成に向けた7つの基本理念を定めております。

めくっていただきまして、第4条から第7条までは、男女共同参画社会の形成のためには、行政だけではなく、市民、事業者、教育に携わるものの理解や取り組みが必要なことから、それぞれの責務について規定しております。

第2章、男女共同参画を阻害する行為の禁止等では、第8条で性別による差別的取り扱いや人権侵害の禁止について、第9条で公衆に表示する情報に関する配慮について規定しています。

第3章、男女共同参画の推進に関する基本的施策では、第10条から、めくっていただきまして、第15条まで、男女共同参画基本計画の策定に当たっての取り組みや計画に基づいた施策を進めていくために必要な取り組みを規定しています。第16条では、ドメスティックバイオレンスの防止及び被害者の個々のための施策の実施に関する基本的な計画の策定を、第17条では、市が配偶者暴力相談支援センターとしての役割を担うことを規定しております。また、第18条は、施策の策定に関し必要な情報収集及び調査研究の実施について、第19条は、施策の実施状況の検証及び公表について、さらに第20条では、市が実施する施策や男女共同参画社会の形成を阻害する人権の侵害について、相談の申し出があった場合の対応について規定して

います。

次のページ、第4章、日置市男女共同参画審議会では、第21条から、めくっていただきまして、第26条において、男女共同参画基本計画の策定や変更、推進に関する施策または重要事項を調査・審議する日置市男女共同参画審議会の設置及び組織運営などについて規定しております。なお、第27条の委員につきましても、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めるものでございます。

附則第1項としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものです。附則第2項では、現日置市男女共同参画基本計画を、第3項では、現DV防止計画をこの条例に規定する基本計画及びDV防止計画とみなすことを規定しております。また、附則第4項では、委員の報酬及び費用弁償の額を定めるため、日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行っております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。発言通告がありますので、西菌典子さんの発言を許可します。

○15番（西菌典子さん）

私は、待ちわびた条例制定という気持ちで質疑をさせていただきます。

基本理念や基本的施策、その他というふうにとらえてあるのと思っております。この条例が、男女を問わずそれぞれの人権が尊重されて、その人なりに生きやすい世の中づくりの推進となりますように、制定を心から願っているところでございます。

そこで、幾つかお尋ねしたいと思います。

1番、自治会や地域社会についてのそこにおける男女共同参画社会の推進についてでございます。

人口減少、少子高齢という中におきまして、

自治会や地域社会における地域づくりなどの重要性というのは、緊急課題でありまた重要課題であります。その中で女性の抱える課題とか、また役割もふえて来ているという現状であります。

平成29年度国立女性教育会館で開催されました男女共同参画推進フォーラムでは、地域で活躍できる女性をふやそうというテーマで議論がなされております。また、平成29年内閣府男女共同参画局では、人口減、少子高齢の大きな流れの中で、自治会や地域社会の中で男女共同参画社会の推進が、今後一層必要であるというふうにしてしております。

本条例におきまして、自治会や地域社会などの男女共同参画の意義や位置づけの重要性というのをどう考えて折り込み生かしていくのか、お尋ねしたいと思います。

2番でございます。教育の推進でございます。

第7条において書いて記してありますが、教育委員会におきましても、学校教育課と社会教育課があります。特にこの男女共同参画というのは社会づくりを目的としている部分が多く、ほかの自治体などの条例を見れば、学校教育、社会教育、その他のあらゆる教育という表現が多く見られております。そうして重要視しているところがありますが、そのような学校教育に並んで社会教育の重要性に対して、本条例がどのように考えていらっしゃるのか、その辺をお尋ねいたします。

3番目でございます。市の責務についてでございます。

第4条におきまして、施策の策定実施協働連携推進など全ての全部を束ねる責務は当然あるわけでございます。と同時に、その市を直接構成したり運営している職員に対して、家庭との両立支援また女性職員の能力発揮など、男女共同参画推進を進めるための環境整備、それに努める責務も持っているというふ

うに記している自治体もあります。その点について、本条例としてどうお考えなのか伺います。

4番でございます。

昨年、政治分野における男女共同参画推進法が成立いたしました。女性議員が必要と言われながらもなかなか難しい。女性の政治参画への推進というものを求められながらもなかなか進まない、この条例とともに、こういう問題をどのようにこの条例で生かして発展に向けていくかというようなことのお考えが、その辺を伺いたいと思います。

以上です。

○企画課長（内山良弘君）

まず、1つ目の自治会や地域社会での女性の参画の意義や位置づけの重要性をどのように考えるかというご質問であったかと思えます。

女性の就業率が増加しまして、地域では多くの女性が地域活動を支え、大きな役割を担っているものと考えております。人権尊重と男女平等を基盤とするこの男女共同参画の視点に立った協働による取り組みが今後必要でございますし、男女共同参画社会の形成を推進するためにも、自治会や地域社会における女性の参画が、今後より重要であると考えているところでございます。

続きまして、4番目になります。政治分野における男女共同参画推進法が成立したが、その推進をどう考えるかという点でございます。

この法律は、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律であると認識しております。個人の政治活動までは関与できないところではございますが、この男女共同参画基本計画の重点目標といたしまして、政策方針決定課程への女性参画の拡大を掲げております。男女共同参画に関する理解を浸透させ、男女共同参画に関する学習機会を

提供していく、情報提供等の啓発活動を今後も継続していくことが必要であると考えているところでございます。

以上です。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

それでは、2番目の質問について、学校教育の立場でお答えいたします。

各学校では、人権尊重の理念に基づき、全教育活動において人権教育を推進しております。前文にもありますように、男女がお互いの人権を尊重し誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、学校教育が果たす役割は重要であると考えております。

○社会教育課長（梅北浩一君）

社会教育課の関係で学校教育と同様、条例附則に規定されている基本理念に向けて社会教育が果たす役割というのは、非常に重要であると考えております。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

市の職員に対する取り組みの件でございませけれども、職員を任用する事業者の責務としまして、平成28年4月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づきまして、特定事業主行動計画を策定しまして、職員採用や継続就業及び仕事と家庭の両立、また配置・育成・教育訓練及び評価・登用における課題に向けた取り組みについて、数値目標を設けまして、職場環境の整備充実に努めているところでございます。

○15番（西菌典子さん）

ずっと今ご説明をいただき、それぞれが私が質疑いたしましたものが含まれてそれを推進していくというふうに解釈をさせていただきたいと思っております。

この文面を見る限りでは、ちょっとそういう文が物足りないというような思いもあり、質疑いたしましたところでございますけれども、逐条解説など、また今後の計画などでやはり

具体的なものをまたこれに添えるなどの計画なども必要ではないかというふうに思ったりもいたしますが、その辺について再度お尋ねいたします。

○企画課長（内山良弘君）

今後の施策等につきまして、年次報告第19条でも毎年基本計画に基づいた施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するというような形であります。毎年度この報告により、また市民への周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、是枝みゆきさんの発言を許可します。

○3番（是枝みゆきさん）

まずは、男女共同参画推進条例が施行されますことを大変うれしく思います。

それでは、第4章、審議会についての質問をいたします。

審議会は委員15人以下で組織するとございます。これまで日置市男女共同参画推進懇話会が設置されておりまして、委員は20人以下をもって組織されておりました。審議会は第21条にありますように、大変重要な事項を審議する会です。5人減となりました理由は何でしょうか。

また、1月18日に行われた懇話会におきまして、審議会の委員構成について意見を出示してもらい検討されたようですが、どのような意見が出され、審議会委員15人以内のメンバーの構成は怎么样了のかを質問いたします。

○企画課長（内山良弘君）

まず、1つ目の人数の件でございませ。審議会の委員につきましては、この懇話会の中でもそれぞれ協議をしましてまいりました。他市の状況等も踏まえ、懇話会で協議した結果、15人以内ということで決定したところでございませ。

2 問目の 1 月 1 8 日に行われました懇話会において、審議会の委員構成についての検討状況という部分でございますが、懇話会の中で母子寡婦会などに関係する団体から選出してみてはどうかとか、市の P T A 連絡協議会母親代表につきまして、1 年限りの充て職という部分もあり、男女共同参画の視点を持って活動できるのかとか、関係団体の推薦の中で、市教育委員会から市の教頭会の代表とした理由は何とか、D V に関しまして警察の生活安全課や福祉課と連携が必要なので委員として検討してはどうか、また県外に本社があるような大企業を加えてみてはどうかと、このような意見が出されました。

審議会委員の構成メンバーは、公募委員、関係団体の推薦、学識経験者その他市長が認める者から組織第 2 2 条の中で定めておりますが、関係団体といたしましては市の農業委員会、市の自治会長連絡協議会、市民生委員児童委員協議会、市地域女性連絡協議会、市の商工会女性部、市の P T A 連絡協議会、市の教頭会、鹿児島地域振興局の保健福祉環境部、それから市の人権擁護委員から推薦をお願いすることといたしました。

学識経験者といたしましては、県の男女共同参画地域推進員を、それからその他市長が必要と認める者という部分で、市の女性消防団からも選出することとして予定をしております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、黒田澄子さんの発言を許可します。

○1 2 番（黒田澄子さん）

今回、市長がお約束をされたとおりに条例ができた、またこの議会に提案をされたことを大変うれしく思うものでございます。

それでは、議案第 2 号について、3 点にわたって質疑をさせていただきます。

県内 1 3 番目となりました本市の条例策定

において、一番早いのがこれまで出水市が昨年度ということでございますので、これまで何年かにわたってこの条例は県もですけども市町村でつくってこられました。まだ市が一番新しいわけですけども、これまでの 1 2 の市町村がつけられたものと比べて、本市ならではの特徴的なものは何か盛り込まれておれば、その点についてお答えいただきたいと思えます。

2 番目に、条例策定されることで、メリットとしてどのようなことを考えておられるのか、これは市民にとってまた行政のいろいろな業務等もあると思えますけれども、何らかのメリットを考えておられればお尋ねいたします。

審議会については、先ほど答弁されましたので、県の推進委員は何名ほど入るのか、この方々はもう日常的にいろいろな学びの場に足を運ばれ、どんどんどんどん学びを深めておられる方たちだと思っております。何名ほど入っていかれるのかをお尋ねいたします。

○企画課長（内山良弘君）

まず、1 つ目の本市ならではの特徴はという部分でございます。

本市の条例の特徴という部分で 2 点挙げさせていただきたいと思えますが、県内の他市町村の条例にない部分で、第 1 6 条に D V 防止計画の規定、それから第 1 7 条に配偶者暴力相談支援センターについての規定、この 2 点が他市とやはり異なっているという部分があります。平成 2 6 年に法改正によりまして、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等に関する法律、この法改正によりまして、改正された部分で条例に盛り込んだという形になります。ほかの他市町におきましては、この法律改正の前とかそういった部分での制定で、条例に盛り込まれていないという部分があるかとは思いますが、他市との比較で特徴的な部分という部分で、現時点ではこの

2点になろうかと考えております。

2つ目の条例制定されることでのメリットをどう考えるかというご質問でございます。

条例制定によりまして、今回市や市民及び事業者等の責務や役割を明らかにすることで、男女共同参画の基本理念を確認するという部分で、男女共同参画社会の形成の推進に向けた施策に対し、それぞれ市・市民・事業者一体となって、総合的かつ計画的に取り組んでいけるものという形で、今後より推進していくことができるものと考えております。

済みません、審議会の学識経験者、何名かという部分で、男女共同参画地域推進委員の方を2名予定をしているところでございます。以上です。

○12番（黒田澄子さん）

DVとか配偶者暴力相談支援センター、本市もしっかりとつくってありましたので、盛り込まれたことはまた一つ大きく市民のためになるのかなあと考えております。

それでは、パブリックコメントをとっておられると思います。何らかのご意見が市民から出たのであれば、幾つかご紹介できる範囲でご紹介いただきたいと思います。

また今回、条例ができましたので、もちろん実施計画はこれまでもつくって進めてきておりますけれども、今後評価などももっと丁寧に行われるのかなという部分、それから庁舎内でも男女共同参画の視点というのが、なかなかわかりづらい、学んでいかないと自分の課においては、どういったことがその視点になるのかということもご理解をいただいておかないと、今後の事業だったり、もちろん事業の実施計画の中にもどういったことを目標においていこうかということも、余り変化がないのではいけないのかなと思います。各担当者への研修会などは、今後どのように実施を考えておられるのか、この2点についてお尋ねをいたします。

○企画課長（内山良弘君）

1つ目のパブリックコメントの部分でございますが、意見の提出はございませんでした。

2つ目の実施計画の評価といたしましては、今後も評価の制度という部分を少し見直しをする必要があると考えております。今後、他市の状況も県からの意見も聞きながら評価の形を随時見直していきたいと考えております。

各課それぞれ職員の視点の部分につきましては、各課からのワーキンググループ員もいらっしゃると思いますので、その方たちからのまた各課へのフィードバックという部分も期待していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

議案第2号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第8 議案第3号社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（並松安文君）

日程第8、議案第3号社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜

本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第3号は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

消費税率及び地方消費税率の改定による使用料等の額の改定に伴い、関係条例の整理を図るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

それでは、議案第3号社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

この条例は、消費税率及び地方消費税率の改定による使用料等の額の改定に伴い、関係条例の整理を図るため、制定するものでございます。

それでは、別紙をごらんください。

この条例により、改正します条例を第1章から第4章まで、所管部ごとに整理してあります。

第1章は、総務企画部で対象となる条例は、第1条の日置市営駐車場条例から、2枚めくっていただきまして、第8条の日置市観光案内条例までの8条例。

第2章は、市民福祉部で第9条の日置市東市来総合福祉センター条例から、2枚めくっていただきまして、第16条の日置市吹上温泉給湯条例までの8条例。

第3章は、産業建設部で第17条の日置市農村センター条例から、1枚めくっていただきまして、第23条の日置市都市公園運動施設条例までの7つの条例。

第4章は、教育委員会になります。3枚めくっていただきまして、第24条の日置市立学校施設使用条例から、4枚めくっていただきまして、第28条の日置市吹上歴史民俗資料館条例までの5条例になります。

全体で28の条例になります。

改正内容につきましては、いずれも平成31年10月1日から消費税率が8%から10%に改定されることに伴いまして、使用料や手数料等を定めた別表の金額を消費税引き上げ分を含んだ金額に改正し、または条文中の消費税率を改正して、あわせて条文の整理を行うものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、平成31年10月1日から施行すること。また、日置市営駐車場条例の施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によること。それ以外の施設等につきましては、施行日前の施設等の使用の許可に係る使用料について、なお従前の例によるという経過措置などをそれぞれ定めてございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

この条例、まず社会保障の安定財源の確保等を図るということであるんですが、これまでも社会保障のためと言われてきましたけれども、社会保障は削られる一方で大企業減税の穴埋めにこの消費税が使われてきたという経過がございます。

そして、この消費税というのは逆進性が高い、非常に低所得の人たちに負担が重い、そういう税金ですので本当に社会保障の財源としてはふさわしくない、そういうことがございます。

そして今、国会でも毎日議論がされておりますけれども、この増税の根拠として政府が言ってきたのが、勤労統計調査などによる数字を示して景気が上向いていると、よくなってきているんだということで、消費税を増税しても大丈夫なんだというような、そのような根拠が示されていたわけですが、この勤労統計調査の不正・改ざん、こういうことが明らかになりまして、増税の根拠が総崩れしております。本来なら増税は取りやめるべきなんです。

そして、その増税後の経済対策として、いろいろ今検討されているのがポイント還元軽減税率や複数税率など、こういう対策は混乱を招くことが予想されますし、経済対策としても本当に対策にならない、そういう内容だと私は考えております。

このような今回はこの条例の制定を議題とされているわけですが、このような国会の状況などを見て、住民の理解が得られると考えておられるのか。

そしてこれが、増税がもしされなかった場合に、この条例はどういうふうになるのか、その点を伺いたいと思います。

○財政管財課長（上 秀人君）

今回の消費税率の改正につきましては、国のほうで5兆円を超えるということございまして、財政健全化と半分は社会保障の充実

とか教育の無償化に充てるというふうに国のほうでも示しております。

今般、税率改正についても、国のほうでも対策をしっかりとっていくというようなことも言っております。

今回の改正部分につきましては、使用料等に関する部分を確実に転化していくということを中心に税率改正をして含めた改正を提案しているところでございまして、国の税率改正に基づきまして、市のほうも改正していきたいと、そういう内容でございます。

消費税率の改正がなかった場合には、またこれも国のほうの改正が必要というふうになりますので、当然市のほうもまたそれに伴って改正していくということになります。

以上でございます。

○14番（山口初美さん）

もう一点伺いますが、今おっしゃった国が対策をいろいろ考えているということなんですが、この対策に4兆円かけてやるということなんです。5兆円の財源を入れるために4兆円使うと。このような国会の論戦もいろいろみんな関心を持ってやってみていかないと本当にいけないと思うんですが、今先ほども申しましたように、家計消費もマイナス、それから実質労働賃金もマイナスというそういう本当に景気はよくなっていない、そういう状況なんです。そういうときに増税をすれば地域経済も、それから住民の暮らしも破壊されてしまう。そういうことを本当に心配するわけです。

この条例制定については、いろいろ市のやっぱりやらなければならない仕事だということで、増税に対応した市のいろいろな行政がその後うまくいくようにということで、準備をされているという点は理解はするんですが、増税そのものがやはり住民の理解も得られないし、本当にこの先行き増税の根拠も崩れているわけですから、そういうことをしっかり

とやっぱり市のほうも行政のほうも住民の暮らしを守るという立場に立って、しっかりと対応していただきたいと思います、その点はいかがでしょうか。

○財政管財課長（上 秀人君）

今回の使用料等の改定に伴います部分につきましては、啓発の期間もまだございますので、十分その点は住民の方々にも周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第3号社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対討論を行います。

今質疑でも申し上げましたけれども、繰り返しになりますけれども、この社会保障の財源というふうにならわっておりますが、消費税というのは逆進性が高い、本当に低所得のお金のない人たちに負担が重い税制で、社会保障の財源としてはふさわしくありません。

また、勤労統計調査の不正・改ざんが明らかになり、政府が増税の根拠としてきたそういうものが総崩れです。本来なら増税は取りやめるべきです。

そして、増税後の経済対策として今検討されているポイント還元だとか軽減税率複数税率だの、この国会で検討されているものは本当に混乱を招くことが予想されますし、経済対策としても私は認めることはできません。

今、家計消費もマイナス、実質労働賃金もマイナス、貧困と格差が広がる中、10%へ増税することに私は反対であります。

本条例は、10月1日に増税されることの準備として、本市でいろいろ条例を使用料などを改定するものでございますが、先ほどの私の質疑に対しまして、また、増税がなかった場合はまた条例の提案をし直すというか、新たにまた出されるということでございました。住民の暮らしも地域経済も破壊する消費税増税を私は認めることはできませんので、この条例にも賛成できません。

また、住民の理解も得られないと考えますので、つけ加えてまた税制の見直しも必要だということを申し上げて、反対討論いたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

○12番（黒田澄子さん）

私は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、消費税10%への改定は、三党合意で既に決められていましたが、その後、この

実施予定年度に大きな震災が起きたり、また大規模な豪雨災害により、国中が大変な状況の中で、国もこのことを大きく受けとめて延期されてきたものでございます。

当局の今回の提案理由にも消費税率及び地方消費税率の改定による使用料との額の改定ということで、市が独自で何らかの税率アップをするものではないということは、はっきりわかるものであり、また、この税率改定に準じて、民間企業も今準備を始めているわけでございます。

地方自治体はその準備をしてこのように条例改正をしていくことは、至極当然のことであるとの理由で、私はこの議案第3号について、賛成をいたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

議案第3号社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、この採決は起立によって行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一

部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第4号日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第9、議案第4号日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第4号は、日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてであります。

学校教育法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

議案第4号日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、学校教育法の一部改正に伴いまして、大学制度の中に位置づけられ、専門職業人の要請を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられたことから改正を行うものでございます。

それでは、別紙をごらんください。

第4条は、自己啓発等休業制度の対象となる大学と教育施設を規定した条文ですが、第4条第6号中「第4項」を「第7項」にいくと、学校教育法の引用箇所を改正を行うもの

でございます。

なお、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号日置市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第10 議案第5号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第10、議案第5号日置市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第5号は、日置市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

国民健康保険税の税率及び税額並びに納期を見直すため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

議案第5号日置市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、現在、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で算定している国民健康保険税の算定方式を資産割を縮小し、所得割、均等割、平等割に転化していき、平成35年度までに資産割を含めない3方式に、加えて、応能割と応益割の賦課割合を50対50に近づけていくよう、改正するものでございます。

それでは、別紙をごらんください。

まず、第3条第1項ですが、これは基礎課税額となる医療分の所得割の税率改正になります。

第4条は、基礎課税額となる医療分の資産割の税率改正です。

第5条は、基礎課税額となる医療分の均等

割額の改正です。

次の第5条の2第1号中、2万円を2万5000円に改めは、基礎課税額となる医療分の平等割額の改正。同条第2号中、1万円を1万2500円には、特定世帯の平等割額の改正。同条第3号中、1万5,000円を1万5,375円には、特定継続世帯の平等割額の改正になります。

続きまして、第6条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割の税率改正です。

第7条は、後期高齢者支援金等課税額の資産割の税率改正です。

第8条は、介護納付金課税額の所得割の税率改正です。

第9条は、介護納付金課税額の資産割額の税率改正です。

次の第12条第1項の改正は、普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期の改正となります。これまで、6期の納期だったものを10期とするものでございます。各納期の期間につきましては、それぞれご確認ください。

次の第23条は、国民健康保険税の減額となる規定でございます。

第23条第1号中、1万3,650円を1万5,050円に改めは、第5条で説明しました均等割額2万1,500円の7割軽減の額となります。1万4,000円を1万4,350円に改めは、5条の2で説明しました平等割額2万500円の7割軽減の額となります。7,000円を7,175円に改めは、5条の2で説明しました特定世帯の平等割額1万250円の7割軽減の額となります。1万500円を1万763円に改めは、5条の2で説明しました特定継続世帯の平等割額1万5,375円の7割軽減の額となります。

以下、同条第2号及び同条第3号の改正ですが、ただいま7割軽減で説明しました第5条及び第5条の2の額が、それぞれ同条第

2号では5割軽減、同条第3号では2割軽減となる規定でございます。

附則第1項としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、改正後の日置市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるという経過措置の適用を規定しております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

議案第5号は総務企画常任委員会に付託します。

△日程第11 議案第6号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例の一部改正について

△日程第12 議案第7号日置市国民宿舎条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第11、議案第6号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例の一部改正について及び日程第12、議案第7号日置市国民宿舎条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第6号は、日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例の一部改正についてであります。

日置市健康交流館ゆーぷる吹上の休館日及び使用料の額を見直すため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第

1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第7号は、日置市国民宿舎条例の一部改正についてであります。

吹上砂丘荘の利用料の額を見直すため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件、内容につきましては、総務企画部長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

それでは、議案第6号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

別紙をごらんください。

第3条は、これまで毎月第2月曜日及び第4月曜日としていました休館日を毎月月曜日に改正するものです。

次に、使用料を定めた別表の改正です。

浴場・プール及び研修室の使用料につきましては、それぞれ消費税率の改定に伴います増税分を転化した額の改正になっています。浴場・プール共通と宿泊施設、多目的利用室につきましては、これまで県内の類似施設と比較しまして、同様の利用料等が低い状況もあったことから、経営の安定を図っていく上で消費税の改定に合わせ、料金の見直しを行っております。

浴場・プール共通の大人の当日使用券は500円を730円に、回数使用券は5,000円を7,330円に、小学生の当日使用券は300円を370円に、幼児の当日使用券は100円を160円に改定しています。

宿泊施設につきましては、これまで大人、高校生及び中学生、小学生としていた3つの区分を、中学生以上を含む大人と小学生、幼児に見直し、使用料は3,000円を4,190円に、2,000円を3,140円

に、新たに幼児料金として1,050円を設けました。

多目的利用室も同じように、大人、高校生及び中学生、小学生としていた区分を、中学生以上を含む大人と小学生、幼児に見直し、使用料は宿泊施設と同じ金額に設定しております。

また、別表の備考として、幼児を4歳から小学生に相当する未満の者と具体的に定めております。

なお、附則第1項としまして、この条例は、平成31年10月1日から施行するものです。

附則第2項では、施行の日前の使用の許可に係る使用料については、従前の例による。

附則第3項では、施行の際、現に宿泊している者に係る宿泊使用料は、施行日までの日の宿泊に係る宿泊料に限り、従前の例によるという経過措置を定めております。

また、附則第4項では、条例の施行の際に、指定管理者に管理を行わせている場合においては、附則第2項及び第3項の適用については、使用を利用と読みかえる特例を定めております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第7号日置市国民宿舎条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

別紙をごらんください。

第3条第2項で1,080円を1,100円に、860円を880円に改めるものは、ゴールデンウィークやお盆、年末年始等のシーズン料金として、1泊当たりの宿泊料金に加算する額を消費税率改定に伴い改正するもので、それぞれ大人1人、小学生1人の額となっております。

同項第2号及び第3号の改正は、条文の整理でございます。

次に、利用料を定めた別表の改正です。

まず、宿泊利用料ですが、小学生と幼児の

利用料につきましては、消費税率の改定に伴います消費税引き上げ相当分の改正になっておりますが、大人の利用料につきましては、今回の消費税率の改定に合わせて利用料の見直しを行っております。大人の利用料は、普通室で4,940円を6,000円に、特別室で5,650円を6,900円に改定します。加えて、備考第3項の各室を1人で利用する場合の加算額を510円から1,000円に改定します。

これは、平成9年以降、基本的な宿泊利用料の見直しを行っておらず、経営安定を図っていく上から、客室清掃経費、リネン費等消耗品費、光熱水費などの経費の上昇、近隣施設などの利用料などを勘案して見直すものでございます。

次に、休憩利用料ですが、利用料金につきましては、消費税引き上げ相当分の改正ですが、超過利用料につきましては、普通室で大人220円を330円に、小学生140円を230円に、特別室で大人420円を380円に、小学生250円を280円に、広間で大人140円を150円に、110円を120円に見直しております。

次に、広間等利用料ですが、現行利用料区分が部屋の広さごとに細分化され、利用者にとってわかりにくい設定になっていたものを新館、休館の部屋の名称ごとに整理しまして、利用料の設定を見直しています。金額は、消費税引き上げを勘案しながら1,000円単位に調整しております。

また、結婚式場は、8,220円を8,800円に、美容室は新たに設定したものでございます。

附則第1項としまして、この条例は平成31年10月1日から施行するものです。

第2項としまして、施行の際、現に宿泊している者に係る宿泊利用料は、条例の施行の日までの宿泊に係る宿泊利用料に限り、従前

の利用料とする経過措置を定めてあります。

以上、ご審議をよろしく願いたします。

○議長（並松安文君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

議案第6号及び議案第7号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第13 議案第8号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第13、議案第8号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第8号は、日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明をさせますので、ご審議をよろしく願いたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

議案第8号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、同法律施行規則の一部が改正されたことにより、省令に準

じて改正するものであります。

それでは、別紙をお開きください。

日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条の2第6号中、短期大学の次に、「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む次号において同じ」を、卒業した後の次に、「同法に基づく専門職の大学の前期課程にあつては終了した後」を加え、同条第7号中、卒業した後の次に、「同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては終了した後」を加えるものです。

今回の改正内容につきましては、一般廃棄物処理施設におかれる技術管理者の資格を規定している条文の改正となります。日置市におきます該当施設はクリーン・リサイクルセンターであります。技術管理者は配置している状況にありますことから特に影響はございません。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第9号日置市道路占用料等の徴収条例の一部改正について

△日程第15 議案第10号日置市都市公園条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第14、議案第9号日置市道路占用料等の徴収条例の一部改正について及び日程第15、議案第10号日置市都市公園条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第9号は、日置市道路占用料等徴収条例の一部改正についてであります。

鹿兒島県道路占用料徴収条例の一部改正を勘案して占用料の額を改定し、並びに消費税率及び地方消費税率の改定に伴い占用料に係る税率を改定するため条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第10号は、日置市都市公園条例の一部改正についてであります。

都市計画法に基づく開発行為で整備した公園を都市公園として使用し、並びに道路占用料の額の改定に準じて占用料の額を改定し、並びに消費税率及び地方消費税率の改定に伴い占用料に係る税率を改定するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件、内容につきましては、産業建設部長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬川利英君）

議案第9号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

国が平成27年度に行われた固定資産税の評価がえ、地下に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものとするため、道路占用料の見直しを行い、平成29年度から占用料を改正し、これに伴い県も30年度から改正を行いました。

今回の改正につきましては、国・県の改正を勘案し、改正を行うものであり、また、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い占用料の改定を行うため、条例を改正するものであります。

附則として、この条例は31年4月1日から施行をするものであります。ただし、消費税率の改定に伴う部分は31年10月1日から施行するものであります。

次に、議案第10号日置市都市公園条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

今回の改正は、新たな都市公園の追加、道路占用料の額の改定に準じて公園占用料の額の改定、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い公園占用料に係る税率の改定、以上、3つの理由から条例を改正するものです。

まず、新たな都市公園の追加でございますが、日置市伊集院町清藤における日置市都市

開発公社が都市計画法に基づく開発行為で整備した公園について、都市公園として供用を開始したいと考えます。

別紙をお開きください。

別表第1、長松川公園の項の次に、上大迫公園、大字伊集院町清藤字上大迫を加えるものです。

附則として、この条例は、交付の日から施行するものです。

次に、道路占用料の額の改定に準じて、公園占用料の額の改定でございます。

都市公園の占用料は、道路法施行令の占用料の額に準じて定めております。国における道路占用料については、算定の基礎となる固定資産税評価額や地下に対する賃料の水準を反映し適切な額とするため、道路法施行令が一部改正され、29年4月1日に施行されました。今回この道路法施行令の一部改正に伴い、日置市道路占用料等徴収条例の一部改正に合わせ、都市公園における占用料も道路法施行令に準じて改定いたします。

附則として、この条例は31年4月1日から施行するものであります。

最後に、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、公園占用料に係る税率の改定でございます。

別表第2備考第5号中、「1.08」を「1.10」に改めます。こちらは消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、公園占用料に係る税率の改定を行うものであります。

附則として、この条例は31年10月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから2件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

議案第9号及び議案第10号の2件は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第16 議案第11号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第16、議案第11号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第11号は、日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正についてであります。

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明をさせますので、ご審議をよろしく願いたします。

○産業建設部長（瀬川利英君）

議案第11号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

学校教育法の一部改正に伴い、制度化される専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学を卒業した者に相当することになるた

め、水道法施行規則において、布設工事監督者及び水道技術管理者の要件に、専門職大学の前期課程終了者が含まれる旨を明記するものとなっております。

水道法の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件については、水道法施行令で定める資格を参酌して条例で定めることとされており、専門職大学の前期課程を修了した者が含まれるよう、日置市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議をよろしく願いたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第11号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号日置市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第17、議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第12号は、日置市立学校設置条例の一部改正についてであります。

日置市立日吉小学校及び日置市立日吉中学校を廃止し、並びに日置市立日吉学園を設置するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号及び日置市立学校設置条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

それでは、議案第12号日置市立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、日置市立日吉小学校及び日置市立日吉中学校を、平成33年4月1日をもって廃止し、新たに学校教育法第1条に規定する義務教育学校として、日置市立日吉学園を同日から現在の日吉中学校の位置に設置することに伴い、日置市立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

別表、小学校の部、日置市立日吉小学校の項及び中学校の部、日置市立日吉中学校の項を削り、新たに同表に義務教育学校の部を加え、名称を日置市立日吉学園、位置を日置市日吉町日置356番地とするものでございます。

附則の第1項といたしまして、この条例は平成33年4月1日から施行することとし、附則第2項から第7項までは、本条例の改正に伴う関係条例の一部改正をあわせて行うものでございます。

なお、この2つの学校の廃止と義務教育学校の日置市立日吉学園の名称及び設置につきましては、平成31年1月の定例教育委員会におきまして、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定に基づき、議決を得たところでございます。

また、この時期での条例改正につきましては、校舎建設補助金申請の際に、条例に規定していることが条件となっているためでございます。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

議案第12号は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第18 議案第13号平成30年度日置市一般会計補正予算（第8号）

△日程第19 議案第14号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第20 議案第15号平成30年

度日置市公共下水道事業
特別会計補正予算（第
5号）

△日程第21 議案第16号平成30年
度日置市農業集落排水事
業特別会計補正予算（第
3号）

△日程第22 議案第17号平成30年
度日置市国民宿舎事業特
別会計補正予算（第
3号）

△日程第23 議案第18号平成30年
度日置市健康交流館事業
特別会計補正予算（第
3号）

△日程第24 議案第19号平成30年
度日置市介護保険特別会
計補正予算（第4号）

△日程第25 議案第20号平成30年
度日置市後期高齢者医療
特別会計補正予算（第
3号）

△日程第26 議案第21号平成30年
度日置市水道事業会計補
正予算（第4号）

○議長（並松安文君）

日程第18、議案第13号平成30年度日置市一般会計補正予算（第8号）から日程第26、議案第21号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）までの9件を一括議題とします。

9件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第13号は、平成30年度日置市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,824万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289億

3,097万4,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国の補正予算に伴う予算措置、保育所運営費などの扶助費の増額、国民宿舎事業特別会計への繰出金の増額などの予算措置のほか、吹上支所庁舎整備事業などの年割額の変更に伴う継続費の補正、年度内に事業完成が見込めないものについて、繰越明許費の補正など所要の予算を編成いたしました。

まずは歳入の主なものでは、国庫支出金で、小・中学校ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、保育所運営費国庫負担金、プレミアム付商品券事業費国庫補助金の増額などにより1億3,251万2,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、障害者自立支援給付費県負担金過年度分、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金の増額などにより1,444万9,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、企業版ふるさと納税の寄付金910万4,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金で、歳入歳出予算の調整に伴う繰入金の減額などにより2億8,254万円を減額計上いたしました。

市債では、教育債で、学校教育施設空調設備整備事業債の増額などにより3億2,650万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費で、プレミアム付商品券事業費の増額、吹上支所庁舎整備事業の実績見込みに伴う工事請負費等の減額などにより1億899万5,000円を減額計上いたしました。

民生費では、保育所運営費の実績見込みに伴う扶助費の増額などにより3,787万4,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、南薩衛生処理組合負担金の減

額などにより5,147万2,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費では、追加内示に伴う活動火山周辺地域防災営農対策事業費の補助金の増額、国の補正予算に伴う畑地帯総合整備事業費の負担金の増額、資源リサイクル畜産環境整備事業費、産地づくり対策事業費の減額などにより823万3,000円を減額計上いたしました。

商工費では、国民宿舎事業特別会計の営業収入の減に伴う、繰出金の増額などにより1,159万1,000円の増額計上いたしました。

土木費では、公共下水道事業特別会計への一般会計の繰出金の減額などにより、5,792万2,000円を減額計上いたしました。

消防費では、消防施設整備費の消防団車庫建設の実績見込みに伴う工事請負費の減額などにより2,132万6,000円を減額計上いたしました。

教育費では、小学校及び中学校の普通教室の空調設備設置に係る工事請負費の増額などにより3億8,456万円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、現年補助農地農業用施設災害復旧費の実績見込みに伴う工事請負費の減額などにより677万5,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第14号は、平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ206万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,816万1,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で、保険基盤安定負担金の交付確定に伴う一般会計繰入金の減額などを計上いたしました。

歳出では、保健事業費で、特定健康診査等事業費の実績見込みに伴う委託料の減額などを計上いたしました。

次に、議案第15号は、平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ969万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,679万6,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で、一般会計繰入金の減額などを計上いたしました。

歳出では、事業費で、下水道整備費の委託料の減額などを計上いたしました。

次に、議案第16号は、平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,646万5,000円とするものであります。

歳出では、一般管理費の維持管理費で、科目の組みかえを行い、既定の歳出予算のとおりとしました。

次に、議案第17号は、平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,265万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,761万1,000円とするものであります。

歳入では、営業収入で、食事料、宿泊料などの減額、繰入金では一般会計繰入金の増額などを計上いたしました。

歳出では、経営費の一般事業費の実績見込みに伴う需用費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第18号は、平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第

3号) についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ443万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,819万3,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で、一般会計繰入金を増額を計上いたしました。

歳出では、管理費で、燃料費を増額を計上いたしました。

次に、議案第19号は、平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算(第4号)についてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,594万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,508万3,000円とするものであります。

歳入では、介護保険料で、現年度分特別徴収保険料の減額などを計上いたしました。

歳出では、保険給付費の介護サービス等諸費で、居宅介護サービス給付費の実績見込みに伴う負担金の減額、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費で、実績見込みに伴う負担金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第20号は、平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ234万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,611万9,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金の前減額などを計上いたしました。

歳出では、一般管理費で、実績見込みに伴う委託料の減額などを計上いたしました。

次に、議案第21号は、平成30年度日置市水道事業会計補正予算(第4号)についてであります。

資本的収入及び支出については、資本的収入の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を1億6,332万7,000円に、資本的支出は、総額から828万円を減額し、総額を4億3,495万4,000円とするものであります。

資本的支出では、建設改良費で、委託料などの実績見込みに伴う減額などを計上いたしました。

以上9件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(並松安文君)

これから議案第13号から議案第21号までの9件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(並松安文君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第13号は、各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第14号、議案第19号、議案第20号の3件は、文教厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第15号、議案第16号、議案第21号の3件は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第17号及び議案第18号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第27 議案第22号平成31年度日置市一般会計予算

△日程第28 議案第23号平成31年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第29 議案第24号平成31年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第30 議案第25号平成31年度日置市農業集落排水事

- 業特別会計予算
- △日程第 3 1 議案第 2 6 号平成 3 1 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- △日程第 3 2 議案第 2 7 号平成 3 1 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- △日程第 3 3 議案第 2 8 号平成 3 1 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- △日程第 3 4 議案第 2 9 号平成 3 1 年度日置市介護保険特別会計予算
- △日程第 3 5 議案第 3 0 号平成 3 1 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- △日程第 3 6 議案第 3 1 号平成 3 1 年度日置市水道事業会計予算

○議長（並松安文君）

日程第 2 7、議案第 2 2 号平成 3 1 年度日置市一般会計予算から日程第 3 6、議案第 3 1 号平成 3 1 年度日置市水道事業会計予算までの 1 0 件を一括議題とします。

ここで、議事の進め方について、お諮りします。

市長から提案理由の説明及び施政方針を聞き、各議案及び施政方針に対する総括質疑は、3 月 7 日第 2 本会議で行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。

それでは 1 0 件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

平成 3 1 年日置市議会第 1 回定例会に当たり、市政の状況と施策の一端を申し上げます

とともに、ご提案いたしました平成 3 1 年度当初予算案の概要をご説明し、議会を初め、市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

国は、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、戦後最大の 6 0 0 兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すこととしております。その中でも、我が国の財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進し、地方においても、国の取り組みと基調を合わせ、見直しを進めることとしています。また、消費税率の引き上げに伴う対応については、引き上げ前後の消費を平準化するための支援策を講ずることとしています。

県においては、一層の高齢化の進行などにより扶助費が引き続き増加する傾向もあり、公債費も高水準で推移することが見込まれることなどから、平成 3 1 年度においても歳入歳出両面にわたる徹底した行財政改革に取り組むとともに、「新しい力強い鹿児島」の実現に向けた各種施策の重点化、組みかえ等による見直しに取り組むこととしております。

このような中、本市においても、平成 3 1 年度が日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間の最終年度に当たることから、目標の達成に向け、進捗状況の検証及び分析を行い、その検証結果等を踏まえ、本市の喫緊の課題である人口減少問題の克服と地方創生につながる施策と事業を確実に実行するとともに、引き続き第 2 次日置市総合計画に掲げる将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」の実現に向けた取り組みを着実に進めることを基本としました。

また、現下の極めて厳しい財政状況の中、これまで行ってきた歳入歳出改革の努力についても決して緩めることなく、徹底した行財政改革を推進することを基本としました。

私が、マニフェストでお約束しました「元気な風」を日置市に吹かせる、「日置市が未来輝くまちとなる」、「緑あふれる自然のように健やかな「ふるさと日置を創る」」の実現に向け、今後も全力で取り組んでまいります。

それでは、平成31年度の当初予算案及び主要な施策について申し上げます。

平成31年度の当初予算の編成に当たりましては、財政計画に基づき、市民サービスの維持・向上等を図りつつ、安定的で持続可能な財政運営も考慮した上で、緊急性や重要性のある施策と事業等を選択した予算編成を行いました。

平成31年度の一般会計当初予算額は、249億5,900万円の予算規模となり、昨年度と比較し1億200万円の減となっています。

まず、歳入における市税であります。市税全体で対前年度比9,887万円増の46億3,163万6,000円を見込みました。

主な要因といたしまして、市民税で雇用・所得環境の改善等による給与所得の増、家屋の新築・増築に伴う固定資産税の増等を見込んでおります。

地方交付税では、合併算定がえの激変緩和措置期間や制度状況、前年度の交付実績などを考慮して、普通交付税で72億円を、特別交付税で6億円を見込み、総額で対前年度比同額の78億円を計上いたしました。

国庫支出金では、公園整備の社会資本整備総合交付金やプレミアム付商品券事業費国庫補助金等の増額に伴い、総額で対前年度比3億4,562万6,000円増の35億5,277万1,000円を計上いたしました。

県支出金では、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金や農業次世代人材投資事業費県補助金等の増に伴い、総額で対前年度

比2億5,248万5,000円増の21億5,113万3,000円を計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算額の財源調整のための財政調整基金からの繰り入れや吹上支所庁舎整備事業の大規模事業に係る施設整備基金からの繰り入れ、ふるさと納税による寄附金を効果的に活用するためのまちづくり応援基金からの繰り入れ、民俗芸能等伝承活動支援事業や地区振興計画に基づく地域課題解決を図るための地域づくり推進基金からの繰り入れなど、それぞれの目的に沿った繰り入れを予定し、総額で対前年度比2億6,355万7,000円減の18億4,951万9,000円を計上いたしました。

市債では、社会体育施設整備事業や消防施設整備事業等に充てる合併特例債、コミュニティバスなどのソフト事業に充てる過疎対策事業債、そのほか、臨時財政対策債などを見込み、総額で対前年度比5億2,760万円減の21億7,380万円を計上いたしました。

次に、歳出予算を部門別に主な事業をご説明申し上げます。

まず、総務部門であります。防犯対策につきましても、犯罪を抑止し、安全で安心なまちづくりを推進するため、昨年度に引き続き見守りカメラを設置します。また、市内に存在する危険家屋の対策会議を開催し、地域の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

防災対策につきましては、災害や非常事態に対応できる防災体制の確立のため、市総合防災訓練の実施に加え、国や県、関係市町、事業者等との共同による原子力防災訓練などを継続して実施してまいります。

庁舎整備につきましては、平成31年2月に移転し、業務を開始した吹上支所庁舎については、コンパクトで機能が良く、市民が利用しやすい庁舎を目指し、平成31年度中の完成に向けて引き続き整備を進めてまいり

ます。

また、新耐震基準を満たさない本庁舎につきましても、耐震補強計画や耐震補強設計を行い、耐震化に取り組んでまいります。

第2次日置市総合計画につきましても、前期基本計画の4年目に当たることから、後期基本計画策定に向けた市民アンケートを実施し、市民の各施策に対する問題意識やニーズ等の把握に努めてまいります。また、地方創生関係につきましても、長期的な視点で人口減少と地域経済縮小の克服に向けた事業推進のため、これまでの日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各施策の事業検証及び分析を踏まえ、平成32年度以降の次期総合戦略の策定に取り組んでまいります。

男女共同参画の推進につきましても、日置市男女共同参画推進条例を制定し、第2次日置市共同参画基本計画に基づいた市民との協働による、男女共同参画社会形成の促進に関する施策に取り組んでまいります。

消費税・地方消費税の引き上げ対策につきましても、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、プレミアム付商品券事業に取り組んでまいります。

移住定住促進対策につきましても、引き続き、対象地域において、市外から転入し住宅を新築又は購入した世帯、実家等の改修を行った世帯を支援するほか、市内居住の若い世代の市外への転出抑制を図るため、市内居住者が新築・購入又は実家等を改修した世帯に対しましても補助金を交付してまいります。空き家利活用の促進につきましても、空き家バンクを中心に、改修補助、家財道具処分補助、成約促進補助などの各種支援制度により市場流通の活性化を図り、移住定住の促進を図ってまいります。

交通政策につきましても、市民の交通手段の確保に努め、日置市地域公共交通網形成計

画に基づき、持続可能で利用しやすい公共交通網の見直しを進めてまいります。

共生・協働による地域づくりにつきましても、NPO法人の認証を初め、地域特性を生かした持続性のある仕組みづくりに向け、第4期地区振興計画に基づき、地域の課題解決に向けた計画的な事業の推進に取り組んでまいります。

次に、民生部門であります。

障がい福祉につきましても、第3期日置市障がい者計画等に基づき、障がい者が自ら望む地域で暮らすことができるように、その自己決定を尊重するとともに、必要とするサービスや支援方法について、関係機関と連携しながら、適切なサービス利用を支援してまいります。

高齢者福祉につきましても、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、誰もが住みなれた地域で、安心していきいきと心豊かな生活を送ることができるよう、高齢期の健康づくりと介護予防を推進してまいります。

児童福祉につきましても、日置市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所運営費を初め、放課後児童健全育成事業や延長保育促進事業、一時保育促進事業等を推進し、全ての子育て家庭及び地域の子育て支援を総合的に実施してまいります。

生活保護につきましても、生活保護法等の定める基準に基づき保護の決定を行うとともに、受給している方々が自立できるように支援を行ってまいります。また、生活困窮者の自立支援につきましても、自立相談支援や就労準備支援、学習支援に加え、新たに家計改善の事業に取り組んでまいります。

子ども医療費助成制度につきましても、医療費の保険診療に係る一部負担金を中学校卒業まで全額助成してまいります。

母子保健事業につきましても、不妊治療費

助成事業や母子健康診査、新生児聴覚検査費助成、産後ケア事業、産婦健康診査、マタニティボックス配布事業などに取り組み、市民のニーズに合わせた切れ目のない子育て支援を推進してまいります。

がん検診等事業につきましても、がんを早期に発見し、早期の治療につなぐことができるよう受診しやすい体制の強化を図ってまいります。

体験型健康医学教室事業につきましても、市民を対象とした教室や事業者向けの教室、地域の健康リーダーとして活躍する人材を創出していくことを目的とした教室を開催するとともに、市内の飲食店等を対象とした健康食メニューの開発支援に取り組み、健康で安心して生活することができるまちづくりを推進してまいります。

環境行政につきましても、公共用水域の水質保全のため、公共下水道区域外においては合併浄化槽の普及を促進してまいります。また、住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金を交付し、地球温暖化防止及びエネルギー自給率の向上を図るとともに、資源循環型社会の構築に向けて、生ごみモニター事業の実施など、焼却ごみの減量化と分別徹底に取り組んでまいります。

次に、労働部門でございます。

労働部門につきましては、公益社団法人日置市シルバー人材センターの運営費の助成を行い、高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の労働能力を活用し、みずからの生きがいの充実や活力あふれる地域づくりを推進してまいります。

次に、経済部門であります。

農林業生産基盤の整備につきましては、県営及び団体営の土地改良事業等を推進するとともに、地域づくり推進事業と農道等の施設整備に対する原材料等支給事業を併用しながら、整備を進めてまいります。

農業施設の整備につきましても、活動火山周辺地域防災営農対策事業や産地づくり対策事業等に取り組みながら、農業経営の安定や強化等に向けた支援を行ってまいります。

そのほか、日置市の新産業であるオリーブのまちづくりを推進するとともに、雇用創出を担う産業の構築として、6次産業化の取組を進めてまいります。

次に、商工部門であります。

商工部門につきましては、商工業者の育成、振興を図るため、商工業制度資金等利子補給補助事業、信用保証料補助事業及び創業者支援事業等を行うとともに、商工会と連携しながら地元商店街の購買力を高めるプレミアム付き商品券の発行助成等を行い、商店街の活性化を図ってまいります。

次に、観光部門であります。

観光部門につきましては、本市のスポーツ施設と市内の宿泊施設が連携し合宿等を誘致することにより、スポーツ及び文化を通じた観光振興を図ってまいります。

観光情報の発信等につきましては、島津義弘公没後400年を契機に、日置市の認知度向上と交流人口増による地域活性化を図るため、観光PR武将隊プロジェクトを始動させ、甲冑姿での観光PR活動等を行い、あわせて没後400年記念事業を展開してまいります。

次に、建設部門であります。

主要道路網や生活道路につきましても、有利な地方債等を活用して整備するとともに、公営住宅につきましても、引き続き耐震性や劣化状況に応じて建てかえや改修に取り組み、適切な維持管理に努めてまいります。

都市計画事業につきましても、居住環境や公園・道路網などの利便性の向上と安全性が確保された市街地整備を図るため、引き続き湯之元第一地区土地区画整理事業に取り組むとともに、都市公園事業につきましても、かごしま国体に向けた伊集院総合運動公園陸上

競技場や湯之元球場の改修に取り組んでまいります。

次に、消防部門であります。

常備消防につきましても、火災、救急、救助、自然災害、そのほか予測できない大規模・特殊災害等に対応するため、人的機動力の育成と車両・救助資機材等の更新による消防力の向上に取り組んでまいります。また、非常備消防につきましても、日吉方面団北分団、吹上方面団永吉分団及び吹上方面団和田分団の車庫建てかえ工事に取り組んでまいります。

次に、教育部門であります。

教育施設の整備につきましても、学校の施設改修に取り組むとともに、（仮称）日吉義務教育学校整備事業の校舎増築工事に着手してまいります。

市内小・中学校のあり方につきましても、保護者や地域住民との合意形成を前提とし、より良い教育環境の整備に取り組んでまいります。

小中一貫教育につきましては、9年間を通して「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を身につけた児童生徒の育成を目指し、各中学校区を単位として、のびゆくひおきっ子事業やチェスト行けひおきっ子事業、ひおきふるさと教育の実践を図るとともに、幼小中高が連携した教育の充実や特色ある学校づくりを一層推進してまいります。不登校児童生徒の自立促進やいじめ問題への対応等につきましても、子ども支援センターの充実と教育相談員やスクールソーシャルワーカーの適切な配置を図ってまいります。

社会体育につきましても、生涯スポーツへの参加による市民の健康づくりを推進するため、市体育協会や各種競技・活動団体の育成を図るとともに、東市来運動公園屋内多目的施設整備事業や吹上浜公園サッカー場整備事業などの施設整備を通じたスポーツ交流人口

の拡大に取り組んでまいります。また、平成32年10月3日から13日までの日程で開催される「燃ゆる感動かごしま国体」につきましても、開催準備や啓発活動に取り組んでまいります。

続きまして、国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度から県と市町村が共同保険者となり、国保財政運営の責任主体が県に移行しましたが、今後も国民健康保険事業の運営を持続的かつ安定的に進めていくために、医療給付費の適正化対策や保険税の収納率向上対策に取り組むための予算を計上し、予算規模は59億8,139万3,000円となりました。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

公共下水道事業特別会計予算は、終末処理場等の維持管理、汚水管渠更生工事及びマンホールふた取りかえ工事等を計上し、予算規模は5億8,322万9,000円となりました。

続きまして、農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業特別会計予算は、農業集落排水処理施設の維持管理経費及び公債費等を計上し、予算規模は3,710万6,000円となりました。

続きまして、国民宿舎事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

国民宿舎事業特別会計予算は、職員の人件費、施設の運営費及び賄い材料費等を計上し、予算規模は1億9,433万5,000円となりました。

依然として厳しい経営状況が続いておりますが、施設の老朽化に伴う年次的な施設維持修繕等を行い、職員の資質向上とサービスのレベルアップ等を図りながら、お客様の満足度の向上を目指し、利用者ニーズを踏まえた事業運営に努めてまいります。

続きまして、健康交流館事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

健康交流館事業特別会計予算は、職員の人件費、施設の管理運営費及び修繕費等を計上し、予算規模は1億3,902万7,000円となりました。老朽化している施設を改修することで、施設機能の向上と安定したサービスの提供を目指してまいります。

続きまして、温泉給湯事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

温泉給湯事業特別会計予算は、維持管理委託料及び電気料等の管理運営費等を計上し、予算規模は493万2,000円となりました。

続きまして、介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

介護保険特別会計予算は、第7期介護保険事業計画を基に、介護を要する高齢者等が住みなれた地域で安心して生活が送れるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に努めるとともに、自立支援・重度化防止に向けた介護予防事業等の推進及び居宅サービスの充実を図ってまいります。

また、総合事業では、多様な生活支援のニーズに応じていくために、多様なサービスの創出、提供を行うこととし、予算規模は57億1,168万4,000円となりました。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計予算は、保険料や低所得者の軽減保険料相当分の保険基盤安定繰入金及び広域連合納付金等を計上し、予算規模は6億7,848万4,000円となりました。

続きまして、水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予算につきましては、収入額は8億6,814万4,000円、支出

額は8億6,159万4,000円の予算規模となりました。

資本的収入及び支出の予算につきましては、収入額が1億9,400万円、支出額5億662万円の予算規模となりました。財源不足額3億1,262万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額762万円、過年度分損益勘定留保資金3億500万円で補填をすることとしました。

今後も計画的に水道施設整備等を実施し、安全な水の安定供給と効率的な経営に努めてまいります。

以上、今後の市政運営につきましても、私の基本的な考え方と本年度の施政方針及び当初予算の説明を申し上げますが、本施策の推進に当たりましては、議会を初め、市民の皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これで、議案第22号から議案第31号までの10件の説明を終わります。

△日程第37 陳情第1号動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書

○議長（並松安文君）

日程第37、陳情第1号動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

なお、3月7日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後0時20分散会

第 2 号 (3 月 7 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 13号 平成30年度日置市一般会計補正予算（第8号）（各常任委員長報告）
日程第 2	議案第 14号 平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 3	議案第 19号 平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4	議案第 20号 平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第 15号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 6	議案第 16号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 7	議案第 21号 平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 8	議案第 17号 平成30年度日置市国民宿舍事業特別会計補正予算（第3号）（総務企画常任委員長報告）
日程第 9	議案第 18号 平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）（総務企画常任委員長報告）
日程第 10	議案第 22号 平成31年度日置市一般会計予算
日程第 11	議案第 23号 平成31年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第 12	議案第 24号 平成31年度日置市公共下水道事業特別会計予算
日程第 13	議案第 25号 平成31年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
日程第 14	議案第 26号 平成31年度日置市国民宿舍事業特別会計予算
日程第 15	議案第 27号 平成31年度日置市健康交流館事業特別会計予算
日程第 16	議案第 28号 平成31年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
日程第 17	議案第 29号 平成31年度日置市介護保険特別会計予算
日程第 18	議案第 30号 平成31年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 19	議案第 31号 平成31年度日置市水道事業会計予算

本会議（3月7日）（木曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	秋葉久治君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	脇博文君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	建設課長	宮下章一君
上下水道課長	宇都健一君	学校教育課長	豊永藤浩君

社会教育課長 梅 北 浩 一 君

監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君

農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第13号平成30年度
日置市一般会計補正予算
(第8号)

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第13号平成30年度日置市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

おはようございます。

ただいま議題となっております議案第13号平成30年度日置市一般会計補正予算（第8号）につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月26日の本会議におきまして、当委員会にかかわる部分を分割付託されました。2月27日、28日に、委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長兼総務課長、各担当課長、消防本部消防長、議会事務局長など、当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,824万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ289億3,097万4,000円とするものであります。

今回の予算の歳入の主なものの概要を申し上げます。

14款国庫支出金は1億3,251万2,000円を追加し、総額45億2,951万2,000円となっております。プレミアム

付商品券事業費国庫補助金790万円などがあります。

17款寄付金は910万4,000円を追加し、総額7億7,078万7,000円となっております。地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）になります。

18款繰入金は2億8,254万円を減額し、総額16億8,067万2,000円となっております。財政調整基金繰入金2億2,360万8,000円と、施設整備基金繰入金5,500万円の減額補正となっております。

21款市債は3億2,650万円を追加し、総額43億3,220万円となっております。

総務債の庁舎整備事業債1,490万円の減額と、定住促進対策事業債1,730万円の減額、消防債の消防施設整備事業債1,430万円の減額などがあります。

次に、補正予算の歳出の主なものの概要を申し上げます。

01款議会費では105万3,000円を減額し、総額2億2,588万9,000円となっています。

議会だより印刷と会議録作成及び議会インターネット映像発信業務委託の執行見込みに伴う減額補正であります。

02款総務費では1億899万5,000円を減額し、総額46億3,281万1,000円となっています。

総務課関係では09節旅費で、普通旅費と研修旅費286万4,000円の減額、14節使用料及び賃借料で、コピー使用料他執行見込みに伴う368万9,000円の減額補正であります。

財政管財課関係では、15節工事請負費で、吹上支所庁舎建築の執行見込みに伴う補正など2,255万4,000円の減額補正であります。

企画課関係では、19節負担金補助及び交

付金で、企業誘致対策費 3,000 万円の減額補正であります。

地域づくり課関係では、13 節委託料で、日吉地域閉校小学校改修設計委託料執行残に伴う 238 万 4,000 円の減額補正であります。

税務課関係では、13 節委託料で、固定資産評価支援業務委託料などの執行残に伴う 902 万 5,000 円の減額補正であります。

07 款商工費では、1,159 万 1,000 円を追加し、総額 2 億 1,191 万 7,000 円となっています。

商工業振興費 19 節負担金補助及び交付金で、制度貸金利子補給補助金等の執行見込みに伴う 375 万円の減額補正。

観光費 28 節操出金で、国民宿舎事業特別会計収支見込みに伴う 1,417 万 1,000 円の増額補正と、健康交流館事業特別会計収支見込みに伴う 443 万 3,000 円の増額補正であります。

09 款消防費では 2,132 万 6,000 円を減額し、総額 10 億 1,121 万 8,000 円となっています。

消防施設費 15 節工事請負費で、日吉方面団南分団車庫建築工事等に伴う 1,056 万 1,000 円の減額補正であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、当局の説明で了承し、質疑はありませんでした。

財政管財課所管では、委員より、「ふるさと納税推進事業費の通信運搬費の増額補正の内訳は」との質疑に、「ふるさと納税関連予算は、12 月補正までに報償費、委託料等で補正をお願いしてきた。郵便料については今まで補正をしておらず、今回の補正となった。寄付件数が、平成 29 年度は 4 万 8,465 件、平成 30 年度が平成 31 年 2 月 28 日現在で 5 万 6,539 件となっており、この件数の増分について補正をするものである」と答弁。

企画課所管では、委員より、「工場立地等促進補助金について、新設企業 1 社分を減額で予算計上したいとのことだが、どのような経緯だったか」との質疑に、「企業側から決算の都合等により 31 年度に見送りたいと相談があった。同補助金は操業後 1 年 6 ヶ月まで交付申請が可能で、31 年度当初予算に同額計上しており問題はない」と答弁。

地域づくり課所管では、委員より、「乗合タクシーについて交通弱者の方にもっと積極的な周知を望むがどうか」との質疑に、「市民の皆様の近くを乗り合いタクシーが走っていることの PR は行っていく。また、近く全世帯へ総合時刻表も配布し、周知していく」と答弁。

税務課所管では、委員より、「固定資産評価支援業務委託料等の執行残に伴う補正が多いが、その内訳は」との質疑に、「固定資産評価支援業務委託料で 509 万 6,000 円の減額。滞納管理システム更新業務委託料で 390 万円の減額。いずれも入札執行残であると答弁。

商工観光課所管では、「利子補給等の減額補正は、申請が少なかったためか」との質疑に「商工会で取りまとめを行い、借入額の総額で計算し減額した。昨年度の額よりは減っている」と答弁。

消防本部所管では、当局の説明で了承し、特に主な質疑はありませんでした。

公平委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局所管では、当局の説明で了承し、特に質疑はありませんでした。

この他にも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第 13 号平成 30 年度日置市一般会計補正予算（第 8 号）の総務企画常任委員会にかかわる部分につきましては、全会一致で原案の通り、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

おはようございます。

ただいま議題となっております、議案第13号平成30年度日置市一般会計補正予算（第8号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月26日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、2月27日、28日に委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長、各担当課長など当局の説明を求め、討論、採決を行いました。

これから本案について、委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の当委員会所管に係る主なものについてご説明申し上げます。

繰越明許費補正は、環境衛生総務費で第2次日置市環境基本計画策定支援事業に86万4,000円を、また、浄化槽設置整備事業費に2,759万9,000円となっております。総務費の戸籍住民基本台帳費で519万2,000円を減額し1億5,856万8,000円に、民生費で3,787万4,000円を増額し78億3,677万1,000円に、衛生費で5,147万2,000円を減額し34億1,048万4,000円であります。

また、教育費に係るものでは、3億8,456万円を増額し、予算総額を37億8,348万6,000円とするものであります。今回は全般的に、支払い見込みによる減額補正が多く計上されています。

次に、市民福祉部所管市民生活課におきま

して歳入の主なものをご報告します。

民生費国庫補助金の社会福祉国庫委託金、抛出年金事務費国庫委託金で198万7,000円の増額は、法改正に係るシステム改修費に要するものであります。

続きまして歳出の主なものをご報告します。

環境衛生費の浄化槽設置整備事業費補助金は91基見込み1,236万8,000円の減額、また、本年度予算の8割弱は、平成31年度へ繰越を予定であります。本年度は平成29年度からの繰越予算3,908万3,000円にて137基の設置助成を行っております。

次に、福祉課におきまして、歳入の主なものをご報告します。

民生費国庫負担金、社会福祉国庫負担金で実績見込みにより、特別障がい者手当等給付費を248万9,000円の減額、生活困窮者自立支援費で43万3,000円の減額を、また、障がい者自立支援給付費では、平成29年度分の事業費確定により2,881万6,000円の増額補正であります。

次に、歳出の主なものをご報告します。

児童措置費の保育所運営費は6,958万2,000円の増額で、保育所で当初見込み915人に対して979人、認定こども園で当初見込み228人に対して255人の入所を見込んでおります。

次に、健康保険課におきまして、歳入の主なものをご報告します。

衛生費国庫負担金、国民健康保険財政安定化等事業費国庫負担金42万3,000円の増額補正は、国庫負担金確定に伴うものであります。衛生費県負担金、国民健康保険財政安定化等事業費県負担金161万8,000円の減額補正は、県負担金確定に伴うものであります。衛生雑入70万6,000円の減額は、各種がん検診等の自己負担金が、当初見込みより少なかったためであります。

次に、歳出の主なものをご報告します。

保健指導費の委託料で1,263万2,000円の減額補正は、妊婦健診等及び、妊婦歯科検診執行見込みで186万4,000円の減額、体験型健康医学教室業務委託の執行見込みで172万1,000円の減額、がん検診等事業費の871万1,000円の減額等であります。また、乳幼児医療給付事業費の扶助費80万円の増額補正は、昨年10月からスタートした乳幼児医療費の現物支給分の実績見込みによるものであります。

次に、介護保険課におきまして、歳入の主なものをご報告します。

繰入金、介護保険特別会計繰入金36万8,000円の増額補正は、介護保険低所得者保険料軽減分繰入金確定に伴うものであります。諸収入443万2,000円の減額補正は、新予防給付ケアプラン作成に係る介護報酬の実績見込みによるものであります。

次に、歳出の主なものをご報告します。

民生費、老人福祉費繰出金952万円の減額は、介護保険特別会計の地域支援事業費・総務費等の事業費減額に伴い、一般会計から特別会計への負担金の減額補正になります。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課におきまして、歳入の主なものをご報告します。

小・中学校の空調整備事業で、国庫補助金は、単価2万2,300円かける整備面積の3分の1となり、小学校費で6,076万8,000円、中学校費で2,213万4,000円となり、学校教育施設空調設備整備事業債は、国の予算内示により3億9,100万円で、31年度に繰越すものであります。

次に、歳出の主なものをご報告します。

小学校管理費の工事請負費では、小学校普通教室の空調機設置工事費の3億5,250万円の増額で、市内小学校15校141教室へ

設置するものであり、また、中学校普通教室への空調機設置工事費は1億2,750万円の増額で、市内中学校7校51教室へ設置するものであります。共に、平成31年度に継続費として繰り越します。

次に、社会教育課における歳入について主なものをご報告いたします。

社会教育費県補助金は、放課後子ども教室の12万6,000円の減額、これは県内示額の減額によるものであります。保健体育債の720万円の減額は、吹上浜公園体育館空調設備設計委託ほかの事業費確定によるものであります。

次に、歳出の主なものをご報告いたします。

保健体育総務費の補助金及び交付金の60万円の減額は、九州・全国大会等開催運営補助金の執行見込みによるもので、現在5団体に70万円交付しており、今後は3団体に80万円を見込むものであります。体育施設費、委託料の759万2,000円の減額は、実施設計業務の投資的委託料の執行残であり、その他委託料の伊集院総合運動公園の35万8,000円、湯之元球場32万円の減額はともに執行残であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、市民福祉部市民生活課関係では、委員から「合併浄化槽補助金について、前年度からの繰り越しで予算執行しているが、現状と31年度で5カ年計画が終了した後の補助金はどうなるのか。また、今年度の新築への設置基数と、それ以外の設置基数は」との問いに、「合併浄化槽の設置は国の促進するものであり、市では5カ年の地域計画を策定し、それによって国からの補助金がある。年々浄化槽の設置基数は減っているため、国からの補助金を翌年度に繰り越している。31年度が5カ年計画の最終年度であり、補助金の残額分が出たら国に返納となる。県は31年度から新築の合併浄化槽の設置に補助金を出さ

ないが、市は補助金を出していく。32年度以降は、市の考えを精査する必要があり、国の新築に対する補助も見直し中で、現時点でははっきりわからない。新築への設置は69件、そのほか、単独浄化槽、汲み取り便槽からの設置は68基である」との答弁。

また、委員から、「県の新築への合併浄化槽設置補助がなくなるのはいつか、また、そうすると市民の自己負担が増えるのか」との問いに、「県の補助金は31年度からなくなる。31年度当初予算要求段階では、31年度からの県の新築に対する合併浄化槽補助の廃止はわかっていなかった。市民等への周知も考えて31年度は県の廃止分を市で補う事になる」との答弁。

次に、福祉課関係では、委員から「高齢者クラブへの補助金が減額となっているが、高齢者クラブの単位クラブ数及び会員数は、また、高齢者クラブの加入促進の状況はどうか」との問いに、「会員は4,164人、伊集院支部が1クラブふえて43クラブとなっているが維持または減少する方向である」との答弁。

また、委員から「生活困窮者自立支援事業の委託費が減額になっているが、就労準備支援事業と学習支援事業の概要と就労準備支援事業の利用者は就労につながっているのか」との問いに、「就労事業は農業公社へ委託し20人加算見込みが12人に、延べ人数が1,440人の見込みが、540人であった。学習事業は、送迎費の不用残による補正で、今回は送迎もできるようにと予算化していたが利用者がいなかった。対象生徒は4人で、内訳は中3が2人、中2が2人参加している。就労準備支援事業は、就労には結びついていない」との答弁。

次に、健康保険課関係では、委員から「がん検診の減額補正は受診者が減ったのか。また、がん検診で870万円を3月補正で落と

す原因は何か。12月ではできなかったのか」との問いに、「平成30年度の受診者は29年度より減っているが、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査、肺がんCT検査は前年度を上回っている。検診の最後が12月中にあり、年明けにも郵便による大腸がん検査も行うために、12月補正では難しいために、この時期になった」との答弁。

次に、介護保険課関係では、質疑はありませんでした。

次に、教育委員会教育総務課、学校教育課では、委員から「学校校舎普通教室空調設備工事のスケジュールはどうなっているのか」との問いに、「設計が5月末で完了、着工が7月以降で10月完成の予定である」との答弁。

また、委員から、「空調設備工事に係る総体予算は幾らか、また、国からの交付金の総額は幾らになるのか」との問いに、「工事費が4億8,000万円、設計が2,065万7,000円、管理業務が1,450万円で、総額は5億1,515万7,000円である。国からの交付金は8,290万2,000円である」との答弁。

次に、社会教育課では、委員より「東市来文化交流センターの太陽光取りかえ工事の中止はいつ頃判明し、売電金額はいくらか。また、買取金額は20年間ではないのか」との問いに「太陽光ソーラーも13年経過し、当初の6割から7割程度の発電量になっている事などが昨年11月に判明した。固定買い取り10カ年が来年で経過し売電価格も3分の1に下がる見込みである。5基のパワーコンディショナーを取りかえると940万円かかるようであり、費用対効果を考え協議した結果、中止することになった。パネルもいずれ撤去しなければならない」との答弁。

また、委員から「伊集院文化会館のホールの椅子が、先日の利用された会でも外れてい

たが、点検や維持管理はどうなっているのか」との問いに、「現場を確認しながら、指定管理者に管理を要望していく」との答弁。そのほか、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第13号平成30年度日置市一般会計補正予算（第8号）の文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております、議案第13号平成30年度日置市一般会計補正予算（第8号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月26日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、2月27日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び各担当課長、農業委員会事務局長など当局の説明を求め、質疑を行い、その後、討論・採決を行いました。

今回の補正予算の概要は、まず、6款・農林水産業費は823万3,000円減額の、総額15億3,834万9,000円となっております。歳出の主なものは、農業委員会費で、農地利用最適化交付金の活動実績に伴う追加補正380万8,000円を増額計上。農業振興費では、活動火山周辺地域防災営農対策事業費の入札執行確定及び追加採択に伴う補正929万2,000円を増額計上。産地づくり対策事業費では、事業費確定により1,420万6,000円、中山間地域所得向

上支援対策事業費で事業費確定により568万6,000円を、それぞれ減額補正となっております。

畜産事業費の資源リサイクル畜産環境整備事業費では、事業確定内容見直しにより1,645万2,000円を減額補正。農地費では、住環境整備事業費追加割当及び事業費の組み替えに伴い648万3,000円を増額補正。林業振興費では、松くい虫駆除事業費229万6,000円を増額補正。水産業施設管理費では、吹上漁港管理費の執行額確定に伴い194万円の減額補正となっております。

次に、8款土木費では5,792万2,000円減額の、総額30億5,719万9,000円となっております。

歳出の主なものは、道路維持費で、道路維持作業員の勤務実績に伴い208万7,000円の減額補正。道路新設改良費の一般道路整備事業費で、相続調査による登記困難に伴い751万6,000円の減額補正。河川総務費委託料で、河川伐採業務委託実績確定に伴い200万円の減額補正。同じく、負担金補助及び交付金では、急傾斜地崩壊対策事業の県事業追加補正に伴い880万円の増額計上となっております。

次に、11款災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費で、委託料及び工事請負費等の執行残や工事費の確定見込みに伴い399万6,000円減額の6,817万9,000円。公共土木施設災害復旧費で、委託料及び使用料賃借料の事業費確定に伴い271万8,000円減額の8,986万3,000円となっております。

一方、歳入の主なものは、農林水産業費国庫補助金で、住環境整備事業追加割当に伴い、補助率50%で379万7,000円の増額計上。オリーブ関係事業費に係る事業費確定に伴い135万4,000円の減額。県補助

金では、活動火山周辺地域防災営農対策事業の確定及び追加採択に伴い755万1,000円の増額計上。産地づくり対策事業費では、各事業費確定に伴い947万1,000円の減額。土木費の国庫補助金で、住宅費国庫補助額確定に伴い379万7,000円の減額。また、特殊地下壕対策事業費国庫補助金では、補助率50%で175万円の増額計上。災害復旧費県補助金では、農地農業用施設災害復旧費の事業費及び補助率の確定見込みに伴い573万7,000円が増額計上となっております。

雑入では、農林水産業雑入の事業確定内容見直し等に伴い1,623万7,000円の減額となっております。また、繰越明許費では、農林水産業費で、住環境整備事業費5,495万3,000円など9事業で、総額1億6,341万円。土木費で、道整備交付金事業4億1,532万円など14事業で14億7,712万6,000円。災害復旧費で、現年補助農地農業用施設災害復旧費2,944万4,000円など、2事業で、総額7,391万8,000円となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、農林水産課関係では、委員より、「松くい虫の被害状況と拡散状況は、どのように推移しているか、また、松くい虫の燻蒸処理で覆っているビニールの飛散が見受けられるが、燻蒸期間はどれくらい置けば良いのか」との問いに、「松くい虫の被害は、平成28年度ごろから増加傾向にあり、伐倒駆除に苦慮している。二十数年前に五、六年ほど被害が拡大したことがあったが、マツノマダラカミキリ虫の長期的周期によるものではないかと思われるので、拡大、縮小は来年の状況次第であり、引き続き注視したい。また、燻蒸処理で覆っているビニールフィルムは、約2週間経過すれば薬剤が浸透し駆除される」との答弁。

次に、農業委員会関係では、委員より、「機構集積支援事業の県補助金の減額理由は何か」との問いに、「遊休農地の集積率により、国からの補助金交付額が決まるが、国・県の補助金が減額され、市町村の定額補助金も減額である」との答弁。

次に、農地整備課関係では、委員より、「畑地帯総合整備事業の県営事業負担金で、吉利地区が減額、吹上地区は大幅な増額となっているが、事業進捗等において何か問題が生じたのか」との問いに、「吹上地区においては、国の追加補正に伴う増額となり、パイプラインや制水バルブの改修工事の推進を図る。また、吉利地区の、ほ場整備工事では、受益者負担金約480万円を日吉町土地改良区が負担することによる減額や、県の事業調整等による負担金の増減であり、事業進捗等において問題が発生したものではない」との答弁。

次に、建設課関係では、委員より、「道路新設改良費の向湯田湯田原線の登記困難に伴う減額理由は何か」との問いに、「相続関係を調査した結果、相続人が多いことや地権者に海外居住の方もおり、交渉が困難であると判断し、測量設計の執行を見送り再検討することとし、減額した」との答弁。

また、「特殊地下壕対策事業費の徳重古城地区はどのあたりか。また、市内に封鎖等の未対策地下壕がどれくらい残っているのか」との問いに、「徳重古城地区は、妙円禅寺近くの住宅地裏側にあり、現在、入口を封鎖しており、埋め戻しを行う予定である。埋め戻し費用は、補助事業を活用し、国と市で2分の1ずつ補助を行う。また、市内にある未対策特殊地下壕は、17カ所である」との答弁。このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第13号平成30年度日置市一般会計補正予算（第

8号)の産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号平成30年度日置市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第14号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

△日程第3 議案第19号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算(第4号)

△日程第4 議案第20号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長（並松安文君）

日程第2、議案第14号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)から、日程第4議案第20号平成30年度日

置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)までの3件を、一括議題とします。3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております、議案第14号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)から、議案第20号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計(第3号)までの議案3件は、2月26日の本会議で当委員会に付託され2月27日、28日に全委員出席のもと委員会を開催し、各担当課長などの当局の説明を行い討論、採決を行いました。これより文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第14号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算第3号についての主なものをご報告いたします。

今回の補正予算は歳入歳出それぞれ206万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ61億8,816万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険給付費等交付金の普通交付金は保険給付費の見込みに伴い25万2,000円の増額補正、保険基盤安定繰入金は国庫及び県負担金の交付決定と財政安定化支援事業繰入金の交付決定に伴い159万4,000円の減額補正であります。

歳出では、一般被保険者高額介護合算療養費の負担金の給付見込みに伴い25万2,000円の増額補正、特定健康診査事業費の委託料が、実績見込みにより231万6,000円の減額補正であります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。委員より「税率改正は、応能応益割バランスの関係だけで、ある程度の繰越が見込めるということだが、インフルエンザやはしかの影響

かどうか」との問いに、「伊集院保健所管内ではインフルエンザの警報発令中であるが、国民健康保険に大きな影響はないようだ。他の感染症についても影響はない」との答弁。ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果議案第14号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案の通り可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）について主なものをご報告します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,594万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ57億1,508万3,000円とするものであります。

歳入では、介護保険料が1,641万8,000円の減額で、地域支援事業費の減額に伴うものであります。国庫支出金の1,343万8,000円の増額、支払基金交付金が798万4,000円の減額、県支出金が1,542万1,000円の減額、繰入金で952万円の減額、諸収入4万2,000円の減額となるものであります。

また、今回、新たに国庫支出金、国庫補助金の保険者機能強化推進交付金が973万8,000円の増額補正であります。これは、第7期事業計画から始まった保険者評価で、国の示した評価指標に基づき、全事業評価を行った結果、点数に基づいた交付金であり、県下の市町村では高い点数となっているものであります。

次に、歳出の主なものをご報告します。

介護認定審査会費、報酬で98万1,000円の減額は委員欠席による執行見込み減によるものであります。居宅介護サービス計画給付費、負担金の660万円増額、介護予防サービス給付費の804万3,000円増額、地

域密着型介護予防サービス給付費802万4,000円増額は、ともに執行見込み増に伴うものであり、要支援者の小規模多機能施設利用の増加傾向も見られるものであります。介護予防・生活支援サービス事業費の負担金、補助及び交付金2,703万2,000円の減額は、要支援1、2の認定を受けた方で、通所介護と訪問介護を利用する方が当初の見込みより少なかったものであります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より「居宅介護福祉用具購入費は100万円の減額で、介護予防福祉用具購入費が100万円増額となっているが、介護予防福祉用具購入費が増額となった要因は何か」との問いに、「居宅介護福祉用具購入費の対象者は要介護1から5までの方である。一方、介護予防福祉用具購入費の対象者は要支援1、2の方である。要支援1、2の軽度者が自宅で福祉用具を購入する事で、日常生活を支え維持するという事も考えられる。介護度が高い方は施設など、多様なサービスを利用していることが多く福祉用具の購入は、伸びなかった事も考えられる」との答弁。

また、委員より「保険者機能強化推進交付金の数値の積算根拠はどうなっているのか」との問いに、「国及び自治体が、評価指標61項目を点数化して、第1号被保険者数を勘案し、積算されるようだ。本市は県内19市では1番点数が高かった」との答弁。

ほかにも質疑がありましたが当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果議案第19号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、全会一致で原案の通り可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について主なものをご報告します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ

234万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億7,611万9,000円とするものであります。

歳入は、特別徴収保険料で68万8,000円の減額、普通徴収保険料で55万9,000円の減額は、ともに保険料の減収見込みによるものであります。一般会計繰入金で、事務費繰入金で42万4,000円の減額は見込み減に伴うもので、保険基盤安定繰入金で40万4,000円の増額は確定に伴う増額、その他繰入金の108万円減額は、高齢者医療制度円滑運営事業費のシステム改修の改修実績に伴うものであります。

次に、歳出の主なものでは、一般管理費では、旅費で1万2,000円の減額、役務費で8万9,000円の減額、委託料一般管理費の108万円減額は保険料軽減特例見直し対応業務委託料の執行見込み減によるものであります。後期高齢者医療広域連合納付金負担金は、保険料の124万7,000円の減額と、保険基盤安定負担金の確定による40万5,000円の増額補正により、トータルで84万2,000円の減額補正であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

「普通旅費が全く使われていないが、会がなかったのか」との問いに、「訪問指導に従事している看護師は出会したが、随同行の職員が業務のために行けなかったためである」との答弁。

また、委員より「一般管理費委託料の減額は保険料軽減の対象者の減によるものか」との問いに、「システム改修の委託料の執行見込み減によるものである」との答弁。他に質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果議案第20号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案の通り可決すべきものと決定しま

した。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第15号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

△日程第6 議案第16号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第7 議案第21号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（並松安文君）

日程第5、議案第15号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）から、日程第7議案第21号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）までの3件を一括議題とします。3件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま一括議題となっております、議案第15号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）から、議案第21号平成30年度日置市水道事業会計補正

予算（第4号）の3件につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

3議案は、2月26日の本会議において当委員会に付託され、2月27日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など当局の説明を求め、質疑を行った後、討論、採決を行いました。

まず、議案第15号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、ご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ969万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億3,679万6,000円とするものであります。

歳出の主なものでは、下水道処理施設の維持管理費などの入札執行残等により731万円を減額補正。下水道整備費の委託料や需用費等は、入札執行残等に伴い238万円の減額補正となっております。

歳入の主なものでは、一般会計繰入金で3,589万円の減額補正。事業費負担金では、受益者負担金収入増に伴い580万円、事業債が事業費確定及び起債同意額確定に伴い1,960万円をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、「受益者負担金の580万円の増は何か」との問いに、「進出企業などによる受益者負担金の増である」との答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第15号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、全会一致で、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号平成30年度日置市農

業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、ご報告いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,646万5,000円とするものであります。

歳出では、維持管理費での執行残等により組み換えを行うもので、総額に変更はありません。

歳入では、補正予算の計上はありませんでした。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。委員より、「光熱費が8万円程度不足した理由は何か」との問いに、「永吉地区の集落排水処理場の電気料が、1月から料金単価が上がったための増額分である」との答弁。

このほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第16号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出における予算の補正はありませんでした。一方、資本的収入及び支出の部では、収入額を総額1億6,332万7,000円のまま、支出を排水設備工事費、メーター費及び固定資産購入費のそれぞれ執行残より828万円を減額し、総額を4億3,495万4,000円とするものであります。

質疑の主なものをご報告いたします。委員より、「水道メーター費140万円の減は、取り付け総数の減によるものか。また、備品購入費182万円の減については、全額入札執行残によるものか」との問いに、「水道メーター費は、入札による執行残と、取り付

け総数の減によるもの。備品購入については、非常用ディーゼル発電機の購入が予定より安価で購入できたため、全額入札執行残である」、との答弁。

このほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第21号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）は、全会一致で、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。本

案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第8 議案第17号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第9 議案第18号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（並松安文君）

日程第8、議案第17号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第9議案第18号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております、議案第17号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第18号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）の2件につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月26日の本議会において当委員会に付託され、2月28日に全委員出席のもと委員会を開催し、商工観光課長、吹上支所長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず初めに、議案第17号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,265万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億8,761万1,000円とするものであります。

歳入の主なものの概要を申し上げます。

料金収入で宿泊料669万1,000円の減額、食事料で1,946万9,000円の減額、売店売上料で266万9,000円の減額、婚礼売上料で190万4,000円の減額、一般会計繰入金1,417万1,000円の増額、国民宿舎事業基金繰入金542万3,000円の増額であります。

歳出の主なものの概要を申し上げます。総務管理費で、消費税130万8,000円の

減額、一般事業費で消耗品費 345万3,000円の減額、賄い材料費で455万円の減額であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、「繰入金が上がった理由は何が原因か。また、あり方検討委員会の答申に基づいた今後の方針はどうか」との質疑に、「営業努力はしているが、実績が上がらなかったことによる。また、あり方検討委員会の答申に基づいた今後の方針については、30年度中に方針を決定して報告する」と答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第17号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ443万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3,819万3,000円とするものであります。燃料費増額に伴う補正で、一般会計より繰り入れするものであります。

次に、質疑の主なものを、ご報告いたします。

委員より、「燃料費が高騰しているが、使用量の実績はどうか」との質疑に、「当初予算の20万Lと同等の実績を見込んでいる」と答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第18号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上2件、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案17号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり

可決されました。

-
- △日程第10 議案第22号平成31年度日置市一般会計予算
 - △日程第11 議案第23号平成31年度日置市国民健康保険特別会計予算
 - △日程第12 議案第24号平成31年度日置市公共下水道事業特別会計予算
 - △日程第13 議案第25号平成31年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
 - △日程第14 議案第26号平成31年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
 - △日程第15 議案第27号平成31年度日置市健康交流館事業特別会計予算
 - △日程第16 議案第28号平成31年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
 - △日程第17 議案第29号平成31年度日置市介護保険特別会計予算
 - △日程第18 議案第30号平成31年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
 - △日程第19 議案第31号平成31年度日置市水道事業会計予算

○議長（並松安文君）

日程第10議案第22号平成31年度日置市一般会計予算から日程第19議案第31号平成31年度日置市水道事業会計予算までの10件を一括議題とします。

この10件については、さきの本会議において、提案理由の説明及び、施政方針を聞いてから、質疑することになっておりましたの

で、これから総括質疑を行います。最初に、施政方針及び議案第22号について質疑を行います。発言通告がありますので、佐多申至君の発言を許可します。

○2番（佐多申至君）

施政方針4ページの児童福祉について、現在の子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て関連3法の制定で、新たな計画が義務づけられ、保護者のアンケートの結果等も踏まえて策定されましたが、計画5年間の最終年度でございます。子ども・子育て会議等での内容も含め、事業検証や分析はできているのでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

お尋ねの子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度から31年度までの5年間の支援給付にかかわる事業量の見込みと、提供体制の確保を定めるものですが、平成29年度には中間年として実態に応じた量の見直しを行ったところでございます。

また、平成31年度の最終年度に向けましては3月19日に開催されます子ども・子育て支援会議で調整審議をしていただくこととなっております。

以上でございます。

○2番（佐多申至君）

私は、一般質問でも取り上げたこともございますが、子ども・子育て会議では、この19日に行われるということですが、子育て世代の意見や要望は反映されるのでしょうか。

また、次年度の子ども・子育て支援事業計画は、今のこの世代の時世にあった新たな計画になるのでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えをいたします。

お尋ねの子育て世代のご意見の反映ということでございますけれども、そのアンケート調査の内容を含めまして、来年度の計画、新

たな計画策定に向けてのアンケート調査を行いますので、その質問項目等についても、今回3月19日の会議で審議をしていただく予定にしております。

それから、現在保育料の無償化等も含めて、子育てに対する国の施策というのが大幅に転換期を迎えていると思いますが、それに応じた対応を、もちろん計画の中には盛り込んでいくことになります。

以上でございます。

○2番（佐多申至君）

先ほど計画の中に定数がふえるというお言葉をいただきましたが、定数がふえるということは、当然保育士も必要になってきます。事業者側との準備体制は対策、その辺もご考慮されるでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

現在、保育の量というのはふえているところではございますけれども、定数に対して弾力的な運用の中で、100%を超えても入所が可能な状況で、現在、各施設で賄っていただいております。その対応については何とかなっているところでございますが、今後、未満児のお子様の入る確率が高まりますと、そこで保育士の不足という事態が発生する可能性がございますので、現在、施設の保育協議会と連携をとりまして、市のほうでもお知らせ版等で保育士募集についてのお知らせをさせていただいたりして、支援をしているところでございます。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、漆島政人君の発言を許可します。

○19番（漆島政人君）

今回、平成31年度一般会計予算の中に、新規事業として観光振興にかかわる事業が2点ほど提案されています。

1つは、7款1項3目観光費、その他委託料の中の島津義弘公没後400年記念事業

700万円です。事業内容は、合戦絵巻、戦国バスツアーほか記念事業への取り組みとなっています。事業趣旨は、本市の魅力を発信することによる観光客の誘致と地域活性化を図ることが、目的とされています。

そこでお尋ねします。こういったイベントに参加する人は、観光客というより、こういった事業だけに興味を持つマニア的な人が多いのが一般的です。この事業に投資される額も多いわけですが、将来的事業効果の持続性について、どういった見込みをして提案されたのかお尋ねします。

2点目は、同じく観光PR武将隊プロジェクト事業792万6,000円と、それに伴う武将隊甲冑購入にかかわる備品購入費1,520万円です。事業内容は、島津義弘公没後400年を契機に甲冑40領を購入して武将隊を結成し、甲冑姿での観光PR活動と他県武将隊との交流による情報発信の実施とあります。事業趣旨は、観光客の新規開拓やリピーター確保による交流人口の増加が目的となっているようです。

そこでお尋ねしますが、地域の魅力ある観光資源とは、やはりその場所、その時期でないと味わえないもの、見れないものが価値ある観光事業ではないかと思えます。例えば、妙円寺詣り一つをとっても、年1回だけ勇壮な甲冑姿の行事を見ることが、長年この行事が続いている原点ではないかと思えます。

また、多額の財源を当時、甲冑購入を計画されていますけど、昨年9月補正でも10領分380万円でしたか、購入に関する補正予算が提案されました。

そこで、武者行列保存会、この保存会の意見も聞きながら、当然聞きながらですけど、やはりこういった保存会に購入補助をして管理していただき、また活用していただく、このことが効率的な管理運用の形ではないかと思えますけど、そういったことも十分検討さ

れて提案されたのかお尋ねいたします。

○商工観光課長（脇 博文君）

まず、最初のご質問でございますが、戦国島津発祥の地として、地理的、歴史的、文化的な利点を生かし、没後400年を好気として捉え、平成31年度に記念事業を計画しております。観光PR武将隊プロジェクトと連動して一体性を持たせ、没後400年事業と位置づけ、県の補助事業を活用しながら、多くの世代が交流できる新たな観光コンテンツの開発や市民参加型のイベントを通して、機運醸成を図り、地域を巻き込みながら市内企業、飲食店、菓子業、交通事業者等とコラボした企画も計画しており、中長期的な視点に立って計画させていただきました。観光PR武将隊プロジェクト事業と一体となった効果的な誘客促進につなげていきたいと考えております。

次に、2番目の質問でございます。観光PR武将隊プロジェクト事業につきましては、この事業の趣旨に賛同していただいた企業からの寄附金、企業版ふるさと納税で実施したいと考えております。プロジェクトのコンセプトである、武将になれるまちを目指す上で、厳粛、かつ勇壮な姿で参拝する鹿児島3大行事、妙円寺詣りがあってこそ、本プロジェクトの狙いである、武将になれる、そのことが最大の強味であり、他市町との差別化や体験型観光の推進につながります。

また、本プロジェクトでは、単に武将隊として観光PRするだけでなく、市民の方や旅行者がいつでも気軽に甲冑体験ができることが前提として計画しており、本市への滞在時間延長による観光消費額アップを目指し、地域や市内事業者と連携を深め、受け入れ体制の強化も進めながら、持続的な事業を展開することが、結果として妙円寺詣りが、さらに観光事業として飛躍させることにつながるものと期待しているものでございます。

新たな人の流れをつくるため、本市らしいアプローチで、かつ新たな観光スポットの開発も目指し、廃校跡地を活用した事業展開も計画しているところでございます。

以上でございます。

○19番（漆島政人君）

こういった事業は、例えば熊本城の中でこういった事業をされるのは、1つの効果があると思いますけど、いろいろ、るる、課長のほうからご説明いただきました。そこで、以前類似するイベントを何千万円もかけて国民文化祭で実施された経緯があります。そのことが、今でも本市の観光振興にどこまで役立っていると評価されているのかお尋ねします。

また、全国には戦国武将をたたえる、さまざまな活動が多く存在しています。その1つが日置市では妙円寺詣りです。しかし、今では、その妙円寺詣りよりも数多くの出し物がつけ加えられて、原点となる行事の部分が見えにくくなっていると言いますか、何か事業の焦点が薄れている、そういった印象を受けます。

また、私どもの日置市には、観光資源として活用できる貴重な史跡や名勝も数多く存在しています。しかし、こういったものも高齢化によるボランティア団体の減少、また管理費の不足等の影響で寂れていくものも多いです。過疎高齢化が進む地方にとっては、今こそ昔からの行事や史跡を大事に守っていく、そういった原点に立ち返った観光政策、そういったことこそが大事ではないかと思いますが、こういったことも総合的に検証されて、今回の事業提案に至ったのかお尋ねします。

○商工観光課長（脇 博文君）

妙円寺詣りにつきましては、ご存じのとおり、鹿児島の3大行事として毎年開催しているわけでございます。このたびの武将隊プロジェクトにつきましては、そういった妙円寺詣りを盛り上げる意味からでも、こういった

甲冑姿によるPRということ、さらに妙円寺詣りの機運が高まっていくということを考えております。

それから、国民文化祭の効果でございますが、はっきりと数字でこの文化祭による観光客の増というのは、具体的には受けとめておりませんが、何らかの形で観光客も増加しているものと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、山口初美さんの発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私のほうからも当初予算について、3点についてお尋ねしたいと思います。

まず1つ目は、生活困窮者自立支援事業費で、これは予算の概要のほうに出ております。生活困窮者自立支援事業費で、相談や就労支援を行うほか、新たに家計改善の事業を組み込んだプランを作成して、その自立を具体的に支援しますとありますが、具体的に何をされるのか。また、今の体制でできるのか、その点を伺います。

2点目は、吹上浜公園サッカー場整備事業3億8,181万4,000円と出ておりますが、このサッカー場の整備事業は、人工芝を使うということで伺っております。人工芝はプラスチックだと思いますが、今微小プラスチック、細かいプラスチックの環境への影響が問題になっておりますので、この点に問題はないのか伺います。

また、スポーツ交流をもとに、その地域の活性化を図るために、このサッカー場整備されるということなんですけど、サッカー場への出入りをする道路の整備だとか、近くにあるさつま湖の活用など町全体、地域全体を考えて取り組む必要があると考えますが、そのための予算などについては、どう考えておられるのか伺います。

3点目は、小学校建設事業の日吉義務教育

学校整備事業で、校舎の増築工事に着手するというところで載っております。32年度から日吉学園として、これまでとは違う新しい9年制の学校をスタートさせるに当たりまして、その準備や通学路の安全面など予算など、このことについて、どのように考えているか伺います。

○福祉課長（有村弘貴君）

1問目についてお答えをいたします。

家計改善支援事業は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットである、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の中の1つでございます。

また、この事業につきましては、現在、鹿児島県が進めております、子どもの貧困対策の一環でもあり、県も強く進めたい事業の1つでございます。事業につきましては、生活費や債務で困窮をしている相談者に対しまして、キャッシュフローを作成することによって、家庭の状況を見える化させまして、家計管理の意欲を引き出そうということを支援するという目的でございます。なお、事業につきましては、委託によって実施を考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（梅北浩一君）

2問目についてお答えいたします。

現在、計画されております吹上のサッカー場の人工芝生部分についても、プラスチック製品となっております。微小プラスチックとして、全く環境に影響がないものとは言えませんが、以前の製品と比べまして、現在の人工芝は強度も上がり耐久性も優れておりまして、摩擦で簡単に切れないように、各メーカーも実験等を繰り返して、環境対応への配慮をした製品をつくっているようでございます。

以上です。

○吹上支所長（秋葉久治君）

お答えいたします。

後段の部分につきましてですけど、総合計画の分野別や地域別計画に基づき、地域資源を生かした観光ルートの整備を初め、交流人口のさらなる拡大を図るため、年次的な予算計上を行ってまいりたいと考えております。

○建設課長（宮下章一君）

サッカー場へのアクセス道路の整備につきましてでございますが、これは市道吹上浜海岸線でございます。整備計画といたしましては、平成32年度からの5カ年で、次期道整備交付金事業の計画をしております。これに盛り込みまして、平成32年から平成33年の2カ年で、整備をしたいというふうに考えています。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

それでは、3問目についてお答えいたします。

平成33年度の日吉学園の開校に向けて、2年間をかけまして、その特性を十分に生かした教育計画の作成を行ってまいります。

また、通学路の安全を確保するために、通学路安全推進会議等で危険箇所の把握と改善策について検討してまいります。

以上です。

○14番（山口初美さん）

この生活困窮者の方々は、本当にお金の問題、それから健康の問題など、同時にいろいろなことを抱えておられることが多いわけです。委託事業としてやっていくというなご説明がございましたけれども、この委託先については、どういうところに委託する計画なのか、その点をもう1回伺います。

それから、具体的にこの自立を支援するということの目標の数字か何か設定して取り組んでいけるのか、その点をもう1点伺っておきたいと思っております。

それから、2点目のサッカー場のほうです

が、道路の整備については、年次的に32年から33年でやっていきたいと。それから、人工芝は問題ないということでしたけれども、やはり10年に1回ぐらいは張りかえが必要なんだというふうに聞いておりますが、その人工芝を張りかえる場合の予算というか、幾らぐらいかかるのか、そしてまた、その財源は何を充てていられるのか、そしてまた、サッカー場は、やはり維持管理にある程度お金もかかるかと思うんですが、年間どれぐらいの維持費がかかるというふうに見積もっておられるのか、その点について、もう1回伺っておきたいと思っております。

そして、日吉の義務教育学校ですが、道路が大変心配なところがございまして、当局もちゃんとつかんでおられると思うんですが、日吉小学校から中学校のほうに入る日吉支所の横を抜けて行くあの道路は、本当に車の離合もできない、そして歩道もない、小中一貫というか、義務教育学校9年間の学校になりますので、小学校1年生から中学校3年生までが同時に通うことになるわけです。中学生の中には自転車通学も結構いるし、小さな小学校の1年生とかが徒歩と一緒に通う道路になるという、今までとは違った登校風景になると思うんですが、本当に安全を確保するためには、ある程度道路の改良も必要かなと思いますので、この点きちんと計画を立てて取り組んでいただきたいと思います。もちろんバス通学ということも続けていられるというふうに伺っております。その点、もう1回伺いたいと思っております。

それから、増築工事に取りかかるわけですが、今の中学校の校舎、大変もう古くなっていて、市民の皆さんも住民の皆さんも心配しておられるわけですが、この古い校舎は、今後どうしていられるのか、早急に対応が必要かなとも思いますので、その点について、もう1回伺っておきたいと思っております。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

まず、委託先についてでございますけれども、現在考えているところにつきましては、県内外でこの家計試験事業の実績、それから相談等を受けていらっしゃる団体等に委託をする想定をして、お話を見積もり等をしていただいているところではございます。

それから、その具体的な目標ということですけれども、このメニューの中に就労支援事業ですとか、学習支援事業といったものもありますので、こういったものとの連動も含めて考えていかなければなりませんけれども、現在のところの目標といたしましては、新規の受け付けで52件ほど、そしてその半分ぐらいの二十四、五件がプランニングまでいけたらいいなということを目指そうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○社会教育課長（梅北浩一君）

お答えいたします。

サッカー場の人工芝の張りかえについてでございますが、30年度で基礎工事が終わりました、31年度で、今回人工芝をサッカー場2面とフットサルコート2面とも張ることになっておりますが、その金額については1億6,000万円程度見込んでおります。

その財源についてということなんですが、現在わかっている特例債を利用した建設となっておりますが、10年以降の補助金が、社会情勢でどうなっているかわかりませんが、できるだけそういう補助金を活用して張りかえをしたいというふうに考えております。

それと、サッカー場の年間経費ということでございますが、基本的には総合運動公園のほう吹上の総合運動公園のと一体的に考えておりまして、今のところ管理人等は設置しないというようなことを考えております。

そのほかに人工芝の管理、あるいは駐車場

等の樹木の管理、それと浄化槽を設置いたしますので、浄化槽の維持管理費等を含めて、百数十万円の年間経費を見込んでおりますが、これにつきましては、サッカー場に照明施設をつくりますが、この照明という経費は含んでいないという見積もりでございます。使用に伴って、電気料が上がるものですから、その辺は、ちょっと試算ができないところでございます。

以上です。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

それではお答えいたします。

登下校の際の安全確保のことについてですが、日吉地域におきます夏期休業中の通学路の安全点検においては、児童生徒が実際に通学することを想定した上で点検をしていきたいと考えております。

また、開校までには、学校、PTA、地域と連携して児童生徒が通学路を実際に歩かせながら、危険箇所を確認するなど、取り組んでいきたいと考えております。

2つ目の古い校舎の関係についてでございますが、当該事業におきまして、古い校舎のほうには、職員室や特別教室等に改修することになり、通常学級の普通教室並びに特別支援教室のほうには、増築されます校舎のほうに移転することに、計画しているところでございます。

以上です。

○14番（山口初美さん）

それでは、委託先も大体めどが立っているということで伺いましたけれども、行政が個人の家計に介入して、管理を強めるようなことにはなってはならないと思うんです。基本的な個人のプライバシーなどを侵害することがないような配慮も必要ですし、また本当に困難を抱えた人たちが、前向きに生きていけるように、自立していけるような、そういう支援がなされることを希望して、期待してお

きたいと思います。

市の当局としては、特に直接そういう人たちの洗い出しといいますか、そういうことには携わっていかれると思いますので、その点を今の体制でできるのか、その辺は一応、もう1回伺っておきたいと思います。

それと、人工芝のやはり張りかえが必要になるということは、人工芝がやっぱり老朽化したり、劣化したり、そういうことで細かいプラスチックになる可能性もございますので、できれば、本当に人工の芝ではなくて、本当に自然の芝生のほうがいいのかと思うところなんです、その点をもう1回伺っておきたいと思います。人工芝でないかどうしてもしないのかどうか、その点を伺っておきたいと思います。

日吉学園につきましては、今の日吉小学校の子どもたちが、やはりわずか2年で、また新しい学校に移らないといけないというようなことで、子どもたちが、そういうことに振り回されてかわいそうだというような声も一部にあるんです。それから、地域の人たちからは、やはり今校長住宅や教頭住宅が空き家のままだったり、やはりかねて聞こえてきていた校内放送とかが全然聞こえなくなったり、本当に寂しいとか、本当に寂れてきたんじゃないかなというような、そういうご意見も聞いております。

また、新しい学校で、本当に子どもたちが伸び伸びと育っていくように、そういう教育がなされることを期待して、一応この点は終わりたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

ご相談につきましては、ご本人から直接来る場合もございますし、それから民生委員さん等を通じて窓口につなされる場合もあって、ご本人が来られないというケースもあるかと思いますが、先ほどご指摘がございました

ように、ご相談者の皆様のプライバシーというのが、最優先されると思いますので、そこに十分配慮しながらも、ご本人の家計を見直して、暮らしていく意欲を高めるという事業になりますので、そちらのほうに傾注していきたいと考えております。

以上です。

○社会教育課長（梅北浩一君）

お答えいたします。

環境に対しましては、確かに天然芝が一番優れているというふうに思いますが、天然芝と人工芝の大きな違いといいますのは、年間どれだけそのサッカー場を使えるかということが、一番大きなものになります。雨になって天然芝ですと、非常に芝が荒れて、その後の試合ができないとかいうことになりまして、年間を通じましても半年は養生期間に必要なぐらいの期間が必要ですので、それを考慮しますと、人工芝は雨が降りましても年中使用できて、多くの方に使っていただけるという利点があるということでございます。

○議長（並松安文君）

次に、黒田澄子さんの発言を許可します。

○12番（黒田澄子さん）

私も先に通告をしておりました6件についてお尋ねをしたいと思います。

まず、説明資料52ページのほうに、姉妹友好国際交流事業費として、今回韓国から南原市の皆様がおいでになるということで、市長等来市時の通訳謝礼金というのが3日間で4万5,000円計上されております。これは既に我が市には国際交流員がおられますけれども、その人以外の方の通訳の謝金になるのか、その点をお尋ねいたします。

2点目に、諸費のほうで62ページにあります、危険家屋対策費というものが、仮称日置市危険家屋対策会議というのが新規で計上されております。この会議への識者の登用をされるとは思いますが、どのような方がこの会

議を中心として取り仕切っていかれるポジションにつかれる方なのかをお尋ねをしたいと思います。

3点目に、63ページのほうにございます防犯対策費の中で、伊作街路灯維持会負担金というものがございます。まずはこの伊作街路灯維持会というのはどのような会なのか、会の詳細をお尋ねいたします。

次に、65ページのほうに2件、吹上地域地区公民館連絡協議会出会謝金（9地区）というものがございます。これは一体どのような内容なのか、詳細についてお尋ねします。

同じページに、吹上地域生産加工室指導員会出会謝金というものも計上されております。この詳細についてお尋ねをいたします。

最後に、先ほど同僚議員からありましたけれども、新規の観光PR武将隊プロジェクト事業費2,342万6,000円、当初予算の概要の35ページに書いてございますけれども、この詳細を伺いたいと思います。

○企画課長（内山良弘君）

1問目についてお答えいたします。

韓国南原市長等の訪問団として、各年で実施しておりますが、毎回この市長と一行が6名程度来市されます。この一行に対しまして、国際交流員のみでは対応できないことから、3日間1名分として、国際交流員以外の通訳者を予定をしているところでございます。

以上です。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

危険家屋対策会議の委員につきましては、地域住民の代表や警察、消防等の行政関係機関、有識者としましては、司法書士や土地家屋調査士、あと建築士などを考えているところでございます。

○吹上支所長（秋葉久治君）

伊作街路灯維持会についてですけど、昭和63年1月19日に、吹上町伊作地区西本町東本町自治会の商店街の66事業所が、街路

灯の維持運営を行い、地区住民が安心・安全に生活できる環境の維持に寄与することを目的に発足した会であります。

以上です。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

吹上地区公民館連絡協議会謝金ということですが、吹上地区の地区公民館相互の連携、協調を図りながら、共生、協働による地域づくりの機運を高め、吹上地域の振興策を検討する場として、吹上地区公民館連絡協議会が組織されております。9地区の館長、副館長、主事、支援員、主任等で構成をされ、地区を超えた協議を行いながら、研修会や視察等を実施しております。連絡協議会謝金につきましては、研修会の出会謝金について12万6,000円を計上しているところでございます。

続きまして、吹上地域の生産加工室指導員についてでございますが、吹上地域の加工グループの資質向上や加工室の利用促進、後継者育成等に努めるため、吹上地域に生産加工室指導員を組織しているという現状でございます。指導員会議の活動は、年間を通しまして、みそづくりや加工設備の使用に関する研修会、各地区ごとの加工室清掃活動等を実施しているところでございます。

加工室指導員の出会謝金につきましては、研修会の出会謝金につきまして6万円を計上しているという状況でございます。

以上です。

○商工観光課長（脇 博文君）

お答えいたします。

新規の観光PR武将隊プロジェクト事業費の詳細のお尋ねでございます。事業詳細の主なものは、PR活動旅費10万円、それからプロジェクトの広報、観光プロモーション活動、啓発グッズ、駅ジャック等の観光演出、ポスター制作等の委託料に792万6,000円、それから武将隊及び体験用の甲冑制作に

1,520万円を予定しております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を午後1時とします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○12番（黒田澄子さん）

じゃあ2回目の質疑をさせていただきたいと思えます。

交流に対しては、業務としては行っているが足りないということで、もう1人つけなくてはならない現状があるということで、これは何か、これまでに苦情等があったのでしょうか。今回、6人に対して2人なんですけど、もっとたくさんお見えになったりすると、さらに通訳とする人たちは、どんどんふえて、計上がされていくこともあり得るのか、大体これでいうと、3人に1人に通訳という考えなのか、その点をお尋ねをします。

次の危険家屋に関しては、まず地域の安全・安心の確保ということで書いてございます。この会議の中では、どういったことを図り、決めていかれるのか、この会議は何を想定して、今回新規としてつくってこられているのか。そしていろいろな専門的な方たちが入っておられるようですが、一番は地域自治会が一番情報を持っておられることになるのかなと思えますので、自治会長さんたちとの連携という部分では、たくさんたくさん本市には178自治会ありますけれども、そういったところではどのように、ただ代表の人たちだけが入ってもわかりづらい点はたくさんあるのではないのではないかと考えますので、その点の連携はどうされていかれるお考えなのか。

それから、この伊作街路灯維持会というのは、先ほどの説明でわかりましたけど、この負担金は何の負担金なのか、それと市内各所にこのような商店街などがいっぱい並ぶところに、いろいろな活動をされている人たちがいらっしゃると思いますが、市内でこのような負担金が出ているのは、ここが1カ所なんですけれども、ほかは何か負担金の要求がないからこういう形にならないのか、その点をお尋ねします。

あと、吹上地域の地区公民館の連絡協議会は、内容はわかりましたが、これはあとの3地域にはないのでしょうかということをお尋ねします。

それから、5番目の生産加工室の指導員会も、ほかの地域にもこういったものはありますけれども、ここだけなのはなぜなのかということをお尋ねをします。

それから、最後の観光PR武将隊プロジェクトの件ですけれども、大変高額な予算が計上をされています。ラグビーのワールドカップの熊本への祭りにも2人参加で10万円という予算も出ておりますが、まず日置市の認知度向上と交流人口の増加について、目標を持って、これをスタートされるというふうに書いてございますけれども、その認知度向上というのは、何かどの程度か何かを持って図れるものなのか、また交流人口の目標というのは、どれくらいの人が入ったら、これがこの武将隊によって交流人口が増加したというふうに市は考えられるのか。

あと、ワールドカップは何をしに行かれるのか、その辺がちょっとよくわからないのでお尋ねをします。

それと、先ほどの同僚議員のお話に対しての質疑に対しての答弁の中で、妙円寺詣りのことがいろいろ出てきまして、今回は400年祭を契機にということで、島津義弘公の没後400年に期して、これがスタート

するというふうにご書いてございますが、妙円寺詣りを盛り上げるために、甲冑が着れるとかいうお話もされたんですけども、これはどうできるのだろうかということと、着るだけなんだろうということと、妙円寺詣りに関しなくても、いつでも観光客が来たら、市民や観光客は着れるようになっているのか、それにお金をとるのかとらないのか、その点をお尋ねいたします。

○企画課長（内山良弘君）

姉妹友好国際交流事業の関係で、苦情があつてのことかという部分と、今後人数がふえる可能性があるかという2点だつたと思います。

苦情があつてのことという部分ではなくて、やはり市長と韓国の南原市長との会話の部分につきましては、やはり国際交流員が正確な形で伝えて通訳をしていく、あと議会代表であつたり、職員代表であつたりという部分で、例年一行5名から7名ぐらいの人数で来市されますので、そのほかの部分で1人他の議員代表であつたり、職員代表の部分と市側の部分との通訳をしていただくという形で、人数についても今のところふやす考えはないということでございます。

以上です。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

危険家屋対策会議につきましては、空き家対策を総合的、計画的に推進していくために、計画の策定や、あるいは新たな事業の検討、特定空き家の認定など必要な協議を行うたびに設置すると考えております。

会議の地域住民代表につきましては、自治会長等の代表にならざるを得ない部分もあると思いますけれども、協議していく上では、自治会長連絡協議会と連携しながら、各地域の状況や課題を集約した上で検討、協議を進めていくことになると考えております。

○吹上支所長（秋葉久治君）

負担金の件ですけど、吹上支所の前に1基街灯がありますので、それにつきましては月1,300円の12カ月ということで1万5,600円の年会費になります。

それと、今のところ街路灯維持会につきましては、ほかのところで、今そういう吹上地域のほうではそういう会はありませんので。

以上です。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

吹上地域の連協の関係で、ほかの地域にはないのかというご質問だつたと思いますが、現在のところ、地区公民館の連協という部分では、ここにあります吹上地域のみで組織をしているところでございます。

しかしながら、現在の動きでは、日吉地域のほうが、やはりこういった地区公民館の連絡協議会を核とした協議会の場をつくったらどうかということで、本年中に、もう既に意見交換会等もして、立ち上げの方向で動いておりますが、なかなかそこら辺を、もうちょっと温めたいというふうなことで、31年度の立ち上げは、ちょっと見送りがあつたというふうなことでございます。

それから、吹上生産加工室につきましても、こちらのほうは吹上地域のみ活動となっております。こちらも合併前からの組織でございまして、この加工グループにつきましては、地区公民館全ての施設に大なり小なり加工室もしくは調理室を設けてございまして、これらを核として加工グループの活動を通して、自己の向上に努めるとともに、地域づくり活動に積極的に参加をするという目的で活動をされておりますので、現在のところ、このような形の動きというのは吹上地域のみということになっております。

以上です。

○商工観光課長（脇 博文君）

プロジェクトにおける認知度向上、それから交流人口の増加でございますが、現在1年

間の日置市における観光客の入り込み数というものが、年間220万人、いろんなイベント、それから宿泊施設、それから物産館等に入り込みの客数は220万人いらっしゃるようでございます。その数字を下回らないということが、当然の目標でありますので、これをさらに上回る人数を確保したいというふうに考えております。

それから、ワールドカップの熊本大会でございますが、甲冑を着た姿で海外からいらっしゃる外国人の方に、日置市のほうを日本の文化というか、そういったところをPRしていくということを考えております。

それから、甲冑の体験でございますが、これは有料とさせていただいて、日吉地域の廃校跡を利用いたしまして、そういった場所を確保したいというふうに考えております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

るお答えいただきましたので、あれなんですけれども、4番と5番に関しては、市が主導して地域に連絡協議会をつくらうという流れがあって、こういう形になっているのか、5に対しては、生産組合の加工指導員に関しては、どこの加工場の人たちも一生懸命地域の特産品をつくったり、やっておられる姿が見えていて、これを見ると、なぜ吹上だけがこういった謝金が発生するのかという部分が、ちょっとありましたのでお尋ねをした点でございました。

それも行政が交流会をぜひつくっていただきたいという動きがあって、こうやってつくっていかれるのか、それとも自分たちが自発的にこういう会をしたい、こういう会をすると、このような負担金なり謝金等は発生しますよというような要綱等の流れの中で、はめ込めていかれるようなそういうものなのか、そこら辺がちょっとよくわからないので、その点をお尋ねをします。

それと、ラグビーのワールドカップに行つて、外国の方たちに日本の文化をお披露目することが、イコール日置市の認知度になるというふうなお考えで、今回はワールドカップに行かれるんだけれども、今後もやっぱりこういう形で外国人の方の取り込みのために、この甲冑姿でお迎えをするというものが、今後ずっと何か考えがあって、構想があって、大変高い予算が計上されておるので、その辺をお尋ねすると、日吉でこれを着るということは、そこに自分たちで行かないと着れない感じがして、私は駅前とかで、何かそういうことが観光協会の2階とか借りてできるのかなというふうなイメージをしていたんですけど、今日吉の廃校跡という話があったんですけど、そこまで行ったり来たりというのは、やっぱりまた何かピストンバスが出たりとか、それと先ほどお尋ねした、これは着るだけなんですかというお話をしておりますが、何時間か着て回れたりなんかするのでしょうか。甲冑を着るのは、それだけでも記念撮影をしたりして記念にはなったりするんでしょうけど、そこをお答えでなかったので、再度お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

市の主導があったのかどうかという部分でいきますと、こちらの組織につきましては、合併前からの組織でございますが、もう40年近くなるというふうに認識をしております。

そのいきさつについては、若干、私どもも知り得ないところではございますが、現在では、市主導ではなく、あくまでもみずからの活動に対しての活動を支援するというふうなことでございます。その中で、年に1回研修会を全体として開催をするという動きを市がバックアップをする、出会謝金としてお支払いをするというふうな活動になっております。

市内では、それぞれの地域ごとに加工グループというものがございいますが、それはまた農政サイドでの事業の展開でもございしますし、そちらの吹上地域につきましては、あくまでも地域づくりを核とした自己研さん、啓発、それから環境、それと加工製品の開発といった部分での動きというふうに認識をしております。

同じく吹上地域と連協につきましても、もう歴史が大分古うございまして、吹上地域は合併前からこのような形で活動しているというふうに認識をしているところです。

以上です。

○商工観光課長（脇 博文君）

プロモーション活動につきましては、当然ワールドカップ、そういったのを見込んでいるわけですが、そのほか鹿児島国体、それから毎年行われる渋谷のおはら祭、それから関ヶ原の合戦祭り、そういったところにも甲冑姿でPRを図っていききたいというふうに考えております。

それから、日吉地域の廃校跡を利用した活用ではございますが、まずその甲冑を着ていただきまして、それから戦いのシーンをイメージしました、そういったもののデジタルカメラによる写真撮影です。こういったのも計画しているところであります。

それから、なぜ観光協会ではなくてはいけないのかというご質問でございしますが、鎧の保管もその学校、廃校跡地のほう考えております。それから、その日吉までどうやって行くのかということでございしますが、これは観光協会と連携をとりまして、観光バスツアーという形で、日吉のほうを案内するというふうに計画を持っております。

以上です。

この甲冑の体験でございしますが、そのバスツアーでいらっしゃった方、希望される方を（発言する者あり）済みませんでした、この

武将隊については、職員を中心に武将隊を結成する予定でございします。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、西園典子さんの発言を許可します。

○15番（西園典子さん）

私は、2点につきましてお尋ねをしたいと思います。

1番、臨時財政対策債についてでございします。本市の市債残高は、合併当初は352億円を超えた時期もありましたが、多くの努力をして292億円まで縮減した時期もありました。しかし、本市の予算の概要3ページに載っておりますように、市債残高は増加し続けております。その理由として、当初予算の概要3ページでございしますけれども、平成30年度末318億6,296万4,000円という試算残高——普通会計でございしますが——を見込んでおり、その理由として、30年度に大規模事業の集中と臨時財政対策債の発行などが、要因として上げられるというふうに書いてあります。

また、今後は合併特例債や過疎債など、有利な地方債を活用して、借入額を必要最小限にとどめるなどの、計画的な市債管理に努める必要があると記してあります。

臨時財政対策債は、三位一体改革の中で、国と地方の痛み分けという趣旨で、後年度元利償還分は交付税措置という地方に返すという形で推奨されてしているものでございしますけれども、平成29年の9月議会におきまして同僚議員が、一般質問で、基準財政需要額の見直しの可能性も、今後あり得るのではないかと、また市長も臨時財政対策債をやめて、普通交付税をそのままの算定でしてほしいという思いがあるというような内容のものもありました。

また、臨時財政対策債につきまして、今年度31年度も5億3,400万円、これは予

算書の51ページでございますが、5億3,400万円を借り入れて8億5,005万円の元利償還を見込んでおります。臨時財政対策債につきましての、基本的なお考えを伺いたいと思います。また、31年度の限度額いっぱい借りられるおつもりなのかどうかをあわせてお聞きします。

2番でございます。決算報告の当初予算などへの反映についてであります。決算審査は、やはり審査をして、課題や検討すべきところや、またいいところなど、今後の予算編成に役立ててこそ意義があるというふうに思っております。

平成29年度決算認定の総務企画常任委員会報告の中で、人口減少や施設の老朽化などが懸案事項として出されたが、それらを具体的に解決し、日置市が存続して行くことができるよう、今後の予算にも十分反映させてほしい。

また、物をつくるときは、いろいろな角度から検討を重ね、無駄のない計画で実施すべきという意見が多く出されたという報告がなされております。そのような意見を、今度の当初予算に当たり、具体的にどのように生かしているのかどうか、生かしていきたいのか、そこをお伺いいたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

1問目の臨時体制対策債についてでございますけれども、本来普通交付税として交付すべきところを、地方交付税の財源、原資となる税収等が不足するので、それに変わって、町債の発行が特例的に付与されているということで、後年度の元利償還金については、全額が基準財政需要に参入されているところでございます。

ご指摘のとおり、臨時財政対策債につきましては、市債残高の約3分の1を占めているところでございますが、交付税の代替財源であるということ、また交付税措置も100%

あると、そういうことを発行すべきものということと考えているところであります。

また、限度額いっぱい借りるつもりかということにつきましては、算定された額を限度額まで借り入れる予定としているところでございます。

次に、2問目の予算編成に当たりまして、人口減少対策ということで、市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係でございますけど、予算を32事業、約4,700万円余りの計上しているところでございます。

また、施設の老朽化対策につきましては、優先順位をつけまして、年次に対応しているところでございます。既存事業につきましては、縮小、廃止の検討、あるいは新規事業につきましては、公開財源と十分検討した上で、予算計上をしているところでございます。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

今、臨時財政対策債につきまして、100%後年度に入ってくると、私も信じておりますけれど、自治体の中には臨時財政対策債は理論的な計算でもあって、また国自体の方針、いろんな動きの中で、日置市の場合100億円の3分の1、約3分の1というふうに、現在が100億円近いという現状である、それが本当に全部、そういう形でできるのだろうかという不安もあるかと思っております。

臨時財政対策債の考えには2通りある、私も調べてみましたら、2通りあるみたいで、資金能力の低いところは、やっぱり交付税措置のない地方債を抑制して、こういうふうにしたほうが将来的にはいいという説もあります。今おっしゃるように。

一方で、やはり臨時財政対策債の残高がどんどんふえる、日置市も含めてふえていって、地方財政の健全化というのを損ねるのではないかという説もあるようでございます。そう

というのが、後年度への負担の先送りであるというような説もありましたが、昨年6月議会におきまして、私も質疑をいたしましたときに、やはり100%以上の償還見込み以上の収入が参入されているという説明がございましたので、その理論的なもの、それはあくまでも理論的であるということでもありますので、悪いことではないという思いもありますが、市長の施政方針を読みましたときに、やはりそういうことよりも、合併特例債や過疎債などへの変更のほうがいいのではないかという思いが強く感じたものですから、お尋ねもしたりもしているところでございます。

その辺も含めて、どっちがいいのだろうかという悩みというか、そういう思いもございまして、その辺を含めて、もう1回市長のお考えをお聞きしてみたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれ起債にはいろんな種類がございまして。特に今、臨時財政対策については交付税にかわるものという中でございまして、それぞれ交付税の収入源が足りないという分の中でこれを使っているということございまして、合併債、過疎債についてよりも、この臨時財政対策債のほうが後年度に交付税に満額見ていただけるということでございますので、このほうが一番起債においては、保障していただける起債だというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

臨時財政対策債が、今おっしゃいましたように、100%交付税としての考え方を持ってもいいというような考えというふうに、受けとめさせていただいていいのかどうかという思いがございましてけれども、財政の弾力性をあらわします、経常収支比率などがございましてけれども、そういう中で決算状況などを見ますと、2通りの書き方などがよくなっております。経常収支比率を税収とか交付税と合わせて分母にして、義務的な義務経費を割

った経常収支比率です。そういうので弾力性というのを見ますけれども、そういうのを見るときに、やはり、例えば27年度は経常収支比率が87.8%でした。でも括弧して、それを除いたときには92.8%ですよと、そしてまた平成24年度のときには91.1%ですよと、でもこの臨時財政対策債など、それから財源補填債とか税収補填債とか、そういうものを除けば96.1%ですよと、そういう2つの書き方がしてあります。ということは、やはりどっちもこうして真剣に見なければいけないのではないかなというふうに、どっちを信じたらいいのだろうかという思いがあったりもいたしますけれども、やはり理論的に、それが現物でなくて理論的にそういうのが100億円というものが、ずっとそれが終わるまで来続けるのかどうなのか、国の方針もしっかりと定かであり続けるのかどうなのかというようにしたときに、やはり私たちこうして予算を組んで将来的なことを見る、健全財政を見誤ることがあってはならないという思いで、この予算編成ということもしなければいけないのではないかと思ってお尋ねしておりますが、その件につきまして、再度お答えをいただいて終わりたいと思います。

○財政管財課長（上 秀人君）

経常収支比率等についても、ご指摘ございましたけれども、これにつきましては、財政指標の1つでございまして、それと、臨時財政対策債の国のほうに、今後もやっぱり所要の一般財源を確保されるように、お願いはしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

次に、桃北勇一君の発言を許可します。

○1番（桃北勇一君）

今回、当初予算に東市来総合運動公園屋内

多目的施設整備事業の地質調査と実施設計費として2,374万5,000円が計上されています。その事業内容は、交流人口の増加及び地域住民の避難施設として、東市来総合運動公園において、さまざまな室内運動や運動会等が行える、多目的運動施設の建築設計を行い、地域の活性化を図ると書かれているわけですが、次の5点について、ちょっとお伺いしたいと思います。

まず、当初予算の概要に書かれているとおりの内容が、主たる主要目的であると捉えてよろしいのかという点と、2つ目としましては、設計から完成に至るまでの総工事費の見込み額というのは、大体どれほどを見込んでいらっしゃるのかということ。3つ目としましては、今後、維持や運営費もちろん人件費を含めてですけど、年間のランニングコストをどのくらいと予想されているのか。4つ目は年間の利用日数、どれぐらいの稼働率を見込んでいらっしゃるのかを伺います。最後に、この計画自体が、市債を押し上げることにならないのかということ、5点お伺いしたいと思います。

○社会教育課長（梅北浩一君）

お答えいたします。

概要に示されている目的だけかという質問でございますが、まず市が推進します市民の健康づくりを目的に、さらにはスポーツ交流人口の拡大を図ることを主目的として整備をいたしますが、施設の新たな建設や大規模改修にあっては、可能な範囲で防災機能も備えた施設として、防災担当とも協議していきたいというふうに考えております。

2番目の総工事費の見込みということですが、今回の実施設計以外に建設費としまして、実際は実施設計後に建設費が試算されるわけなんですけど、同規模の施設建設費を調べてみますと、大体4億円程度が、最低限度のかかる費用ではないかというふうに見込んでおり

ます。

それと、維持管理費につきましてですが、市内同地域にこけけドームという屋内運動場がありますが、大体それと似通った維持管理費になると思うんですが、こけけドームと違いまして、新たな屋内運動場につきましては、管理人を設置しないなどの経費削減等も見込まれますので、そのほかには光熱水費だとか、あとは人工芝の砂の補充、それとトイレ等を設置した場合のトイレの浄化槽の補修管理経費で、年間百数十万円の維持管理費を見込んでおります。

それと、年間に利用される見込みは、年間のどの程度かということですが、こけけドームにおきまして、1日に約40人程度の利用がございますので、同程度以上の見込みができるのではないかというふうに考えております。

それとこけけドームにおいても、ほぼ毎日の利用があるようでありまして、実績でいいますと306日の開館で、290日の利用日数ということで、稼働率95%ということになっています。

以上です。

○財政管財課長（上 秀人君）

5番目の市債を押し上げることにならないのかということでございますけど、本事業につきましては、交付税措置のある有利な合併特例債を財源に、財政計画のほうで計上しているところでございます。

財政計画におきましては、大規模事業が続くということで、市債残高は平成32年度までは増加するという見込みでございますけれども、平成33年度以降の財政運営につきましては、普通交付税の一本算定の以降ということで、財源が非常に厳しくなるということから、普通建設費用について、抑制することから、普通建設費用について、抑制することを基本というようなことでございます。それ以降につきましては、市債残高は減少する見

込みというふうに考えているところがございます。

○1番（桃北勇一君）

利用する種目としては、テニスとかゲートボールとかフットサル、野球、サッカー場が上げられているわけですが、類似施設としてこけけドームでは、野球、サッカー場が含まれていないことを考えると、こけけドームより、ちょっと大きい施設なのかなというふうには思います。設置要望等も多くあったからということで、今回この計画が上がってきていると思うんですけど、利用者の奪い合いとなり、こけけドームの利用率が低下することにならないように、ちょっと心配しているところです。

話はちょっと別の話になりますけど、東市来地域はUPZ圏内ということでありまして、避難所として活用するのであれば、機密性や室内を静圧に保つ空調設備、もちろん非常電源設備、トイレ等も下水ではなく浄化槽等を設置して、備蓄品の設備も必要と考えますが、これは防災問題といたしまして、総務課とかは、さっき協議していきたいというふうに述べられましたけど、この協議はまだされていないということよろしいのでしょうか。

○社会教育課長（梅北浩一君）

防災関係につきましては、協議していきたいということで、現在のところでは詳細につきまして、打ち合わせていません。今後の協議ということになるかと思えます。

以上です。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今、お話がありましたように、原子力災害の避難所としては気密性とか換気とかいろんな条件が、厳しい条件を整えていかないとはいけませんので、非常に厳しいものがあるかと思っております。

計画にありますのは、小鶴ドームや亀ドームといった施設と同じように砂地の人工芝が

メインとなってきますので、避難者が一時的に生活を送るための、いわゆる指定避難所としての機能、役割を持たすことは、なかなか厳しいのかなと考えておりますけれども、建設場所は高台でもありますし、つなみ被害をさけるためや、あるいは指定避難所へ避難する前の中継地点で、一時的に避難者が避難する場所として、集合した市民の安全がある程度確保される空間、あるいはボランティア等の活動拠点となる場所としての機能は、期待できるかと思っております。

まだ具体的には協議はしておりませんが、災害物資を備蓄できる倉庫としての機能や飲用水の確保設備、多目的トイレといった、一定の防災機能の強化という視点で協議していく、設計段階で検討していくことも必要であると考えているところがございます。

○1番（桃北勇一君）

ライフサイクルコストとか、ランニングコストとかいう観点で、いろいろ工事費とか、さまざまなことをお伺いしたわけですが、最後にもう1つ、今回の計画で新たな施設がまた1つふえるわけですが、公共施設等総合管理計画の削減目標として、逆行するのではないかと思いますけど、そのあたり、心配している点はないのでしょうか。

○財政管財課長（上 秀人君）

今回の計画につきましては、財政計画に基づいた施設の整備計画ということでございます。公共施設等の総合管理計画におきましては、過去に建設をいたしました施設を、今後維持更新していくためにということで、毎年の更新料が18億円というふうに試算をされて、それが不足しておるわけですが、これを補うために、この計画におきまして、施設の保有面積、あるいは維持管理コストを10%削減することとか、施設の長寿命化を図るということは、基本的な考えとしていただいております。

施設整備維持管理経費に当たりましては、今後やっぱり財源の確保ということが重要な課題でございます。来年度以降、個別の施設計画、長寿命化の施設ごとの計画でございますけれども、施設の統廃合、あるいは施設の総量の圧縮、維持、更新など、将来の財政負担を軽減、あるいは平準化するということが、公共施設の適正管理に努めてまいりたいというふうを考えているところです。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第23号から議案第31号までの9件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。これで、総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第22号は、各常任委員会に分割付託します。

議案第23号、議案第28号、議案第29号及び議案第30号の4件は、文教厚生常任委員会に付託します。

議案第24号、議案第25号及び議案第31号の3件は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第26号及び議案第27号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。なお3月14日は、午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会します。

午後1時42分散会

第 3 号 (3 月 1 4 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（20番、21番、7番、2番、1番）
-------	------------------------

本会議（3月14日）（木曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	秋葉久治君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	脇博文君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	建設課長	宮下章一君

上下水道課長 宇 都 健 一 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、20番、田畑純二君の質問を許可します。

〔20番田畑純二君登壇〕

○20番（田畑純二君）

皆さん、おはようございます。私は、さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問いたします。

第1の問題、本市の災害対応・対策についてであります。

1番目、最近、地震、台風、津波、集中豪雨や暴風雨など、異常気象による自然災害が日本全国あちこちで発生しており、常日ごろからの災害の備えが、最近、特に日本全国自治体の重要な課題になってきておりますことは、今さら申すまでもありません。このような各種災害が、いつ、どこで、どのように発生するか、わからない状況下で、まず、質問いたします。

本市では、現在、防災減災対策をどのように進めており、その効果とこれらに対する市民の防災意識をさらに、どのように高めていくつもりなのでしょうか。市長の見解と今後の具体的方針・方策をお聞かせください。

2番目、本市におきましては、幸いにも、近年、甚大な被害を及ぼす災害は発生していませんが、防災対策は、地域の消防団を初め、行政、市民、民間団体や民間企業などを巻き込んだ、外部の各種機関との連携が求められます。本市では、災害発生後の外部機関との連携や災害援助、応急対応段階、復旧段

階、復興段階での3つの各々の対応をどのように考えているか、具体的にお知らせください。

3番目、さまざまな災害に対して、本市では、予防、応急、復旧、復興の各段階で、必要な対策を実施するため、日置市地域防災計画をどう更新し、災害への適切な運用をどう計画し、具体化するつもりなのか、明確にお示しください。

4番目、本市では、地域防災組織をつくり、防災訓練を実施し、市指定避難場所を設置し、防災ハザードマップ、防災対策総合ガイド等を市民に配布したりして、災害に備えておりますが、これらの実行内容とその成果、及び、これらの今後の新たな課題への対応策をお知らせください。

5番目、最近、本市が遭遇した台風等の被害災害状況とそれに対する国・県の支援等を含めた補正予算などでの具体的な対応と、その成果、効果と災害復旧の具体的状態、具体的実態と問題点、対応策をお示しください。

第2点、本市の住宅政策と空き家対策についてであります。

1番目、本市での人口増、UIJターン者などの受け入れを図るための定住促進住宅の整備の進め方とその成果、効果及び今後の新たな課題等への検証と対応策を具体的、明確にお示しください。

2番目、本市での現在の空き家の実態と空き家リスト、戸数、それらに対する空き家バンク等を利用しての本市の空き家活用、対策対応とその効果、及び新たな問題点とそれらへの検証、対応策を具体的に、わかりやすく、お知らせください。

3番目、現在の市営住宅の具体的な地域別入居状況と最近の傾向、維持管理整備状況、居住者と要望者への、要望地区への答え方と効果、及び本市の市営住宅の問題点と基本方針、対策を具体的に明確に知らせてください。

4番目、老朽化している市営住宅の建てかえや、誰もが暮らしやすく住みたいと感じている移住定住促進に向けた市営住宅建設や住宅地の整備をどう考え、予定しているか。地域名を上げて、具体的にお示してください。

第3点、廃校となった日吉地域小学校の跡地対策についてであります。

日吉地域で廃校となった吉利、日新、住吉、扇尾小学校の跡地利用の現状と問題点、そして、今後の課題、問題点、特に本市としての対応・対策などを具体的、明確にわかりやすく示してください。

以上を申し上げ、各々の明確、内容のある誠意ある答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の本市の災害対応・対策について、その1でございます。

防災減災対策について、急傾斜地域崩壊対策事業や農地域防災減災対策事業などの活用により防災対策の強化を進めるとともに、出前講座や各種研修での防災知識の普及啓発を図り、自主防災組織の育成強化や災害時要配慮者対策等を推進し、住民が、みずからの命はみずからが守るという防災意識と対応能力を高めたいと考えております。

2番目でございます。

災害対策については、日置市防災計画に基づき、平時より防災訓練を通しての関係機関との連携、各種協定に基づく協定先との関係強化に取り組んでいます。災害発生後の初動期は、災害情報の収集に努め、県出先関係機関、そのほか応急対策機関への通報、応急対策を行います。水道などの社会基盤の応急対策、復旧、復興支援段階においても外部関係とも連携し、被災者が生活安定を早期に回復できるよう努めてまいります。

3番目でございます。

地域防災計画については、市の防災対策や災害対応・対策について、基本的な事項を記載した計画であることから、防災会議による防災対策の基本となる法律や計画の改正による必要な見直しを行っています。また、防災訓練等の実施など、運用による改善点についても、あわせて見直しをしております。

4番目でございます。

本市では、防災ハザードマップ、津波ハザードマップ、日置市地震防災マップを作成しています。紙での配布では修正の周知に課題を抱えていることから、見直し結果を随時、ホームページなど反映できる体制を構築したいと考えております。

5番目でございます。

平成30年度は、5つの台風の影響で、災害警戒に当たりました。人的な被害はありませんでしたが、道路や農地などに被害があり、公共土木施設被害が8,900万円、農地農業用施設災害が6,800万円、そのほか災害復旧を含めると合計で、1億6,600万円の災害復旧の予算を計上しました。財源といたしましては、国庫補助金が2,900万円、県補助金が2,800円、地方債が1,600万円となっております。

早期の災害復旧に努めていますが、補助対象の災害については、査定を受けた上での着手となることから、復旧までの時間を要することが問題として上げられます。

2番目の本市の住宅政策と空き家対策について、その1でございます。

本市への移住を促進するため、転入し、物件を取得した方を対象に、平成24年度から30年度の7年間補助金を交付しており、163世帯、517人が移住している状況でございます。

本市におきましては、お試し住宅のように定住促進住宅の整備は図っておりませんが、昨今、空き家バンクの物件情報に対する問い

合わせが多く、特に賃貸物件に関するものが多い状況にあり、空き家における賃貸物件化の推進が、移住者受け入れ促進に効果があると考えております。空き家改修事業の効果的な活用法をPRしながら、賃貸物件登録の推進を努めてまいります。

2 番目でございます。

平成30年度末現在における本市の空き家の数は、2,956戸でございます。

空き家活用は、本市移住施策の柱と位置づけており、登録の推進、特に賃貸物件の登録、力を入れているところでございます。市ホームページの空き家バンクの閲覧の多さなど、関心の高さが伺えます。しかしながら、老朽化した物件が多いため、賃貸物件として登録する方は少なく、売却物件で登録する方が多い状況にあります。

そこで、空き家改修事業は、これまで個人を対象としておりましたが、来年度から、民間事業者も対象とし、一層の空き家活用促進を図ることとしております。

3 番目でございます。

市営住宅の地域別入居状況でございますが、東市来地域で、274戸中、入居率88%、伊集院地域は409戸中、入居率が86.6%、日吉地域が199戸中、入居率が80.4%、吹上地域が237戸中、入居率が85.7%となっております。

傾向といたしましては、市街地から離れた住宅や老朽化した住宅の空き家が目立っております。

入居者からの要望につきましては、軽微な補修は早目の対応を心がけておりますが、規模の大きなものは、計画的な改修を行っているところでございます。

また、市営住宅の問題点としては、老朽住宅がふえてきており、今後、計画的な整備が必要であると考えております。

4 番目でございます。

老朽化している市営住宅については、長寿化計画に基づき、需要や老朽化状況を考慮し、整備を進めていきたいと考えております。具体的には、来年度から、吹上地域の温泉団地の建てかえを計画しているところでございます。また、市での住宅の整備は考えておりません。

3 番目の廃校となった日吉地域小学校の跡地対策ということでございます。

本市といたしましては、現在、地区公民館機能として既に活用している扇尾地区公民館を初め、旧校舎の1階部分を地区公民館として利用するため、現在、改修工事を行っております。

地区公民館として利用しない部分の活用方法については、現在、民間事業者等から、相談を受けており、活用方法についても協議をしているところでございます。

いずれにいたしましても、それぞれの地区と相談しながら可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○20番（田畑純二君）

じゃあ、それでは、第2問目に入りたいと思います。

市長からそれぞれ答弁をいただきましたが、さらに深く突っ込んで、別の角度、視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って再質問していきます。

まず、災害対応・対策について、先ほど答弁いただいたんですけども、総括的にお聞きしますと、具体的に申します。

鹿児島市に住んで、鹿児島の今後のあるべき姿を真剣に考えているある男性はですね、討議資料で、次のように訴えております。

3 番目として、たくましい町でありたいと。鹿児島は台風の常習地帯であり、雨に弱いシラス土壌であります。さらには、桜島等の多くの活性化を抱えています。それだけに災害

に強いハード面の整備はもちろん平常時から防災に対しての啓発運動や地域を中心とした防災学習活動が必要と考えます。こういうことを言っているんですけども、もちろん、市長は、これに対して、本市でも積極的にやっているという部分はあるんですけども、さらにお聞きいたします。今度の市政運営の中で、災害に強いハード面の整備、平常時下の防災に対しての啓発運動や地域を中心とした防災学習活動、さらに、どのように進めて取り組んでいくのか、具体的に、明確に、わかりやすく、お示してください。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

ハード面の整備につきましては、国や県の事業を活用しまして、強化を継続して進めていくことが重要だと考えております。防災学習活動につきましては、みずからの命はみずから守るという視点に立っていただけるように、広報誌での周知や出前講座、研修会などでの啓発に努めていくことが重要だと考えております。

○20番（田畑純二君）

じゃあ、そういうことでしたら、そういう、みずからの命はみずから守ると、より日置市民の皆さんがそういう意識を持てるように、さらに強く推し進めていただきたいと思えます。

それから、本市でも、大規模災害時の外部機関との連携をもっと強めていくべきだと思いますけども、本市では、さまざまな民間業者とどんな分野で、何件ぐらいの応援協定を締結しているかなど、これらに対する見解と今後の方針をもっと具体的に、詳細に、市長のほうで答弁求めます。市長、答えてください。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

応援協定につきましては、31の団体や企業と災害時に備えた各種協定を締結しているところでございます。

内容は、公的団体等による支援や社会基盤の復旧、物資供給や避難所など、さまざまな分野での協定になっているところがございます。今後も被災に備えて、必要となる物資や専門的な技術・知識を保有している民間事業者との連携が必要となってくると考えているところがございます。

○20番（田畑純二君）

民間事業者との連携が必要だということを考えておられるということですが、さらに、それをいかにして、民間事業者の連携を強めていくか、検討して、今後、より民間事業者との連携を強めていただきたい。要望しときます。

それから、この災害についての対応なんですけども、こういう資料を、パンフレットをつくっておりますんで、日置市としてはですね、都市計画、日置市都市計画マスタープラン素案ということで書いてございます。その中で、災害について、日置市で考えること5点ほど上げております。それで、この1点ごとに、今、日置市の本市の状況、状態と、それらを改善していくための問題点、対応策、それをちょっとお聞きしますんで、一つずつ答えてください。

まず、1番目に、治山治水事業の推進でございます。これについてはどうですか。

○建設課長（宮下章一君）

治山治水の事業の推進では、現在、治山事業や急傾斜地崩壊対策事業を活用しまして、事業推進を図っているところでございます。今後も県と協議しながら優先順位を定め、事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○20番（田畑純二君）

2番目に、今度は、災害危険箇所の周知及び宅地化の抑制とありますが、これについてはどうでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

市内の土砂災害警戒区域は480カ所あり、現地には表示板等を設置し、また、防災マップの全戸配布やホームページに掲載し、周知に努めているところでございます。今後も市民への周知に努めてまいります。

また、宅地造成につきましては、開発等の基準に沿って指導してまいりたいというふうに考えております。

○20番（田畑純二君）

そういうことで、さらに強く押し進めていただきたいと思っております。

3番目に、建築物の不燃化、耐震化と建築物災害の防止対策の推進、こういうふうのあります。これについてはどうでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

建築物の不燃化、耐震化と建築物災害の防止対策の促進でございますが、建築確認申請の必要な建築物につきましては、建築基準法に沿った不燃性や耐震性を備えたものを建築する必要がございます。今後も、県と協力しながら指導を行ってまいります。

以上です。

○20番（田畑純二君）

県と協力しながらちゅうことですから、さらに、具体的に進めていただきたいと思っております。

それから、4番目に、災害時における情報インフラ整備の検討というふうでございます。これについて、ちょっと詳しくお聞きしたいんですけども、土砂災害防止法に基づく住民に避難を促す基準になる避難警報、避難勧告、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒区域、大雨警報、避難準備情報と、こういう、いろんな情報に、避難における災害時の情報があるんですけども、これをタイミングよく、一般の市民に通知して、後で後悔のないようにすることは非常に大事だと思うんですけども、これらに対する市民への周知の

仕方、あるいは、このインフラといろんな放送とか、いろんなことをやっているんですが、それらの現状と、それから問題点、それから今後の対応策・対策、問い合わせ、それらについて、ちょっと詳しく説明していただきたい。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

災害等が発生しそうな状況においての周知につきましては、防災無線やエリアメール、フェイスブックなどを通じて情報発信を行っているところでございます。今後は、市民向けのメール配信も加えて、さらに充実させていきたいと考えているところでございます。

避難勧告等の発令に必要な情報につきましては、それぞれ河川砂防情報システムの情報、河川の観測水位などもございますので、そういった情報収集整理して、避難勧告等の発令基準に基づき的確に勧告等の種類を判断して発令できるように、対象地域の住民等に伝達していくことが重要だと考えているところでございます。

○20番（田畑純二君）

だから、先ほど申しましたように、だから、後で後悔のないように市民に対しても十分な情報提供をやっていくの大事だと思うんで、そこらを徹底していただきたい。

それから、最後に、日置市地域防災計画の更新と適切な運用というふうにあるんですが、これにですね、これについては、先ほど答弁をいただきましたんで省略します。一応、そういうことでした。

それから、今度は、災害時に自治体が設置する避難所の管理運営マニュアルです。これについては、本市でも一応作成はしているんですけども、これについて、ちょっと、ことしの1月28日の南日本新聞に、次のような記事が載っております。

「災害時に自治体が設置する避難所の管理運営マニュアルを鹿児島県内43市町村の

4割に当たる18市町村が、策定していないことが、27日、南日本新聞社の取材でわかった」と。「策定済みと答えた自治体でも、改訂がおこなわれているケースがあった」と。

「策定は義務づけされていないが、避難所を円滑に運営するには住民の協力が不可欠で、資機材の整備や民間企業との協定締結など平常時の取り組みが重要となり、早急な対応が求められる」と、こういうことを言っているんですけども、そこで、本市で、住民との協力関係をどのように構築しており、災害救援物資や資機材の整備、民間企業との連携をどのように進めたりしているか、具体的に教えてください。これ足りないと感じられているについては、今後どのように対処されるつもりか、今後の進め方をお聞きいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

現時点では、日置市避難所運営マニュアルに基づきまして、災害発生時における避難所運営は職員が対応せざるを得ない状況のため、まずは、職員誰もが運営できるように研修会などを先日も行ったところでございます。

避難所開設が長期化する場合などは、避難者の方々の主体的な協力も必要となることから、今後、施設の関係者や、あるいは、住民代表などとの協力体制を築いていくことが必要と考えております。

○20番（田畑純二君）

じゃあ、そういうことで、住民との協力体制を築いていくということに、さらに取り組んでいただきたい。

それから、今度はちょっと具体的に申し上げますと、昨年の9月議会での同僚議員の防災対策の一般質問でのやりとりについて、その後の本市の対応について、具体的に伺います。

まず、同僚議員の質問の1、「西日本豪雨において、甚大な被害が発生した。今回の教訓、課題は」という質問に対して、答弁は、

「自分の地域は大丈夫だとの判断で、逃げおくれケースも多いが、早目の避難が大切」と。

「防災用具について啓発しているが、一層の周知に取り組む」という答弁でした。そこで伺いいたします。その後、防災用具についての周知にどのように取り組み、その後、市民への効果は、どこで、どのように出ていると思っておりますか。さらに、今後どのように、なお一層、強く取り組んでいくつもりか。それらを教えてください。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

広報誌で、昨年の5月と12月に防災行政無線の戸別受信機の利用方法について、また、6月には、出水期前の特集を掲載して周知を図ってまいりました。出前講座でも繰り返し周知に努めているところでございます。効果としましては、自主防災組織の組織率の向上や活動促進、あるいは、戸別受信機の設置依頼件数の増加につながっているものと考えております。今後も継続して取り組んでいきたいと思っております。

○20番（田畑純二君）

それから、質問2で、「避難指示が出されても、住民の多くが避難せず、危険が高まってから避難するケースもあった」と。「危機意識と防災力をどう高める」という質問に対して、2番目に、「逃げおくれも多く、早目の避難、地域防災力と自主防災組織の向上が必要」と。これ、今、答弁もあったんですけども、だから、本市で早目の避難にどう取り組み、その効果はどう出ているか。地域防災力と自主防災組織の向上、自主防災組織については、各自治体で自主防災組織を組織して、運営している、そこら辺の組織率と伺いますか、その状況と、それらも、ちょっと、もう一度お答えください。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

先ほども出前講座のことを申しましたけれども、最近、市民の方の関心も高くなってき

ておりまして、市民グループや自主防災組織からの、この講座の依頼も年々増加しているところでございまして、危機意識や防災意識が少しずつでも高くなっているなど感じているところでございます。自主防災組織の組織率ですけれども、178の自治会のうち、148で88%ぐらいの組織率になっているかと思えます。今後も、出前講座であったり、防災講演会の開催、あるいは、広報誌的の効果的な活用によりまして、積極的な取り組み、市民の防災意識、防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○20番（田畑純二君）

それから、質問の3には、こういうふうに、「避難周知、避難のタイミング、地域防災計画など、今後どう見直すか」という質問に対して、答弁は、「本市は中山間地域が多く、点検する必要がある。防災計画も見直す」と、こういうふうに答弁あったんですけど、そこでお尋ねしますけれども、その後の本市の中山間地域の、どのように点検して、中山間地域で危険と思われる、そういう場所はどのぐらいあるんか。それに対して、どう本市として対処しているか。さらに、具体的にわかりやすく説明してください。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

この実際に中山間地域に出向いての調査というのは、総務課のほうではやっておりませんが、この防災計画の見直しにつきましては、制度の改正だったり、あるいは、国や県の修正に合わせた見直し、あるいは、全国的な大規模な災害での検証結果に基づきまして、それに対応して見直すということなどで、必要な見直しを行っていくということになっているところでございます。

○20番（田畑純二君）

質問の4で、「障がいのある方の2次避難所である福祉避難所の設置、訓練の実施を」という質問に対して、答弁は、「避難所は、

8法人、11施設、避難訓練は当事者の方と話を進めたい」という答弁だったんですけども、その後の事務所の方との話の進め方状況と、今後の具体的見直しと、具体化をちょっと説明していただきたい。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

昨年の11月に、福祉避難所となっている法人の方々と意見交換をさせていただいたところでございます。医療及び福祉施設に改めて紹介を行い、受け入れの人数をふやすことや、あるいは、個人情報提供、感染症への対応、責任の所在、行方不明者の情報提供など、運営に向けた不安や課題等について確認し、共通理解したところでございます。その課題解決に向けまして取り組むとともに、今後も定期的な意見交換会を実施し、継続しまして、円滑に運営していけるように努めてまいります。

○20番（田畑純二君）

そういうことで、そういうふうな努めていただきたいと思えます。

それから、豪雨災害に関連して、さらにお聞きしたい点がございまして、まず3点ございます。だから、1点ずつ答えてください。

まず、1番目が、日置市では、豪雨災害による土地崩壊状態の山林、植林地及び雑木林はどのぐらいあるのでしょうか。そして、また、崩壊状態の山林によって被害を受けている土地はどのくらいありますか。そして、山林崩壊には原因があると思いますが、その調査はされているのか、どうか。そこら辺をちょっとお聞きしたい。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

過去3年間で、豪雨等により山林の崩壊が連絡なり報告された案件が6件ございます。うち、山林崩壊により宅地等への土砂流出などの被害は1件でございます。

なお、報告があった場合は、原因究明のために現場調査を実施しております。

以上です。

○20番（田畑純二君）

報告があったら、現場調査を実施している
ちゅうことですから、早急に持ち直して
いただいて、そういう被害を受けた方々の
対応、適切、タイミングよくやって
いただきたいと要望しておきます。

それから、2番目に、崩壊状態の山林及び
被害を受けている土地、崩壊の原因
に対してはどのように対処されている
のか。そして、行政としての対応
に対して、地権の関係者の評価は
どうなのか、そこら辺、ちょっと
詳しく説明していただきたい。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

現場調査の場合、場合によっては、
県の専門員を動向を要請いたし
まして、原因究明を実施して
おります。単に豪雨による土砂
崩壊の場合もありますが、もし、
原因が林道からの排水等が原因
であるということが明白な場
合には、市のほうで復旧の
対応をいたしてございます。

また、地権者なり連絡を
いただいた方へは、その調査
結果と市の対応について
連絡をしているところで
ございます。

○20番（田畑純二君）

最後ですけれども、山林に
関しての状態調査及び
対策に係る費用、予算は
どうなっていますか。足り
ていると思っ
ているんですか。そこら
辺、ちょっと
教えてください。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

市有林と林道施設につ
きましては、例年必要
な修繕費等なり管理費
等につきまして、予
算化をしております
が、豪雨災害や台風
災害などが頻発した
年につきましては、
補正予算等での
対応をいたして
いるところで
ございます。

○20番（田畑純二君）

それから、ちょっと、
また、具体的に議
長の許可も得て
いますんで、あれ
はしますけども、

具体的にですね、
今度は、地震に
強く安心して暮
らせる安全な日
置市を目指して
いるということで、
日置市耐震改修
促進計画と、こ
ういうパンフレ
ットをつくって
いるんです。本
市では、だから、
これに基づいて
やっているん
ですけども、こ
の耐震改修促
進計画について、
まず、この計
画の期間は平
成32年度まで
を計画期間と
しますという
ことになって
いるんです
けど、これに
ついての進捗
状況はどう
でしょうか。ま
ず、これ1番
目。

○建設課長（宮下章一君）

本計画は、鹿
児島県建築物
耐震改修促進
計画との整合
を図ること
から、平成32
年度までの計
画としまして、
平成24年度
に作成して
おります。計
画期間を8年
間としまして、
残り2年間
となっております。
今後も引き
続き計画に
沿って進め
てまいりたい
というふう
に考えて
おります。

○20番（田畑純二君）

それから、2番
目に、耐震化
の現状と目標
として、住宅
特定建築物、
それから、市
有建築物とい
うふうに現
状と目標とあ
るんですけど、
この目標に
対しては、ど
こら辺まで、
どうなっ
ているんです
か。その現
状と、それ
から今後の
対策をちょ
っとお聞き
したい。

○建設課長（宮下章一君）

計画を作成
するに当たり
まして目標値
を設定して
おります。住
宅につきま
しては、耐震
化率95%の
目標に
対しまして、
平成30年1
2月末現在
61.2%、
特定建築物
の耐震化率
90%の目標
に
対しまして、
87.5%、
市有建築物
につきま
しては、目標
値を設定し
て
おりませんが、
10%ほど
平成24年
の計画時
から耐震化
率が上が
っております。

以上でござ
います。

○20番（田畑純二君）

それから、耐
震化に向けた
施策の展開
ちゅうこと
で、3点ほど
上げて
いるんで、
そこら
辺の施策
の展開は
どうな
っている
んですか。

○建設課長（宮下章一君）

耐震化に向けましては、各々の展開状況でございますが、1つ目の耐震診断、耐震改修の促進にかかわる基本的な取り組みといたしましては、防災拠点として重要な役割を果たします日吉支所庁舎や吹上支所庁舎の建てかえを実施しております。

2つ目の支援策の概要といたしましては、耐震診断、耐震改修事業や住宅リフォーム支援事業で改修補助を行っているところでございます。

3つ目の耐震、地震時の建築物の総合的な安全対策につきましては、ブロック塀の倒壊の危険性につきまして、お知らせ版等により啓発を行っているところでございます。

以上です。

○20番（田畑純二君）

それから、その中で、啓発及び知識の普及ちゅうことで、啓発及び情報の提供、相談体制の整備、地域との連携とありますが、これらについてはどうでしょうか。現状は。

○建設課長（宮下章一君）

耐震改修促進計画に上げましたように、地震防災マップを作成しまして、ホームページ等で公表を行っているところでございます。また、耐震性向上に関する啓発及び知識の普及に努めるとともに、定期的に年2回お知らせ版等を通じまして、助成制度の概要及び手続の紹介をしているところでございます。

○20番（田畑純二君）

これで、この件については最後ですけど、相談窓口が、産業建設部建設課建築係となっているんですけども、この相談の件数とか、現状とか、それから、その増減傾向とか、それから、それらの相談に対して、どういうふうに対処しているのか。その効果はどう出ている、そこら辺について、説明してください。

○建設課長（宮下章一君）

相談件数でございますが、年間5件程度の

相談がございます。その内容は、耐震診断改修の補助内容の問い合わせや補助要件と手続等の問い合わせが主なものでございます。その都度、補助申請の手引き等を用いまして、説明を行っているところでございます。

以上です。

○20番（田畑純二君）

それから、今度の住宅政策と空き家対策について、ちょっと具体的に申しますと、これまた議長の許可も得てますんで、あれですけど、本市では、こういう「ワーク」「ワクワク」ちょうどいい田舎！！」「鹿児島県日置市からの告白」ということで、パンフレットをつくって、各ところに置いているんですけども、この内容が非常に、「告白、日置市はちょうどいい田舎」とか、「告白2」とか、3とか、5とか、4とか、告白5とか、告白6というて、非常に具体的に書いて、この相談窓口、総務企画部地域づくり課になっているんですけど、これらのパンフレット、こういうチラシみたいのが、今現在、日本全国でやるべきだと、どこで、どのように配布しているか、その現状をちょっと。

それから、これはもうちょっと有効活用するためにいろんところで配布して、日本全国の皆さんが日置市に関心を持ってもらって、日置市に移り住みたいなど、そういう機運を高めていく具体策をちょっといろいろ考えていくべきと思うんですけども、そこら辺についてはどういうふうを考えておられますか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

本パンフレットにつきましては、移住を少しでも意識している方をターゲットとしたもので、移住を考えている方が訪れる東京のふるさと回帰支援センターや移住・交流情報ガーデンに常設しているほか、大阪のふるさと暮らし支援センターなど大都市圏の移住検討者が訪れる場所に設置をさせていただいております。

また、今年度参加した国内最大級の移住イベントふるさと回帰フェアでも配布をさせていただき、各種都市圏開催のイベントでも配布しています。

また、県の主催で開催される移住・交流セミナーでも、参加者に配布をしている状況でございます。

また、このパンフレットの印刷のコストを考えると、無作為に配布することは効果も薄いというふうに考えますので、当課といたしましては、渡す相手を移住を検討している方を明確に想定をしております。特に移住先を九州や鹿児島、ひいては日置という方に絞り込んでいる状況でございます。

新たに移住を意識していただく取り組みも行っております。本市の魅力と移住希望登録制度の内容をコンパクトにまとめた手渡ししやすいチラシにつきましては、観光PRも含めてシャワー効果を狙った啓発というふうな形で取り組んでいるところでございます。

○20番（田畑純二君）

市長にお聞きしますが、昨年の10月28日付の日本経済新聞の社説で次のようなのが載っています。「めり張りのある住宅対策を」というタイトルで、次のように指摘をしております。

すなわち、2019年10月の消費増税が決まり、政府が新たな経済対策を検討していると。焦点の一つが住宅だろうと。住宅政策は中長期的な視点から、まちづくりと連動させることが重要だと。需要をつくる目的だけのばらまきは避け、めり張りのある対策にすべきだ。というふうに述べています。

それで市長にお伺いしますが、市長はこのことをどう思い評価し、今後めり張りのある本市の住宅対策をどう立案していくつもりか、市長の見解や今後の方針、方策をお聞かせください。市長に答弁求めます。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり住宅政策、大事なことでございます。今後、私どもいかにしてPRしながら移住人口ふやしていくのか、このことが一番肝要であるというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

それから、この空き家を適正管理する条例を本市でもちょっと制定していく方向でやったらどうかと思うんです。それで本市でも空き家は増加傾向にあつて、防災・防犯、現場環境悪化などの悪影響が懸念されますので、空き家情報をデータベース化、民泊や交流施設での有効活用を図っていくべきだと私は思っているんですけど。

市長は本市でもこの空き家の管理する条例を制定する気はないか、それに対して検討して、最終的に条例を制定するという方向性はないのか、それ市長のちょっと見解と今後の方針をお聞きします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

現時点におきましては、条例の制定については考えておりませんが、空き家対策計画の作成やあるいは適正管理に向けて協議する会を設置を検討しておりますので、そういった必要性についても協議していきたいと思っております。

○20番（田畑純二君）

それから、本市でも鹿児島市のように市営住宅を指定管理者を指定して経営運営していく方法を本市でも今後、検討していくべきじゃないかなと私は思っているんですけども、市長はどう思われるか。

また、計画を立案していくつもりはないかお伺いいたします。

○建設課長（宮下章一君）

市営住宅の指定管理につきましては、今後の住宅管理体制や指定管理制度導入による効果やコスト、課題などを精査、検討をする必要があると考えております。

以上です。

○20番（田畑純二君）

だから、指定管理者制度に最終的にしていくという、そういう考えはないのか、もう一回ちょっとお聞かせください。

○建設課長（宮下章一君）

現在、県内の指定管理を導入している市町村が薩摩川内市、南さつま市、始良市でございいます。鹿児島市は31年度から導入するというふうに聞いております。

今後、日置市におきましても、県内の市町村の動向、それから先ほど申しあげました効果やコストの問題、そこら辺を検討しまして、今後検討する必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○20番（田畑純二君）

だから、そういう観点から検討していただきたいと思っております。

それから、ちょっとまだこれは議長の許可を得ていませんで、あえてここで言いますけれども、日置市商工会建設工業部会からお知らせということ、こういうチラシと言いますか情報誌を発信しているんです。この中で日置市商工会建設工業部会のお知らせということで、「あなたのお住まいのことなら、安心の商工会の建設業者へご相談ください」と。

事業所からのPRを参考にしてねということで、主たる業種、総合工業業、事業所名、電話番号、関連業種、主な取扱品、事業所からのPR。それから主たる業種、土木工事業、建設工業業、建築・電気工業業、水道浄化槽。それから装飾工事、屋根工事、基礎工事業、サッシガラス、建具、畳、コンクリート製品。その他として、造園、石材、シロアリ防除と工業業と、こういうふうにして非常に詳細な冊子をつくって発行しているんですけども。

私はここら辺を、だからもうちょっと日置市の商工会の建設工業部会と強く連携し合っ

て、本市の住宅政策と空き家対策をもっと強く、より有効的に進めていく気があると、そこはどうお考えでしょうか。その辺ちょっと現状と今後の対策をお聞かせいただければ。

○建設課長（宮下章一君）

日置市商工会には、さまざまな業種によります建設工業部会があることは承知しております。部会の中には市の工事なども施工していただいている業者も、会社もあるようございいます。

今後も部会と連携しながら、協力をいただきながら、住宅政策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○20番（田畑純二君）

じゃ、そういう方向で、もうちょっと具体的に商工会建設工業部会と連携しながら、市民の皆さんが改修とか建築とか、そういうことに対して非常に積極的にやりたいという方向に、やはりそういう環境とかやり方をつくっていただいたらと思っております、そういう方向で。

それから、あと3分ですからあれですけども、今度は廃校となった日吉地域小学校の跡地対策についてであります。

先ほど答弁はいただいたんですけど、6月議会のほうで市長は、同僚議員の一般質問でこのように答弁されている。これ南日本新聞の記事にも載っているんですけども、宮路高光市長は、6月21日の一般質問で、閉校した小中学校跡地を活用するため、専門家を交えたプロジェクトチームをつくり、利用促進対策をまとめる考えを示したと。市によると、3月に閉校した日吉地域の3小学校を含め、市内には11の学校施設があると。プロジェクトチームの詳細は、今後、詰めると。こういうふうに掲載して、先ほどの答弁の内容では、「それぞれの地区と相談しながら可能性を検討してまいりたい」という答弁だったんですけども、市長にお伺いしますけども、

このプロジェクトチームをつくって、いろいろ検討していきたい。そのときの状況と今のこういう答弁の内容の可能性検討していきたい、その状況の違い。

最初、市長が思っておられたとおりプロジェクトチームをつくって、こうやっていきたいと、対策を考えていきたい方向について、そういう現在プロジェクトチームをつくってやっていないんですけど。その最初の6月時点での思惑というか考え方、現時点でどのように進んでいるのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただきたい。

○市長（宮路高光君）

基本的にそういう答弁をしました。その中で、特に30年度優先したのは、地区間の位置、これを最初に決めていかなければ、そこがどこの位置にきちとなるのか、特に今工事もしておりますので、そこが一応配分とか、その場所が配置が決まってから、今後こういうまたそれぞれの地域とご相談しながら、そういうプロジェクトは立ち上げていかななくてはならないというふうに思っています。

○20番（田畑純二君）

だから、今、日吉地域でやっているんですけども、そこら辺をやっぱり住民の皆さんもよく協力できるような体制とか、そういうのを行政とともにつくっていただきたいと思います。思っておりますので、そこら辺はよく検討していただきたい。

もう時間が40秒になりました、これで終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番、池満渉君の質問を許可します。

〔21番池満 渉君登壇〕

○21番（池満 渉君）

主要農作物種子法、通称種子法が今年の4月に廃止をされました。主要農作物とは稲、麦類、大豆などで、特に米については、この法律によって土地柄、気候変動などあらゆる変化に対応できる品種の改良が長年なされてきたところであります。その結果、自給率ほぼ100%を維持し、日本の米は安心・安全だと言われて、本市もその例外ではありません。

そこでお尋ねいたします。まず、この種子法の廃止による本市の農家、農業への影響をどのように捉えておられるのでしょうか。市として何らかの対策を講じる必要はありませんか。

また、種子法は、優良な種子を維持するよう各都道府県に義務づけた上で、必要な予算を確保し、専門的な人材や施設を維持させるものでした。この件に対して、鹿児島県は、関連条例を廃止し、要綱を作成し、従来と変わらない対応をしておりますが、具体的にはどのようになっているのでしょうか。

また、県と本市との協議はなされているのでしょうか。

次に、地元商工業者の保護育成についてであります。

以前は大型店の出店に苦勞し、今やネット社会に翻弄され、追い打ちをかけるような人手不足に地元の商工業者はかつてないほど疲弊をしております。もちろん行政が全てを救済することはできませんが、せめて市が発注する小規模な工事や物品、消耗品の購入など地元業者への思いやりを示すことはできるのではないですか。

そこでお尋ねをいたします。本市発注のこれらについて、地元商工業者の受注動向など

をどのように評価しておられるのかお示しいただきたい。

当然正規の入札によるもの、地元だけで対応できないことも多々あることは理解しております。これらの受注動向も含め、本市の商工業の実態、傾向について、どのように分析をされていますか。あわせて、商工業の日置市、日置市の商工業の将来はどうあってほしいとお考えでしょうか。

行政の仕事は最小の経費で最大の効果を上げる、求めると言われます。その趣旨は理解できますが、同時に地元商工業者の保護育成も行政の責務の一つであります。これらの兼ね合いについては、どのようなお考えをお持ちか、お尋ねをいたします。

以上の2点について、市長、教育長の誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の昨年の4月に突然廃止された主要農作物種子法についてのご質問でございます。

国は、官民の総力を挙げた種子の供給体制を構築するため、種子法を廃止しましたが、県は、これまでと同様に必要な措置を講ずることで、対象となる稲、麦、大豆の優良な種子を確保できると判断しており、本市においても関係農家、農業への影響はないものと捉えております。よって、それに対する市独自の対応も現在のところ考えておりません。

2番目でございます。県は、必要な措置として、新たに主要農作物種子生産・普及促進基本要綱などを制定しており、今後もこの要綱等に基づき、関係機関、団体と連携し、本県に適した品種選定と優良種子の安定供給に取り組むとしております。

また、農家の不安解消のためチラシなどにより周知していくこととしており、本市といたしましても、県と連携して不安解消に努めてまいります。

2番目のネット社会、大型店の出店、人手不足など、零細な地元商工業者が疲弊している。一部、民間工事等にも地元業者の優遇措置もあるが、市が発注する小規模な工事や物品購入に対する行政の対応というご質問でございます。

その1でございます。本市における小規模な工事につきましては、特殊な機械設備等の取りかえ工事等を除く、ほぼ全ての工事を地元商工業者に受注しております。

次に、契約5万円以上の物品・修繕の受注状況につきましては、全体の約60%を地元商工業者が受注しており、これを入札種類別に見ますと、競争入札では約65%、随意契約では41%となっており、特殊な物品や機械設備の発注、修繕があるため、小規模な工事と比較して地元業者の受注割合は低くなっています。

なお、比較的少額の物品等につきましても、地元商工業者の受注割合が増加する傾向にあります。

次に、3問目でございますけど、最小の経費で最大の効果という分でございますけど、小規模工事につきましては1問で答弁したとおり、ほとんどの工事を地元業者が受注している状況であり、これまでどおり地元発注に努めてまいります。

また、物品等の発注につきましても、コピー用品等の単一かつ大量に使用する物品は一括して入札するなど、地元業者の受注機会の確保とあわせて経費の節減に努めているところでもございます。

今後とも同様の入札形態をとれるものにつきましては積極的に地元受注に努めてまいります。

さらに、備品購入、修繕等につきましても、地元商工業者の参入が可能な限り地元商工業者のみの指名や地元商工業者を含めた指名、選定をするよう指導しているところで、今後

もこれをさらに進めてまいります。

以上で終わります。

ごめんなさい、3番目を言いました、2問目でございます。

ネット販売につきましては、日置市においても参入している事業所もあり、地元商工業者への影響は多大であると感じております。

将来に、消費者ニーズに対応できる手法を商工会等とも連携して研究していく必要があると考えております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、お答えいたします。

質問2のその1についてでございます。

お尋ねの件に関しましては、学校の事務職員の研修会、それから校長・教頭研修会の折に地元業者に発注するようお願いをしております。どうしても市内で購入できない物品は、市外での購入を許可している状況でございます。

それから、その2、その3につきましては、市長のご答弁のとおりでございます。

以上です。

○21番（池満 渉君）

まず、初めにこの種子法についてから質問をしてみたい。

種子法廃止は大変重要性という意味から、多くの方々が心配をしております。これまでに全国の100を超える都道府県議会や市町村議会などから、種子の安定供給、品質の確保についての意見書などが国へ提出をされております。

末端農家に接するのは地方自治体であります。我が日置市の農家に直接影響する問題であります。答弁では、影響はないと、とりあえず大丈夫だというような内容であります。ただし、このようなことに関して、農家の不安解消には努めてまいりたいという答弁であ

りましたけれども、少し心配なところを質問をいたします。

まず、最も中心となる米、種もみについて伺います。

ことしもJAによる種もみの予約が始まりました。自分の家の種もみを使うあるいは知人の農家から分けてもらうなどもありましようけれども、一般的な本市の農家の方々のこの種もみの入手経路と言うんですか、入手実態と言うんでしょうか、どんなふうにして種もみを、あるいは今は苗を買う人もあるんでしょうか、そこ辺についてお示しをしていただきたい。

あわせて、その流通価格は幾らぐらい、キロ当たり幾らぐらいなのか、本市の場合。ことしのJAの参考価格はキロ当たり昨年の参考として530円ぐらいでしょうかということ、予約の表は回ってございましたけれども、その一般的な、それ以外の農家の方がやりとりをされる価格をお示しをいただきたい。

それから、鹿児島県の奨励品種ありますが、この奨励品種の種もみの価格はJAの価格とほぼ同じだと。よって、予約価格とほぼ同じだというふうに考えてよろしいんでしょうか、いかがでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

まず、米の種もみの関係でございますけれども、種もみを購入される方につきましては、ほぼJAからの更新の種もみ、新しい種もみになろうかと思っております。

農家間で種もみのやりとりというのは、さほど発生していない状況でございます。ただ、自家育苗をされる農家さんの割合というものが、農家ベースでいきますと、日置市の全体の2割から3割、面積ベースでいきますと、おおむね半分50%、やはり大型農家さんが自分で育苗されますので、そういう形になろうかと思っております。

苗の入手につきましては、JAからの入手

がほとんどでございまして、たまに自分で自家育苗される大型の農家さんから分けていただくという方も多少はいらっしゃるかと思います。

それから、種子の価格の件でございますが、30年産の普通作のヒノヒカリの予約購入価格が税込みで497円、それからコシヒカリでございますけれども、早期のコシヒカリにつきましては、予約で税込み540円というようなのがJAの価格でございまして、先ほど申しましたように種もみを農家さん同士でやりとりするというのは、さほどございませんで、そういう状況であるかなというふうに認識しております。

以上です。

○21番（池満 渉君）

了解いたしました。大体JAに、そして大型農家は自分の家のところのどのような状況のようでございます。

現在、都道府県の奨励品種、今課長がお答えになった大体そこ辺の相場だろうと思えますけれども、奨励品種の種もみの価格はキロ当たり400円から600円ぐらい、そこ辺をこうやっているんでしょうか。これはこの今回廃止された種子法のもとで、基準となる価格が適正に守られてきたから、そこ辺があったんじゃないかというふうに私は理解をいたします。

もちろん、国内の種物商、いわゆる民間の種物商などあらゆるところで購入は可能です。品種によっては1kg当たり1,000円を超えるものもあります。ただ、ここで心配されるのは、種子法の廃止にあわせてセットで成立したものがああります。農業競争力強化支援法の制定であります。この支援法は、都道府県の農業試験場などが有する種苗の生産に関する知恵を民間事業者へ提供することを促進するというふうになっております。

つまり種子法の廃止の中心が、国が積極的

にということから、民間同士がしっかりと官民力を合わせてというふうに流れてきたのを受けてということになります。当然将来農家の数が減り、独自のこういったような種もみの継承とか何とかというのがどんどん減ってくると、JAや種物商に頼る機会がふえてくるんじゃないかというふうに思います。

しかし、いわゆる商売の基本は、値段の高いところにもものが集まると、これが基本であります。民間の競争にさらされてJAの価格、今取引をしている、買っているJAの価格も、もしかしたら、今大丈夫かもしれないけれども、将来高騰することが予想されるんじゃないかという気がいたしますが、そんな心配はありませんか。いかがですか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今申されました農業競争力強化支援法に基づきまして、国のほうから県のほうに確かに種子の生産に係る知見の民間業者への提供という通知が来ておりますが、同時に種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見の維持というの通知も来ております。そして、県の実態を踏まえて必要な措置を講じていくことという通知が来ていの中で、先ほど鹿児島県につきましては、要綱を制定して、それに基づく7つの要領をつくって、今後も引き続き継続して優良品種の選定、種子の生産を普及していくということになっていることのようにございます。

価格につきましては、もちろん地方交付税、その県の試験研究に対する費用につきましては、地方交付税の扱いにこれまでなっております。種子法の廃止後も、引き続き地方交付税の対象にするというのあわせて来ております。その中で現在の値段と、価格というものは維持されていくのかなというふうに思っております。

一方、既に民間のメーカーが種子法に該当しない業務用の米、いわゆる外食チェーンの

大手の牛井であるとか某コンビニエンスストアのおにぎりであるとかいう品種を既に開発しております。これにつきましては、F 1 品種と言われる品種でございます、価格が先ほど申し上げました単価の約7倍から8倍の単価の種子の値段となっております。

もちろん契約的な生産販売でございますので、一部のものではあるというふうには認識しておりますので、現在今、日置市もしくは鹿児島県での優良品種の、先ほど申し上げましたヒノヒカリであるとか、コシヒカリであるというような品種につきまして、民間が参入してきて県がやらなくなって値段が高騰するというようなことは、当分想定されないというふうに判断しております。

○21番（池満 渉君）

心配し過ぎるのかもしれませんが、今答弁で出ましたF 1 ですね。この支援法で言う民間事業者の情報提供するという、この民間事業者には国内だけでなく海外の企業も含まれます。現在ほとんどの野菜は野菜の種、今答弁があったそういった部類の種はF 1 種であります。毎年種を購入しなければならない。

また、私たちに身近な大豆などは豆腐の原料にもなりますが、遺伝子組み換えではないというような表記をして、消費者への安心・安全をアピールしているわけであります。

当分は、これから先しばらくはいいかもしれませんが、私は将来あるいは近い将来かもしれませんが、この種子の値段が上がり、ますます農業がやりにくくなる、またF 1、お米に対してもF 1 種の弊害を心配をいたしますが、そのような懸念はありませんか、大丈夫ですか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今議員がおっしゃりますとおり野菜等につきましては、ほとんどが現在F 1 品種でございます、1 世代でしかその品質を出さない、いわゆるそのF 1 品種から種子をとっても、

親返りと言いますか同じ形質を及ぼさないということで、自家採取してもよくないので、また購入しなければならないという状況になっております。

そういうことで、もしF 1 品種がかなり入るとなりますと、種子更新を毎年しなければならない。ただ、現在我々のほうでは、やはり種子更新はしてくださいという指導をしております。特に早期のコシヒカリにつきましては、ほとんどが販売用ということで、病気の問題、それから異株の混入の問題を考えますと、種子更新を毎年していただきたい。実際の更新率としては90%ぐらいあるのかなと思います。

ただ、普通作につきましては、更新率がちょっと落ちます。やはり自家用のものもありますので、総体しますと鹿児島県日置市の種子更新率というのは70%程度かなというふうに思っております。そこでF 1 品種が入ってきた場合は、当然種子更新は毎年しなければならないというような実態になっていくのかなということでございます。

それから、遺伝子組み換えの将来的な問題につきましてでございますけれども、遺伝子組み換えの米の種子が出てこないとも限らないということは、そのとおりであると思えます。

ただし、遺伝子組み換えにつきましては、食品衛生法の問題で安全基準の審査で規制がかかってまいります。それに、もし遺伝子組み換えであるとするならば、必ず表示をするということになります。そうした場合に、一般の消費者が遺伝子組み換えであるという表示の米を、果たしてどこまで消費求めるのかなということを見ると、さほど心配しなくてもいいのかなというふうに判断しているところでございます。

○21番（池満 渉君）

私の心配は杞憂に終わることを祈っております。

ます。もちろん私、農業はしておりませんが、素人ではありますが、素人の感覚からの質問をいたします。

先日の17日付の南日本新聞で、「鹿児島伝統作物を守る」という記事が出ておりました。皆さんもごらんになったと思いますが。そこで、この種子法が廃止されたということを利用して、日置市独自に条例でも要綱でもいいし、あるいはそれがなくてもいいんですが。

米も野菜も日置市にしかない農作物の種子、昔、東市来に養母ズイカというのがありました。黄色い中身のそんな種を継承していくという、そのことがだんだん外に出なければ、日置市にしかない農産物といったような考え方もできると思いますが、農産物の分野で日置市の特産品をつくるチャンスかもしれません。JAやあるいは農家の団体などと行政と、機会を捉えてぜひこんなことも研究をしてみたらいかがでしょうか。どうなんでしょう。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

確におっしゃいますように、今例を挙げていただきました養母ズイカ等につきましては、昔から東市来のほうに継承されてきたズイカでございます。

県のほうでは今、例えば薩摩トロナス、白なすであるとか、あとニガウリの一種であるとかさまざま。あと鹿児島県で従来昔からあった、特に野菜類が多いわけですが、それを守っていきこうという動きは、実際県のほうでもあるところでございます。

日置市でも、先ほどの養母ズイカなり、それからあと、ハヤトウリというのが今県内見られますけど、これも発祥の地は吹上の永吉であるというふうにも聞いているところでございますが、そういう日置市をアピールできるような地元ならではの農作物というものがあれば、大事にしていかなければならないというふうにご考えております。

○21番（池満 渉君）

食は全ての基本であります。危機感をもつての対応をご期待をして、次に移ります。

答弁をいただきました地元商工業者、いわゆる地元にはないものあるいは入札公平な競争によらないもの等については、極力配慮していただいているというような動向のようでもあります。評価をいたしますけれども、実際に、しかしながら地元の業者は零細であって、非常に資金力も少ないと、乏しいという中では、社会の変化に追いつけないというところもあると思います。

しかしながら、行政も大変厳しいと、一方では行政も厳しいと。そのために最小の経費で最大の効果を上げないといけないという行政側もそれがあります。安く買いたい、効果を上げたいという相反することかもしれません。

初めに、地元商工業者の定義、範囲についてお伺いいたします。建設工事における市内事業者等の認定基準は要綱で定められています。それはそれ以外のいわゆる小規模の事業者、商店、スーパーなどはどうでしょうか。これ地元商工業者という定義でよろしいのでしょうか。

例えば、市内に事業所、店舗があることなのか。あるいは大型店であっても、市民の雇用があることなのか。一般的な地元業者、市内業者の定義、見解、その範囲についてお示しをいただきたいと思います。

○財政管財課長（上 秀人君）

定義につきましては、建設工事と同じような考え方に立っておりまして、地元業者という定義について、主たる事務所、本社が市内にある業者を地元業者としているところでございます。

○21番（池満 渉君）

それから、もう一つ。建設工事や物品役務を市に提供し、あるいは購入してもらう場合

には、一般指名競争入札参加資格審査申請書とかいうものが提出が必要であります。また、小規模の修繕工事等は登録をして申請をする制度もあります。

では、この今答弁をいただいた事業所が小さな物品や日常品、消耗品など、こういったようなものを市に納入したいという希望がある場合には、そのときにも申請書などが必要なんでしょうか、手続が必要ですか。

また、あわせて、市民の皆さん、市が買うものはそんなに多くないけれども、少しでも地元にあるものは地元から買いたいという、その意向を市内の業者の方々、商工業者の方々にとどのような形で受注機会、納品する機会がありますよということを、どのような形で知らせておられるのか、そのことをお示しいただきたい。

○財政管財課長（上 秀人君）

小規模な物品等の関係でございますけれども、物品等につきましては、物品調達に係る指名願のほうを要綱に定めております申請書等を提出していただくようにしております。その中では、営業の種目ということで文房具あるいは用品、図書とか、そういった営業の種目、取り扱い品目を記入していただくこととしております。基本的には申請書を提出していただいている登録事業者の中から、発注をするようお願いしているところでございます。

あと、受注機会の提供ということでございましたけれども、現在まで物品等について、一般競争入札で調達をしたという実績はございませんけれども、ほとんどが指名競争入札あるいは随意契約ということで、事業者のほうに通知をしているというような状況でございます。

○21番（池満 渉君）

例えば、東京の宮路商会は1つの品物を100円で販売しますと。日置市の池満商店

は、これは1つが同じものが300円だとしたら、行政の品物として購入するのは100円と300円ですから、輸送費は別として、この場合は誰が見ても明らかに安いほうを買わないと行政経費の削減にならないという判断はできます。

ところが、これが例えば100円と150円あるいは100円と120円とか、もしかして同じだったら、どちらから買いますかと、この判断はどのようなことを基準にするんですかということですよ。

市長は、かねがね私話をするときに、いろんなことで、「とにかく池満さん地元やっだな」と、地元の物品購入にしても、工事にしてもおっしゃいます、口にされます。まず地元は何ができないかということを確認してからということをおっしゃいます。それは当然です。私もよく存じておりますけれども、果たして市長のその思いが、職員全体に通じているのかと。地元を一生懸命なんとかしよう、面倒してもしましようという、その思いが通じているのかという気がするんですが、市長そこをどのようにお感じになりますか。

○市長（宮路高光君）

かね日ごろいつも地元を大事にきなさいというのは口癖で、私も言っております。お話しございましたとお、今ありましたとお、最小の経費で最大の効果を出さなきゃいけない。おっしゃいましたとお、この程度もんと言いますか、そういう部分を量的なものもやはり若干加味していかなきゃならないというふうに思っております。

特に職員の皆様方が、ちょっと面倒くさい部分もあるわけです。一括して、鉛筆1本ずつすることよりも大量にしたほうが伝票もいろんな問題も簡単であるかもしれませんが、基本的にやはり地元で調達できるものは地元で調達。特に学校的な関係のほうは、そうい

うものが大変多いのかなというふうには思っております。

そういうことをやはり特に私ども、会計課、財政管財課含めた中におきまして、特にいろんな団体もごございますので、団体で購入したりいろいろと記念品をしたり、いろいろする部分があるわけなんです。そういうものも含めて、やはりかね日ごろ、地元で発注できるものは発注して、言葉じゃ再々最小限で最大にしなきゃなりませんけど、ここあたりはやはりお互い臨機応変な中で物事を判断していくのがやはり地方公務員であるというふうには私は思っております。

○21番（池満 渉君）

それでは、同じように市内の市民がやるお店とかあるいは事業所から、とにかく利用しなさいということを教育長はどのようなことで教育関係の職員の方々に日ごろからその思いを伝えておられるでしょうか。

○教育長（奥 善一君）

学校関係で、いろいろな物品を購入する機会がたくさんあるわけですが、中でも先ほど答弁をいたしましたように、市内で調達できるものについては、できるだけ市内の業者を利用するということ、かねがね指導しております。

ただ、学校で使うものにつきましては、どうしても、例えば子どもたちが使う教材でありますとか、評価問題等のこと等についても、どうしても市内の業者ではできないものがございますので、そういったものについては市外から購入するというのも、やむを得ないというふうには考えております。

以上です。

○21番（池満 渉君）

了解をいたしました。今ありました、いわゆる行政の効率化、そのための情報化、最たるものというんでしょうか、それと地元商工業者の保護育成、一見相反することでありま

す。

一つの事例についてお伺いをいたします。本市の4つの図書館、4地域にごございます。それから、小中学校にある学校図書室における図書、本ですね。また、各学校で児童生徒が使用するいわゆる有償のドリル、児童生徒がお金を、無償措置で渡すんじゃないくて、児童生徒が有償で買うドリルなどの購入についてお伺いをいたします。

これまでの購入の流れと、それらの主な購入先について、市内あるいは市外なのか、割合も含めてお示しをいただきたい。もし、その購入するところが一般の書店なのか、もっと何か大きいところなのか、卸屋みたいなどころなのかといった、そこ辺の形態もわかればお示しをいただきたいと思います。

○社会教育課長（梅北浩一君）

お答えいたします。

まず、市内には、先ほど申されましたように、4つの公共図書館がございます。この公共図書館があるそれぞれの地域には、図書納入組合という組合ができておまして、残念ながら今年の12月、東市来地域の納入組合が、書籍の取り扱いをやめるということで、現在は、東市来地域の図書納入組合というのは存在しませんが、それまでは4地域にそれぞれの図書納入組合がありました。

書籍の図書館におきます主な書籍の購入につきましては、この95%が図書納入組合への注文というふうになります。市外の書籍販売店からは、そのほかの5%を購入している状況でございます。

以上です。

○21番（池満 渉君）

Amazon（アマゾン）という世界一のネット通販会社があります。これ、情報化の最たるものでありまして、大変便利であります。それに似たネット販売、いわゆるスマホなどの発達などによって、どんどん出てきて

おりますけれども、本市も、自治体の情報化の流れの中で、合併前、あるいはそれ以降、合併してから10年ぐらいかけて、公立図書館、そして学校図書室にも図書館システムを採用をしてきました。

では、日置市が採用している図書館システムについて、これは以前、たしか議会でも概略説明あったと思うんですが、改めてそのシステムの内容について説明をしていただきたいと思います。

○社会教育課長（梅北浩一君）

現在、公立図書館、それと学校図書室においても、図書館システムが導入してございます。このシステムによります処理としましては、基本的には書籍情報、MARCという、図書館流通センターが所有します情報を管理しておりますものを利用して、まず、利用者登録に始まり、書籍の貸し出し、返却、資料検索、また、図書資料や各種統計の抽出等、図書館職員の事務的処理も容易に処理できるようになっております。また、図書館のホームページにおきましても、資料検索、貸し出し状況の検索、利用したい本が貸し出し中の場合であっても、自宅でホームページに入りまして、みずからが、図書館に行かなくても予約できるシステムと、利用者にとっても利便性のあるシステムというふうになっております。

以上です。

○21番（池満 渉君）

では、今説明をいただいたこの図書館システム、通年、昔からいる職員の方がいるかどうか別としても、お感じになる部分でいいです。図書館システムを採用する前と、このシステムが入ってからのいわゆる図書館側、働く人たち、現場の声、あるいは利用者、一部利用者もわかる、どうかわかりませんが、それらの声というものを聞かせていただきたい。あわせて、所管する教育委員会は、このシス

テムが入ったことで、どのような感想をお持ちかを聞かせていただきたいと思います。

○社会教育課長（梅北浩一君）

システム導入前と導入後ということなんですが、以前、図書室等が設置されていた場合は、それぞれ個々が図書利用カードというものを作成しまして、それぞれ自分が借りたい本を手書きで利用カードに書きまして、貸し出し部のほうで図書館のほうは、それを管理しているような状況でございました。現時点では、利用者カードをつくるだけで、そのような、借りたい本とかいうものを、自分で自書、書かなくても済むというような、簡単に図書を借りれるというような利点性。それと、管理につきましても、システムで管理しておりますので、非常に紛失あるいは未返却の本については、一覧ですぐ確認できるような利便性があるというふうに感じております。

以上です。

○21番（池満 渉君）

大変便利になったことは、私も認めます。説明があったとおり、非常に利用者、図書館が求める図書あるいは雑誌、視聴覚資料などの情報が一つになった図書館専用のデータベース、これがMARCです。本市は、このMARCがTRC MARCだと思います。TRC、いわゆる図書館流通センターが構築したもので、日置市を初め全国の公立図書館、学校図書室に採用されております。実績もあります。

では、日置市にとって、あるいは地元書店にとってというんでしょうか、日置市にとってTRCはどのようなスタンスになるんでしょうか。

○社会教育課長（梅北浩一君）

このTRCとはどういう位置づけかと、簡単に申しますと、流過程でいいますと、まず、本を卸す卸売業がございまして、通常ですと、小売業ということで、地元の書籍販売店

ですとかになると思うんですが、その中に仲卸業としての位置づけというのは、仲卸業で何をするかといいますと、図書の分類、あるいはバーコードの張りつけ、あるいはブックカバーの装着というような形で、当然、図書館にそのまま書籍が送ってきますと、図書館の今の人員の中で分類をする、あるいはバーコードを張る、あるいは1冊ずつブックカバーを張るというような作業になりますと、当然、図書館で実際やるとなると、これまたすごい人件費がかかるということになりますので、それを省く上でも効率化、あるいは即座に利用者に書籍を提供できるものとしてTRCを通して組合から購入するというのが、一番の行政としては効率のあるものだと考えております。

○21番（池満 渉君）

いわゆる仲卸、仲卸というか、卸屋さんという感じですね。それを納入組合に卸して、納入組合がということですが、実は、かなり前から、全国の書店が、図書館、図書室のコンピューター化により、いわゆる情報化により、TRC、図書流通センターの営業攻勢に悲鳴を上げていると言われていました。

そこで私は、本市の書店、そういったところがTRCのMARC、このシステムに悲鳴を上げているというような実態はないのかということで、調べてみました。システム採用と前後して、TRC、図書流通センターという法人ですが、TRCとして略します。TRC関係者から、市内の書店に本の納入に係るサービスは、全て当社でやりますと、図書納入組合、いわゆる先ほど答弁があった組合などを組織していただければ、私どもが手数料を払いますといったような趣旨の営業があったと聞きました。本の利益率は、大体今で、平均で20%ぐらいであります。中には15とか18とかいうパーセントもありますけれども、その中で、TRC側は、組織して

いただいた組合に5%の手数料を約束をいたします。後に、この手数料は、今、3%に下がっているとも聞いておりますが、このような、いわゆる商取引であります、このことについては、教育委員会は承知をしておりますか。

○社会教育課長（梅北浩一君）

今、議員のおっしゃいました3%というのはちょっと把握しておりませんでした、当初、図書納入組合ができたころは、その納入組合に5%の手数料が入るというのは存じておりました。

○21番（池満 渉君）

もちろん、いわゆる商取引ですから、TRCと書店の方々の商取引ですから、教育委員会が直接そこをどうということは、また別の問題であります。

説明をいただきましたように、図書館から欲しい本のあらゆるあらゆる情報検索もできます。こういったものを見ながら、もちろん直接図書館から注文も可能なはずであります。何より、司書の仕事、先ほど言われた最も煩雑なバーコードの添付、あるいは本の表のカバーの装丁なども無料でやってくれて、配送までしてくれますので、便利であります。

そして、日置市の窓口となる、いわゆるこの納入組合へは、注文一覧表が回ってくるはずで、納入組合が、そして、納入組合の名前で市の会計へ請求書を出す。市の会計からの入金、TRCが指定をした銀行の、取引の銀行です。日置市の鹿銀とかどことかという銀行じゃありません。都市銀行、そこに口座をつくってくださいと、図書納入組合の口座をつくって、そこに振り込まれるはずであります。そして、その結果、一定の手数料が組合へ振り込まれると、これが実態です。

図書館が本を購入しているのは、実際は地元ということじゃなくて、TRCから、仲卸

とおっしゃいましたけれども、形としてはそのようになるんじゃないですか、いかがですか。

○社会教育課長（梅北浩一君）

注文に際しては、先ほど説明したとおりなんですが、ほかの自治体もちょっと調べてみました。鹿児島市においては、やっぱり地元の書店と契約をして、TRCからを経由して注文を受けていると。そして、そのほかにつきましても、地元のそういう組合等を発足させずに、直接TRCから書籍を購入しているというようなことがございます。

私たち日置市としましては、書籍納入組合をつくることによって、少しでも地元のほうに利益が生まれるということについては、直接購入するよりは幾分かは地元の還元になっているのかなというふうに考えます。

○21番（池満 渉君）

例えば、先ほどの話ですが、10万円分の図書をTRCを通じて購入した場合には、利益率20%で計算して2万円の利益があります。そのうちの1万5,000円から1万7,000円がTRCに入るんです。組合へは5,000円か3,000円しか入らないんです。

私は、しかし、両者の合意のもとによって、このことがなされて、しかも、納入組合の方々は、その他の面倒な雑多をやらないので、この手数料でいいだろうとは思いますが、実は、このことがやがて手数料を削減されてきて、本来の仕事を余りしなくなってきた、書店としての、そのことで次第に意欲を失って書店からも撤退をしていくという地元業者が、そのような流れになっているんじゃないかと思えます。

便利さの裏に隠されたこのような仕組みについて、地元の商工業者の保護育成第一の職務であります商工観光課所管の課長としては、どのような感想をお持ちでしょうか。今の話

を聞いて、この仕組みを聞いてどのような感想をお持ちかお聞かせください。

○商工観光課長（脇 博文君）

お答えいたします。

市内業者でTRCと競合しなければならぬ一般書店があるとするならば、今後、書籍購入につきまして、地元業者への配慮、こういったことを教育委員会のほうへ要請したいと思っております。

○21番（池満 渉君）

直接の職務、担当の課長、担当者でありますから、それは当然です。ですから、それぞれ、私は責めてはいません。このことをそれぞれの担当のほうで、やっぱり同じ行政でありながらも、立場に立ったほうで議論も交わしていただいて、市がいいほうに発展するように努力していただきたいと思えます。

この95%がTRCでございませぬけれども、あとの5%がそれに加入しない、納入を希望する地元の書店であります、5%。しかし、これらの書店は、注文があれば、仮に図書館から本を持ってきてくださいという注文があれば、先ほど言った専用バーコード、本につけるシールを図書館まで行って、お金を払って買うわけです。TRCが無料で作るから、TRCのもんですから、注文が来ました、この分をとって、1枚幾らで買ってある。そして、同じように本のブックカバーも、しっかりと同じようなサービスをして持っていくはずであります。しかも、再販制度がありますので、本は、値段はほぼ同じの気がいたします。よっぽどの大量の場合とかは別としても。

では、このような2つの状況があったときに、95%から、もちろん便利だからTRCでとるでしょう。あと5%の地元業者の人たち、これを比べてみてください。TRC M A R Cで、本の、先ほど言ったあらすじの検索やらサービスをずっと受けて、そして、手

元から発注ができて、全てのサービスが黙っていても受けられる店と、電話などで注文をして、この本とこの本をお願いします、そして、来た本にまたその業者に、こっちで引き出したラベルをお金で売ってという、そのような手間をかけるお店と両者を比べた場合に、どちらに本を注文するのでしょうか。これ、決して悪気はなくても、仕事やる職員としては、やっぱり効率化、面倒だ、大変だ、人手も減っている状況は、私、よくわかりますけれども、どちらを選ぶのでしょうか。95%という数字があらわしているんじゃないでしょうか。

行政の経費の削減、そして効率化のための情報化などのやっぱりひずみでもあります。あるいは、TRCなどの大きな書店が、そのすき間を縫ってきた彼らの勝利かもしれないけれども、日置市でも全国と同じ実態が、やっぱり生まれてきているんです。

教育長、この実態を聞いて、学校にも、学校の事務職員の方々にも、いろんなの方々にも、地元をなるべく使ってくれと言っていると言われますけれども、本当にそうやっているのかと、面倒でも、図書室もそうです。面倒でも、もっと地元をやってほしいということ、これまで以上に強く言うべきだと思います。さらに、本当にそうなのかということの実態を調査してみるべきではないかと思いますが、いかがですか、教育長。

○教育長（奥 善一君）

ただいまご指摘いただいたような状況が、やはりあるのだというふうに思います。そのようなことを、やっぱりしっかり私どもも、それから学校、図書館に携わる者もしっかり認識しながら、よりよい方向で考えていくことは、非常に大事な視点であるというふうには思っております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午

後1時からとします。

午後0時09分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（池満 渉君）

間もなく新学期が始まります。ご承知のように、無償措置法により、教科書は今月の末から4月の5日ごろまでの短期間に、各学校、各学年ごと、クラスごとに人数分の教科書をそろえて配付をされます。もちろん、その後の転入や転出など、生徒の移動があれば、それもまたその追加でやるわけですが、この取り次ぎ供給所、教科書、というような、言われる煩雑な仕事は、実はTRCでなくて地元の書店が長い間担っているケースが多いです。もちろん、書店以外のところがやっているとあります。幾らかの手数料は入るわけですが、それでも大変な仕事だというふうに思います。

地元業者は、市民の雇用も担っております。また、間接的には幾ばくかの税収にも貢献をしているはずであります。

私の友人は、社員が朝、欠席をメールで通知するのを厳しく非難します。欠席の通知ぐらいせめて電話で、言葉で連絡しろと、そうでないと人間の気持ちはわからないというふうに言います。便利になればなるほど、心を通わせなければならない社会であります。ますますしくしゃくすることを心配いたしますが。

私は、先ほど申しましたが、このシステムを決してとめろとは、やめろとは言いません。このシステムの便利な部分は享受する。本の検索とか何とかというのは、それをしながらも、同時に発注などについては、95と5を、もう少し割合を組合に入らない、いわゆるTRCに通じない希望をする人たちにも、地元

の人たちにも分けてやるべきじゃないですかということをお願いなのであります。地元業者の貢献度や保護育成などについて、もっともっと配慮をしていただきたいと、どこから買うかというのを決めるのは、采配できるのは人です。現場の職員であります。

市長、先ほどから言います最小の経費で最大の効果、そして、あわせて地元の保護育成ということ、このアンバランスな、この2つの相反することを職員の方々に、大変けれども、何とかこういったことを配慮してくれということ、もっともっと市長の気持ちと共通認識を図っていただきたいと思いますが、そこら辺についてはどうですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおりだと思っております。職員も、やはり公務員である以上、また、地元企業育成、これはやはり根本的に考えていかなきゃならないことですので、あらゆる、課長会、いろんな分のあるときに、私のほうからも、やはり地元の育成ということを中心に考えて、やっぱり日置市が元気になっていかなければですね、やはりいろんなことにおいて、これだけ衰退化する中でございますので、やはりできるものからそのようにして、地元発注という部分を全職員で取り組んでいただきたいというふうに思っております。

○21番（池満 渉君）

山梨県の甲府市に、春光堂という25坪ほどの小さな書店があります。店内には、本が山積みをされています。あふれんばかりのお客さんでいっぱいあります。お客さんの中には、このお店があるから私たちは甲府市に引っ越したいという人まで出てきていると聞きました。いわゆる本を貸す図書館と、本を売る書店、本屋です。この人たちが、売れ筋の本、読者の嗜好とかいうのを情報交換をして、いわゆる甲府市の読書に興味を持つ人たちの状況を上げているわけです。一つ

のまちおこしの参考にもなると思います。是非、また参考にさせていただきたい。

最後になります。日置市も、食料品、特に食料品など買い物難民の言葉が聞こえてまいります。もちろん、行政が全てを救うことはできませんし、できることは微々たることであります。短い間かもしれませんが、やがてツケを払うことになるのは行政ではないでしょうか。

図書の購入に関して、私は一例を挙げましたけれども、情報化で便利になっても、役所はやっぱり市民とともにあるというその思いを、しっかりと持ち続けていただきたいと思います。

最後に、繰り返すようではありますが、市長にいま一度、市長が地元とともにという強い気持ちをお持ちでございます。その気持ちを末端の職員まで行き届けさせるための決意をお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、これ以上にまだ少子化、人口減少というのは起こってまいります。そうする中において、特に今ご指摘のとおり、いろんなコミュニティ組織というものが壊れつつあるのも事実でございます。やはりそういう部分の中で、人と人がどう触れ合っているのかと、やはりこれが、まちが今後生き残っていける一つの大きな私は方策でもあるというふうに思っております。

インターネットを含めて、そういう電子的な部分も大事かもしれませんが、やはり今後、やはり地元、きょうお話いただきました図書館の例だけじゃなく、いろんな物品の販売を含めて、また買い物を含めていろんな中において、私ども行政がどういうふうにして今後サービスをしていくのか、これは、新たなまた一つの課題でございますので、これをまた職員とともに一緒に考えて行政を進め

ていきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

次に、7番、山口政夫君の質問を許可します。

〔7番山口政夫君登壇〕

○7番（山口政夫君）

私は、通告に従い一般質問を行います。

まず1問目、防災問題に関する質問をします。

今までに、防災に関する以下の2項目の質問を行い、検討をしていきたいとの答弁について、どのように検討され、対処されたか伺います。

1項目め、防災備蓄品を各支所及び地区公民館等へ分散備蓄してはについて、どのように対処されたか伺います。

2項目め、非常時に地区公民館の電源確保のため、発電機を整備すべきではないかについて、どのように対処されたか伺います。

2問目、消防団救助機材購入について質問します。

消防団への救助機材購入補助事業もあり、6品目が指定、補助額も3分の1であります。

そこで、日置市も、消防団への救助機材の購入を行わないか伺います。

3問目、消防広域化、消防通信指令広域化について質問します。

昨年、消防広域化の推進期間を平成36年4月1日まで延期との通知が、都道府県知事に通達されました。

そこで、1項目、消防広域化を市長はどのように受けとめているかお伺いします。

2項目め、消防通信指令広域化について、市長はどのように考えられるか伺います。

4問目、国民宿舎吹上砂丘荘、健康交流館ゆーぷるのあり方について質問します。

平成30年3月29日、吹上砂丘荘あり方検討委員会より答申が出されました。答申に、「平成30年度中に行政内部での検討委員会

を設置し、今後の方針を固めるべきであると考える」と記されている。あり方検討委員会の7項目の答申を踏まえ、どのように検討し、方針を出されたか伺います。

5問目、ハラスメントの対処・対策について質問します。

最近、学校等でのいじめによる自殺、行政関係でもハラスメントによる職員の裁判、不適切な言動報道が頻繁にあり、倫理観、道徳観の低下によると見られるハラスメント、つまり、発言、行動等で相手を不愉快にさせたり、尊厳を傷つけたり、脅威を与えたりすることが根本にあるのではと考えます。

そこで伺います。教育の現場、行政、地区公民館等でのハラスメントの相談や、ハラスメントと確認したときの対応、対処、対策、また指導をどのように行っているか、市長、教育長に伺い、5問7項目について1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1問目の防災問題に関する質問について、その1でございます。

防災備蓄品の一部については、本年度、旧日新小学校に資機材の分散備蓄を行いました。そのほかの備蓄につきましても、スペースを確保し、分散備蓄していきたいと考えております。

2番目でございます。一時避難所になっている地区公民館等については、発電機や投光器などの資機材の備蓄について、スペース等を含め検討していただいています。可能な施設については、今年度5月以降に配布する方向で準備を進めております。

2番目の消防団救助資機材購入についてでございます。消防団整備費補助金で、自動体外式除細動器また油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、トランシーバーの6品目の補助が対象になっております。

救助資機材の整備の必要性は認識しているところでありまして、現在、各分団の資機材の保有状況と、そのほか車両、備品等の更新状況等も考慮して検討していきます。

3番目の消防広域化、消防通信指令広域化について、その1でございます。

広域合併は、合併する市との合意形成が必要であり、消防本部の位置、消防署、分遣署、車両、職員の配置等について、現在の消防力が低下しないことが重要であるため、隣接する市の動向等を注視して対処していきたいと思っております。

2番目でございます。現在まで、連携中樞都市圏での通信指令の広域化については、一般質問を受けてきたところでもあります。

各消防本部の通信指令台の導入時期及び共通波の無線運用の枠組みの違いにより、広域は難しい状況でもありますが、各消防本部の動向も注視し、対応していきたいというふうに考えております。

4番目の国民宿舎吹上砂丘荘、健康交流館ゆーぶる等のあり方について、吹上砂丘荘あり方検討委員会答申を踏まえ、同地域にある吹上砂丘荘とゆーぶる吹上の今後の経営について検討を行ってまいりました。

経営改善を進めるに当たり、両施設の経営を統合し、ゆーぶる吹上を吹上砂丘荘の別館とし、フロント、予約業務、仕入れなどの一元化を図るとともに、赤地部分の多い部門の廃止を行うなど、経営の健全化を図ります。

さらに、民間活力も視野に入れた抜本的な改革も検討してまいっておりますけど、ことし、その結論を出すつもりでございましたけど、まだ具体化するにはいろんな大きな課題もございまして、31年度の間に具体化した形の検討を、とりあえず内部のほうでやっていきたいというふうに考えております。

5番目のハラスメントの対応でございますけど、ハラスメントの相談窓口については、

総務課人事給与係、衛生管理者、男女共同参画専門委員を相談窓口としておりまして、職員及び地区公民館等への周知をしているところでございます。

ハラスメントの事実確認をした場合は、市衛生委員会の委員が調査を行うこととしております。

また、ハラスメント防止についても、今年度、一般職非常勤職員を含めた全職員を対象に、ハラスメント研修を実施いたしました。

今後におきましても、研修等を通してハラスメント防止を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

ハラスメントの対応、対処、対策についてでございます。

学校におきましては、ハラスメントの対応窓口を設置するとともに、さまざまなハラスメントに関する校内研修を実施するなど、対策を講じております。

教育委員会といたしましても、窓口を設置するとともに、管理職研修会においてハラスメントに係る指導を定期的に行っております。

以上でございます。

○7番（山口政夫君）

非常に前向きなご答弁いただきました。まず、1問目から、再度2回目の質問をさせていただきます。

備蓄を日新小学校に分散備蓄を行ったということで、それ以外の地域は、いつごろをめどに分散備蓄を考えていらっしゃるか、もう一度お伺いします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

小学校の跡地の校舎利用ということで検討した中で、日新小学校がスペース等もございましたので、備蓄倉庫としての役割を、機能を持たせたところでございます。

そのほかの地区でいいますと、今の地区公民館のほうにコードリール、投光器、発電機、リヤカーといった備品につきましては、資機材を貸与という形でこちらから、市のほうから分散するという方向で、そういったスペースがあればご検討くださいということで、今、調査をしているところですので、そういった状況が整えば、先ほどもありましたように、5月ぐらいからをめぐりに配置していこうと思っています。

また、今度、吹上支所のほうが完成しましたけれども、各地域ごとに1カ所はどこか備蓄倉庫なるものがあつたほうがいいかと思えますので、改めて施設をつくるというのはなかなか難しい問題ですので、空きスペース等を利用しながら、できるだけ早いうちに分散配置ができるように進めていきたいと考えております。

○7番（山口政夫君）

そうですね、今答弁いただいたように、新たにつくるというのは、本当厳しいと思えます。ですから、今現在、地区公民館、各支所でございますので、今、そういう準備を、検討ではなくて、どういうんですか、その品目を、そういうのを調査して、話を進めているということですので、スピード感を持って実施していただきたいと思えます。

それでは、次の2問目の消防団の救助機材でございます。

これも、消防長といろいろお話を伺う中で、消防団の救助機材も、その分団でまちまちであるというようなことをお聞きしたり、この購入補助事業があるということを知る中で、全て6品目、どの分団もそろえる必要はないと思えますが、必要なところに必要な機材を準備するというのは大事なことかと思っております。

更新状況等を検討して、今後、配慮して検討していきますということですが、再度、い

つごろをめどにこれも実施されるか、ご答弁をお願いします。

○消防本部消防長（川畑優次君）

6品目の中で、トランシーバー等については、平成26年度、103台を購入し、副分団長以上、そして、また車両に配備をしているところでございます。

その他の備品についても、現場で使われる消防団員の意見等も、市の幹部会、あるいは各方面団の幹部会等で意見を求めて、31年度の予算要求については既に終わった時点で、要望調査がことしの1月18日付で来ましたので、32年度の予算の要求ということで、現在、検討を進めているところでございます。

以上です。

○7番（山口政夫君）

ぜひ、本年度、十分な調査をしていただいて、32年度予算に反映できるように努めていただきたい。

続きまして、3問目でございます。消防の広域化、消防通信指令の広域化、これも以前、同僚議員から質問の中で、市長も広域消防化は非常に厳しいだろうという答弁もありました。

私も、いろいろ総務省消防庁の資料を見る中で、何でもここまで消防庁が、今度で15年延期ですか、この推進期間を延ばしております。何でもだろうということで、いろいろ調べて見ました。調べてみればみるほど、非常に、市長が答弁されるように、複雑な問題が絡んでくるようです。

鹿児島県においても、鹿児島県は、これ平成22年でしたか、広域消防は各県1つにまとめなさいですけども、鹿児島も6ブロックがいいんじゃないかということで、総務省のほうに答申したということで、鹿児島地域ブロックは鹿児島市、日置市、いちき串木野市の3市のブロックとなっておりますが、消防長と何回かお話をする中で、鹿児島市が大型、

人口が多いということで、指令台も3型の規模の大きいのを準備しているということで、日置市の場合は離島型で十分対応できると。

そこで、広域化というのは、やはり国の方針、あるいは県の方針を待たないといけないとは思いますが、そこまでにはやっぱりしっかり準備を、準備といいますか、意見を統一した準備をする必要があるのではないかと。

それと、消防の通信指令の統一化ということは、今後検討の余地があるという答弁を市長も以前されております。

その中で、実は私も、消防長にお伺いしましたところ、南薩3市消防指令センター、つまり、南九州市、指宿市、南さつま市、この3市が現在消防指令を広域化して運用していると。しかも、最近で、平成28年から運用されておりました。

その中で、実はお尋ねして、室長にいろいろお伺いしました。その中で、非常に丁寧に1時間を予定していたんですが、2時間半ぐらい懇切丁寧に状況をお伝えいただきまして、私が一番印象に残っていることから申しますと、ずばりメリット、デメリット、どこにありますかということでして、慎重にお答えいただきました。

ただ、一番私が心配したのが、消防あるいは救急出動をお願いするときに、3市で出動体制がばらばらであるということですね。南さつま市はAP出動をしてないと、そういうことで、指宿消防組合ですかね、あそこは広域合併を、消防の広域合併はしておりますけれども、そちらはAP出動をしている。ところが、南さつま市はしていないということで、そこらもちょっと難しいところがありますと、判断に困ると。

それと、福祉施設などで再度確認ができない場合は、火災出動ではなく、通常出動で依頼するとか、運用面でも確かに問題はあるというようなことをデメリットで申されました。

ただ、それだけでなく、メリットのほうもありますねと。総合すれば、通信指令の広域化というのは必要ですねというふうに聞いております。

ですので、今度、消防長との話の中で、日置市も来年度、32年度ですかね、システムの更新とか、デジタル化は済んでおりますが、システムの更新。そうしますと、また当分は使えると。そのようなことも含めて、予算的なこともですが、地域の市民のことを考えたときに、通信指令の広域化というのを進めるべきかというのをしっかり市長のほうに検討をしておいていただきたいと。

そのような思いで、これはすぐ答弁で、しますとか、できないと言うことはできないと思います。そこを十分お伝えした上で、市長、もう一遍その検討をどのように進められるか、答弁お願いします。

○市長（宮路高光君）

さっきございましたとおり、消防全体の広域化というのは大変、私ども、それぞれの振興局単位に県から来た。私、一本化だったらいいと思うんですよ。一本化だったら、もうそういう方向の中で、鹿児島県が消防を東京みたいに一本化した中である運営なら、何もそういう細々したことはないんですけど、それ以外は大変ちょっと難しい部分があるというふうに認識しております。

それと、今、通信施設。今、人口減少する中において、施設整備という部分があるわけなんですけど、通信指令室も大変高額なものでございます。そういう更新する時期を含めて検討していく必要はあるし、そういう中で、広域的な南薩ブロックはアンテナを共同で1カ所つくっております。

そういう中において、今後、今、指宿、南九州、枕崎、この薩摩半島の中でしていくことは、さっき言ったように、小さい細々した部分は別として、指令室を含め、そういう、

何ですか、鉄柱を含めた中はある程度進んでおりますので、ここあたりはまた消防長会の中で十分話を私に話していくべきであるというふうに思っております。

○7番（山口政夫君）

資機材の値段というのは何億円、何十億円の単位で、まだ確定しませんので、あえて申しませんでした。そのように、市長の答弁のとおり進めていただきたいと思います。

続きまして、吹上砂丘荘、ゆーぶるの問題に移らせていただきます。

私も、在り方検討委員会の傍聴を2回ほどお伺いして、いろんな問題、学者、学識経験者、さまざまな提案をなされました。その都度、砂丘荘を建設するときに交わされた覚書というので、なかなか、うまくといきますか、改善する方向に難しいと。そして、所管事務調査で総務委員会のほうでお伺いしたときにも、そのようなことを申されました。

その中で、この5年、直営でやるようになって、特別会計でやる中、赤字が続いて、ずっと補填しております。これは砂丘荘だけではなくて、ゆーぶるのほうも当然そうですね。

それと、砂丘荘もちょうど建築をし、50年を迎えると思います。そうしますと、宿泊業の耐用年数をちょっと調べてみますと、50年が標準ですねという表記ですね。耐震補強工事もされたということでございます。

そういうのを踏まえて、今回、答申を出されて、市長の先ほどの答弁で、まず業務の統合を行い、赤字部門は廃止し、経営の健全化を図り、さらに民間活力も視野に入れていくということでございました。大体いつごろをめどに、どういうプランをお持ちなのか、お答えいただけますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

委員会のほうから、昨年、そういう答申はいただきました。ですけど、実際、今それぞれの別途会計の中で運営がされておりますけ

ど、今、ご指摘のとおり、この時期になりますと、両方に相当な一般財源を投資していかなくちゃならない。これがこのままの状態で行けば、まだまだ多くの一般財源を投資していかなくちゃならないというのは、もう目に見えております。

そういう中において、やはり基本的に、今、その内部の中で考えていくのは、とりあえず、今、特別会計を2つ持っておりますので、これを一つにして、さっき言ったように赤字部門を含めて、どこをある程度廃止していったら、それだけの少ない中の一般財源の活用というのが出てくるのかなと。

ここまで具体的に、本当は30年度にすべきでしたけど、そこまでの話し合いはなされなかったということでございますので、31年度にはそういう具体的にその分をし、できたら33年度からそういう一つにした会計もしながら、廃止する部分、また統合する部分はどこどこをする、こういう具体的なものを、内部の検討委員会で、その中で一応そういう素案をつくっていかなくちゃ、私にはならないと思います。

それをまた議会のほうにも報告しながら、31年度中の中でそういうことも、方向性というのをしていかなければ、今の現状では、みんなも思っているとおり、このままじゃ大変だということでありますので、なるべく31年度内に結論をしながら、また議会の皆様方、また市民の皆様方にも、このことを情報を公開しながら進めていきたいというふうに考えております。

○7番（山口政夫君）

非常に進んだ答弁をいただいたと思っております。やはりこの問題はちょっと勇気を持って、スピード感を持って対処しないと、いつまでも長引くのかなというのは、ずっと傍聴する中、いろんな話を伺う中で常に感じておりました。

それで、今、市長が答弁されたように、31年度に方針を固めて、三十二、三年度で実施に移していくということで、これを精力的に進めていただきたい。

その中で覚書というのもございます。それと、この国民宿舎会計、ゆーぷる、この2つの特別会計でなくて、もう一つ、温泉給湯特別会計というのも関係してまいります。それで、この問題もあわせてしっかり取り組んでいただきたいと。

やはりほかの、私の出身であります東市来の湯之元地区にも温泉業者もあります。過去に江口浜荘という宿舎もございました。そのときにはこういう問題も、たしか話題には出ましたが、東市来の場合は業者さんが自粛されました。それで、ともに手をとって伸ばすようにしようということで、同じ方向を向きました。

ですので、できましたら吹上も、同じ環境で、同じ土俵で、平等な位置で、民間が手を携えてやるべきなのかなと、それに行政が手を携えていくという形のやり方が一番いいのではないかと思います。

再度、この覚書、温泉給湯、ここらもしっかりと取り組まれて、市長のお覚悟はそうだと理解しますが、再度お伺いします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、このゆーぷる、吹上砂丘荘をつくるときに、温泉組合との覚書というのがございまして、いろいろとこれは裁判沙汰にもなった状況でございまして、吹上砂丘荘に温泉を引いた、その見返りの中で、もう済んだというふうに思っております。

基本的に、さっきもありましたとおり、配管を含めて、砂丘荘に来て34年有余の期間もたつて、大変抜本的な改善をするのも大変難しいというふうに思っております。

その給湯事業におきましても、これは市の中でやって、温泉組合のほうにやっているの

も事実でございます。これをどうしていくのか。そこあたりを民間にみんなして、市の手はのかしていくのか。ここあたりも、大変いろいろ微妙に難しい部分があるのは事実でございます。

こういう中におきまして、さっき言いましたように、今までの国民宿舎というのを全部見てみますと、私どもは江口浜荘の事例の中で民間とうまく形ではありましたが、今、いちき串木野市、また阿久根、薩摩川内、また南さつまを含めて、この旧国民宿舎を持っているところは大変頭の痛い部分がありますけど、やはりここあたりをどうにかひとつ解決をしながらやっつけていなきゃならない。

そういう市民の皆様、特に吹上地域の方々を含めて、このことに、大変失礼ですけど、国民宿舎が潰れていけば、100人とかする宴会場もなくなってしまう。これでまた衰退するとか、そういう中で私どもは運動施設等もつくりながら、いろんな活性化をやるという半面、そういうことも動きもしておりますけど、基本的に窮地に来ているのは事実でございます。

その中でいろいろと職員、いい知恵があればいいし、さっきも言ったように、民間のほうにもですね、基本的にもし直営でなければ民間がそれを活用していける、そういう手段もとらなければならない部分があるのかなと。

私ども、ゆーぷるのほうも指定管理しましたけど、それも基本的に大変難しく、最終的には直営という形になっておりますけど、ここあたりもまた十分31年度中に検討させていただき、議会の皆様方と色々な知恵を出しながら、この解決をしていかなければ、私ども行政だけでも大変難しい部分であるというふうに思っております。

○7番（山口政夫君）

この件はぜひ市長だけではなくて、行政全体でしっかりと議論し、前向きな結論を出し

て、やはり地域が一体となって活動できるような環境をつくっていただきたいと、そのように望みます。

できれば、一番いいのは今のままで黒字が出ているのが、こういうことにはならないと思います。もう現状も五、六年、10年前から厳しい状況でございますので、そこらはしっかりと覚悟を持って取り組んでいただきたい。

そうするとことで、二、三年、33年度ぐらいいまでをめぐって、そういう結論を出していただいて、地域の宿泊業者が一体となって、今、現に吹上の総合運動公園の体育館も県内では有数な、少ない優秀な冷暖房施設も完備しております。非常にあちこちから好評だということでございます。それに、さらにサッカー場も建設しております。

そういうことで、日置市がスポーツ振興ということには力を入れておるわけですので、そういうスポーツ振興の推進をしながら、地域の活性化に努めていただきたい。ぜひ、これは早急な方針を出して、結論を出していただくように求めたいと思います。

それでは、最後の5問目のハラスメント。これは非常に難しい、本当、私も悩みました。

ですけども、今、この二、三日の間でも報道等でさまざまないじめの問題。ところが、教育委員会が調査したところ、いじめの事実はないとか、いろいろあります。

そういう、私が言いたいのは、いじめだけではなくて、大人の間でもハラスメント、先ほど申しましたとおり、発言や行動で相手に不快感を与えるということでございます。

そういう中で、教職員の間だけではなくて、職員が逆にその被害者にとりか、ハラスメントを受ける立場。これは教職員だけじゃなくて、市の職員も、地区公民館の職員もそうだと思います。そういうときに、やはりその受けた側の立場に立って、しっかりとした対

応をしていただきたい。

今の答弁をお伺いしますと、さまざまな研修。私も、これちょっと私の確認不足でした。いろいろお話をお伺いしましたら、橋口課長やらにお伺いしましたら、こういう研修はしているということで、私の認識不足でしたが、こういう研究は盛んにしていただきたい。

ただ、一つ、その研修について私が興味深いのを、これ、たしかNHKだったと思います。ドキュメンタリーで、ハラスメントの体験講座というのをある企業が取り組んだそうです。要するに、管理職であろうが、中間であろうが、その役職は関係なしに、ハラスメントを与える体験、またハラスメントを受ける体験、これを交互にしたんだそうです。そうしましたところ、その企業が非常にハラスメントというのが少なくなったと。

要するに、言っているほうは余りハラスメントを受けている、嫌がらせを受けているという感じにはならないそうですが、どっちも体験すると、その両方がわかると。

だから、非常に、例えば上司が部下に仕事のことをいろいろ言うときに、よく考えて言うようになったというようなことで、ハラスメントが減っておりますというような取り組みも紹介がありまして、ああ、こういうことも、あるいはハラスメントの専門の講師の先生が来て、講演をして、こうですね、こうですねということも大事でしょう。ですけども、実際そういうのを体験するというコースもあれば、そのようなこともぜひ参考にしておいて、情報収集をしていただいて、取り組んでいただければと思います。

それと、地区公民館のことを、私、ちょっと職員の間にもいろいろ問題がありますということで一般質問させていただいております。確かに多々多いのは事実でございます。昨年何かあったと、具体的には申しません。

そういうときは、やはり地域が再任を望む

とか、そういうことだけではなくて、やはり市長が館長も任命をしております。支援員も辞令を交付しております。やっぱり任命権者として、本当にどうなのかというところで、しっかりと判断をしていただきたい。その上で地域の意見を聞いて、交付したというのなら、それは尊重すべきだとは思いますが、そこからは市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、地区館のことでございましたとおり、館長また支援員は私のほうで任命します。任命者として、今、ハラスメントのいろんな暴言、これもあったというふうにお聞きしております。この意見を聞くという分じゃなく、やはりそういう行為があった場合は、任命者として処分ということはしていかなきゃならない、そのように考えております。

○7番（山口政夫君）

ぜひ、そのようにしっかりと取り組んでいただきたいことをお伝えして、私の一般質問を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、2番、佐多申至君の質問を許可します。

〔2番佐多申至君登壇〕

○2番（佐多申至君）

通告に従い3項目について一般質問いたします。

私の思いを言葉にして、ゆっくりと質問いたしますので、市民の方々が見て、聞いて、わかりやすい答弁がいただければと思います。

1項目めは、当市の生ごみ回収事業について、3点お尋ねします。

その1点目は、当事業は平成24年11月から取り組んでいますが、現在の事業実績はどのような状況か。

2点目は、当事業開始後、開始前と比べて、どの程度、経費が削減されたのか。

3点目は、生ごみモニター回収処理事業は、

平成27年から31年度までの5年を期間として報奨金を還元しているが、32年度以降はどう考えているのか。

2項目めの質問は、今後の高齢社会に伴う公共交通について、2点お尋ねします。

その1点目は、路線バスと、それを補足するために、高齢者、障がい者、児童生徒、そして買い物等の生活交通手段として市で導入したコミュニティバスと差別化、また運行状況をどう捉えているのか。

2点目は、導入目的及び総合計画（都市基盤づくり）をもとに、今後、コミュニティバスの市内移動における利便性の向上、拡充の方向性はあるのか。

3項目めの質問は、日置市のインバウンド戦略について、2点お尋ねします。

その1点目は、市は近年、増加している訪日外国人旅行者などの対応をどう捉えているのか。

2点目は、さまざまな形で外国人を受け入れる際に、観光事業（減災も含む）の備え方（来訪外国人の対応）、就労者の把握（企業や事業者との連携）、自治会とのかかわり方（地域との協調性）等、今後どのように考え進めていくのか。

以上、3項目のことについて、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の生ごみ回収事業について、その1でございます。本年1月末で、市内の自治会の129の取り組みを得て、全体で7割を超えている参加状況でございます。また、全体で月、約7万5,000kgの排出量となっております。

2番目でございます。クリーン・リサイクルセンターにおける焼却処理費の減少額と、生ごみ回収事業における処理費用を比較いたしますと、それぞれ約2,000万円の増減

となっており、経費削減とはなっておりません。

また、生ごみ回収事業については、この処理費用のほかに、収集運搬費用に2,000万円、報奨金に500万円程度、別に必要となりますので、費用に関しては、この分、増加しております。

生ごみモニター事業といたしまして、31年度で終了することになります。平成32年度から新たな事業の開始と位置づけしますので、報奨金につきましては、額の検討は必要と考えます。5年間程度、期限を定めて、継続していきたいという考え方は持っております。

2番目でございます。今後の高齢者社会に伴う公共交通について、その1でございます。路線バスは、市外や市内の地域を結び、高校の通学や通勤、観光移動等での他市との広域移動を担うほか、市内の地域間の移動を担う広域・市内幹線と位置づけています。

一方で、コミュニティバスや乗り合いタクシーは、日常生活のための移動を行う地域内交通としての位置づけ、各地域の拠点を中心に運行しております。

それぞれを広域・市内幹線、地域内交通と、役割を明確にすることで差別化を図っております。

運行状況につきましては、広域・市内幹線では、利用者数などを考慮したダイヤとなっており、地域内交通では、買い物や通院等の利用を考慮したダイヤを設定しております。

2番目でございます。市内の地域間の移動は、民間路線バスに役割を担っていただいております。今後も支援を継続して路線確保に努めてまいりたいと考えております。

コミュニティバスや乗り合いタクシーについては、今後も利用ニーズや利用者数の見込み、費用対効果などを考慮しつつ、効率的で

利便性が向上するような仕組みづくりを地域公共交通会議で協議してまいりたいと考えております。

3番目の日置市のインバウンド戦略についてでございます。その1です。日置市のインバウンドへの対応については、ホームページの多言語化や、市内JRの各駅、美山地区を初め9カ所にフリーWi-Fiを設置し、観光地情報など取得しやすい観光づくりを行っております。

また、パンフレットについても、一部を除いて多言語化が進んでいないため、複数あるパンフレットの再編を検討し、多言語化に取り組んでいきたいと考えております。

2番目でございます。外国人観光客については、受け入れについて現在のところ問題は発生しておりませんが、受け入れ体制や外国人旅行者向けのルート構築など、今後の課題と認識しております。

県を初め関係機関の助言をいただきながら、市内関係団体と連携し検討してまいります。

外国人就労者の雇用状況、雇用管理などにつきましても、ハローワークの所管となっており、必要に応じて情報提供を依頼していくこととなります。

また、自治会とのかかわり方についても、外国人という枠組みではなく、自治会に居住する一住民として、地域活動に参加していただきたいと考えております。

自治会活動においても、トラブルが発生した場合には、当事者へ丁寧な説明はもちろんのこと、監理団体や雇用主である事業者を通じて指導をいただき、理解していただくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○2番（佐多申至君）

現在、他県や他市から多くの視察団を受け入れ、日置市が当事業に力を入れていることは、メディアでも発信されております。しか

し、実際、取り組む世帯が全体の7割、こんな状況でよろしいのですか。

生ごみ回収事業は、市民にとっても行政と一緒に取り組む、行政協働の中でも一番身近な事業だと私は思っております。

日置市の財政難を考えると、市民の意識を高め、全世帯で取り組めるよう周知や講座など、また地域性に合った指導を積極的に行っていくべきと考えますが、どうでしょうか、お尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

現在、取り組む世帯が1万2,650世帯となっております。割合でいきますと、56.1%でございます。内訳でいきますと、東市来地域が3,101世帯、58.4%、伊集院地域が7,088世帯で64.8%、日吉地域が1,615世帯、69.1%、吹上地域が846世帯、21.3%であります。

市としましても、市民と一緒に焼却するごみを減らし、環境保全に努め、最終的に地球規模での最終目標でございます地球温暖化対策に貢献していくことにあると考えているところでございます。

今後とも各種会合に出向き、出前講座等を実施しながら、積極的な周知活動を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

先日、担当課から生ごみの資料をいただきまして、そこで確認させていただいて、今の現状の報告もございましたように、この事業が吹上地域で広まらない原因は何であると思えますか、お尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

吹上地域についても、これまでほかの3地域と同様に周知活動を行ってきたところでございます。自治会の取り組み状況が低い原因について一概に言えないところでございますが、地理的状況もあるのではないかと思

うところでございます。

引き続き理解を深めていただけますように努めてまいります。

○議長（並松安文君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時59分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（佐多申至君）

質問が多いので、先に進めたいところなんです。先ほどの回答に吹上地域の答えにいただいた、その吹上の地域のそういった事情をもう一回ちょっと詳しく、おっしゃる答えの意味が少しわからないところがあるんですけども。地域性ですね、地域性の……

（「地理的」と呼ぶ者あり）地理的、ごめんなさい。地理的状況、地理的問題。地理的問題という言葉がどうも休憩時間に言葉がひっかかりましてですね、どうしてもこの地理的という答えをもう少し、どういった問題なのかを教えてください。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

先ほどの答弁で地理的状況という言葉を使わせていただきました。これにつきましては、ごみステーションまでの距離が各家庭から遠い場合というのを想像して、お答えをさせていただきました。

以上です。

○2番（佐多申至君）

生ごみ事業が広がらない理由が地理的条件だということでおっしゃるならば、当然、生ごみだけではなく、全ての資源ごみ、ごみステーションのところに置いてあると思うんですが、この問題については、地域でいろいろ検討して置き場所、もしくは遠い場合はごみステーションではなくともという、いろんな

説明もあったと思うんですけど、そういう努力がなされているのでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

ご相談があった場合は、それに対してお答えしておりますし、各種会合があったときも、それ相応の説明はしているところでございます。

以上です。

○2番（佐多申至君）

この件に関しては、私も、一件一件、生ごみのその場所を確認しておりませんので、データの私の方にも集約しておりませんので、これ以上、質問のほうは差し控えますが、ただ、地域ごとに、4地域あるわけですけど、燃えるごみ内の生ごみ量は減っていると私は思いますが、地域別にそのデータはありますか、お尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

クリーン・リサイクルセンターにおきます過去3年間のデータで申し上げます。地域別の燃えるごみの搬入量の実績は、4地域のいずれも減少してきております。平成27年度と29年度を比較しますと、地域別に東市来地域で287t、伊集院地域で626t、日吉地域で114t、吹上地域で160tの減少となりまして、生ごみモニター事業の効果が出ているものと考えているところでございます。

○2番（佐多申至君）

当然、これから地域への周知や協力を求めるのに、市民が行っているデータと、そして指導や助言をする行政側が把握すべきデータ等を集約して、周知の努力に努めていただきたいと思います。

市の経費削減になっていないとの回答もありました。当初、この事業を始めるときに、焼却するごみの中の水分を減らすことで、地球温暖化対策のCO₂及び市の燃やす費用が削減できるをテーマに、そして出した生ごみ

の量1kgに対して10円が自治会に報奨されるという説明を自治会長会議で説明していただいた経緯が当時あります。

また、前回の議会において同僚議員の質問がありましたが、持続可能な開発目標、SDGs、世界中の人々が一緒になって、よりよい世界をつくるための行動計画として、国連が掲げ、宣言した目標でございます。その17目標の地球環境を初め、さまざまな側面から貢献する事業ではないかと私は確信しております。

世界規模でも大変先進的なすばらしい事業だと思います。これはごみ問題対策として今後も市民と行政が一緒になって、自信を持って子どもたちに残せる大きな事業だと思います。ぜひ構築していくべき事業です。

経費削減になっていない、この現状を、今後、市民に対して、この事業の意義をどのように説明し継続していくつもりなのか、お尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

クリーン・リサイクルセンターにおける焼却費用に関しましては、この生ごみ回収モニター事業において、確実に毎年2,000万円を超える経費の削減となっております。加えて、施設の修繕の時期を延ばすこともできているものと考えております。また、地球環境に本当に大切なCO₂削減と環境保全に大きく貢献しているものとも考えております。

しかし、事業を行う場合に相応の費用が必要となります。32年度から生ごみ回収事業を本格的に実施に移行しますので、当然、費用対効果も基本となりますことから、経費削減に向けて対策を講じていかなければならないと考えているところでございます。

今後とも市民へは環境保全を目的に理解をいただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○ 2 番（佐多申至君）

先だって担当課からいただいた分析結果の報告書、市長宛てにきた分析結果報告書をいただいて、中をのぞき込むと、日置市クリーン・リサイクルセンターのごみ質分析報告書の中に、水分と厨芥類を見ると、平成30年5月、水分が42.1%と厨芥類が10%、6月は水分46.1%と厨芥類が8.9%、11月は水分61.3%と厨芥類が16.3%と、数字が高くなっていますが、この状況を説明できますか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

クリーン・リサイクルセンターにおいて実施していますごみ分析につきましては、環境省の通知に基づきまして、年4回、水分分析等の業務を行っているところでございます。

この分析方法は、焼却ピットの中に常時100t近くの可燃ごみが入っております。このうち分析に要するごみの量は一部の200kgでありまして、クレーンの真下にある部分を採取することになりますので、分析実施の時期等、諸条件により状態が一定してないものと考えことから、一時的な数値の変動につきましては、問題はないと考えているところでございます。

以上です。

○ 2 番（佐多申至君）

この生ごみ回収事業につきましては、我々議員も含めて、市民と一緒に、また行政と一緒に、持続可能な事業として協力していきたいと考えております。

この生ごみ事業について最後の質問といたしまして、平成36年度に南薩にできる予定の新しいごみ施設に、日置市の持ち込みごみを減らすために行政と市民が共生・協働して、ともにごみへの意識を高めていかなければならないと考えています。

経費削減のため、今後、報奨金を段階的に

減らしていくなど、対策を考え、経費削減に努めていかなければならないと思いますが、市民の意識を今後どのように維持していくつもりなのか、お尋ねいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

平成36年度に開設予定の新たなクリーンセンターにおいては、その維持管理費につきまして、確実に各構成市のごみの搬入量によりまして、市に対する負担金額が決定されるものと考えています。その財源が市民の税金であることを重く受けとめ、経費削減に向けた市民への周知活動を行い、市民のごみに対する理解をさらに深め、ごみ分別の意識を徹底していただくよう、さらに努めてまいります。

以上です。

○ 2 番（佐多申至君）

それでは、2項目めの当市の今後の高齢社会に伴う公共交通について質問してまいります。

現在のコミュニティバスの利用者数は、平成27年度においては、東市来地域が9,798人、伊集院地域が2万309人、吹上地域が6,680人ですが、現在の利用者は何人ですか、お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

平成30年度におきましてはまだ年度途中でございますので、平成29年度の実績としてご報告をさせていただきます。コミュニティの利用者数につきましては、東市来地域が8,179人、伊集院地域が1万8,449人、吹上地域が6,941人となっております。

平成30年度につきましては、集計が出ていないところでございますが、29年度より若干下回る見込みとなっております。

○ 2 番（佐多申至君）

現在、日置市内を走るコミュニティバスは、東市来地域、伊集院地域、吹上地域を運行しています。さきに述べたように、コミュニテ

ィバスについては高齢者、障がい者の通院や買い物、児童生徒の通学等の生活交通手段を確保し、公共の福祉の増進、地域産業の振興に資することを目的としております。

先ほどの回答で、利用ニーズ、利用者数の見込み、費用対効果を考慮すると述べられましたが、高齢者がふえているのに利用者数がふえないのはなぜでしょうか。バスの停留所等の新しい設置を望む声はないですか。私が考えるには、バスの運行が市民の動向に順応していないのではないかと思います。どのようにお考えですか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

高齢者がふえているのにコミュニティバスの利用者がふえない理由としては、我々としては大きく2つ分析をしております。まず、1点目といたしましては、以前、運転免許を持たず、日常的に公共交通を利用する高齢者が多かったのですが、近年におきましては、運転免許を保有し、日常的な移動手段を自家用車としている高齢者が多くなっていると考えられます。要するに、元気なお年寄り、高齢者がふえたこと。それから、高齢者の免許の保有率につきましても、15年前からいたしますと約2倍というふうな状況が見てとれます。

次に、2点目は、高齢者はふえておりますけれども、年齢が上がるほど移動頻度は減る傾向にございまして、特に70歳以上は若年層の半分の頻度の程度というアンケート結果もございます。移動の総量が減ってきているということが考えられます。

しかしながら、運転免許証を自主返納した方などの利用は今後増加傾向にあり、公共交通を必要とする現状は変わらないと考えております。市民の移動ニーズは、多種多様となっており、時代によって変化しております。移動ニーズや移動量の見込みなども考慮しながら、公共ネットワークを構築していくよう

努めていきたいと考えております。

○2番（佐多申至君）

今の答えでいくと、私には都合のいい答えにしか聞こえていないんですが、要するに、不便だから車を使うわけで、高齢者、私の周りでは、後々質問していきますけれども、要は、必要なときにバスが走らないから、車を乗らざるを得ないんだという考え方になっているようです。そのことについて、今後質問を進めていかせていただきます。

身近な問題として、日曜・祝日及び正月・お盆は、伊集院駅発着の妙円寺団地経由の路線バスだけが運行していますが、9時から16時までには全く走っておりません。利用者は困っているわけです。その分、自分の車を利用せざるを得ません。この状況を把握しておられますか、お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

妙円寺団地と伊集院駅を結ぶ路線バスにつきましては、需要動向や採算性、それと効率性を考慮いたしたダイヤ、便数、路線バス事業者が運行を計画しているという状況でございます。

日曜運行ダイヤにより日曜・祝日は昼間の時間帯の路線バスの便数が少なく、便数で不便を感じていらっしゃる利用者もあるかと考えておりますが、伊集院地域では昼間の時間帯にコミュニティバスを運行しておりますので、お出かけの時間を若干考慮していただきながら、コミュニティバスの活用もご考慮いただければと考えております。

○2番（佐多申至君）

質問を進めていきます。コミュニティバス、いわゆるゆすいんバスですが、毎月第2、第4火曜日は運休です。これは、ゆすいんがお休みだということで、以前から休みになっているわけですが、伊集院駅発着の妙円寺団地経由路線、妙円寺団地、妙円寺団地と言いますが、妙円寺団地がたまたま路線の経

由に入っておりますので、そのような表現をしております。その路線バスは12時20分発、13時20分発、14時50分発の3便があります。団地を経由した後、終着点を伊集院高校前車庫まで延長することで、高齢者等を初め、伊集院駅北口から市役所かいわいの生活利便性が高まるのではないかと考えます。伊集院駅北口が整備で広がって、そして伊集院高校生がふえ、そして市役所、文化施設、今、病院等もふえております。そういった伊集院駅北口かいわいのいろんな施設、いろんな商店街が広がっているのに、コミュニティバスだけはなかなか進んでいない状況だと思います。私も1回乗りましたが、なかなか伊集院駅でおろされて、ここからどこに行くのということです。ぜひ終着点を伊集院駅まで伸ばしたらどうかという質問ですが、この質問についてお答えをお願いいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

コミュニティバスにつきまして、こちらの質問は路線バスの関係になるかと思いますが、ご質問の便につきましては、伊集院駅を出発し、妙円寺団地等を経由して、伊集院駅に到着する路線となっております。あくまでも民間路線バスということでございます。

路線バス等の設定につきましては事業者が行うこととなりますけれども、需要の動向や実際にどの程度利用が見込まれるのか、そしてまた、路線延長に伴い増加する運行経費と見込まれる運賃収入のバランスを調査しながら、公共交通会議とも提案をしつつ、ご理解がいただけるのであれば可能かとなりますが、あくまでも路線バスのため、十分な協議が必要かというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

申しわけございません。先ほどの説明がコミュニティバスの話から路線バスの話の展開で、私もちょっと間違った表現を訂正させていただきます。コミュニティバスの運行につ

いて、今度私が言うのはゆすいんバスの話ですが、毎年当初予算で3,000万円が組まれております。平成29年度の決算によると、実績は2,736万円でした。決算によりますと、走行距離1km当たり227.35円という結果が決算で出ておりました。コミュニティバスの1日の走行距離を私の計算では、行政に確認しましたところ、コミュニティバスが1日102km走るといことです。

仮に毎月第2、第4火曜日を走行するとすると、102km掛ける227円掛ける、月に2日ですので、それを1年間計算しても55万5,696円という数字になります。当初予算の3,000万円におさまるのではないのでしょうか、お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

伊集院地域を運行するコミュニティバスにつきましては、毎月第2、第4火曜日、これを先ほど議員がおっしゃったように、ゆすいんの定休日に合わせての運休日を設定させていただいております。これは運転手の確保の問題や車両のメンテナンス等を行う運休日を設定をしているところで、月2回というふうになっております。

各地域で運休日の取り扱いは異なっておりまして、他地域では日曜日や祝日を運休として、それら以外で運行を行っている地域もございます。

1km当たりの契約単価につきましては、毎年入札により決定をしておりますが、近年は燃料代の高騰や人件費の上昇等によりまして、確実に右肩上がりに増加している傾向がございます。今後ますます増加することが予想されると思っております。

また、交通事業者におきましても、運転手不足という人員確保が非常に大きな課題となっているところでもございます。運休日を設けず休みなく運行するとなりますと、勤務シフトの関係もあり、従来の運転手の数ではな

かなか賄い切れず、増員となることも考えられ、そうしますと、現在の単価にこれまでのコミュニティバスの距離を単純に乗じるだけの試算では賄い切れないということも考えられます。

これらの問題も含めて、公共交通会議で各路線の運行・運休日のあり方や、交通事業者の対応が可能かどうかも含めて協議をする必要があると考えております。

○2番（佐多申至君）

それでは、あえて聞きますが、路線バスまたはコミュニティバスの運行が、高齢者、障がい者を初め生活交通手段におおむね順応できれば、運転免許の返納、交通事故の減少にもつながると私は考えていますが、どうでしょうか、お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

確かに議員がおっしゃるとおり、公共交通は重要な役割を担っているというふうに考えております。路線バスやコミュニティバスなどのそれぞれの役割を明確にしながら、利用ニーズや利用者数の見込みなどを十分に調査し、あくまでも持続可能な公共交通ネットワークを形成していきたいというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

持続可能な交通機関ではなく、持続可能な市民の生活、日置市の困っている市民の目線で考えていただきたい。高齢者の運転免許の返納だけでなく、高齢者の生涯学習や子どもたちの社会参加・育成の、若い世代の社会参加にもつながると私は思います。

ぜひとも市街地のコミュニティバス運行の充実化を真剣に図ってほしい。まずは、人が集まる要素の高い伊集院駅商店街、文化公共施設など市の中心市街地を、住んでよし、訪ねてよしの総合計画のテーマに沿った構築をせずして、日置市の発展がありますか、お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

確かに公共交通を運行する中で市民目線に立つというのは、一番大事なことというふうにも認識しております。

しかしながら、現在の公共交通を維持・確保する面では、多大な財政負担も必要になるということをご認識いただきたいというふうにも考えております。あくまでも真に市民に必要な行政サービス、そして持続可能な公共交通という点で、我々公共交通会議の中でも十分議論をしつつ、この路線の確保、時間等の割り振りも行っておりますので、もし必要があれば、今後また公共交通会議の中で十分議論をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○2番（佐多申至君）

ぜひ、必要であればじゃなくて、必ずしていただきたいと思います。

3項目めの当市のインバウンド戦略について質問してまいります。

平成30年11月に発行された鹿児島PR・観光戦略部観光課の観光庁宿泊統計によりますと、従業員10人以上の宿泊施設223施設、9人以下の宿泊施設1,204施設を対象にした調査では、平成29年の鹿児島県内の宿泊施設の外国人延べ宿泊数は74万4,180人だそうです。前年から比べると54.7%の増加だったということです。これは大河ドラマの影響もあったということですが、細かな数字の分析は行っておりません。

国籍別でいくと、1位から、香港、台湾、中国、韓国と。要因は、香港エクスプレスの増便、チャイナ・エアラインの増便、イースター航空の就航等が挙げられます。日置市は、この観光現状をどう捉えて、今後どのように対応していかれるつもりか、お尋ねします。

○商工観光課長（脇博文君）

現在のところ、本市への直接的な波及はな

いと思われま。しかし、今後は体験型観光のコンテンツを充実させ、インバウンドの需要を効果的に取り組むために、観光協会や各種団体、旅行エージェント等と連携し、ツアー造成を初め、積極的な誘客を図ってまいりたいと考えております。

○2番（佐多申至君）

インバウンド戦略においては、先だつての市議会関係の講演でもまだ行われたばかりで、なかなか、このインバウンドについては、アウトバウンド、インバウンド、なかなか横文字に、まだ私も弱いところがございますが、時間をかけてじっくりと、この戦略については対応していただきたいと思ひます。

他の自治体では、その対応にかなりの整備費を事前投資しているところもあるようです。訪日外国人旅行者の訪日目的や価値観も違います。

先だつて、ちょっと日吉のほうに行ったところ、日吉に民泊を経営されている方がいらっしゃるんですけど、その方と美山で話をする機会がありましたが、その方が言うには、「この日置市の全然人がさわらない、こういった自然がいいんです」と言ひて、その民泊に定期的に宿泊に来られる外国人の方がいらっしゃるそうです。

一度その方とお話しして、日置市をどのように感じられたか、お聞きしたいところでしたが、タイミング的にお会いすることもできず、お話しできなかったんですが、この価値観の違う訪日外国人旅行者に対して、実際に事前投資して失敗している自治体は少なくありません。

3月7日、総括質疑で、同僚議員より、日置市内には観光ポイントになる史跡や素朴な自然が多く顕在しているという話もありました。私たちから見ると見慣れている光景ではございますが、しかし、県外ましては国外から来訪された旅行者から見ると、違う光景に

見えるようです。

私が考えますには、伊集院駅前の観光協会に今後、通訳担当者は少なくとも必要にはなるかと考えておりますが、最初から費用をかけて美化するのではなく、まずは、地元民では気づかない日置市の自然の素朴、よさ、それを引き出す手だてを考えなければならないんじゃないかと思ひています。

まず、その手だてを考えて引き入れることが、まず大事だと考えていますが、どのようにお考えでしょうか。

○商工観光課長（脇 博文君）

まずは、日置市の認知度アップが必須と考えているところがございます。それには、観光協会等の関係機関や現場との意見交換を行いながら、市全体の問題として研究する必要があると思ひております。また、県や県観光連盟等の助言もいただきながら対応したいと考えているところがございます。

○2番（佐多申至君）

インバウンドの戦略についてはなかなか奥の深い話でございまして、なかなか短時間では質問がし切れないうところがございます。

行政地域民の協働による清掃やごみ拾いは、おもてなしの1つとして、地域で集まる手づくり料理や団子、発信すれば、日本、鹿児島、日置市の食べ物に興味を持つ外国人はたくさんいらっしゃいます。そして、引き入れることで、発生する問題を集約して、確実な日置市のおもてなし整備をしていくことだと私は思ひます。

そのためには、市民と情報共有、商工観光課、地域づくり課、企画課、総務課等が中心になって、行政間の意識の向上と連携が重要になると考えますが、どのようにお考えですか。お尋ねします。

○商工観光課長（脇 博文君）

先ほども申し上げましたが、今の問題につきましては、市全体の問題として調査・研究

する必要があると考えております。こういったことで、県やその他の関係団体の助言もいただきながら対応していきたいと考えております。

○2番（佐多申至君）

市長に最後にお聞きして、私の最後の質問といたします。

商工観光課を中心とした訪日外国人観光客の対策の構築、そして、総務課を中心とした在住外国人の対策の構築が、今後、緊急に必要なになってくると思いますが、市長、今後どのようにお考えですか。私の最後の質問とさせていただきます。

○市長（宮路高光君）

基本的に、働き方改革を含めた中で考えていきますと、今後、外国人の私どもの地域に在住する人、訪れる方は多くなるというふうには思っております。

その対応について、いろんな課題もたくさんあるわけでございますけど、今後いろいろ、関係部署とも十分県と、これは、特に県との問題が一番大きな問題だと思っておりますので、県と十分対応しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

次に、1番、桃北勇一君の質問を許可します。

〔1番桃北勇一君登壇〕

○1番（桃北勇一君）

きょう、最後の質問になりますので、早速質問に入りたいと思います。

この日置市には、地域にさまざまな問題を抱える中、最近では、先ほども出ましたが、外国人労働者増加に伴う不安や対応、地域包括ケアシステムへの対応などが出てきています。これから、今まで以上に活発な自治会活動が求められていくと思いますが、そのような求められる活動の高齢化率の高い自治会でも活動可能でしょうか。難しいのではないかと、私は思っています。

と、私は思っています。

差し迫った活動をするのであれば、どう何を求めるか、考えることが、この行政と議会に求められていると思います。

きょうは、それらを踏まえて、自治会活動について伺います。

1項目めです。

まず、自治会の中だけにとどまらない日置市内全域で活動する地域活動ボランティア育成事業に取り組まないか、伺います。

次に、合併してもうすぐ14年を迎えますが、この日置市をよりよい町に育てていくためには、自治会間の交流が欠かせないと考えます。自治会間の交流事業に取り組むべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

自治会の高齢化、担い手不足に伴い、河川作業、道路維持活動に支障を来しています。私は企業のCSRとして、地域清掃活動に協力してもらい、企業に管理してもらい見返りとして、企業名の入った看板を設置してもらってはどうかと考えます。アダプトプログラムの1つになるかもしれませんが、市長のお考えをお聞きします。

幾つかの提案を申し上げてきましたが、国が言うのは、国と地方は対等の関係に変化し、地域のごことは地域で考え、決める視点をこれまで以上に求められています。同時に、財政改革の影響もあって、効果的で効率的な公共サービスも求められています。

そのような中、先ほどから述べているように、人口減少、少子高齢化、財政の硬直化の中、市民が求めるのは多様化しています。

これからの町づくりには、市民が主体的にかかわることが求められていきます。17項目のSDGsの基本理念や時代の流れに沿った今こそ、ちゅうちょすることなく、日置市町づくり基本条例に取り組んでみてはと考えますが、市長のお考えをお聞きします。

2項目めです。

健康づくり推進条例について伺います。

現在、働き盛りの多くの市民は社会保険です。その後、退職を迎えられると国保の加入されてくるわけですが、国保税を押し上げないためにも、退職後、健康で過ごしてほしいものです。そこで、退職後も健康で過ごすために、若いとき、20代からでも取り組んでおくべき健康づくりに、市は何を推進しているのか、伺います。

同じく高齢者が生き生きと過ごすために、健康づくりに市は「筋ちゃん体操」を推奨しているようですが、ほかに推奨していることがあればお示してください。

国保税の市の負担が年々増加しています。これは日置市だけに限らず、少子高齢化を迎える全国的な流れです。市民の声を聞くと、日置市は国保税が高いとお聞きします。今回勉強させていただき、他市よりも決して高くないと私は理解しているところです。

しかし、今後の市の国民健康保険税負担を抑える手だては考えておかなければならないことです。市の認識と手だてを伺います。

以上、1回目の質問とします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の自治会活動について、その1でございます。

現在のところ、地域活動ボランティア育成事業の取り組みについては考えておりませんが、住民自治において、少子高齢化による役員の高齢化や、担い手不足は課題であると考えております。市といたしましても、市民の価値観の多様化や生活実態の変化などにより、コミュニティ意識が希薄となりつつある中、環境整備や地域行事などの地域活動をとおし、住民相互の連帯感や地域課題の共通認識を図ることが大切だというふうに考えております。

2番目でございます。

基本的に自治活動についてはそれぞれの自治会で検討すべきことであるため、現時点で自治会間交流について取り組むことは考えておりません。

市内の自治会の現状といたしまして、各地域自治会長連絡協議会において、他自治会での取り組みや現状・課題の把握を行うなど、意見を出し合いながら交流を図っていると認識しております。

3番目でございます。

CSRの趣旨は、みずからの事業活動を通して社会問題の解決に寄与するという考え方であると認識しております。CSRは企業の自発的な活動でなければならないという基本的な考えがありますので、市が依頼できるものではないと考えております。

しかし、既に市内の事業所・団体においては、点検、清掃活動など、環境美化活動に取り組んでいるところもあると認識しております。人口減少により、地域間課題の解決に向けた取り組みが困難になりつつあるため、企業において地域社会を構成する一員として、協働のまちづくりの推進に努めていただくよう、働きかけを行っていききたいというふうに考えております。

4番目でございます。

共生・協働によるまちづくりや地域づくりは、自治を担う市民や自治会、地区公民館、自治体などそれぞれの特長や能力を生かした役割分担が必要と考えており、その役割分担や自治の基本原則などを定めたものがまちづくり基本条例や自治基本条例と認識しております。本市においては、市民に、より身近に共生・協働や自治体内分権を理解し、参画してもらうために、平成27年3月に日置市共生・協働のまちづくり指針を定め、推進しているところでございます。

2番目の健康づくり推進条例について、その1でございます。

市の健康づくりに関しては、第2次日置市元気な市民づくり運動推進計画に基づき、実施しているところでございます。

その中で、適切な食生活や定期的な運動、心の健康づくり、禁煙、早期の検診受診による生活習慣病予防などを推進しております。

2番目でございます。

健康寿命の延伸や介護予防を目的とした各種教室への参加や、地区公民館・自治会等の場で人との交流を通じた、健康づくりを推進しているところでございます。

3番目でございます。

国民健康保険については、平成30年度から財政運営の主体が県へ移行しましたが、県の納付金の算定による各市町村の所得や世帯数医療費といった指数が影響しますので、早期発見・早期治療のための特定健診やがん検診等の推進、糖尿病や高血圧といった生活習慣病の重症化予防、重複・頻回等の訪問指導等といった医療費の適正化に努めているところでございます。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

2番目の（1）若いときから取り組んでおくべき健康づくりについてお答えをいたします。

教育委員会におきましても、生涯スポーツの推進による市民の健康づくりに取り組み、スポーツ教室（健康体操教室）の実施や市体育協会、総合型スポーツクラブの育成を推進しています。

以上でございます。

○1番（桃北勇一君）

日置市のようなちょうどいい田舎と言われる中、市街地化、進んだところもあれば、過疎化が顕著な地域もあります。自助、共助、公助と言われる中、自助には一定の限界もあり、特に高齢化が進む地域ではそうです。公

助も財政的な制約がある。共助の広がりを期待したいところです。

今後は防災や奉仕活動、伝統行事、見守り活動に、住民全体のネットワークや自治会のネットワークが必要になってくるはずですが、グローバル化のひずみや格差への不満、疎外感がネット空間で増殖し、現実世界までもが思わぬ方向へ突き動かされていく危険性があるのが現代社会であるわけでもあります。長期的な視点で地域社会全体をふかんし、住民目線で取り組みを検証する施策に取り組むべきではないでしょうか。

それを踏まえて質問を続けたいと思います。ちょっと順番が逆になるかもしれませんが、22年3月の答弁で、市長は、自治基本条例制定について、市民レベルのワーキンググループをつくって意見を募り、積み上げて、市民の意識高揚を図るが、共生・協働を意識してもらえなければ、制定は難しい、条例ありきではいけないと述べられています。

その後、23年12月には、指針的なものについて検討を行い、4地域の地区公民館支援委員会で、自治基本条例の背景や目的、その傾向を説明し、まちづくり条例についても、地域づくりとまちづくりがリンクしたルールづくりを検討していくと述べられています。

そして、4年前にできています。先ほどの答弁のとおりです。その指針について、二、三質問したいと思います。

第1章において、みずから自治をしよう、社会貢献しようという行動する人がふえ、地域連帯意識の向上の動きがあるが、市の財政は難しく、行政サービスの見直しが必要であると述べています。全ての地域を取り残さない施策の完全な実施は難しいと考えますが、指針の中に書かれているような、みずから自治をしよう、社会貢献しよう、行動する人がふえ、地域連帯意識の向上の動きがあったのかどうか、そのような記述に至った具体的な内

容と理由をお示しください。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

現在、本市では、共生・協働による地域社会を実現し、市民の主体的な地域づくりを推進する拠点として、地区公民館を設置しております。26の地区公民館を中心に、自分たちの手で地区振興計画を策定しており、計画に基づく各種取り組みを実施してきております。3年ごとの計画も4期目に入ってきておまして、みずからの自治の取り組みや地域連帯意識の向上についての動きは、確実にふえてきているものと考えます。

○1番（桃北勇一君）

それでは、そのふえているというのは、昔どれぐらいの団体がいて、今どれぐらいになっているという具体的な数字はありますか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

具体的な数字というものは持ち合わせておりませんが、自治の連帯意識という面では、各地域のヒアリング、それから実績をもとに検証をした結果、そのような取り組みが充実してきているというふうな評価をいただいているところです。

○1番（桃北勇一君）

人口減少、少子高齢化、地域役員のなり手不足、後継者不足が持つ課題について、市も問題意識を持っておられます。地区公民館活動の活発な地域とそうでない地域の温度差拡大、活動への周知理解不足、地区の自主性を踏まえ、実情に沿って発展させる体制を整える必要性もうたわれています。解決策はどのようなことであって、それは誰が解決していくのでしょうか。指針ができてから、この4年間の成果を伺います。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

少子高齢化等による人口減少社会に突入する中、人口減少を見据えた取り組みが必要であると考えております。以前は地域の課題解決について、ハード面を中心に検討されてま

いりましたけども、現在は生活支援などのソフト面の取り組みも検討されるようになってきております。地区によっては買い物支援や高齢者等の見守り体制の整備など、地域資源や人材を活用した取り組みを実施しているというところがございます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を3時10分とします。

午後2時58分休憩

午後3時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（桃北勇一君）

多数の団体が活動されていますが、NPOに限っては平成26年12月当時、21団体あったようです。地域の問題解決、特に生活の補助のような集落の住民活動を補完するようなボランティア活動に取り組んでいる団体というのはどのくらいあるでしょうか、お聞きします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

現時点での日置市内のNPO法人は17団体でございます。そのうち環境整備、高齢者の支援、障がい者支援、それから住民の生活支援、福祉にかかわるサポートを行っているNPO法人は11団体というふうになっております。

○1番（桃北勇一君）

地域を支える役員の件で、民生委員の件をお聞きします。

基本的にボランティアであることを考えると、負担を軽くしなければ、今後なり手がなくなってしまうと思います。民生委員の悩み相談窓口はどこでしょうか、伺います。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えをいたします。

民生委員につきましては、現在、事務局を

福祉課のほうに置いておりました、全体といたしまして、市の民生・児童委員協議会というものが設置をされまして、民生委員法上も、そちらのほうでさまざまな調整をするということになっておりました、その事務局員が相談の調整に入りまして、私ども、それから社会福祉協議会と協議をしながら、悩みに応じていくというようなことが実態でございますが、それよりも民児協の中で研修という形で、相互に学び合いをすることというのが一番解決策になっているように実感しております。

以上でございます。

○1番（桃北勇一君）

今後高齢化を迎えたり、認知症関係の対応相手がふえてくると思いますが、このあたり市はどのような対応策を考えていらっしゃいますか。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

認知症は、数年後には高齢者の5人に1人になるという報告もございますが、民生委員・児童委員さんの訪問対象世帯でも増加するということは想定できる得ると思えます。民児協では、認知症の症状や対応について定期的に研修を行ったり、情報の共有を図ったりしておりますので、福祉課といたしましても、関係課等と連携をしながら、その対応について、民生委員・児童委員さんへのフォローを図る必要があるというふうを考えております。

○1番（桃北勇一君）

対象者の送迎や買い物代行は、民生委員の仕事でしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

民生委員・児童委員だからという理由で、その依頼を受けるというケースは、散見をされているということはお聞きしておりますが、職務ではございません。

しかしながら、地域住民による高齢者支援

の一部として、民生委員・児童委員さんが断りにくい側面があるというのも耳にしているところでございます。これに対応いたしまして、民児協といたしましては、その都度、その委員の現場の判断で対応してくれというような見解を出しておられます。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

桃北議員、よろしいですか。ちょっと民生委員さんとか、そういうことは、ひとつつ通告外ということになっておりますので、ほかの質問、変えてやっていただきたいと思えます。関連質問ということでやっておりますが、ほかの質問に変えてやっていただきたいと思えます。

○1番（桃北勇一君）

第3章の中で、市民が主体となって行う活動には、自治会や地区の活動、個人や団体でのボランティア活動を上げています。また、担い手としては、市民や市民活動団体、地域コミュニティ、企業や事業者、最後に市が上げられています。例えば、高齢化率70%を超える地域に対してどのようなアイデアを市は持っているか、自治会を中心にさまざまな団体や人材を結びつけ、地域で補い合う新しいコミュニティを形成させると書かれているが、形成させるのは誰なのか、2つ含めてお答えを願います。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

現在、高齢化率70%を超えている地区はございませんが、高齢化率が65%を超えている地区につきましては2地区ございます。それぞれの地区がそれぞれの抱える課題に対して地区住民が主体となって地区振興計画を策定し、買い物支援や健康づくり事業など特色ある活動を行っております。本市ではそれぞれの地域特性に合わせ、地区公民館においてさまざまな団体や人材を補い合う新しいコミュニティを形成し、安心して暮らせるよう

努めているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

職員の協働への意識向上やまちづくりに参画しやすい機会づくりを進め、協働を担う人材の発掘育成を図ると書かれている。また、職員一人一人が市民活動に対し理解を深め、協働の手法を身につけていくことが重要である。地域活動に積極的に参加するなど、直接現場に触れることに理解を深め、協働や市民活動に対する意識の高揚を図り、職員力を高めるとある。現在、市の職員400人に対し、自治会は178ある。住んでいる自治会以外に割り振りを受けた職員などは、休日などもないのではないかと思うが、いかがでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

ご質問の内容につきましては、日置市協働サポーター事業の配置事業の案件だというふうに認識しております。現在、職員数は再任用を含めまして495名となっております。うち392名を日置市協働サポーター配置事業として、自治会や地区公民館に担当職員として配置をしております。

市内の178自治会に対して、自治会につき1名を配置しており、自治会長の相談役並びに災害調査など、自治会の実態把握並びに関係機関への取り次ぎ等を職務としております。

地区の要請等に応じ、地区公民館による地域づくり等の支援をいただいております。どちらもその対応につきましては、祭りの手伝いなど例外を除き、基本的に勤務時間内の想定をしております。

また、本市では、日置市職員像として、全体の奉仕者としての使命感や地域に密着する職員を目指していることから、積極的に地区や自治会とかかわりを持つよう取り組んでいるところでございます。

○1番（桃北勇一君）

少ない人数で仕事に取り組まれているわけですが、日曜日とかも、地方に出向きますと、職員の方が一生懸命働かれております。働かせ方で問題ではないかと常々思うところですけど、休日があるかないかわからない環境の中で、職員の能力を十分に発揮されているのかどうか疑問があるところです。直接参加しなくても、職員にはその地域に適した問題解決のアイデアは豊富に持っているように思えます。その能力があるのではないのでしょうか。市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に職員においては、その地域の行事、担当区域がございますので、なるべく出るようにはしております。基本的に、やはりボランティアという部分の中でございますので、それで時間制約もあるかもしれませんが、いろんな地域の実情に合った形で職員のほうも出ていらっしゃるというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

具体的な市民の動きはない、人口減少、特に世帯減少型へ移行している気配がある中、少子高齢化、担い手不足、地域間の温度差、活動への周知が進まない、地域での生活を補完する問題解決への団体はあられわず、過疎化は進む中、少ない職員だけに負担をかけるのは問題であり、共生・協働による地域の活性化問題は、取り組みとしては大変難しいです。具体的な提案がない中、ボランティアの育成と自治会間交流に取り組むことは、時代の要請だと考えます。

第4章で、「地域ごとに異なる施策や事業など、地域づくりに必要な公益事業の提案を地区公民館が担い、計画を定め実行することが、地域力向上、住民自治の拡充につながる」と書かれています。その中で、「小規模な自治会や高齢化率の高い自治会は自治機能が低下し、維持存続が危ぶまれている自治会

がある」と書かれています。

先週の新聞で、「鹿児島地域でも27集落に無人化の恐れがあり、うち、10年以内の無人化の恐れは8集落」とありました。

市の取り組みの中で、「専門知識を持った人材育成を図り、青少年の主体的な活動を地域ぐるみで応援する青少年の参加体験機会の提供を図る」と書かれています。誰が青少年の参加や体験機会の提供を図るのかを伺います。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

青少年教育は社会教育課等を所管とし、地域子ども会等の連携した活動が中心となると考えておりますが、地域行事等における青少年の参加と体験活動等は、自治会や地区、公民館を中心としたそれぞれの地域活動の中で行われているというふうに認識しております。

○1番（桃北勇一君）

その青少年という方は、年齢で言えば、何歳から何歳ぐらいの方を示すのでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

青少年の年齢の捉え方は、法や基準で異なっておりまして、少年は18歳未満、青年は35歳や39歳までとその概念がまちまちであるようでございます。例えば、地区の青壮年部の年齢にいたしましても、70歳を超える高齢者であっても「青壮年部」として元気に活躍している方もあり、お尋ねの「青少年」についても、何歳までという年齢的な区切りは大変難しく、本市における地域づくりを進める中で、それぞれの地区や地域で見守り、育てるべき若者であるというふうに認識しているところです。

○1番（桃北勇一君）

それでは、即戦力となる、地域のために即戦力となる方々への育成ということは、行っているということに捉えてよろしいでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

地域では、次代の担い手がいないという声がある中、本市はこれまで地域づくりリーダーの育成として、さまざまな研修事業や育成の場を提供してまいったところがございます。研修事業を通して、みずからの行動次第で何かが変わり、動き出すのではないかとこの機運を高めたところでもございます。

しかし、研修事業に参加したから即戦力となるとは考えておりませんし、機会あるごとに研究会等に繰り返し参加することで、何らかの気づきや、やる気と責任感、地域愛が生まれてきてくれたらありがたいというふうにも思っております。

後は、リーダーとして、リーダーとなり得る可能性のある方を、いかに地域が育て、うまく活用し、力を発揮していくかが大切なことだというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

次に、同章の、第4章の中で、「市民活動団体が交流や会議を行い、情報収集、提供ができる場や印刷などの事務作業ができる活動場所の提供、場所づくりを図ります」とあります。窓口は地域づくり課のようですが、そのような活動を図るのも地域づくり課でしょうか。サービスを受けるためには、どのような手続が必要でしょうか、登録制でしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

市民と協働で取り組んでいくために、市民活動が行いやすい、自立、発展していく環境を整備する必要がございます。本市では、地区公民館を市民の主体的な地域づくりを推進する拠点施設として位置づけておりまして、その管轄は地域づくり課となっております。

地区公民館には、地域活動にかかわる場の提供や話し合い活動などを行う場であり、地区民に使いやすい施設として公共性のある取り組みが対象となっております。特に登録制はないものと考えます。

○1番（桃北勇一君）

先ほどからの答弁をまとめてみますと、集落の機能を補完する活動を目指すような即戦力年齢の地域リーダーの育成というのは、やはりこの地域からせり上がってくるというか、市が「こうしなさい」じゃなくて、地域からこの盛り上がってくるような活動を狙っているということでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

確かに議員がおっしゃるように、我々が育て守るという立場ではなくて、育て守っていくのはあくまでも地区であるというふうに認識しておりますので、地区のやる気、またその人、リーダーとなり得る人の資質的なものもあると思います。したがって、地区館自体もリーダーを生かすという取り組みも必要だというふうに考えます。

○1番（桃北勇一君）

市民ワークショップ未来会議のことが書かれていました。写真などもあって有意義な話し合いが持たれたと思いますけど、何か、これまで語り合われた内容等で、披露できるような内容がありましたら、今のある話の流れを通じて披露していただければと思います。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

平成29年度に第4期地区振興計画を策定する際、本市ではそれぞれの地区で実施する未来会議をサポートするため、各地区から選出した企画チームを編成し、ファシリテーション研修や各種ミーティングを年7回、延べ472人参加をいただいております。内容といたしましては、地区を超えた第3期の振り返りや既存事業の継続・検討、それと新規事業の立案方法の共有など、会議の運営や設計のポイントなどを学ぶ場としております。

各地区におきましては、これらを踏まえて未来会議を実施し、これまで実施してきた各種事業の振り返り、そしてまた課題の発掘、課題解決に向けた方策、それと課題解決に必要な事業内容等について話し合いが行われ、

第4期地区振興計画ができ上がったものと考えております。

○1番（桃北勇一君）

8年前、市長は、「合併して7年たち、基本条例をマニフェストには書いたが、指針で当分の間進めて、もう少し円熟しなければ条例化というのは難しいと思っている」と述べられた後、「当分の間、自治基本条例、まちづくり条例の条例化は考えていない」と答弁されているわけで、合併から14年を迎え、まちづくり指針ができて4年が過ぎようとしています、お考えにお変わりはありますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、条例が先か、指針が先か、いろんな形であるというふうには思っておりますけど、基本的に指針があり、それぞれの実態が、そういうまちづくりに対する意思決定といたしますか、それが先だというふうには考えておりますので、条例、私、条例ありきじゃないというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

まだ、市長の考える理念が、市民に行き渡っていないとお考えになっていると理解してよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

質問の意味がちょっとよくわからないんですけど、その趣旨と理念という部分があるかと思っておりますけど、基本的にまちづくりというのは、みんな強制するわけではなく、地域が、それぞれみずからすることであるというふうに認識しておりますので、その条例を市民がどう受けとめて、意識が私と違うという考え方には私はならないというふうには思っています。

○1番（桃北勇一君）

今の質問は、市長がつくられた指針を市民がまだ理解していないというか、指針にのっかってまだ行動を起こしていないから、まだ

条例には手をつけられないということでしょうかということでお聞きしたところでした。わかっていたのですかね。（笑声）

○市長（宮路高光君）

今の中で、そういう指針か条例かということであろうかと思っておりますけど、今のところその条例化ということまでは考えていないというふうに思っております。

○1番（桃北勇一君）

市民活動が盛り上がりを見せ、市民みずから声を発し、声がせり上がってくるような市民中心のまちづくりを達成するためにも、あらゆるチャンスを逃さず啓発を進めてほしいところではあります、そのような盛り上がり期待されているということだと思います。

アダプトプログラムと企業のCSR活動の導入に取り組んだところで、市は、負担は大きくないはず。市の指定する地域の河川作業、道路作業に取り組んでもらえたら、市も企業もウイン・ウインの関係ではないでしょうか。

先ほど答弁をいただき納得しているところですが、企業と自治会で話がまとまった場合は、市としてもできる協力は惜しまないということでもよろしいでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

先ほども市長が答弁いたしましたように、企業に対して市のほうから、行政のほうから直接お願いをするというふうなことは考えていないということですが、ただし、地域社会貢献の一員として、同じ自治会、同じ地区の中にある企業さんに、自治会や地区が働きかけて協力をもらうことは、いささか問題ではないというふうにも考えておりますので、もし、そのような動きがあれば、ぜひまた地区のほうでも、自治会のほうでもご検討いただければと考えているところです。

○1番（桃北勇一君）

市議会に入って最初の一般質問で私は市長に対し、「地区間予算の不平等さ」を述べさ

せていただきました。そのとき市長は、「地区間制度は人口と逆で、過疎地に手厚くしている」と述べられました。「そうすることで地域の格差をなくし、皆がサービスを受けられるようにしている」と答弁されました。

今後、指針が示すように、市民主体による活動が活発になればなるほど、住民が多いところほど、地区間予算が必要になってくるわけですが、そのあたり市長はいかが考えていらっしゃいますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、地区間のあり方を考えたときに、私が「過疎地域を重点的に予算配分はしてある」というふうに述べさせていただきました。その集中するところにおいては、それぞれのエネルギーがあり、いろんな地域活動ができるというふうに思っております。

そういう意味の中で、今後におきましても、やはりそういうことも過疎地域におきましては、ある程度行政として手厚く保護していかなければ、いろんなことが難しい状況になっていくというふうに思っております。

○1番（桃北勇一君）

先ほど、市民の健康づくりでの取り組みについてご答弁いただきました。そのような取り組みに抗する形で、日置市健康づくり推進条例がありますが、取り組み状況について、条例の冒頭、「生活習慣病を発症する前からの心身の状態に応じた健康づくりが重要で、課題を解決するために市が公的責任を果たしていく」と述べられています。どのような公的責任に取り組まれているか伺います。

○健康保険課長（長倉浩二君）

市民が生涯現役で豊かな人生を過ごすために、市としては、健康に関する施策を効果的かつ継続的に推進し、そのために必要な財源を確保していくこと、また、健康づくりに関する適切な情報提供を行いながら、市民がそれぞれのライフスタイルに合わせた運動など

の健康づくりを見つけられるよう努めていくことが、市の責務であると考えております。

○1番（桃北勇一君）

先日、数名の議員と一緒に、市が取り組んでいらっしゃるりんご教室を私も受講したわけですが、座学等があつて、ドローインというどこにでもできる体幹トレーニングは大変ためになっております。普及を図りたいところですが、日置市健康づくり推進協議会が市長へ出された意見内容について、どのような内容があつたかお聞きします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

この健康づくり推進協議会は、医師会を初め、多くの関係団体の代表者等で構成されておりまして、年2回開催しているところでございますが、出された意見としては、もっと受けやすい健診のあり方など健診に関すること、それから、健康づくりや認知症などに関する人材育成の重要性について、それから、自治会等地域での健康づくりのあり方など、大変貴重なご意見をいただいているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

日置市スポーツ推進委員に関する規定で、「住民のもとに応じてスポーツの実技の指導を行うこと」と書かれています。トレーニングルームの設置器具によっては指導員がほしいところですが、7つのトレーニングルームの施設利用状況はどうなっているのでしょうか、伺います。

○社会教育課長（梅北浩一君）

お答えいたします。

教育委員会のほうでは2つのトレーニングルームがございます。日吉総合体育館と吹上浜公園体育館の中の2カ所となります。

利用状況につきましては、日吉総合体育館のほうは月に十数名の利用、それと吹上浜体育館のほうは月平均で約90名前後の利用となっております。

以上です。

○福祉課長（有村弘貴君）

福祉課では、健康づくり複合施設ゆすいんにございますトレーニング室を管理をしておりますけれども、現状といたしましては2部屋ございますけれども、1部屋にいたしまして広くご利用いただいているところでございます。

器具につきましては、トレッドミルであるとか、自転車エルゴメーターですとか、そういった器具が17種類ほど置いてありますけれども、ここにつきましては、毎週1回水曜日に、夕方の3時間委託をしまして、指定管理者が委託をしましてトレーナーさんが来て、機械器具等の使い方等の指導をしていただけるようになっております。

現在、平成30年度の直近の実績で、月平均980人ほどのご利用がありますけれども、やはりこちらの施設につきましては、ご存じのとおり、合宿等の高校生、大学生、社会人もご利用されますので、使われる方につきましては、一般の市民の方もいらっしゃいますし、アスリートの方もたくさん利用していただいているという状況でございます。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

地区公民館でのトレーニング機器を備えている館が、上市来地区と鶴丸地区の2地区公民館にございます。地区民の健康増進に利用するための機器となっておりますが、当然、他地区の利用、または目的外の利用につきましては、機器の利用料ではなく、部屋の使用料として使用料が発生することになります。

現在のところ、もっぱら地区民の健康づくり事業等の実施の際に利用されている状況です。また、使い方がわからない方に対しては、機器の取り扱い方法等を地区公民館の職員がレクチャーをしている状況です。

2地区の利用日数につきましては、延べ75日、人数にいたしまして190人程度と

いうふうになっております。

○1番（桃北勇一君）

限られた財政の中、たまにですけど指導員が呼ばれて、利用していただければ大変いいかなと思います。このあたり先ほどのまちづくりの中でも話しましたが、健康づくりも地域づくりには大事だと思います。未来会議等とか地域での話し合いにおいて、健康づくりについて、住民から何か要望等は出ていないでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

トレーニングルームの施設利用にかかわる要望は、特にこちらのほうでは聞いていない状況でございます。しかし、地区民の健康増進、地域づくりは、地域課題として捉えている地区も多くございます。ソフト事業でウォーキング大会や健康づくり体操、登山大会、運動会など、さまざまな健康づくりに関する事業も実施されております。

また、市が進めているサロンや筋ちゃん広場などの支援も、地区として行っているところもあるということでございます。

○1番（桃北勇一君）

私も先日、トレーニングルームを見て回ってきました。しっかり管理されており、利用者が少ないから減らすとかそういう話ではなくて、もう少し利用を促す施策を充実させ、多くの市民に利用してほしいと思います。

りんご教室など、夜間トレーニングルームのある施設で開催したり、年に2回ほどでも指導員を呼んで、トレーニング教室を開催したりしてみてもどうでしょうか、伺います。

○健康保険課長（長倉浩二君）

りんご教室は、議員の多くの方々も内容をご存じかとは思いますが、座学と体を動かす内容となっておりますので、机、椅子、ホワイトボード、それと一定のスペースがあればよく、特別な機械を必要とするものではございません。よって、今これらのトレーニング

ルームがこれらの条件に合えば、選択肢の一つとしてはなるのかなと思います。

なお、運動に関しましては、委託会社のほうから専門員がついてきて指導に当たっているという状況でございます。

○1番（桃北勇一君）

次に、日置市都市公園の管理、維持保全はどこが担当しているのでしょうか、伺います。

○建設課長（宮下章一君）

都市公園の管理についてでございますが、本庁では建設課、各市町では産業建設課で管理をしております。

ただ、公園内の運動施設につきましては、社会教育課、教育振興課での管理となっております。

○1番（桃北勇一君）

日置市都市公園条例によると「運動の用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し」と書かれています。この条文は、常に安全に利用できる状態を保つことを含んでいると考えますが、いかがでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

都市公園につきましては、皆さんが安心して安全で、安心して使っていただけるような施設管理が必要だというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

健康づくりの基本は歩くことです。人が歩きたい、歩いていて気持ちがいいとか、走りたい、走っていて気持ちがいいと思える環境があると歩き出したり、走り出したりするのではないのでしょうか。

市民と議論し、環境を整えることだけに価値があると思いますが、地域にある運動公園などの外周は、ランニングやウォーキングで健康づくりにいそしむ市民も多いです。しかし、働き盛りの若者の早朝や夜間の利用には、舗装面の不備のほか、外灯などの未設置や不足しているところがあり、早急の整備を望む

声があります。市民の自主的な運動習慣の実践活動を推進するのであれば、場の提供、さらには整備は当然だと思います。

都市公園の健康づくりエリアとして、吹上、日吉、東市来にも、ランニングやウォーキングに取り組みられるグラウンド周辺の機能整備に取り組みませんか伺います。

○建設課長（宮下章一君）

都市公園では、伊集院総合運動公園以外の公園でのウォーキング用の整備は行っていないところがございますが、現況の園路でのウォーキングが可能だと考えております。そのようなことから、他の地域の都市公園のウォーキングコースの整備は、現在のところは考えておりません。

○1番（桃北勇一君）

若者がどうしても健康づくりのために走ったり、歩いたりしようと思ったら、時間帯は夜遅くなるか、朝早朝になるか、どちらかになるわけです。吹上のグラウンドの周りをこの前も走りましたが、外灯があと1個あれば、全ての路面に光が届いて走れる環境になると思っています。検討していただければいいのになと思っています。

伊集院総合運動公園にある周囲1.6kmの道は、クッション材が敷かれていて走りやすく、足にも優しい道ですが、一部で長らく碎石がまかれた状態でした。最近は舗装されていますが、なぜ、長期にわたってそのまま放置されていたのか、理由があるのなら、どこかお答えになっていただければ……伺います、とりあえず伺います。

○建設課長（宮下章一君）

ご指摘の箇所は、ウォーキングコースの一部でございまして、路面が陥没したため、直後にゴム舗装で復旧した経緯がございます。その後、再度陥没したため、碎石を補充しながら陥没の状況を観察していたわけでございます。

現在、沈下がおさまったことから、アスファルトで復旧している、復旧したものでございます。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

理由はともあれ、市民が自主的に健康づくりに励む中、市の対応に配慮不足を感じます。長期にわたりクッション材が剥がれ、碎石がまかれている状態は、職員も知っていたと思います。先ほどもまちづくりの際、話しましたが、共生協働における職員のかかわり合いは、市民目線に立った場合の改善提案なども含まれるのではないのでしょうか。未舗装の道の件は、職員からの報告は上がっていませんでしょうか、伺います。

○建設課長（宮下章一君）

ご指摘の碎石で、長期間置かれた場所でございますが、碎石状態であることは承知しておりまして、ウォーキングにはそれほどの影響はないと判断しております。

最近、先ほども申し上げましたとおり、沈下の状況もおさまったということで舗装させていただいております。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

けがをすれば健康づくりどころではなくなるわけです。社会保険加入者が、退職後に国保に加入され、退職後の医療費が現役時代より多くかかる傾向があるようです。私も時々、吹上、日吉、伊集院、東市来のグラウンドを利用していますが、特に伊集院では、夜9時を過ぎても若い人が利用しています。多くは30代から50代でしょうか。高齢者は日中利用されているようです。働き盛りの生産年齢者が健康づくりに励むことは、家計にも、将来の国保税引き下げなど、市の財政にも貢献すると考えられないのでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

生活様式の多様化に応じてそれぞれ活動し

ていただくことは、本当に望まれることでございます。そのような個人の選択と市の責務を統合し、市民が健康づくりに取り組まれ、健康寿命が延びることは、議員ご指摘のとおり、市の財政に、結果的に貢献するものというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

やはり、市民個々の自主的健康づくりなどの取り組みに対して、行政も健康づくりを応援し、その責務を果たすべきだが、健康づくり推進条例の所管である健康保険課としては、市民の自発的な健康づくりの機運に対し、どのようなスタンスをお持ちでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

健康を支え、守るための社会環境整備は、先ほどのご質問にもありましたとおり、市に課せられた責務の一つであるというふうに考えております。

また、スポーツ施設や公園などの建造物がある環境は、身体活動を促す重要な社会環境であるという研究報告もあるようでございます。市民がそれぞれのライフスタイルに合わせた運動、スポーツなどを見つけられるよう関係各課で連携していくことが大事であるというふうに考えています。

○1番（桃北勇一君）

であるならば、関係各課が連携して、積極的な応援体制が重要であると考え、庁舎内全体でその取り組みについて議論してみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

そのように取り組みをさせていただきたいと思っております。

○1番（桃北勇一君）

であるならば、ということは、ランニングやウォーキングに取り組めるグラウンド周辺の機能整備も及び腰ではなく、前のめりで行っていただきたいと思います。

今後、建設課、社会教育課、健康保険課だ

けに限らず、全ての課にかかわってくる問題ですが、市民の運動習慣の実践活動を推進するのであれば、場の提供、さらには整備は当然だと思います。積極的に、しかも早急に取りかかれることを切望しています。

一例を挙げましたが、取り組むべき課題に対し、ときに、担当課をまたいだ取り組みが必要とされます。そのような課題への市の取り組むスタンスを市長にお聞きして、最終、最後の質問とします。

○市長（宮路高光君）

いろいろとご指摘をいただきました。基本的に、それぞれ財政的な問題もございまして、そこあたりもしながら、修繕、営繕、これを大事にししながら、それぞれの施設維持に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

なお、15日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時48分散会

第 4 号 (3 月 1 5 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（12番、17番、6番、18番、14番）
-------	--------------------------

本会議（3月15日）（金曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	秋葉久治君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	脇博文君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	建設課長	宮下章一君

上下水道課長 宇 都 健 一 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、12番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔12番黒田澄子さん登壇〕

○12番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。公明党の黒田澄子でございます。最近、暗いニュースが多い中、日置市職員の飛松選手の鹿児島マラソン3連覇は大変に明るいニュースとなりました。飛松選手の頑張りは子どもたちに希望と勇気を与えてくれたことと思ひ、ほほ笑ましく温かな気持ちになりました。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、健康で安心安全な日置市を目指して5点お尋ねいたします。

1点目に、今年度で5年間の最終年度となる高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率が、半分にも満たなかったため、再度救済措置として助成を行わないかと昨年9月に提案していましたが、国も大きく動きがあったようです。本市の取り組みについてお尋ねします。

2点目に、国は風疹対策にも大きく動きました。そこで、ワクチン未接種であろうと考えられる39歳から56歳男性の風疹の抗体検査やワクチン接種における本市の取り組みについてお尋ねします。

3点目に、平成27年6月議会でも提案しておりましたが、HTLV-1根絶のための母乳による感染防止のための粉ミルクの支給についてのお考えをお尋ねいたします。

HTLV-1とは、成人T細胞白血病ウイルスのことで、主に血液中のTリンパ球という細胞に感染して、一度感染が成立すると体の中で潜んでしまうウイルスです。

日本では現在、感染者（キャリア）は100万人を超えています。

白血病ウイルス撲滅への道筋ができたのは2008年、やっと患者がどこにどれだけいるか、国の疫学調査が始まったのです。感染者のごく一部にATLやHAM（ハム）という病気を発症します。唯一母子感染の現認が母乳によるものとされるため、HTLV-1キャリアの母親は断乳を強いられ、赤ちゃんは粉ミルクで育てていかななくてはなりません。感染防止のため、本市での粉ミルクの補助の考えをお尋ねいたします。

4点目に、妊婦健診には14枚の無料券がありますが、これは妊娠が病気ではないため健康保険が適用されず、毎回の健診を全額で支払うことが困難なために、健診を受けずに出産に臨んだ妊婦が産科医で出産を断られて、たらい回しにされた結果、母子ともに亡くなるという悲しい事件を受けて、国が動いた14枚の無料券ですが、40週、41週での出産の場合、一、二回の健診が全額負担になる妊婦さんがおられるようです。

経産婦の場合、途中での健診をあえて受けず、無料券の範囲内で健診を受けられるように調整をされておる妊婦さんもおられるようで、産科医さんはとても心配すると言われておりますので、ここへの支援ができないものか、お尋ねします。

5点目に、本市の体験型健康づくり教室が3年目に入り、ことしに入りイベントも開催され、健康づくりのために飲食店でのメニューも11個ほどでき上がったと聞いています。

そこで、このメニューが一度に食べられるイベントを何か健康に関するほかのイベント

とコラボレーションで行われないものか提案いたします。

次に、残酷きわまりない児童虐待死等の報道に耳を塞ぎたくなる思いです。けさもニュースでやっておりました。

昨年3月東京目黒区での5歳女兒は、ゆるしてください、ごめんなさいとの手紙を残し、親の虐待で亡くなりました。

また、先月末には、小学校4年の女兒が、懸命なSOSを出していたにもかかわらず、誰も助け出すことができない中、虐待死しました。

また、霧島市やいちき串木野市でも、立て続けに児童虐待による親の逮捕がニュースとなりました。

よそのまちで起こることはうちでも起こり得るとの思いで、児童虐待ゼロを目指して本市の現状や取り組みについて、4点お尋ねします。

1点目に、本市への相談や通報等の現状についてお尋ねします。

2点目に、千葉県野田市の事件のような悲惨なSOSがあった場合、本市ではどのような対応をされるのか、お尋ねします。

3点目に、女兒の母親はDVを受けていたことがわかりました。このような場合の対応として、女性相談や配偶者暴力相談支援センター、子ども支援センター、また日置警察署との連携はどのようにとっていかれるのか、お尋ねします。

4点目に、紙に文書を書くこともなく、声を出して電話をすることもなく、もちろんここに相談に来ることもなく、誰にも知られずに相談できる声なき声を救い上げるツールとして、SNS等での相談に取り組まないか、提案しますが、いかがでしょうか。

最後に、家族に死亡者が出た後の諸手続の簡素化に取り組まれないか、提案いたします。

1点目に、死亡者が出た後の届け出等の手

続は、市役所また外部機関等への手続を含めてどれぐらいあるのでしょうか。

次に、本市での手続の現状についてお尋ねします。

3点目に、悲しみの中、通夜、葬儀を終えた後に手続をするわけですが、別府市ではお悔やみコーナーを設置して、この簡素化に取り組んでおられます。

先日、調査に行ってみりました。ご愁傷さまでございますとの挨拶から始まり、来られた遺族の書類への記入の簡素化、また市役所以外の手続についても、想定できるもので、どこに行けばいいのか、連絡先などを入れた書類をつくってお渡しできるよう準備されており、悲しみとともに疲れ果てた状態で足を運ばれる市民に寄り添った手続の軽減が図られていました。

本市でもこのようなことに取り組まないかとお尋ねして、私の1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の健康で安心安全な日置市を目指して、その1でございます。

前回の質問で国の動向を見ると答弁いたしました。今般、国も平成31年度以降も35年度までの5年間特例措置を延長することとし、本市でもこれまで予防接種を受けたことのない65歳、70歳、75、80、85、90、95、100歳となる方々を対象として予防接種を行ってまいります。

2番目でございます。本市も4月から国の方針に従い、風疹の追加的対策を実施します。

年齢該当の方は、まず抗体検査を受けていただき、その結果、十分な量の風疹の抗体がないことが判明した方に対して風疹の定期予防接種を行うこととしております。

3番目でございます。HTLV-1ウイルスを持つ母親に対しまして、母乳による感染

を予防する手段として、短期授乳か出産直後より人工栄養の方法が提示されている状況でございます。

人工栄養を与えることになれば、経済的負担が大きくなることは推測されますので、他市の状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

4番目でございます。市では、妊婦が安心して妊婦健診を受けられるよう、平成21年度から健診費用について受診目安の回数をもとに、14回助成をしております。

県内では、ほとんどの自治体が14回の助成となっており、現時点で追加交付するということは考えておりません。

5番目でございます。現在のところ、一同に食べられるイベントの開催については考えておりませんが、事業で認定された健康食メニューにつきましては、チラシ等を作成しまして、周知していくこととしております。

2番目の児童虐待ゼロを目指して、その1でございます。

本市におきましても、児童虐待を専門的に担当する窓口は設置しておりませんが、母子保健やひとり親家庭など、市関係職員がそれぞれの面談などで把握し、対応するほか、学校や保育園、地域などからの通報に基づいて、関係課と機関と連携を図りながら取り組んでいるところでございます。児童関係機関からの通報が主となっている現状でございます。

2番目でございます。野田市の事件は実父による虐待死という痛ましい事件ですが、報道されている経過を見ますと、市、学校、児童相談所、地域の連携や認識のそごが事態を深刻化させたと推察しております。

今回の事件に限らず、児童虐待にはそれぞれさまざまな背景がありますので、つぶさな情報収集と実態の迅速な把握、関係機関への情報提供等、集中的な取り組みが必要だと考えております。

3番目でございます。野田市のケースでは長期にわたってDVを受けていたことが報じられています。世帯の構成によっては、児童虐待と配偶者暴力は表裏一体であることは否めません。面前DVも心理的虐待に当たることから、配偶者暴力支援センターを中心に、子ども支援センターや女性センター、日置警察署と幅広く連携をし、DV被害の拡大と児童虐待の未然防止両面を踏まえた対応が求められます。

4番目でございます。さまざまな相談や情報の共有にSNSは有効であると認識しております。厚生労働省では会員制交流サイトの活用を一昨年度から検討しており、昨年末、東京都が無料通信アプリによる相談窓口を試験的に開設しております。現状では、当事者や家族からの投稿は余り伸びていない状況であり、また、情報セキュリティなどの課題もありますので、各種専用電話やメールで対応をしつつ検討します。

3番目の家族に死亡者が出た後の諸手続の簡素化ということで、1番目でございます。

後期高齢者医療保険証、国民健康保険証、介護保険証、国民年金証書等、全てに該当される方で9つの手続が必要になります。

葬儀社が来庁し、死亡届を行う際に、後日、家族が来庁され、医療保険証等の手続に関し、書類不備とならないように事前に手続についてのお知らせ文書を渡しています。

家族が手続に来庁される時は、ワンストップサービスとして、市民生活課待合所にて、各担当者が連携し、その場所に出向き、関係する手続を行っております。

昨年度、市役所内の事務改善協議において、別府市の状況が示され、協議しております。

結果といたしまして、後期高齢者医療保険等県下の事務組織となっていることもあり、業務に係るシステムが独自であることから、別府市と同じ対応はできないものと判断して

いますが、遺族に寄り添い、向き合う対応は同じと考えております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、2番目の児童虐待ゼロを目指してのご質問にお答えをいたします。

その1でございます。子ども支援センターにおいて、平成30年度の児童虐待に関する相談件数は6件ございます。そのうち、3件は児童相談所に連絡をしております。

その2です。子ども支援センターでは、学校や保育園、近隣の方からの情報提供を受けた場合、虐待の内容やその緊急度の状況を通告者に確認するとともに、緊急度の高い場合は、関係課に報告の上、児童相談所に連絡・協議を行い、一時保護等の措置をお願いすることとしております。

その3でございます。学校が児童生徒の状況から虐待の疑いを抱いた場合は、子ども支援センターや警察署等に情報提供・相談をするよう、機会あるごとに指導をしております。

4番目です。子ども支援センターでは、各相談員が公用携帯を所持しております。メールによる相談にも対応しております。ご指摘のSNSによる相談には、ウイルス等の感染や情報漏えい・拡散等の危険性があるため、慎重な対応が必要だと考えております。

以上でございます。

○12番（黒田澄子さん）

ご答弁いただきましたので、2回目以降の質問をさせていただきます。

まずは、高齢者肺炎球菌ワクチン、今年度で最終年度となります。今年度の実績で対象者の何割の高齢者が接種に至ったのか、お尋ねをいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

本年度の実績につきましては、31年1月末現在で31%の実施率でございます。

○12番（黒田澄子さん）

それは全体的な数ですね。一番高かった割合が出たのは、何歳代の、65歳、70歳と5歳刻みにありますが、どこが一番高くて、65歳が一番低いのかなと想像しますが、その点わかれば、お尋ねをいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

率はちょっと手元に数字はございませんけれども、実施された人数でいけば65歳代が一番多いということになります。

○12番（黒田澄子さん）

今回新たな65歳を除いて国が救済措置を行うことが決まっておりますが、今回65歳で前回5年前に受けていない方が、もう多分70になられるときが初めてだと思っております。

そこで、70歳からの接種者への接種率の目標は、本市はどのように捉えておられるか、お尋ねします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

この5年間で実施されていない方がおよそ1万数百人いらっしゃいます。その中で目標としては50%を目指しているところがございます。

○12番（黒田澄子さん）

私も一生懸命これは街頭に立ったときに、こういうあるので受けてくださいね、チケット来た人は受けましょうというのは声をかけてきておりますが、50%ということで、これは国も珍しく救済措置として一度やったものをもう一回やるというのは、やはり高齢者の方の肺炎による死亡というのが高い比率を持っておりますので、最重要課題だというぐらいの思いで取り組んでいるものだと思います。

本市にとって、この再度になる方たちにぜひ受けていただきたい。できれば50%を超えて受けていただきたい思いであられると思いますので、この広報啓発、どのようにして

何とか50%の人には受けていただける手だてを打っていかれるのか、その点をお尋ねいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

まず、早速本年末、3月末には対象者に個人通知を行います。それと、年2回年度初めの時期と年度末ごろに班回覧を利用してお知らせすることとしております。

○12番（黒田澄子さん）

もう本当に議場からですけども、今度来た人たちはぜひ受けていただいて肺炎にならないようにしていただきたいなと切に思うところ です。

次に、風疹対策についてお尋ねをいたします。

本市の対象者になられる39歳から56歳の男性は何人おられますでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

4,497名いらっしゃいます。

○12番（黒田澄子さん）

この抗体検査は行うのにどれくらい時間がかかるのか、また検査後にワクチン接種というのがすぐできるものなのか、どれくらいの時間とか日数がかかるのかをお尋ねいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

この血液検査になりますけれども、検査結果が出るまでに通常1週間かかると言われています。抗体の低かった方は検査結果を持って1週間後以降、改めて医療機関のほうに行ってくださいということになります。

○12番（黒田澄子さん）

転勤で住所はここにあるが、出ておられるこの年代の男性の方、また海外などにも仕事の都合で行っておられる方、そういった対象者はどのようになるのか、お尋ねをします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

今回の検査及びワクチン接種に係る委託契約につきましては、集合契約という方法を用

います。したがって、国内の医療機関であれば対象者に配布されたクーポン券を持参することで、日本国内の医療機関であればどこでも受けられるということになります。

ただ、海外に行っている方につきましては、日本に帰ってこられたときに受けていただくということになります。

○12番（黒田澄子さん）

全国で受けられるということは、多分そこに明記されていると思いますが、これは、ちょっと私もちょっとうっかりでしたけれども、今年度だけでしたでしょうか、海外に行っている方が今年度中に帰ってこない、その人は漏れることになるのでしょうか。その点をちょっとお尋ねします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

今回の追加的対策につきましては、3年間を予定しておりますので、その期間に受けていただくということになると思います。

○12番（黒田澄子さん）

それだったら何とか3年間の間に1回ぐらいは帰国をされるでしょうか、そのときを狙って受けていただければ漏れることはないのかなと思います。

これはやはり風疹を根絶していく、特に若い女性は怖がっておりますね、周りの男性が風疹にかかると、妊娠したときに非常に困るということで、今までは会社ぐるみでもう男性はみんな受けるというような体制をとっておられるところもあるようですので、ぜひ、日置市民の対象者全ての方が、抗体がない場合はぜひ打っていただきたいなと思っております。

今回のワクチン接種の目標値をお尋ねをいたします。また、国はどれくらいをやってほしいというふうに言っているのかいないのか、その点についてもお尋ねをいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

今回のワクチン接種につきましては、抗体

保有率は現在80%と低いということから、2020年7月までにこの保有率を85%に引き上げ、さらに2021年度末までに抗体保有率を90%に引き上げようとするものであり、接種率も目標というよりは、より多くの方に抗体検査をまず受けていただき、抗体が低かった方全ての人にワクチン接種を受けてもらうということが目標でございます。

○12番（黒田澄子さん）

この年代の人は働き世代の人たちです。特に通常病院に行くこともなかなかできない、時間がとれない世代の人たちです。ワクチンによって風疹の発症を根絶したい政策でございますけれども、対象者へのお知らせと接種は市内の、病院に限るということではなかったですけれども、しっかりとお知らせをして、例えば企業などでもこの年代の方たちは接種に行ったかどうか、接種というか、抗体検査に行ったかどうかの確認ぐらいはせめて日置市内の事業所には声かけられないものか。そうでないと、勤務の日程の関係でどうしても抗体検査に行けない方も出てきやしないかと心配しますが、その辺いかがお考えでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

対象者の方には全てもちろん通知をいたしますので、その結果につきましては、システムのほうで管理していきますので、もちろん脱漏の方が出てきますので、そういう方々にはまた2年度以降通知をすることになると思います。

これにつきましては、まだ国のほうは2年目以降の計画については、まだ具体的なやり方については示しておりませんので、何とも言えませんが、恐らく2年目、3年目のできるようなことになると思います。

事業所につきましては、特に考えておりませんが、個人通知の中で詳しいチラシを、お知らせをしていくことにしています。

○12番（黒田澄子さん）

できれば、せめて市内の事業所さんたちは協力的にやっていただけるのかなと思いますので、この年代に限った男性のみでございますので、今後ぜひお声をいただいて、協力がいただける体制をつくっていただけないかなと思います。

次に、HTLV-1、これは本当に一部の人が発症をするということで、キャリアの人がみんな発症するわけではありませんけれども、そうなったときには、もう本当にいろいろな症状がたくさん出て、最終的に寝たきりになったりとか、大変な状況でございます。

私たちのこのまちには、キャリアと言われるお母さんたちはどれくらいおられるのでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

本市で把握している人数は非常にごく少数でございますので、具体的な数字は控えさせていただきますが、ここでは5人以下とさせていただきますと思います。

○12番（黒田澄子さん）

今回、知事に対してこのHTLV-1の患者団体の代表の方、また公明党市議・県議で県知事に対して要望書を出させていただいたことで、知事が大きく動かれました。

今議会、きょうでたしか県議会は終わりになるのかなと思いますが、予算計上がされておりまして、2,000円掛ける12回、2万4,000円を現物支給というような提案が県議会に出されておりまして。

まずは、キャリアの方々にこれが通るだろうと思いますけれども、どのようにこれお知らせしていけるのか。

以前の答弁で非常に、27年の答弁では、プライバシーのことをとても言われました。今も気遣いがあるって5人以下というふうな答弁だったと思いますので、その点はよくわか

るんですけども、こういうことができるようになったよということがわからないと、本当に必要な支援を受けられなくなるので、その点をお尋ねいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

このキャリアの方につきましては、もちろん妊婦健診においてその結果がわかりますので、その結果は医療機関のほうから本人に告知されます。本人の同意があった方のみ保健所あるいは市町村のほうに連絡が来るという仕組みになっておりますので、市町村への通知を同意された方につきましては、市のほうで支援していくということにしております。

○12番（黒田澄子さん）

同意がなくてもキャリアである方には、個人通知はそうかもしれませんけれども、こういう粉ミルクの支給ができますよというお知らせもされないのでしょうか、全体的にということで、お尋ねします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

今現在、県のほうも県議会のほうで先ほどおっしゃったように審議中でございます。それにつきましては、保健所のほうとまた連絡をとりながら、できることはやっていきたいというふうに思っております。

○12番（黒田澄子さん）

国も母乳のほうが栄養価が高いとは言えない、そういったガイドラインを作成するようでございます。これまで母親たちを悩ませてきた母乳神話も崩れようとしております。

また、国はHTLV-1のキャリアママへの粉ミルクの利用も進めています。何度も言っておりますけれども、母乳による感染を防ぐ、それで根絶できる、そういった政策でございます。

県の予算額は2,000円と聞いております、月額、ほぼ1カ月粉ミルク代は1万円以上かかるだろうと想定されますので、全然足りないわけですけども、再度お尋ねします

が、ここに幾らか市からも助成を考えられないのか、お尋ねをいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

先ほど市長も検討するというようなことをご答弁されましたので、これにつきましては、上乘せできるかどうか、そこについて検討してまいりたいと思います。

○12番（黒田澄子さん）

前向きに検討をしていただきたいと思えます。人数も本当にわずかですので、何百万円もの予算ではないと思っておりますので、お願いを——お願いではなくて、期待をしたいと思っております。

それでは、妊婦健診についてでございます。今14枚というものは何週目から何週目までを想定して無料化だというふうな考えなのか、お尋ねします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

これにつきましては、母子手帳を交付してから妊娠20週目ごろまでに4回、妊娠24週から35週にかけて6回、妊娠36週から出産まで、40週までで4回というふうになっております。

○12番（黒田澄子さん）

大体36週から4回ということで、それにはまらない人たちが今回私が提案しているところにひっかかる方かなと思います。本市で40週以上の出産事例は年に何件ほどございますでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

平成29年度、母子手帳交付数が392件ございましたが、その中で40週以上の出産となりますと、104件というふうになります。

○12番（黒田澄子さん）

まず、104件、結構4分の1ぐらいではあります、妊娠の早い時期から健診を使っている人とちょっとゆっくり妊娠を確認しに行く人とそれぞれだと思うので、全てが

40週以前でということではないと思います。

妊産婦さんから、ぜひこの券が足りないのよねって、自腹で全部払うんだけどって、そういったことの相談とか、そういった声は届いていないのか、お尋ねします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

直接な声は聞いておりません。

○12番（黒田澄子さん）

私は人数そんなにたくさんいないかなとちょっと思っておりましたが、104件あるけれども、じゃあ、その人たちが全員14枚で足りていない人ではないと思います。今後、きょうは言いませんけれども、この104件の中で足りなかった人がどれくらいいるのかを調査すると、多分もっと減ると思いますけれども、これは妊婦と子どもの命を守るための受診料の無料化であることからすると、全ての妊婦が健診無料化となるのが大事であると思います。

今後、考えておられない、追加交付をすることは考えていませんとなっておりますが、県内でも実施をされている市町村があって、これは産科医さんのほうから何とかできないですか、途中でやっぱり調整される人がいられると、とても心配をされるということで、申し出が出ておりましたので、再度お尋ねをいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

現状でも十分な助成ができていているということを確認しておりますので、県内自治体ほとんどが14回ということから、今の段階では追加助成につきましては考えておりません。

○12番（黒田澄子さん）

では、次の健康づくりの点でお尋ねをいたします。

イベントの開催は考えていない。チラシを作成するという答弁になっております。

健康づくり教室、私も参加をいたしました。議員団で何名か参加をしました。その中で、

健康食ということで各店舗に提案をされて、メニューが11個ほどつくられたというふうに思っておりますけれども、つくった後の展望を、じゃあ市はどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

健康食を定時提供できる飲食店等を地域に導入することで、健康サービスの見える化を図り、健康増進意識のサイクルを回していきたいというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

今、健康サービスの見える化と言われたんですけど、ぱっとお店を見たときにわかるのでしょうか、その辺をお尋ねします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

例えば他のメニューとの差別化のために表示を変えたりとか、そういうことでできるのかなというふうに思っております。

○12番（黒田澄子さん）

中に入ったらそうなんですけど、外から見たときに、ここのお店はそういう健康食を提供している店だというのがわかるのでしょうか、お尋ねします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

そうですね、確かに入り口、玄関のほうにステッカーなり、のぼり旗なり、そういうものがあればなお見える化ができるのかなというふうに思います。

○12番（黒田澄子さん）

せっかく頑張っておられるので、そういう旗が、何でもいいんですけど、あったほうがいいなと思いますので、努力されたいと思います。

今後、何品のメニューを目標にしておられるのか、また、お弁当など健康メニューがあるのととてもいいなというふうに私も含め、そう思う人はたくさんいるかなと思うんですけども、そういうところへの展開は考えておられないのか、お尋ねします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

先ほど11メニューというふうに議員のほうがおっしゃいましたが、今年度末までには16メニューができる予定になっております。

来年度以降につきましては、15メニュー以上を目標に新たにつくるという目標にしております。

それと、お弁当の健康メニューにつきましても、今年度3つのメニューで今弁当ができております。今後も募集して下さったお店の方と、それぞれの希望、あるいはお店の事業展開のあり方、あるいはお店の施設等の条件等を考慮しながら進めていきたいというふうに思っております。

○12番（黒田澄子さん）

とてもいいことだと思っております。ぜひ食べに行きたいと思う方がたくさんおられるのではないかと思います。

実は私、久留米市にまち博覧会というのを調査に行きました。そのときに、まち博覧会はそれなりにいいなと思ったんですけど、久留米ですので、くるくるチケットというのが出ておりました。これは500円4枚つづりの2,000円チケットになっておまして、久留米市内の選定されたおいしいメニューを、このチケットだと500円という少しお安目に食べられるというものでございます。市内各所で販売されており、大変便利だなと思えました。

私たちは4人で調査に行きましたので、駅前の久留米ラーメン600円のを、このチケットで500円で食べて、おいしさと100円お安いというお得感を実感しました。

ぜひこういったことも含めて、今後、日置市が健康づくりに頑張っているまちだということをどんどんアピールするためにも、こういった観光客とかいろんなバスの観光バスとかいろんなものもありますし、観光のものが駅の前にもございます。そういったところで、

こういうチラシもつくられると言われたので、こういったものが食べられるチケットがありますよ。もしくはそういったものじゃないものでもいいんでしょうけど、スタートとしては健康食ということで、そういうことも今後考えられることは可能であるか、その点をお尋ねいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

今回、各店舗の方々に多大な協力をもらいながらでき上がったメニューでございますので、今後、市民のみならず、市外からおいでになる方々にも周知していくことは大切なことと認識しておりますので、その方法につきましては、今後、関係団体、関係部署とも協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

○12番（黒田澄子さん）

本当に各課連携で、特に商工観光課とかいろんところと連携をしながら、企画とか頑張っていたいただければどうかと思っております。せっかくできたので、ぜひお披露目していただきたいし、周知もしていただきたい。そうすると飲食店の人たちもまた頑張っていく、またそこに自分のところにはないけれども、ぜひ自分のところのメニューにも入れたい、そういった輪が少しずつ広がっていくと、健康づくり条例のある我がまちとしても、日置市に来ると健康的な食事がとれる、そういったことですごく日置市がアピールされるのではないかと思います。

次に、児童虐待についてお尋ねをいたします。

本市の児童虐待の数値というのが、先ほど6件の相談で3件の児童相談所への連絡とありました。通報というのは何件なのでしょう。

それと、3件の児童相談所への連絡というのは、これは一時保護をされた件数でしょうか、お尋ねをします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

先ほどの6件のことについてですが、通告の状況におきましては、学校からが3件、あと民生委員、それから地域住民、保育園のほうから通告をいただいております。その後の対応につきましては、福祉課のほう、それから児童相談所、それから健康保険課というところにつないでいるところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

一時保護。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

保護についてはございません。

○12番（黒田澄子さん）

医療者からの虐待の可能性ありとの通報があった場合、いろんな市町村で起きている事態を見ると、もう何回もそういうのがあるのに、見守り、声かけということで一時保護をされてこなかった経緯が何回もあった上、大変な状況になって死んでしまった、大変な状況になってやっと一時保護された。

そういうことで、私は大変不安を感じているんですけども、医療者から虐待の可能性ありと通報があった場合、本市ではどのように動かれるのか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えをいたします。

医療機関だけではなくて、ほかの通告もそうなんですけれども、市民や関係機関からの虐待通告は私ども福祉課、もしくは健康保険課や県教育委員会等に寄せられまして、それらの情報をもとに関係者でケース会議を開き、子どもの安全確認のために家庭訪問や現状確認を行い、一時保護等の緊急度を判断した上で、状況に応じて児童相談所へ通告することとなりますが、先ほど議員がおっしゃいましたように、医師からの通告といいますと、鹿児島県の医師会では、その虐待に対応する早期発見マニュアルというものが共有をしておられるようでございますので、通告というの

は重たいものというふうに認識はしております。

○12番（黒田澄子さん）

ぜひ医療者からの通報に対しては、本当に真摯に受けとめてほしいと思います。

今の答弁の中で、家庭訪問と言われたんですけど、虐待をされているであろう子どもには会うのでしょうか、会わないのでしょうか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

ご本人とそれからご家族それぞれの状況に応じてお会いをすることにはなると思いますが、まず、通報される場所が、例えば保育所等であればもう保育所のほうに確認をして、保育士さんから情報を得ながらご本人を確認をするというふうな形になろうかと思えます。

○12番（黒田澄子さん）

済みません、要保護児童対策連絡協議会、要対協、これは何を目的に設置されているのか、メンバーにはどのような専門家が配置されているのか、また、いつこれは動くのか、お尋ねをいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法に基づいて努力義務として設置をうたわれているものでございますが、要保護児童の適切な保護や児童とその家族、さらには特定妊婦等への支援を図り、対象児童等に関する情報交換や共通のアセスメントに基づく支援の協議を行う場となっております。

日置市では、子ども支援センターや家庭子ども相談室、それから保育協議会、主任児童委員等の福祉関係者のほか保健所や医療機関等保健医療関係者、そして学校長の代表、警察署、人権擁護委員等で構成をしているところでございます。

協議会は年に1回程度情報共有やケース検

討などを行うことになっておりますが、実態といたしましては、子ども支援センターにおけるサポート会議やケース会議がその機能を担って、随時活動をしております。

○12番（黒田澄子さん）

通報があったときにどうしようかという、そういうことを語る場ではないのでしょうか、ここは。

○福祉課長（有村弘貴君）

先ほど言いました委員の方々の全員が、緊急の場合に集まるということはなかなか現実的ではないですので、この地域連絡協議会の下に地域連絡会という、支所ごとの会議があって、その連絡会の会長は、それぞれ地域の市民課長、それから福祉課長が務めてやるということになっておりますので、そちらでの協議を中心に動くという形になろうかと思えます。

○12番（黒田澄子さん）

弁護士さんが配置されないのか、お尋ねをいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

本市におきましては、先ほどからお話をしますように、ケースに対する迅速な対応を図るために、子ども支援センターをプラットフォームに、関係課や機関からの情報の集約やケース協議、方向づけを行っているところでございます。

昨今の虐待事件の頻発を受けまして、国でも児童相談所への弁護士配置について、検討を始めていると伺っておりますけれども、市の対応の中で法的見解を要する場合には、今のところ、顧問弁護士に相談をしながら対応することが現実的ではないかと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

弁護士さんのことを言ったのは、親から責められてペーパーを出してしまった。そこが法的にそういうことしなくていいんだと、そ

もそも守秘義務があるので、職員が出すということがあり得ないことだと思っておりますけれども、法的根拠をびんと言ってもらったほうが守れるのかな、職員の方をという部分でお尋ねをいたしたところでございます。

今回、いちき串木野市で虐待について実際2件ありましたので、一般質問も5人ほどされておりました。それをインターネットで傍聴しておりましたけれども、今回、非常にひっかかっているのは、一時保護される前にまず虐待が認定される。それは一体どういう状況があるとされるのか。見守り活動、声かけになりましたということが何回も続いて、最終的に保護をされている。それは虐待認定がされたんだということだと思えます。

非常に傍聴の中で、当局がおっしゃるのは、児童相談所の意見が、児童相談所さんがというのをすごく言われていました。まず虐待認定は、児童相談所がするものでしょうか。それと児童相談所は何か協議をされてするのか。誰か来て一人でされるのか。それと、それによって一時保護がされていくのか。

一時保護の根拠、例えば福岡で親に首を絞められて、殺されると言って助けを求めた人が、児童相談所から、けががないから一時保護には当たらないとされて帰されて、そして弟の動画を、蹴られている親に怒られている動画を撮って、それでやっと保護されたということを見ると、けがだけが今は非常に重視されているのかな。

きのう、おとといも、子どもをお風呂で水風呂に入れていた。これもけがをさせないという。本当にそれでいいのかなという。これは国の問題でもあるとは思いますが、その点、実際の仕組みはどうなっているのか、お尋ねをします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

まず、児童相談所のことについてござい

ますけれども、最近、議員のほうからもありましたように、潜在化していたと思われる虐待事例が顕在化をしてきたのではないかという部分もあろうかと思いますが、そのことで児童相談所というものが、皆さんの身近に感じられるようになったと思いますけれども、児童相談所というところは、保護者から児童を一方的に引き離す、一時保護ですとか立入調査ですとか出頭要求など、虐待に対応するための特別な権限もありますので、私ども市町村といたしましても、以前までは、若干距離感がある存在ではあったということは認識しております。

ただ児童の安全の確保が急務というふうに判断をした場合は、市の福祉事務所として、そこを書類を送致をして、一時保護をしつこく願い出る必要があるというふうに考えております。

一時保護の根拠ということでございますけれども、虐待を受けている児童をとにかく、まず命を守るために児童から保護者を引き離して、安全を確保するということが目的でございます。児童の安全を迅速に確保して、適切な保護を図るという法律の記載に基づきまして、早急に児童の身の安全を図る事態かどうか、その根拠になるのではないかと考えております。

そうした観点から、ご質問いただきました事例では動画があったということで、その動画がまさに虐待が行われている実態と、それから本人と撮影者が救済を求めているということが、アセスメントシートの一番緊急というところの項目にも当たりますので、そういう事実が明らかになったので、子どもを家庭から引き離すべきということで、即対応したんだということを認識しております。

○12番（黒田澄子さん）

虐待の可能性ありの子ども転入転出の際のつなぎは、どのようにされているのか、お

尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

私どものところでは、虐待の可能性のある児童がいる世帯のケースの引き継ぎにつきましては、転出の際、当該世帯を主に担当いたしました課にあるケース記録を転出先の担当課のほうへお送りをするという形を現在とっております。

また、転入をしてきている場合も、前住所地のほうからケース記録等が同様に現在送られてきている状況ではございますけれども、今後に向けましては、そこの統一というところでのドキュメントの様式の統一と、それから送付をする担当窓口というの、市役所としては一本化すべきではないかということで、現在検討も進めているところでございます。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

転出入につきましては、学校もかわりがございますので、お答えいたします。

虐待の可能性を含め、転入先への学校に伝えておくべき児童生徒に係る情報については、管理職を通して確実に伝えているところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

いじめアンケートの記入後、このアンケートはどのように取り扱われていくのか、どのように保管されていくのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

いじめに係る情報が記載されているアンケートにつきましては、ファイリングの上、パスワードをつけて、セキュリティーのかかる場所に保管をしております。そのほかの用紙につきましては、シュレッダーにかけるなどして、個人情報の管理を入念に行っております。

○12番（黒田澄子さん）

いろいろ聞きたいのですが、時間がないので、今回のクリハラミアちゃんの事件では、

いじめアンケートがテレビやネットでどんどん配信されています。けさも出ていました。これは本市の子どももたくさん目にしています。秘密を守る、そういつて書いてあって、秘密を守るからね、書きなさいよと先生から指導があって書いたのに、結局加害者に渡されて殺されてしまった。この事実を子どもたちは大変不安に思っているのではないかと思います。

この件に対して、教育委員会はどのような、今後、今年度のいじめアンケートに対して、どのような配慮なり、言葉添えをされていくよう指示されるのか、その点をお尋ねいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

ご指摘の件につきましては、学校では子どもと教師の信頼関係を高めることが必要だと考えております。例えば授業や学校行事など、日ごろの学校生活における触れ合いの場をふやしたり、日記や会話などを通して、子どもと教師のコミュニケーションを密にすることが大事だと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

次に、虐待に気づいた市民が189、電話番号です、いち早く、これで通報をすることができます。この認知度はどうなのでしょう。認知度を上げる手だては、どのように考えておられるのか。また、市民は通報すると、私が通報したってわかるからやりたくないという声もあります。そんなことはないのだと私は思っておりますけれども、その点についてお尋ねをいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

毎年11月が児童虐待防止推進月間ということで、国を挙げて推進をしているところですが、その期間にあわせまして、広報等を活用したりしまして、オレンジリボンをカウンターに置いたりしてPRをしておりますが、

ご指摘のとおり、なかなか実効が上がらないという現状がございます。

全国的な調査でも、189の認知度は11.5%というようなデータも出ておりました、低い結果ではあるということは認識しております。

児童虐待防止法における発見者の通告義務というものに鑑みまして、保育所やスーパー、それから病院等の公共施設へのポスター掲示を細かく行うことですか、機会を捉えてのさまざまな啓発講演といったようなことで、常時、市民への意識づけというものが大切ではないかというふうに考えております。

また、通告のルートについてでございますけれども、通告者が特定されることを心配されてためられるケースというのは、民生委員さんからもお伺いすることがあるぐらい、非常にナーバスな問題ではないかと思っておりますけれども、通告をしたからといって民事、刑事、いずれにも処罰する規定はございませんので、内容は匿名の通報でも構わないということになっておりますから、第一報を日置市福祉事務所、または189で児童相談所のほうまで、直接ご一報いただきたいと考えております。

なお、2月には日置地区の保育協議会の研修がございましたが、園長先生、主任保育士さんたちの前で、市長からもその旨、お願いをしたところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

今、とにかく毎日やっているの、今がある意味、みんなが聞く耳があるのかなと思います。

これは提案ですけれども、例えば観光協会の上に大きな本市がつけたテレビとか、また市役所、いろんなところにテレビがあります。日置市の歌が流れたりしますけれども、時々タイムで189のオレンジの番号とか、そういったのがちょっと掲示されるとか、見える

化をぜひやっていただけないかなと思いますけど、その点いかがでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

ただいまご指摘いただいた点につきまして、それぞれの所管課と打ち合わせをして検討してまいりたいと思います。

○12番（黒田澄子さん）

教育委員会のほうのSNSのことを言って、LINEのことなんですけれども、共有している、有効であると認識しているが、情報セキュリティなどの課題もある。これは情報セキュリティの課題、一体何を言われているのかな。情報漏えい、拡散等の危険性がある。これも何を言っておられるのかなという点と、公用電話はいわゆるガラケーなのかスマホなのか、その点、お尋ねします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

SNSの場合には、LINEのような、1対1でかかわる部分もございましたら、フェイスブックのように、友達または不特定多数への拡散というような部分等もございますので、SNSの扱いについては慎重に期していくことが大事だと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

フェイスブックは拡散をすることが目的であります。友達と世界中でつながりたいというのが目的です。ですので、LINEとは全くまた違ってくるのかなと思っております。

鹿児島県も取り組んでいました。かごしま子どもSNS相談はLINEでやっておられました。期間を限定して、昨年度19校に対してやっておられて、約1万人、その中で登録者が337人だったそうです。そして、相談内容も154件で、相談は中学生が84件、高校生が55件、不明が15件ということで、やはりやった結果はあるなというのを県のほうも感じておられて、今年度も新事業でまたやっていかれると言っております。

そして、昨日でしたか、13日の日に文部科学副大臣のところに、LINEの株式会社、出澤剛代表取締役社長がLINEのツールをぜひ使っていただきたい、無償で提供するという申し出まであっておりますので、LINEを使うことは1対1と一緒ですので、何ら問題なく、メールアドレスを打つ必要もないので、とても便利である。そして、既にやっている神奈川県でも、電話に比べて利用しやすかったというのが81%、相談は役に立ったというのが86%も出ております。

先ほどガラケーかスマホかという点はお答えになっていないんですけど、スマホがあれば、ぜひやっていただけないかなと思っておるところです。その点、いかがですか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

先ほどは失礼いたしました。基本的にLINEを扱うのは多分スマホだというふうに思っております。同じく県の教育委員会のほうに私のほうもお尋ねいたしましたところ、LINEによる相談、1対1の場合には非常に効果があるということ言われております。

ただし、セキュリティの認可を得ております委託業者に相談対応を依頼すること。それから、対応する電話回線、並びに相談人数等が必要になるということ等がございますので、実際運用するに当たっては、かなりの予算が必要だというふうにあります。

ご指摘のLINEの社長が文科省の副大臣と答弁した中での話ではございますが、こういった状況は、声なき声に対応するという意味では、非常に大事なことだと思いますので、今後の動向を注視してまいりたいと思います。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前11時01分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（黒田澄子さん）

先日、鹿児島市が独自に児童相談所の設置を検討という報道もなされています。本市は連携中枢都市圏ということでもありますので、県の児相も大変だという現状もありますので、そういった場合、今後、そういう連携もあるのかな、どうかなという点を、設置されたら、あるのかなという点、お尋ねをしたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

鹿児島市が中核市ということで、つくるように努力していただくようにという国の指示があったところですので、それができ次第、またその旨、ご相談に参りたいと思います。

○12番（黒田澄子さん）

今回、虐待について、本市にあるからということでやっているわけではございませんで、ぜひ189番、覚えてほしいなという点や、本市は今一生懸命に取り組んでいますよ、安心して下さいというアピールも込めて質問をさせていただいたところです。

最後におくやみコーナーに行きます。別府市のおくやみコーナーの取り組みについてお尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

別府市では、電話にて状況をお尋ねしております。主管部署は総務課の市民サービス改善係となっております。まず、ご遺族が死亡後の手続に来庁された際、この部署が基本情報となるものを1枚、記入していただいております。次に、この情報を全ての関係課に知らせる流れとなっているようでございます。各届出書等の住所、氏名につきましては、この時点で自動入力される独自のシステムを使用しているとのことです。

ご遺族の方は職員の誘導により関係課を回

り手続を行うか、または地下に設置してありますおくやみコーナーに職員が出向き、手続を行っているとのことでございました。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

九つの手続が必要になると答弁ありました。事前に手続についてお知らせ文書も渡してあると思います。このお知らせ文書には、市役所の手続以外のこともお知らせしてあるのか、お尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

死亡後の手続につきまして、今現在、市民生活課のほうでお配りしている資料につきましては、市役所内の手続のみでございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

市役所以外の手続のところに關する住所や電話番号の入ったチラシなど、市民にお渡しすることは可能なのでしょうか、お尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

現在、日置市内におきまして、葬儀社が同じような手続関係資料を作成して、ご遺族のほうに渡していると聞いているところでございます。

今後、別府市の資料や葬儀社からの資料を取り寄せまして、ご遺族にとって少しでも心配や負担にならないように配慮していきたい考えから、市のほうでも作成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

私も調査をして感じたんですけども、あちこちを回るワンストップよりも、一回一回、住所、氏名、電話番号、生年月日、これをそれぞれに何枚も書かないといけないということが大変に疲労感というか、大変感があるということがわかりました。

先ほど言われた、1カ所で書いていただいたものを入力をされて、関係課につながって、

今こういう方が来られているのでということで、関係課を回ることはさほど大変ではなく、書くことのほうが大変なんだということはよく理解しました。

本市でも同様に、できない部分も国保などがあるというふうには書いて、後期高齢でしたね、後期高齢などはあるというふうに書いてございますけれども、行ったときに住所や氏名などが書かれているペーパーをもらうぐらいのサービスはできないのか、その点、お尋ねをいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

本市では先ほども答弁ございましたとおり、ワンストップの窓口に取り組んでいるところでございます。

まず、葬儀社が事前に死亡届を提出した折に、市民生活課で住民異動届を作成し、この時点で各課に情報を連絡しているところでございます。

後日、ご遺族が死亡後の手続に来られると、市民生活課ではそれぞれ関係課に連絡し、関係課はそれぞれの届出書に必要事項を記載した届出書を持参しまして、説明した上で、確認のために住所と氏名を届出書にご記入いただいているのが現状でございます。

また、届出者が高齢者の場合も考えられますが、不都合がある場合は、届出書の記載につきましては、遺族の代筆も可能となっております。現段階では、遺族にご理解いただいた上で、また遺族内の相続等の諸問題もある場合等も考慮しまして、住所、氏名の記載は、これまでどおり届出者に記載をお願いしたいと考えているところでございます。

今後もご遺族に寄り添いまして、適切な対応に努めていくことに変わりはございませんので、先進市や近隣市の状況を調査しまして、研究していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

ほかの市ではそういったことがないために、別府市以外でも全国でおくやみコーナーというのは、どんどんでき上がっていております。中津市もいよいよ始めるというふう聞いています。

書くことがとっても大変なんです。今は役所の届けではありませんけれども、クロネコヤマトさんなんかでも、伝票に書かないで、言うとiPadにぱっと入力をされて、びよんと紙が出てきて張るような、とっても書かなくていいという、そういうことになっていますので、また今後、庁内でもそういったことを導入していただける機械をまた検討いただけないのか。また、エクセルで作りましたと言っておられましたので、大変なお金とか、そういったものも必要ありませんし、コーナーがなくても、今市民生活課でやっておられるので、ぜひこのことをもう一度検討されるお考えはないかだけお尋ねをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

答弁しましたとおり、あくまでも想定範囲の中でございましたけれども、遺族内の相続間の問題等も考慮できると。この手続の段階で、例えば還付が発生した場合、どうなるのかと。市のほうで一方的に住所、氏名を記載して、それが問題にならないのかというのも、一応課内で話をした段階で、想定の話になりました。そこあたりを踏まえまして、今後、先ほど答弁しましたとおり、先進地や近隣市の情報を調査しまして、研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

平成も最後となる節目の3月議会となりました。私は、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で、社民党の自治体議員といたしまして、56回目となります、一般質問をいたします。

1つ目です。増加する外国人との共生・協働について、5項目について質問いたします。

4月より、改正入管難民法が施行されます。31年度より35年度までの累計で34万5,000人の外国人を受け入れ、具体的な業種、職業が見込まれています。その背景は、将来的な労働力不足が指摘されていますが、本県、本市においても、働く人の人手不足が深刻になっております。

そこで、5項目について市長にお尋ねいたします。

本市の外国人の3年間、29年から31年の国別・住民登録件数の状況はどうか。

2つ目、改正入管難民法が4月から施行されます。本市の考えと自治体の役割は何か。

3つ目です。外国人の短期就労者の増加は、深刻な労働力不足が背景にあります。本市において、どのような職種、職業が不足しているのか。商工会、建設業会、介護事業者からの意見、要望等は市に寄せられていないのか、伺います。

4つ目です。外国人の短期就労者の増加により、自治会にも苦情が寄せられております。どのような要望、苦情が寄せられているのか、誰がどのように解決しているのか、3月時点の現状を伺います。

5つ目です。外国人も日本文化を学ばせたい、市民と交流したいという声もごございます。市としての外国人との交流イベントが開催できないのか、伺います。

2つ目です。業務の多忙化・複雑化する中で本市の正規職員、非正規職員の職員体制について、4点伺います。

1つ目です。市の業務の増加は、少子高齢

化、人口減少社会、社会構造の変化により、自治体の担う業務が多岐にわたり増加しております。現状の認識を伺います。

2つ目です。正規職員が削減される一方で、業務増加分の多くが非正規職員で対応しております。長期的な雇用と専門的なスキルを高めるためには、業務量に応じた適正な職員の採用、配置を進めていく必要があるのではないか。市長に見解を伺います。

3つ目です。2020年4月から、会計年度任用職員制度が施行されます。条例化に向けての本市の考えを伺います。

4つ目です。どのような職種、職員が該当するのか伺います。

以上、2点質問し、1回目を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の増加する外国人の共生・協働について、その1でございます。

平成29年3月は20カ国、193人の登録です。平成30年3月は19カ国、243人の登録、この1年間に50人ふえております。

平成31年3月では、21カ国、291人の登録、この1年間に48人ふえております。

国籍別登録者の主なものは、ベトナム人が140人、インドネシアが43人、フィリピンが24人、中国が23人、韓国が12人となっております。

2番目でございます。法改正により新たな在留資格が創設され、滞在期間の延長が見込まれることから、日本の生活になれた外国人の滞在がふえるものと考えております。

受け入れ機関が日常生活等の支援を実施することになっていきますので、補完的な支援が役割となっております。

3番目でございます。商工会では労働不足による外国人の就労者の受け入れ相談等の実例はないという回答でございました。

しかしながら、飲食業や建設業、介護事業において慢性的な労働不足であると認識しております。

現在のところ、市への意見、要望は寄せられておりませんが、今後、ハローワークとも連携しながら、情報収集に努めていきたいと思っております。

4番目でございます。外国人の短期就労によるごみ処理の仕方について、今年度は苦情、要望は数件ございました。その対応について、自治会が直接本人に指導を行うか、就労している雇用主の企業等に対して指導、改善の協力をお願いしているところでございます。

5番目でございます。現在、まるごと伊集院フェスティバルなど、各地域のイベントで国際交流のブースを設置して、交流を図っており、今後もこれらのイベントを中心に交流を進めていきたいと考えております。

2番目の業務の多忙化・複雑化する中で、本市の正規職員、非正規職員の職員体制についてのご質問でございます。

その1でございます。少子高齢化、人口減少による行政ニーズは多様化しておりまして、従事する業務の性質や勤務時間等に要する要件を見きわめながら、常勤職員はもとより、非常勤職員も含めた体制を整える必要があると考えております。

2番目でございます。日置市行政改革大綱行動計画において、32年度の全体の職員数を471人と計画しており、今後におきましても、組織機構の見直しや民間活力等の推進を図り、計画的で適正な定数管理を今後設置する会計年度任用職員も含めて行い、効率的な行政経営を行うことが重要であると考えております。

3番目でございます。現在、国から示されますマニュアルを参考にするとともに、県内他市との情報交換などを行いながら、財政負担を考慮して、制度設計を進めているところ

でございます。

4番目でございます。日置市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例施行規則に規定されております。職種については、会計年度任用職員に該当すると考えております。

そのほか、現在、特別職として任用しております外国語指導助手、国際交流員など会計年度任用職員に該当すると考えております。

以上で終わります。

○17番（坂口洋之君）

市長に2点についてご答弁をいただいたところでございます。外国人のことにつきましては、さきの12月議会でも1番議員と3番議員、そしてこの議会においても2番議員と6番議員が触れられてきております。

外国人との共生・協働につきましても、非常に多くの市民の方も関心を持っていらっしゃいます。一方、外国人がふえることによって生活環境が大きく変わるのではないのかという、そういった心配もありますし、また自治会などには苦情が寄せられているのも事実でございます。

全国的に見ますと、外国人の多いところは、首都圏はもとより、静岡とか群馬とか、そして栃木とか、近年は広島県の安芸高田市などでも、市を挙げて外国人との共生・協働を模索するような動きが始まっております。

まだ、日置市におきましては、きょうご答弁いただいたように、外国人の方は300人弱ということなんですけれども、2年前と比べても100人増加しております。市長も先ほどの答弁で、今後、外国人の方も増加するというご答弁をいただいたところでございます。

そういった中で、市長にまず基本的な考え方をお聞かせ願います。外国人の方も非常にふえてきております。外国人の方が日置市に住んで住みよいところ、また外国人の方が住

んでいて不便とか利便性を感じないようなところが当然出てきていると思いますけども、市長自身は外国人の方が今、何に困っているか、お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれ職種的に外国人の方々が勤めている企業等に、私も直接お話をしたりしますが、文化といいますか、それぞれ伝統的な行事を含めて、文化、言葉、ここあたりが一番生活するのに大変だということはお伺いしております。

○17番（坂口洋之君）

私と市長は同じ自治会におりまして、私の朝日ヶ丘自治会も住民登録を見ましたら、現在19の方が住んでおりました。男性が18人で女性の方が1人でした。実は私の住んでいるところも、就労外国人の方の一軒家がありまして、そこにも何人かの方が住んできていると思いますけれども、外国人も今後増加する可能性がある反面、今後外国人も増加することは間違いないと考えますけれども、その背景と、増加することによっての諸問題、本市内で外国人に頼らない企業や地場産業の現状について、どのような現状なのか、市長の考え方を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、特に就労している部分で一番多いのは製造業、建設業、農業、こういう部署であるというふうに認識しております。特に製造業におきまして、今は特にIT関係、そういう部分が今後伸びていくのかどうか。これは国際的ないろんな問題も、諸問題もあって難しい状況もあります。

建設現場におきましては、人手不足という部分の中で雇用しているところがございまして、農業におきましてもできますけど、また今後特殊的な技能を持った、介護等を含めた中におきます外国人の就労のあり方、こういうものにつきましても、今後も若干ふえてい

くけど、そんなに大きなふえ方というのは、私は難しい部分があるというふうに思っております。

日本、日置市でもそれぞれ仕事をしていく中においては、それぞれ適材適所という部分がございますけど、雇用の問題を含めて、それぞれ事業主のほうが十分、そこあたりも察知しながら進めているというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

私の実は家族の話なんですけれども、いちき串木野市内で食品関係の仕事をしております。しかし、そこも食肉加工の関係なんですけれども、日本人を募集しても、残念ながらほとんど集まりません。当然ながら、その会社も現在外国人の、ベトナム人の方なんですけれども、20人の方を採用されております。当然、鹿児島県は畜産の盛んな農業県です。しかし、その食肉の加工部門においても、日本人が集まりませんので、ベトナムの方が働いてもらわなければ産業として成り立たないという、そういった実情がございます。

そういった中で、鹿児島県の技能実習生は、昨年10月現在で6,862人、29年10月が5,542人、この1年間で2割増加しております。国別では中国人の方が近年増加している一方で、ベトナムの方が増加をしております。特に農業、食肉加工、飲食業等で就労を外国人に頼らなければならない産業もあります。

県内の状況を見ましても、枕崎や大崎町、特に畜産関係の食品工場の就労外国人の割合が非常にふえてきております。

一方、4月からは新しく改正、難民法改正法が施行されております。そういった中で、今少し議論になってきておりますけれども、外国人就労の全国の最低賃金を同一にすべきだということを厚生労働省の課長が一旦述べられました。その後、撤回をされております。

そういった中で、今後外国人就労をするにしても、しないにしても、賃金の高い都市部に流れていくのではないかという、そういった問題点が南日本新聞等に掲載されておりました。

例えば東京の最低賃金が985円、最低賃金が鹿児島県で今、全国唯一761円であります。その差が224円であります。厚生労働省の、先ほど述べたとおり、担当課長も、法整備後は地方の就労外国人の流出が進み、地方の人手不足への危惧をすることを述べられておりますけれども、本市においても、自治体においても、事業所の経営状況に差があるかもしれませんけれども、この法整備において影響があるのではないかということ、少し私は危惧しますけれども、市長の考え方を伺います。

○商工観光課長（脇 博文君）

ただいまのご質問でございますが、賃金の高い県への流出など、それから外国人の流出につながるというご質問でございますが、この問題につきましては、国全体の問題として捉えているところでございます。また、今後、国の施策等についての動向を注視してまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

今答弁をいただいたところでございます。そういった中で、日置市の現状を再度お伺いいたします。

12月議会で3番議員の答弁で、平成29年10月現在のハローワーク伊集院の就労外国人の状況につきましては、13の事業所、125人という数字が示されました。では、31年、一番、3月現在のハローワーク伊集院、分野別、農業、建設業、食品製造業、介護事業の人数の内訳状況を把握されているのか。また、一番、就労外国人が多い事業所は、こういった事業所なのか、お尋ねをいたします。

○商工観光課長（脇 博文君）

ハローワークでの外国人雇用状況につきましては、毎年10月で公表されているため、平成31年3月現在の人数は確認できませんが、平成30年10月現在の内訳で、就労外国人の一番多い職種は製造業で108人となっております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

製造業が108人という数字を示されましたけれども、ほかの産業、特に農業、建設業の分野には就労外国人の方は就労されているのか、そこら辺の状況がわかれば、お答え願いたいと思います。

○商工観光課長（脇 博文君）

次に多い就労外国人でございますが、農林業に30名、それから建設業に27名、それから卸・小売業が19名、以上のような状況となっております。

○17番（坂口洋之君）

課長が答弁されまして、農業の分野が30名、建設業が27名という答弁が述べられたと思いますけれども、特に今後、農業、建設業の分野に就労外国人の方が増加するというのが、そういう傾向にあるのか。建設業の方でも人手不足を見越して、外国等に就労の取り組みをされている建設業の方にもお聞きしておりますけれども、それらの状況について伺います。

○商工観光課長（脇 博文君）

職種によっては、技術者などの高齢化による労働力減少というのが予想されると思っております。そのような中、本市でも今後、外国人労働力に頼らなければならない状況が発生すると予想しております。

○17番（坂口洋之君）

特に農業分野、建設業の分野が今後増加も予測をされます。熊本県の八代あたりも農業の盛んな地域なんですけれども、就労外国人

の方がふえてきているというのもお聞きをしております。

そういった中で、4月から施行されます改正入管難民法について、再度お伺いをしたいと思います。

この法律については、南日本新聞でも社説等、かなり掲載され、またテレビ等でも報道されてきておりますけれども、2月11日、南日本新聞、共同通信の調査によりますと、全国自治体アンケートによると、課題が指摘されております。

まず、適正な報酬です。これは多分事業者が判断すると理解しておりますけれども、また生活支援相談機能を踏まえた受け入れ、日本語教育、これまで本市においても、現時点では大きな問題がなかったようですが、調査の中で多くの自治体が外国人の受け入れについては賛成。しかし、先ほど述べた、国が定めた外国人処遇について、半数近い自治体から不安の声が上がっております。

本市においても、法律施行に当たり、どのような懸念材料があると考えますか。また、生活支援相談機能を踏まえた受け入れについては、日本語教育受け入れ等については、先ほど述べられておりますけれども、具体的に事業者がすべきこと、自治体がすべきこと、そのようなすみ分けについて、どのように理解してよいのか、伺います。

○企画課長（内山良弘君）

お答えいたします。

改正入管難民法の部分につきましては、今回新たな在留資格の創設という部分でございますが、その対象となる外国人ということで、適切に業務を行うことができる技能と日常生活に支障のない日本語力があることが条件ということで、今回創設の分になっております。

こういう部分がありますが、これまでの技能の働いていらっしゃる方も含めまして、やはり当面の課題という部分では地域との情報

共有であったり、また地域とのかかわり方、このあたりの情報提供の手段、方法等であると考えているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

一方、違法就労がふえるのではないかと、うそういった心配も指摘されますけれども、そこら辺について市としての考え方を伺いたいと思います。

○企画課長（内山良弘君）

違法就労につきましては、それぞれ所管の所管長がやはりおって管理をしていくものと考えておりますので、市のほうとしては国の機関等の管理のほうにお願いをしていく形になろうかと思っております。

○17番（坂口洋之君）

このふえることによって違法就労もふえるのではないかということが、やっぱり新聞報道等されております。市が具体的にチェックをするというのは、とてもではなくてできませんけれども、やはり今後そういった違法な就労についても、国などにしっかりとした対策を求めていくのが自治体の役割ではないかと思っておりますけれども、市長の考え方を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、そういうことが起こり得るかもしれませんので、また県の市長会通じた中でお互い情報等共有していきたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

今後外国人の方も、たくさんではないけれども少しずつは本市でもふえていくというのが市の見解だと思いますけれども、先ほど12月議会でも、1番、3番議員の方も、地域とのコミュニケーション、地域とのトラブルというの指摘されておりますけれども、現在本市の市役所では、何カ国語に対応できる職員がいらっしゃるのか伺います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

外国語に対応できる職員につきましては、把握はしておりません。どの程度能力を備え得るかといったことも課題と感じておりますので、非常に難しい問題だとは思っているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

本市においても、現在21カ国の方が生活をされてきておりますので、全ての言葉に対応しろとは申しませんが、やっぱり今後改正入管難民法等で外国人の方々も生活をしてきておりますので、常勤で常に言葉に対応しろとは申しませんが、こういったことにつきましても市としてやっぱり対策をとっていくべきではないかなと思っておりますけれども、特に言葉の問題につきましては、本市単独ではなく広域で相談窓口を広げるような体制など、また今回、国の法律によってこの改正入管難民法で外国人を受け入れるわけでございますので、市としてもこういった、先ほどの、昨日も市長は県市との連携を強めていくというご答弁をいただいておりますけれども、今後県と市と相談や言葉の対応についてどう支援を求めていく考えなのか、市長自身の考え方を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり若干ずつはふえていきますけど、私ども職員の中の能力の中でそんなに外国語がいろいろと、多国的にできる方はいらっしゃいません。基本的に、私は英語がある程度話ができればそれぞれの中で通じるというふうに思っております、特に私ども韓国と今マレーシア、この二人の職員を抱えておりますので、ここあたりの中でいろいろとまた勉強もしていかなきゃならないし、特にこういう分については単独市町村でできるわけがございませんので、県また国の中でこういうものは十分考えていただきたい。県の中でいろいろとそれぞれ共通する項目をしながら、またいろんな機会の中に県にもご要望申

し上げていきたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

きのうもMBCのニュースを見ておりましたら、今鹿児島県も外国人の観光客の受入については非常に力を入れております。そういった対応について、いろんな対策がなされているんですけれども、実際鹿児島県に住んでいる外国人の生活環境についてはまだまだ課題があるという、そういった指摘もありました。

そういった中で、本来ならば外国人に頼らなくても日本人だけで労働が賄えればいいわけでありましてけれども、現状は職種によっては深刻な人手不足でございます。そういった中で、まず本市の労働力の現状について再度お伺いしたいと思います。

国勢調査によりますと、本市の労働可能年齢が15歳から65歳、平成17年が2万5,539人いらっしゃいました。平成22年が2万3,899人、平成27年が2万2,838人ということで、日置市の15歳から65歳の労働可能年齢人口が、日置市誕生後2,700人減少しております。来年には国勢調査も実施されますが、労働力が本市においても3,000人以上減少する状況であります。

先ほど答弁ありました建設、土木建築、介護等でも、本市でも人手不足の傾向があるのご答弁でありますけれども、今後の見通しとしまして、日置市の労働可能人口の割合は隣接する鹿児島市、いちき串木野市、姶良市と比較して、労働可能人口の割合はどうか、その状況について伺いたいと思います。

○企画課長（内山良弘君）

労働力人口の推移という部分でございますが、やはり人口減少に伴いましてその影響でやはり減少していくものと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

他市と比較してという質問があったんですけども、そういった県内の状況というのはわからないのかお尋ねいたします。

○企画課長（内山良弘君）

他市の状況については、数字のほうも持っておりません。現在のところわかりません。

○17番（坂口洋之君）

あわせて、今後本市におきましても、外国人に頼らなくても少しでも地元の若い人が地元に残ってもらえば、そういった課題が解決するという観点で再度お尋ねをいたします。

本市においても、人口減少社会の中で当然ながら労働力不足について今後危機感を感じていると思います。日置市まち・ひと・しごと計画の中でも、若者の移住、U I ターンにも取り組んでおります。そのことについて評価しております。

どうしても労働力不足は事業の停滞、税収にも直結すると思います。あわせて、地元企業への労働力不足への対策としまして、今高校生を対象とした企業就労説明会、U I ターンを対象とした連携中枢都市の取り組みなどをされてきております。そういった取り組みについて、30年度の成果効果をどのように検証しているのか伺います。

○企画課長（内山良弘君）

高校生を対象にしました市内企業との合同企業セミナーでありますとか、そういった部分での成果ということでは、先日2月25日に今年度は開催をいたしました。高校生は市内の城西高校、それから吹上高校の2年生、そのほかにも呼びかけをしております、伊集院高校の生徒、あるいは川内商工の生徒の中には見えていらっしやいました。

成果という部分では、やはりアンケート等をとった中でも、日置市内にこういう事業所あるとは知らなかった、あるいはやはり事業所のほうも、いろいろ高校生について自分たちの企業の説明ができてよかった、こういう

場面があって大変よかったというような声を伺っており、一定の成果は得られているものと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

この取り組みにつきましては、新聞等でも見る機会があったと思うんですけども、当然ながらやはり具体的に地元の高校生、大学生、専門学校生が県内にどういった形で就労に結びつけたというのは、数字的に私たちもやっぱり検証する必要があると思いますけれども、具体的な数字等とられているのか伺いたいと思います。

○企画課長（内山良弘君）

具体的な数字という分では数字を抑えてはおりませんが、市内のある高校の就職担当の先生からお話を聞いたところでは、昨年度の就職としましては市内への就職も率が上がっているというような状況を聞いているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

鹿児島の平成29年度の高校生の県外就職率が45.6%ということで、全国で熊本県に次いで第2位でした。一方、人が足りませんので外国人を海外から呼び込むというのが本市の現状もありますので、少しでも地元の若い人材が地域に残って、働いてもらうというのも本市の施策として今後とも充実させていただきたいと思っております。

あわせて、先ほど人手不足の状況についてご答弁をいただいていたと思いますが、いちき串木野市の商工会議所の取り組みを紹介いたします。

先ほど人手不足のことも指摘しながら、じゃあ実際日置市内の商工業者の経営状況はどうなのか、または人は足りているのか、どういった問題があるのか、そういったの私たち議員も非常に興味もあります。

昨日も、21番議員が地元の商工業者の現

状について質問されてきておりますけれども、いちき串木野市は商工会議所といたしまして、会員事業所に景気動向などの実態調査をしております。

それ見ますと、昨年平成30年1月から6月に景気調査をいたしまして、いちき串木野市内の563事業所を対象といたしましてアンケートを取りました。回答は101社、回答率が17.9%ということで、回答されていない事業者もかなり多いんですけれども、いちき串木野市の場合はやはり人手不足に建設工業、経営上の問題ということで、建設工業につきましては23.8%が従業員の確保、熟練技術者の確保、商業経営の問題点につきましては、需用の停滞、販売単価の低下、仕入価格の上昇、食品製造につきましては、やはり人手不足、サービス業経営の問題点につきましては、従業員の確保ということで、いちき串木野市内の事業者におきまして、仕入価格の上昇や現下の状況にあわせてやはり人手不足が深刻化されております。そういった具体的な数字を示すような、こういった書類もつくられてきております。本市では、現在そういった取り組みがなされているのか伺います。

○商工観光課長（脇 博文君）

平成31年度において、日置市商工会も会員事業者に対して経営等に対するアンケートを実施すると伺っております。このような調査の結果をもとに、具体的な問題を数値化する取り組みを今後検討したいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

いちき串木野市は、具体的なこういった数値化した取り組みをなされてきておりますので、日置市の商工業者も非常に経営は厳しいというのは把握はされてきていると思っておりますけれども、具体的に数値化する取り組みが必要じゃないかということで質問してきてると

ころでございます。

次に、外国人の自治会への苦情要望について、先ほど答弁をいただきました。

12月議会では、苦情については自治会長が対応されている事例があったが、企業にお願いしても解決できなかったものはその後、先ほどは解決してきたということでございました。

そういった中で、12月議会の中で同僚議員の質問で、今後外国人がふえる中でアンケート等も盛り込めるといようなことも担当課長述べられてきておりましたけれども、具体的にはどういった時期に、そしてどういった調査内容で、そして本市の施策にどう反映されているのかお尋ねをいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

地域づくり課におきましては、毎年8月ごろに全ての自治会を対象として自治会調査を実施しているところでございます。

調査の設問内容につきましては、自治会長連絡協議会と十分協議をしながら行っていく必要があると思っております。在日外国人と自治会間のトラブル事例や自治会加入の状況、協働の取り組み事例などを調査できればというふうに考えております。

また、得られた情報につきましては、自治会間での共有はもとより市内の関係課とも連携し、在日外国人等の動向把握に努めてまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

私のところも19人の就労外国人の方が住まれてきておりますけれども、毎日朝挨拶はするんですけれども、なかなか言葉が通じないもんですからどういったことについて、日置市に住んで困っているのか、また悩みを抱えているのかというのをやっぱり知りたいですのであわせて、今日置市は外国人の方に対してのさまざまな意味のアンケート等調査をされてきてないと思っておりますけれども、外国人

の方を対象としたアンケート調査等はできないのか伺いたと思います。

○企画課長（内山良弘君）

現在のところでは考えていないところがございます。

○17番（坂口洋之君）

就労外国人の方も一般外国人の方も納税者でございます。当然ながら、同じ市民として同じ立場でありますので、こういった方々への対象としないにしても、アンケート等や把握をする必要があるのではないかとこのことを伝えたいと思いますけれども、市長の考え方を伺いたしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今アンケートを外国人の方々にどうすればいいのか、大変難しいことだと。日本人すらこのアンケート難しい、言葉もわからない、そういうことがございますので、特に事業者の方とこのことについては十分、自治会もですけど一番手取り早いのは事業者の家主さんと十分話をし、今後どう対応していくか進めていきたいというふうには思っております。

○17番（坂口洋之君）

鹿屋市の取り組みについてご紹介したいと思います。鹿屋市は、昨年5月21日に在住外国人と市長の本気で語ろう会というのを実施しております。

どういった意見が出たかといいますと、外国人が住みやすい鹿屋市とは、外国人から見た鹿屋市の魅力と課題について、特に外国人の方は日本語のボランティア教室がほしい、日本語をもっと練習したい、鹿屋市の取り組みとしましては、昨年技能実習生に声をかけ日本語教室を12回開催しております。

平日の開催であったため、参加できない方がいたことから、今年度は講師と土曜日の開催等について協議をしてるということで、具体的な取り組みをしておりますけれども、そ

の取り組みについて市長はご存じだったでしょうか。

○市長（宮路高光君）

具体的にまだ存じ上げておりませんので、また今後これ参考にしていきたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

次の業務の多忙化について、職員体制について再度質問をいたしたいと思っております。

この3月議会も、各議員から行政に対してさまざまな意見がございました。12月、3月議会、文教厚生委員会でも地域猫の対策をしてほしいという住民の方がありまして、行政がいったいどこまで市民のためにしなければいけないのかなというのは非常に難しいと感じております。

そういった中で、今後もいろんな問題について公共サービスという概念も広がりつつある中で、少子化人口減少社会の中で市民に対しての公共サービス、行政サービスについて市はどのような考えを持っているのか伺いたしたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

多様化します新たな行政ニーズへの対応に加えまして、少子高齢化人口減少ということで税の減少にもつながって、これまで提供してきた公共サービスも見直しを余儀なくされていると考えております。

こうした背景を受けまして、自治会や地区公民館、地域づくり団体、NPO、企業などあらゆる多様な主体が地域の担い手となって市と連携して、いわゆる共生協働による行政サービスが提供できる体制を強化していく必要があると考えております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（坂口洋之君）

業務が多忙化複雑化する中で本市の正規職員体制について、再度質問をいたします。

先ほどの当局の答弁の中で、少子高齢化人口減少により行政ニーズは多様化しており、従事する業務の性質や勤務時間等に関する要件を見きわめながら、常勤職員はもとより非常勤職員を含めた体制を整える必要があるというご答弁をいただきましたけれども、具体的に市に今後どういった計画があるのかお尋ねをいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今現在課題になっているのが、会計年度任用職員の問題でございます。これは一般職の非常勤職員を会計年度任用職員と位置づけて、その採用方法や任期等を明確にするための制度、規定がおかれたということで今取り組んでいるところでございます。

その中で、今現在の任用形態を整理しながら、通勤費用の問題などを含めて会計年度任用職員の処遇をどのようにしていくかということが課題となっておりますので、その辺を整理しながらいろいろ今後の人事配置も検討していくということになるかと考えております。

○17番（坂口洋之君）

この議会におきまして、さっきも述べたんですけれども、やっぱりこの22名の議員も住民の方からさまざまなご意見ご要望も聞いております。議会の中で議論しているところなんですけれども、そういった中であわせて、自治体の担う業務の広がる一方では、自治体役員とか民生委員へのいろんな形の協力支援ということがつながってきていると思いますけれども、自治会長、民生委員へのさまざまな案件についても負担や役割が非常に増加してきておりますけれども、結果的には役員の担

い手不足ということで、行政の役割の増加はそういった方々へのしわ寄せになってきておりますけれども、そこら辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

地域によりましては、人口減少やあるいは価値観の多様化で、担い手に苦勞されている地域があるとは把握しているところでございます。日置市の職員像の中にもありますように、地域に密着し意欲溢れる職員、市民の立場で市民と協働できる職員というのを目標として、かねがね職員へは地域の担い手として積極的に地域の活動へも参加するよう呼びかけているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

地域の担い手として、自治体職員の役割も一方では多いと思います。一方では、業務が非常に複雑化してきて多忙化してきております。そういった中で、合併以降も地域のイベント、行事、運動会等にいまだに市役所職員が、交代制とは言わないけれども担わなければならない状況です。

あわせて、民生委員、自治会役員の方々も、いろんな形で自治会の行事、市の行事等に協力してきております。一方では、やはりこういった多忙化する中で、市の同類の行事や各種イベント、負担を感じる職員や自治会の方々、民生委員の方もいらっしゃいます。

これまでどおり自治体が担うイベント、各イベントにつきましてもこれまでどおり市職員が担わなければならない行事、事業においては、今後自治体が担わなくても主催者団体や地域が担っていただくような各種イベントの精査が必要ではないかと思っておりますけれども、その点についての考え方を伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

参加者や来場者からのアンケート結果だったり、あるいは参加事業者からの反省意見等

を聞き評価を行いながら、これまで開催方法を見直してきたイベントもございます。

ご指摘がありましたように、今後イベントや行事等全体的に趣旨や目的を明確にしながら、これまでの実績による評価を行い、今後のあり方を検討する必要があると考えております。

○17番（坂口洋之君）

続いて、正規職員の適正な配置について再度いたします。

人口減少者の会の中でも、どのようにして雇用を確保していくかは、正規職員も非正規職員も同様であります。優秀な人材を確保するために、どのような採用方法をとっているか、基本的な考え方を伺います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

平成29年度から、これまでの9月の統一試験に加えまして、大学の新卒者の就職活動の解禁にあわせまして6月に採用試験を実施しまして人材の確保に努めているところでございます。

また、さまざまな問題を的確に見きわめて創造性豊かで柔軟に対応できる人材が必要であると考えておまして、民間企業の職務経験者を対象とした試験や、あと1次試験から面接試験を実施するなど、採用試験の実施方法を工夫しているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

非正規職員のこともちよっと触れてきたんですけれども、特に非正規職員につきましましては専門性の高い分野の職員の方の雇用が必要だと思っておりますけれども、当然この非正規職員についても専門分野においてはなかなか人が集まりにくい状況になってきていると思っておりますけれども、非正規職員の人材確保については具体的にどういった取り組みをされてきているのか、賃金面も含めてお答え願いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

臨時非常勤職員につきましては、職務内容に応じた任用、あるいは勤務条件を確保するために現場の検証や必要な人材を見きわめて、知識と経験を持つ人材といたしますか、そういった人材を確保する職場というのも当然出てきますので、そういったことも検討していきながら採用していくということになるかと思っております。

○17番（坂口洋之君）

先ほど会計年度任用職員のことにも触れてきたと思っておりますけれども、一方で業務の多忙化とあわせて、業務の範囲が先ほど申したとおり非常に広がってきております。そういった中で専門的なスキルの方がやっぱり長期的に働かなければ、本市の市政に十分な効果が出てきていないのかなと思っております。

日置市も、合併以降人員削減がなされまして、現在正規職員は478名、再雇用を含めまして490名程度ということでございますけれども、部署によっては非常勤職員の割合が非常に多いような部署もありますので、そういった中で正規職員もしっかりとした形で配置をしていかなければ、住民からの多様な意見について十分対応できなくなっていくのではないかとこのことを私はちょっと危惧しておりますけれども、現状の問題点、先ほども虐待の問題も指摘がありましたけれども、やっぱり職員体制が今の社会のニーズに十分対応できていないのではないかとこのことを指摘したいと思っておりますけれども、市長の考え方を伺いたいと思っております。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今ご指摘がありましたように、さまざまな職種というのがございます。それぞれの現場で適正な人材といたしますか、そういった人材を配置していくというのが一番でございますので、そういったことを見きわめながら人事配置をしていくということになるかと考えております。

○17番（坂口洋之君）

4月から、事業所として日置市役所の働き方改革が具体的に進められてきております。具体的に、本市の基本的な考え方を伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今働き方改革の中、国が進める改革の中で、在庁時間なんかも調査しながらその職場の状況を把握して、問題があれば組織を上げて改善していくような取り組みをしているところでございますけれども、やはりそこは長時間勤務を是正して限られた時間の中で集中的効率的に業務を行うことに努めて、生産性を高めるといいますか、ワークライフバランスの実現に向けて強化していかないといけないというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

労働時間だけの問題ではなくて、私を感じるのは現行の職員体制では現場に赴いたり住民の意見を聞いたりとか、そういったさまざまな施策などについてやはり業務、現状の職員体制では十分な把握ができない可能性が高いということで指摘をしてきておりますけれども、その辺についての市長の考えを伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

限られた職員の中で、定数も削減してきていますので、職員の能力、資質の向上を高め対応していくしかないという基本的な考え方も持っておりますので、そういったことも含めまして取り組んでいきたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

会計年度任用職員について再度お伺いします。総務省が実施した会計年度任用制度の準備状況等に関する調査では、任期や勤務時間にかかわらず当自治体で働く臨時非常勤職員の任用根拠、人数、勤務時間、業務内容など現状把握を求めているが、現状把握はできているのか、できていなければいつやるのか伺

いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

先ほども申しましたように、現在それぞれの任用形態を整理しながら会計年度任用職員の処遇をどのようにしていくかということを確認している最中でございます。具体的には9月議会で条例改正を提案できるかと考えておりますので、それまでには制度の概要をはっきりさせたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

最後の質問いたします。会計年度任用職員は正規職員と同様の職務を任されるのか、また任されないのか伺います。総務省の示した事務処理マニュアル改訂版によると、制度上では期末手当の支給は可能といわれておりますが、本市の考えを伺いまして手務質問終わります。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

基本的には、同一労働同一賃金の原則といった考え方が根底にございますけれども、財源的な問題もありますのでその辺も含めまして、任用根拠の違いだけで給付がたがえるというのは制度設計上合理性がないというふうな考え方の制度でございますので、その辺は財源確保の見地から同一水準に向けて徐々に調整していくということも考えていかないといけないということは考えております。あくまでも同一労働同一賃金の原則への考慮というのは失念しないことが大事であると考えております。

○議長（並松安文君）

次に、6番、福元悟君の質問を許可します。

〔6番福元 悟君登壇〕

○6番（福元 悟君）

日を追うごとに暖かくなってまいりまして、そろそろ早期水稲の作付も始まり、農村部では大変忙しくなってくる季節となりました。今回の私の一般質問は、1点目は高齢化がますます顕著になる中、中山間地域に係る農業

施設などの今後の維持管理や、市民と一緒に
なった地域資源の利活用などについて、また
2点目では、市内企業の現在の雇用情勢など
について質問をしてみたいです。市長の答弁
をお願いいたします。

まず、中山間地域における資源管理構想と
保全活動について伺いをいたします。

多面的支払い交付金事業が平成31年度で
最終年度となり、その後の事業継続が心配さ
れるところですが、現在活動されている対象
組織の構想の策定状況をまず伺います。

次に、その策定の中でどのような課題が報
告されているか伺います。

3番目に、課題解決に向けてこれまで農業
農村整備事業やこの多面的支払い交付金事業、
その他の中山間総合整備事業を導入して向上
を図ってきているところがございますが、国
県補助金を含めどのような財源で地域の活性
化を図っていくのか伺います。

4番目としまして、高齢化が進む中で、農
地の荒廃と担い手への農地集積に対して課題
をどのように捉えておられるか質問いたしま
す。

5番目は、農家の高齢化の中、農村や農業
施設等の保全活動に市民と協働できる仕組み
をどう考えていくか、お尋ねをします。

2番目は、市内企業の雇用情勢についてで
ありますが、先日3月8日の南日本新聞の朝
刊からですが、内閣府の発表により国内の景
気は下向きに局面の変化が発表されました。

国、地方を問わず大変ショッキングな報道
でありましたが、経済は生き物とはいえ東京
オリンピックまでは堅調な推移だと受けとめ
ただけに大変深刻です。大きく変動しま
すと、地方にとって雇用が失われるなど影響
が出てまいります。

本市は、約10年前のパナソニックの撤退

を経験しましたので、大変危惧しているところ
です。社会全体がグローバル化している中
で、中国経済の減速化とか米中貿易摩擦への
不安とか要因はさまざまありますが、この
質問の通告後にこの報道がありましたので質
問内容が通告と少し現状が食い違う部分があ
るかもしれませんが、本市の現状について質
問をしてみたいです。

1番目が、経済情勢の緩やかな回復が報道
されているが、本市への影響をどのように判
断しているか市長に伺ってみたいと思いま
す。

2番目は、工場等立地促進補助金で支援を
いたしました企業の現在の雇用状況はどうか
ということでございます。

3番目は、異業種交流懇話会における本市
に対する要望はどのようなものが上がって
いるか伺います。

4番目は、事業拡大など設備投資に動きが
あるか伺います。

5番目で、先ほどの同僚議員の質問でも多
方面にわたり質問がなされておりますが、私
なりに出入国管理法の改正から外国人就労の
受入の動きがあるかお尋ねするものであり
ます。

6番目に、新たな工業団地を確保していく
べきではないかということを中心に質問して
まいります。答弁をよろしく願いします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の中山間地域における資源管理構想
と保全活動について、その1でございますけ
ど、地域資源管理構想は多面的機能支払い交
付金の5年間の協定期間を迎える活動組織が
策定を行うこととなっており、地域で守って
きた農用地や水路、農道等の地域資源を将来
にわたってどのように引き継いでいくかを地
域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活

動・方策について構想として取りまとめて、活動組織の総会を経て市へ提出することになっております。

その1でございます。現在まで案として仮に提出された構想は、対象43組織のうち約8割となっております。

2番目でございます。課題といたしまして、農業従事者の高齢化や後継者不足、また耕作放棄地化などが主なものとなっております。また、一部農道の幅員が狭い、圃場の区画が狭い等の課題もあるようでございます。

3番目でございます。課題解決に向けて、農業農村整備事業等のなるべく有利な国県補助を導入していきたいと考えております。

4番目でございます。高齢化や担い手不足に加え、中山間部では道路や圃場等の耕作条件が悪いため集積、集約が進まず、農地が荒廃していると考えております。

5番目でございます。良好な農村環境や農道水路など地域の財産と捉え、水土里サークル活動を継続していただき、農業者だけでなく非農家など地域ぐるみで保全活動が行える体制づくりが必要と考えております。

2番目の、市内企業の雇用情勢についてということでございました。

その1でございます。本市の企業立地協定件数はここ数年増加傾向で、新設増設が活発であることから、一定の雇用が確保されており、経済情勢の緩やかな回復が与える本市への一定の影響は及んでいると判断しております。

2番目でございます。これまで新設6社、増設9社、15社に対して補助金を交付し、本年度2月1日現在で319人の雇用者の増加となり、地域雇用の創出に貢献しているものと考えております。

3番目でございます。26社からなる会員で構成しております日置市異業種交流懇話会ですが、会員から先進企業の視察や研修会開

催などの要望を伺っているところでございます。

4番目でございますが、企業の動向につきましては、これまで年間1件程度であった立地協定件数が昨今、本年度年間4件の協定を結んでいる状況で、各企業とも社会経済情勢の動きや取引企業等の動向を注視しながら、事業拡大、設備投資など検討しているものと考えております。

5番目でございます。ハローワーク伊集院管内では、外国人労働者数が平成30年10月現在で282人が日置市内で就労しており、平成29年10月現在と比較いたしますと74人増加している状況でございます。

市では、直接外国人就労の動きは把握できておりませんが、慢性的な労働力不足に悩んでいる業種もあると伺っており、今後も外国人労働者がさらに増加傾向にあると感じております。

6番目でございます。市内にある5つの工業団地のうち、昨年パナソニックから日置市土地開発公社が取得いたしました徳重工業団地は、現在整備、分譲を行っているところであり、まずはこの団地を早期完売に向けて企業誘致に努めることが最優先であると考えております。

以上で終わります。

○6番（福元 悟君）

それでは、順次質問を続けてまいります。

ただいま答弁のほうで、この中山間地域における構想は43組織の8割程度ということが策定を得たという答弁でございました。それでは、この組織の規模について、例えば規模によってはそれぞれおのずと課題が違ってくるものと思っております。そういった中で、大きい組織から小さい組織までどのような規模であるかということをお答えいただきたいと思っております。

○農地整備課長（東 広幸君）

お答えいたします。

組織の規模ですが、組織の会員数で、最大が1,049人、最少で34人、平均175人となっております。

○6番（福元 悟君）

最大規模のところがちょっとこうあれで、1,000人を超える規模ということですかですね。それで結構ですが、1,000人を超える規模、それから最少で34人ということですが、平均で175、そういったところで、いろいろ高齢化は、その課題の中心だろうと思っております。これは言わずもがなでございますが、そういった中でも、どのような課題がそれぞれの規模の中であるのか、いかがですか。

○農地整備課長（東 広幸君）

課題としましては、先ほど市長が答弁されたとおり、農業従事者の高齢化や後継者不足、また耕作放棄地化などが主なものとなっております。

また、あと農道等の施設の補修とか農道の幅員が狭いとか、そういうものが課題となっております。

○6番（福元 悟君）

都市部といえ、また山間地のこういう組織であれ、山間地は山間地なりに、都市部は、また非農家との混住という課題なり、非常に難しい問題が横たわっているだろうと思っております。

市長は、鹿児島県のこの組織の代表者でございます。このように何とか、高齢化していく、この打開策として、また維持活動が非常に、農業施設等も投下してきたわけですが、その維持管理で、非常に高齢者だけでは維持できない、このような状況の中で、この組織の中で、いろんなケースをご存じだろうと思っておりますが、県内を問わず、県外でも結構なんです。望ましい先進事例というのはどのように考えてみておられるか、お尋ねい

たします。

○市長（宮路高光君）

現在、鹿児島県41市町村ございまして、672の組織があります。そういう中におきまして、県の中におきまして年1回、シンポジウムをさせていただきます。シンポジウムといっても、特にそれぞれの集落、地域の先進的な事例ということで、特にさつま町の一月の協定書等につきまして、大変すばらしい協定もやっております。特に、今、非農家とうまくセッティングをしながら、非農家の皆様方も参加しやすくしていただいて、この地域におきます農道とか、市道までもございすけど、そういうものも一緒に清掃をやっていくという部分でございまして、今後におきましても、やはりこういう一つの協定を結びながら、それぞれの荒廃地を少なくしていく、そういう方策を今後していかなきゃならないというふうに思っております。

○6番（福元 悟君）

県内のところで、さつま町を発表いただいたところですが、なかなか今の保全活動では、今の維持管理がせいぜいだろうと思っております。

そういった中で、このテーマは地域資源として、農業、また農業農村、農業施設もそうでしょうけれども、地域内が保有する遺跡とか、そのようなものにも光を当てていくという、こういう資源構想でもあるだろうと思っております。

そういった中で、さつま町の事例で、維持活動というのが市長のご答弁でございましたけれども、それでは私のほうも地域のこの構想の策定に当たってだったんでしょうか、2回ほど地域の水利組合を中心とした話し合いといいますか、にも参加いたしております。

全体的には、この構想に至るまでは、農業関係者はもちろんですけれども、その耕作しない農地の所有者、関係者として農業委員や

自治会長さん方、流動化推進員などで話し合われているわけですが、どうしてもこういう方々だけで語りますと、そういう保全活動だけがクローズアップしてきているのかなというような気がどうしてもするわけです。中山間地域が持ちますいろんな魅力、農村資源について、もっと全般的に語られる、そういうものが提案される、そういうような活動、組織等が生まれているのか、お伺いいたします。いかがですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、基本的にこの保全という部分もございますけど、特にこの6次産業化といいますか、地域の経済活動といいますか、そこまで波及していくべきであるというふうに思っております。

その中におきましては、特に地域にあります農産加工センター等もうまく使いながら、地域におきますそれぞれの6次産業化という部分をこの活動の中でもできますし、また景観といいますか、特に田畑におきまして、コスモスを植えたりヒマワリを植えたり、そういう子どもたちを含めた中で、そういう活動をしている地域もございます。

そのようにして、ある程度大規模化した部分が必要でございますし、今後一番大きな課題としては、担い手の集約だと思っております。それぞれ個々にやっておっては、それぞれ大変なことも多うございますし、今、中間管理機構という県の組織もございますので、ここにいかにして多くの農地をまとめてやっていけるのか、これが一番大きな課題であるというふうに認識しております。

○6番（福元 悟君）

今ありました農家以外で、景観という捉え方、それから6次産業化、進むべき方向だろうと思っております。昨日の議員の一般質問の中だったでしょうか、昨日も、農村の関係者は、その地域の関係者はすばらしい資源が

ありながら、なかなか見なれてしまって気づかないと、それから外部から見たときには、非常に魅力ある地域というふうにも映って、インバウンドのところの話からだったでしょうか、そういったことで、外部から見たときには、非常に恵まれているというようなものも持ち合わせているのが農村環境だろうと思っております。

市長のほうは今申されました、このような景観というのにもっと積極的に仕掛けることができたなら、また後のほうでも、またここは質問してまいりますけれども、モデルかなというふうにも、今、映ったところでもございます。

一方で申されましたが、担い手になかなか地域の若い子はなっておりません。そういった意味では、中山間地域の場合です。吹上の南部地域等においては、十分な担い手も活躍があるわけですが、山間地域、中山間地域においての担い手は非常に難しい中で、農村資源の維持活動、農業施設の維持活動、大変な状況になっているだろうと思っております。

そういった中で、若い人はどうしても収入を得て、農業外に出ているのがご存じのとおりでありまして、それをどういうふうに地域資源を維持、存続させるかというのは、その高齢化する農家だけでは、どうしても限界でございます。

そういった中で、担い手がいれば一番いいんですが、なかなか規模拡大をしたりしても、その集落の人員でなければ活動が難しい状況もあります。

そういった中で、望ましいのは、地域ぐるみ、集落ぐるみのそのような維持体制が求められてくると思っております。農政の方向は、ますます規模拡大、農地の集約、担い手への集約というような切り口で、これは時代の要請ですので、十分に理解はするところですが、あとの維持管理作業は、繰り返しますが、残

る地域の高齢化ということでは、どうしても難しさがあるようです。

そういった意味での構想をどのようにつくるかというのが今回の質問のテーマでありまして、そういった中で、非農家の市民、それからいろんな関係団体、この辺のところ期待していくしかないわけですけれども、そういったところで、保全活動はどのように説明会等で投げかけられているのか、お尋ねをいたします。

○農地整備課長（東 広幸君）

水土里サークル活動は、農家だけではなく、非農家も一緒に取り組むこととなっております。今後、非農家を含め、地域全体で取り組むよう誘導していきたいと思っております。

○6番（福元 悟君）

全く答弁のとおりでございますが、集落内で話すときには、なかなかその辺の理解が難しいだろうなというようにも、地域を見て感じております。いかがですか、非農家が、こちらが狙ったとおりに参加するという状況が見えますか、私のところではなかなか厳しかったなというふうにも感じたところですが、再度お願いします。

○農地整備課長（東 広幸君）

一応、この構想につきましては、非農家も一緒に考えてということで、地域ぐるみで構想を策定するということになっておりますが、現実的にはなかなか農家を、農村環境を守るために水路、農道の清掃をどういうふうにしていくか、維持管理していくかという面につきましては、非農家の方々を引きつけて一緒に考えるというのはちょっと難しいところもありますが、中では、地域ぐるみで取り組んでいるところもございます。

○6番（福元 悟君）

そうですね。一生懸命誘導はするものの、なかなか難しいところもあって、また中では、そういう先進的にはうまくやっているところ

もあるということで、ぜひそのような住民と一緒に、市民と一緒に、非農家も一緒にという先進事例をもっともっとPRしていただきたいなと思っているところです。

次に、課題解決に向けた国・県補助金等の財源のところでございますが、この多面的支払交付金事業が終了したとき、この事業費の範囲を超えた地域課題、いろいろ構想にも、課題にも上げられてきたと思いますが、その解決に対してどのような手だてを考えられておられるかというような質問になりますが、農村地域の集落道路の拡幅改良や集落内では雨水の対策、また農地とは関係ありませんけれども、放置された空き家等の課題があって、同じく農村部の大きなテーマです。資源の管理構想のテーマですが、課題であれば、そういうことが入ってくるわけですが、そのようなものも一緒に地域は解決していかなければならないところです。

そのようなことで、今度の予算等、平成31年度の予算審議も今、一部終わったところでありますけれども、今回の当初予算の中に農道等施設整備事業という単独事業の中に農道舗装と排水路改修の2件、550万円の計上がありました。これは、この事業ではなかなか解決しない部分での予算計上だったんだろうなと思っております。

このように単独事業が2件ほど組まれておったわけですが、市長は、このように構想でまとめられた課題で、予算を大きく上回るのに対してどのような手だてを考えておられるのか、質問いたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、この多面的機能支払金で、それぞれ維持補修というのはできておるというふうには思っております。基盤整備をしまして10年、15年たった地域もございまして、どうしてもこういう農道、また排水路に対しまして、市の単独でも補足していかなくや

らないという、今それぞれの地域で構想をつくっておるわけでございまして、特に多面的機能のこの交付金事業も基本的に31年度までという一つの区切りがございまして、また次の区切りが5年間という、32年度から、また新たに始まっていく予定でございまして。

そうする中におきまして、今それぞれ面積の単価というのがあるわけなんですけど、今後国といたしましても、その単価をどれぐらいの中で抑えていくのかどうかわかりませんが、特に私も国のほうによる要望に、特に農業農村整備事業という一つの枠の中で農林省のほうに行きますけど、特に民主党政権になったときに、土地改良の補助事業というのが半分以上になってしまった。これを基本的にこの10年間で、少しずつそれを回復しながら、その前の二十二、三年度のところまで戻してきた。そうすることで、それぞれの多面的な機能も回復しつつございまして。

ですけど、まだ予算に限られた部分がございまして、今、ことしの31年度の国の当初予算、また30年度の補正予算、これを絡めて、それぞれ私ども日置市のほうも県のほうに要望しておるわけでございまして、それで補完できない部分について、さっき今言ったように、単独で550万円というのを補正予算に計上したわけでございまして。

そういう部分の中で、今後とも農村地域を含めた大きな課題の中でございまして、なるべく国・県の補助事業を利用しながらしていくわけでございまして、どうしてもできないというところについては、単独でもしてあげなければ、今後の荒廃地がまだまだふえていくということでございまして、ご理解してほしいと思っております。

○6番（福元 悟君）

今、31年度が最終年度ということでの、委員会等ではそのような受けとめ方もしておったところですが、さらにまた延長して、こ

の制度は、金額はそれぞれでしょうけれども、制度は残るといようなご答弁でございました。少し安心をいたしております。

市の単独を入れてでもという積極的なお話でございまして、農業委員会のほうでも荒廃化する農地に対して、これも単独の補助事業で、ことし、31年度も予算が100万円ほど計上をされております。

また、農政担当課でも、条件不利地域に対する荒廃化に対する国庫事業を入れて、さらに市の予算も入れながら対策を打っているということは、もう既に承知しているところでございまして、今、市長の答弁の中で、課題については、そのように単費を、単独費をつないででもやるという覚悟が見えましたので、この件につきましては終わりたいと思っております。

先ほど今後の方向性としては、担い手というお話もあったところですが、私の思いとしてはなかなか、農村部にはいろいろな形態があるわけですが、担い手が入りやすい地域、条件のいい地域、規模拡大できない地域、それぞれの条件があります。これはそれでも荒廃化しないために、担い手集団に依存していくことは避けられないところでありまして、これまで各地域の先人の皆様が基盤整備等を初め、農村環境をいろんな事業を使いながら整えてきた中で、どうしても一方的に集落と違うところからの担い手に委ねていくことが非常に忍びないなというふうにも受けとめているところです。

それから、さらに維持活動は、顔の見える集落の中で維持活動していくことが的確だろうと思っております。

そういった中で、今後の担い手への集積、大事なことだろうと思っておりますが、集落環境は自分たちで守るといことでの立場で、やはりこの事業が有効になってくると思っております。今後においても、農地集約、規模

拡大、担い手という、大区画化、それだけじゃなく、できない地域は集落ぐるみということ、ぜひこの構想の中にも少し検証しながらやっていただきたいなと思っております。

次に行きます。

5番目でありますが、これからの課題は、農村部は高齢化で維持できないというのがどの、43の策定された資源管理構想の課題点だろうと思っておりますが、要はそれをそのまま置いておきますと、時代とともに、一年一年、農業ができない状況になろうと思っております。

そういった意味で、農業ができないのは経営の問題ですが、環境の問題は地域の問題でありますので、ここにどういう人のかかわらせていくことが大事かということで、少し申し述べてみたいと思っております。

最近、伊集院地域では新興住宅等がそれぞれ建設され、また市営住宅なども充実しております。各地域におきましても、いろいろな方が移住して来たりもしておりますが、そういった方々がなかなか親しむ機会がないということで、要は、申し上げたいのは、そういう人たちに対して、いかに協力していただくか、関係を持っていただくかという手法としまして、市民農園を確保して、少しでもかかわっていただくという、また定年になりますと、鹿児島市内の仕事が終わった方々の時間的な問題が課題だろうと思っております。

周辺部にも、鹿児島からわざわざ農地を借りて、好きな菜園をつくっていらっしゃる方を数々見受けます。そういう人たちもいるわけですので、スペースとして市が各地域に市民農園を設置して、どんどん入れていただいて、そして地域とかかわらす、そのような方策等はどうだろうかと思っております。

近くでは鹿児島市の犬迫にあります市民農園とか、喜入町の一倉農園、満杯状態だそうです。例えば、一倉農園は鹿児島市からまだかなり距離がありますが、吹上の野首原です

か、非常に簡水施設等もあります。

そのような中で、もっとそこを広げてどうか、提供して、鹿児島市の市民の利用に供するというようなところで計画したらどうかと考えるところです。また、近くでは、同僚議員もおりますが、下与倉で滞在型の市民農園をやっています。

そういった意味で、非常にこれも展望だろうと思っております。新たに住宅周辺、都市部、需要があるかと思っておりますので、市民農園についていかがお考えか、お伺いします。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今、議員のほうからございましたけれども、日置市におきましては、東市来の堀内地区によりまして、市で管理をしております市民農園がまずございます。現在、22区画中ございまして、21区画が利用中でございます。また、利用者につきましては、全て日置市内の在住者でございます。

それから、先ほどお話がありました吹上の下与倉地域の団体で運営管理されている市民農園につきましては、57区画中ございまして、現在、利用が41区画、利用者が、鹿児島市が34人、日置市内が7人というような利用実態の調査になってございます。今、ご意見がありましたように、地域や条件にもよると思っておりますけれども、農地の荒廃防止については、一つの有効な方策だというふうに認識しております。

○6番（福元 悟君）

随分時間を使ってしまいまして、申し上げたいのは、かかわる対象の方をふやしていく、今、市民農園はその一つとして、またご検討いただければありがたいなと思っておりますが、ほかにもイベントを通じたかかわり方ということで、これも新聞の話ですが、先日も美山地区の美山マルシェが報道されておりました。秋のころになりますと、日吉地域もイベント等があつて、たくさんの方がおいで

す。

先日は、飯牟礼登山もあったというふうに聞いております。農村部の活性化は、地域で1年を通じて交流人口がふえるというか、そういう平たい言葉ですが、交流が進む仕組みづくりがこれから重要になってくると思っております。

そういった中に、その先に移住があったり、直売所の活性化があったりするだろうなと思っておりますので、ひとつ関連して、この構想も一部署だけじゃなくて、観光なり、そういったところも、またその全体のイベントを含めた盛り込み方をぜひ、あと2割残っておりますので、残りの組織の策定に当たりましては、そういうものも盛り込みながら検討していただければ大変ありがたいと思っております。

いろいろ申し上げましたけれども、一課で行わず全庁的に、どういう方策が活性化につながるのか、農村の維持活動につながるのか、検討いただければと思っております。

次の質問の企業の関係でございます。

市長の答弁をいただきました。非常に大変ありがたいなと思っております。ここ数年増加傾向で、新增設も活発であるということで報告をいただきました。そのとおりだと思います。先月の22日に発行されました日置市お知らせ版に掲載されておりましたが、セイカ食品工場のこれは従業員の募集の問題、それから協業組合ユニカラーの社員募集、ユー・エム・アイの増設ということで、非常にこういう時期に、非常に先が、非常に不透明感が少し出てきたなという中に増設計画、従業員の増加の計画がありまして、本市は大変恵まれているのかなと思っております。

そういった中で、この異業種交流会の中で、いろんな要望、課題については、先進企業の視察や研修会の開催の要望が上がるということでもございます。そのような対応を、情報が一番大事なことであろうと思っております。

先進地を重ねながら、それぞれの企業が雇用増加につながるような交流をぜひ行政も仕掛けていただきたいと思います。

それから、設備投資のところでございますが、このようななかなか先が読めない時代に入ってきているのかなという中で、設備投資は非常に慎重になっているというようなことでありますが、ぜひとも設備投資に対する市の助成はありますので、大いに相談に乗っていただければと思っております。

それから、出入国管理法の改正、先ほどから前の坂口議員のほうからありましたが、この日本の企業を実は下支えてくれる外国人就労のこの辺の支援体制も必要だろうと思っております。市民交流が草の根につながっていくものと思います。やっぱり日本文化が理解していただくことも大事です。先ほどのさきの議員の答弁でも結構でございますので、この件につきましては、これで終わりたいと思います。

さらに、市長には、新たな工業団地を確保していくべきではないかということで質問をさせていただきます。

とりあえず日置市で購入したパナソニック跡地の用地ですので、そこをとりあえず埋めていくというのがご答弁でしたが、そういうだけの状況じゃなくなってまいりまして、実は非常に昨年来から盛り上がりしておりますが、伊作トンネル、この辺が将来なかなか時間もかかることだと思うんですが、完成後、必ず鹿児島市の本当に入り口として脚光を浴びてくるのかなというふうにも期待し、吹上地域の経済浮揚には必ずなってくるということに加えて、そういうような工業団地なり流通団地なり、用地を確保しておくべきではないかというふうに提案をしてみたいと思います。

さらには、今度の予算にも予備設計が計上されておりましたが、美山インターのフル規格による予備設計が入っております。

してきますと、やっぱりこれも大事な機会です。ぜひとも将来、まだ何年後の先の話かもしれませんが、このデフレのときにこそ検討していただいて、そのうちパナソニック跡地は条件がいいですから、確保されてくるだろうと思います。

その後、そこに考えを置くことは必要ではないかと考えますが、市長の見解を伺って終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘、今いろいろ、るるございました。特に、伊作トンネルの場合につきましても、県のほうがそれぞれ調査をしとるということをお話をさせていただいております、早い機会の中に、特に吹上地域におきます、これだけ衰退しておりましたので、早くそういうトンネル等ができ、またそこに工業団地ができれば一番いいと、今、藤元工業団地のほうも全部満杯でございまして、誘致する面積がございせんけど、基本的にはそのトンネルを先につくっていく。さっきもございましたように、美山のフルインター、これも。やはり今一番大事なのは、こういう環境整備といえますか、これが先である。

そうした中において、それぞれ今ご指摘ございましたように、工業団地等におきます用地の確保ということもしていかなきゃなりませんけど、また私も日置市にとって、今申し上げました、そういういろんな大きな課題をたくさん抱えておりますので、それを早く解決して、次のステップのほうに行き、少しでも多くの企業を日置市のほうに誘致していきたいというふうに考えております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を2時10分とします。

午後1時57分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、大園貴文君の質問を許可します。

〔18番大園貴文君登壇〕

○18番（大園貴文君）

一般質問をする前に、議員の皆さん、そして関係の皆さんに、豊かな資源を生かした未来に夢を持てるまちづくりという資料をお配りさせていただきました。議長の許可をいただいております。よろしく願いいたします。

私は、さきに通告しております日置市地域公共交通の見直しについて、市長に質問いたします。

過疎、高齢化、少子化が過疎地域を中心に一段と進む中で、今では公共交通の存続は市民にとって、買い物や病院、また通学・通勤にと、日々の生活に大きな役割を果たしていると思います。

市が掲げる、どこに住んでいても安心して暮せるまちづくりは、変わりゆく社会情勢から見て、公共交通政策にも新たな課題が見えてきているのではないのでしょうか。これまで、公共交通会議の中で利便性の向上に改善がされてきたと思いますが、以前実施された市民アンケートでは、市民の声として、公共交通の存続は求めるものの、利用者の利便性に改善の要望が上げられております。

私は、これまで公共交通政策に何回も一般質問の中で、政策として提案してまいりました。行政の役割として、第一に、市民ファーストであるべきだと考えるからです。市民の声が大きく反映され、利便性の高い政策が実現していくことだと考えます。

公共交通事業が充実することは、広域連携協定を結ぶ県と鹿児島市に一番近い地の利を生かし、市が取り組んでいる、交流、滞在、定住への重要な役割となると考えます。

それでは、質問の要旨に沿って、市長、教

育長に4項目の質問をいたします。

1つ目、公共交通会議の中で、課題と対策について、どのように課題について改善され、利便性の向上が図られているでしょうか。

2つ目に、鹿児島市の70歳以上の市民は、市電・バス・桜島フェリーを3分の1で利用できる敬老パスを導入しているが、本市も導入すべきではないか。

3つ目に、市内の高校に通う学生に対し、薩摩川内市が取り組んでいる通学定期等購入補助金の検討をすべきではないか。

4つ目に、日置市観光案内所から発着する市内循環バスで、地域間交流の利用促進を積極的に推進し、活性化策を進めるべきではないかと考えます。

以上申し上げ、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市地域公共交通の見直しについて、その1でございます。

これまで、公共交通会議で協議・実施してきました対策は、利用ニーズの変化によるコミュニティバス利用者が減少してきた路線への乗合タクシーの導入やバス停以外の安全な場所で乗降できる自由乗降区間の設置、地域ニーズによる運行ルートの変更などを行い、利便性の向上に努めてきております。

2番目でございます。

鹿児島市が実施している敬老パスについては、市独自のICカードの発行や各公共交通事業者のシステム改修など多額の初期費用が必要となり、割り引いた差額の減収分の事業者への補填なども発生します。コミュニティバス、乗合タクシー、民間路線バスなどの公共交通の運行に対する市の支出金額は、平成29年度で約7,300万円となっており、年々増加傾向にあります。

持続可能な公共交通を形成するためには、運賃収入も重要な要素と考えておりますので、

現時点での70歳以上の敬老パス導入は考えておりません。

3番目でございます。

本市にも4つの高校があり、国勢調査の結果では、市内に居住する高校生の約56%が市内の高校に通学しています。一方で、約44%の高校生は、鹿児島市やいちき串木野市、南さつま市、薩摩川内市などの高校へ通学しております。

現在、定住促進及び子育て支援施策の中で、同様の支援事業は検討されておりません。今後、政策全体の検討の中で、必要性も含め、また各それぞれの市町村の調査も行って検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、4番目でございます。

市内の地域間を結ぶ移動手段は、民間路線バスを広域幹線・市内幹線と位置づけて運行を支援しています。市内循環バスは、これらの路線と重複する部分が多く、利用者数が低迷する中、利用者の分散化を引き起こし、それぞれの運行収支を悪化させることが危惧されてもおります。

現時点では、市内の地域間の移動は、幹線である路線バスを利用していただき、地域内の移動は地域内交通であるコミュニティバスや乗合タクシーを活用していただくことが効率的と考えております。

乗り継ぎ等による移動になることから、路線バスを含めた総合時刻表を作成し、情報化提供することとしております。

以上で終わります。

〔教育長奥善一君登壇〕

○教育長（奥善一君）

それでは、1番のその3についてお答えをいたします。

吹上高等学校対しましては、活性化事業といたしまして、学校を積極的にPRしていただくための広報活動補助金、それから資格

取得に対する意識の高揚を図るための資格取得費用補助金を補助している状況でありまして、通学に関する補助については現在考えておりません。

以上でございます。

○18番（大園貴文君）

それぞれ今、ご答弁をいただきました。

まず初めに、市長のほうにお聞きしたいと思います。

日置市の2次総合計画、また都市計画マスタープラン、その中に公共交通の整備方針がありますが、この考え方については、このとおりでよろしいのでしょうか、確認です。

○市長（宮路高光君）

それぞれの政策の中で公共交通の部分の位置づけをしておりますので、そのとおりだというふうに認識しております。

○18番（大園貴文君）

その中に書かれてあるのは、「住んでよし訪ねてよし ふれあいあふれる ひおき」を実現するまちづくりとあります。そして、1番目に、4つの地域の特性を生かしながら、一体感あるまちをつくろうとなっております。

公共交通の整備方針といたしましては、地域公共交通網形成計画に基づいて、市民、来訪者がともに利用しやすい公共交通移動環境をつくります。2つ目に、市民の通学・通勤、企業活動に係る移動や高齢者等が安心して暮らせるような、日常生活に係る移動環境、利便性の向上を図ります。3つ目に、本市への来訪者が市内を円滑に移動できる環境の創出やアクセス方法に関する情報発信を行い、より多くの来訪者確保へつなげます。4つ目に、行政交通事業者と連携のもと、公共交通機関に関する認知度向上のための施策や市民を巻き込んだ地域全体で公共交通を守り、育てるという意識を醸成し、公共交通の利用促進を図り維持します、となっております。

それに基づいて、私は市長の今の答弁で、

これに基づいて進めるということをお聞きしましたので、1問目からの質問に入っていきたいと思います。

それでは、1問目の課題と対策について、質問いたします。

「日置市コミュニティバス・乗り合いタクシー運行について」という31年度版が発行されました。その中段に、平成30年4月から、一部区間で自由乗降区間を設定いたしておりますと書いてあります。これに基づいて改善されたんじゃないかなと考えております。この実績と効果についてお伺いいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

それぞれの地域乗降区間につきましての統計的なものは、現在とっていない状況でございますが、トータルのコミュニティバスの自由乗降ということで、利用者からの声というのを聞いております。

声といたしましては、バス停までわざわざ行かなくても、家の近くで手を挙げて乗り降りできるというふうなことで、利便性がよくなったというふうな声を聞いております。

利用状況につきましては、先日の議員からのご質問もありましたが、平成30年度から比較いたしますと若干減少気味という統計でございます。

○18番（大園貴文君）

私は、このフリーの乗降区間については、先般の一般質問のときに、南さつま市のフリー乗降区間を見て、提案をしたことございます。これが、道路の事情によって差はあるかもしれませんが、一歩前に進んだのではないかと。そしてまた、利便性が進んだのではないかと考えます。こういった地域が、高齢者の方々の声が聞こえたりしてくるのかなと思います。

あと1点は、このチラシをお配りいただいたんですけども、非常に見にくい。悪いですけども、私は見てもわかりません。一般の

方々はどうでしょうか。やはり情報発信というものの大事さというか、どちらの方がつくられたかわかりませんが、もうちょっと工夫した見やすいものであったら、さらに利用者がふえるのかなと。せっかく整備されても、利用者がわからなかったら、多くの告知をやっぱりすべきではないかなというふうに考えております。

それから、次に、スクールバスの混乗化につきまして、市長のほうに私は質問をいたしました。日吉町のほうが合併ということで、単独でバスを買って、子どもたちを乗せていくことに、一緒にスクールバスに乗れないでしょうかという話をしましたけれども、その点については、現在の様子はどんな状況でしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。

吉利方面は2便出ておりますが、満杯の状態でございます。

それから、扇尾・日新のほうにつきましても、今のところいっぱい詰まっている状況でございます。

○18番（大園貴文君）

合併によって移動区間が変わって、満杯で回っているということは非常にいいことではないかなと考えます。

そういった地域もあれば、反対に吹上のほうでは、市長の答弁は、吹上のことはもう重々、少子化もひっくるめてバスの状況はわかっていると。混乗化を進めていくということで答弁をされました。今度の計画の中にはそれがのっかっていないんですが、なぜでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

計画を策定する際のそこら辺の計画も含めてなんですが、若干ちょっと認識不足があったというふうに思っておりますので、今後ま

た改善に向けて取り組んでいきたいというふうに思います。

○18番（大園貴文君）

結構大きなバスに1人、2人とかいった状況で乗っている現状です。市長のほうは、前の答弁でそのように答えられて、状況はわかっているということでした。私の考えからいくと、もう少し小さな車でもいいのかなと。で、補助金をもらっている、もらっていないは関係なく、そういったバスであれば別のバスで代替えしながらでも、利用可能な混乗化というものを、藤元から伊作、そして平鹿倉から和田を通った伊作までの、この便は利用できるんじゃないかと考えます。

その乗る人数によっても違いはあるかもしれませんが、今、課長の話からいくと、その認識がなかったということで、今後検討するという話でしたので、ぜひ今度の公共交通会議の中で出していただいて、やはり混乗化事業は朝倉市が進めているということで、私は提案したんですけれども、福岡の朝倉市です。そこで、災害があった地域なんですけれども、高齢者と子どもたちが一緒に混乗化して、移動していくということでございます。

それから、下与倉地区にミニ住宅団地があるんですけれども、そこに子どもたちが今、小学生、中学生がいます。そういった子どもたちもちょうど3km弱ぐらいなんです。だけれども、交通量の多いところで、ぜひそこも乗れるんだったら乗せていただきたいという話なんです。その辺についてはどのような見解であるのでしょうか。距離をどこから、どう考えているのかもお聞きします。

○市長（宮路高光君）

おっしゃっている意味はよくわかります。スクールバスと今のコミュニティバス、これを混乗化した中でうまく使ったらというご指摘だというふうには思っております。

このことについては、日吉地域をするとき

も、いろいろ検討させていただきましたけど、やはりスクールバスと混乗化というのは大変難しい部分があるというふうに認識しております。

おっしゃいましたとおり、特にこのコミュニティバスの部分につきまして、特にさせていただいたのは、その乗降が少ない部分については、乗合タクシーを導入してやっておりますので、ここら辺りも、今おっしゃいましたとおり、ほかの先進的な事例等もまだ勉強もする必要もございまして、基本的に、さっきもちょっと申し上げましたとおり、この交通体系の部門に総事業費七千何百万円、次は、恐らくもう1億円程度になってくると思っております。

やはり子どもが絶えず、いつも考えていくのは費用と効果、この部分を考えなければ、ただ利便性だけを考えて物事を進めたら、大変大きな負担になってくるというのは事実でございまして、ここあたりも十分検討させていただきながら、今おっしゃいましたスクールバスとのコミュニティバス、乗合タクシーのこの部分については、もう少しまたいろいろと勉強もさせていただきたいというふうに思っております。

○18番（大園貴文君）

先ほど、答弁が1点漏れているんですけど、教育委員会からわかりませんけれども。下与倉の3km弱のバスの利用について、新しく来られた方々が利用したいという話があるんですが、どうでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

吹上地域につきましては、バス購入の際に4km以上の方を乗せるということで、条件として補助金をいただいております。それ以外に乗った場合に、またその補助の要綱が変わってまいりますので、県との協議が必要になってくると思われまして。

○18番（大園貴文君）

やはり4kmが正しいのかどうか。じゃ、日吉町は何kmから乗っているのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

日吉のスクールバスにつきましては、過疎債のほうで購入いたしておりますので、キロメートルの制限はございません。

○18番（大園貴文君）

補助金絡みの利用できる、できないという話だと思うんですけども、であれば、マイクロバスみたいなものがあるのか。100%日吉町がそのバスで子どもたちが満席やったら、バスの入れかえをするだとかといったふうにして、利便性の向上は図るべきだと。そういった検討もすべきじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

キロメートルにつきましては、中学生の場合は、3km以上あった場合は自転車の購入補助等をしております。

あと、小学生につきましては、3kmは文科省の通学距離の範囲内というふうに判断しておりますので、今後また検討してまいりたいと思います。

○18番（大園貴文君）

一般の同僚議員の質問の中で、コミュニティバスの単価が240円、で、鹿児島交通さんか、民間バスについてはたしか40円の格差があったと思うんですけども、その辺もやっぱり絡めて、先ほど、市長のほうで費用対効果、多額のお金を使っているということから考えると、やはり運行のあり方、運行事業者の選定についても検討すべき時期が来ているのではないかと考えているんです。

なぜかと申しますと、昨今の社会情勢を見ても、事業所は不採算事業については、鉄道、バス、フェリーなどダイヤの見直しや運賃の

値上げ、いずれも利用者や人手不足の減によるもので、不採算地域からの撤退や事業縮小を進めています。

本市としても、このことをどのように捉え、効果的な政策で今後計画する考えで、総合計画に進められていくのか、お聞きいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

日置市のコミュニティバスの運行につきましては、特に県内での路線バスを運行している事業者等への委託というふうになっております。

現在のところ、鹿児島交通のほうに委託を行っているわけですが、ほかに複数の事業者が手を挙げていただければ、競争入札というふうな形になってまいります。そういう面では、競争入札の効果から、単価的なものの縮減ということも考えられますが、現在のところ、1者のみでの入札というふうな形になっております。

今後もし他バス事業者のほうの手を挙げて、日置市のほうでも運行したいというふうな申し出があれば、そういったバス事業者のほうも競争入札の原理に基づいて入札参加のほうをやっていければというふうに考えております。

○18番（大園貴文君）

今、課長のほうから業者の選定について、人手不足、人件費の高騰など懸念される中で、地域のバス会社だけではなく、タクシー会社とか、またNPO、いろいろな団体がこういった交通事業に参入するところは、ふえてきていると思います。

そういったこと等も、将来を見据えたやり方が進めていきたいという話でしたので、今後はやっぱりそういったことも考えながら、日置市のこの計画に基づいての方向づけが実現できるように進めていくことが大事かなというふうに考えます。

このようにして、今、仮にバスの便が少な

くなったり、時間的な移動制限がかかったり、料金が高くなっていくと、起こってくるのは、利便性を求めた移住者の方々が過疎地域から中心部の交通網の整備された伊集院地域へ移住者が増加してくるものと考えます。それは、こういった交通網については、悪循環の一つとなるかと考えますが、どのように考えているのでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

高齢者の方々が環境のいい地域へというふうなお声でございますが、なかなか自治体においてこの公共交通網の運行、それからサービスの度合いというのが若干違うようでございます。

我々交通網を維持管理する中で、必要最小限、できるだけ利用者の多い、利活用していただくような運行体制をとっておりますので、それに生活スタイルを若干寄せていただくような工夫も必要かというふうに思います。

何せ、財源的な部分が大部分を占めるこの運行の中で、先ほど市長も答弁にありましたように、7,500万円程度年間にかかって、なおさら今後膨らんでいくというふうなことも懸念をされておりますので、公共交通を維持する面でも、できるだけそういった面も考慮しながら、今後は考えていく必要があるというふうに考えております。

○18番（大園貴文君）

今、1問目の改善策、利便性の向上に向けてのご意見をいただきました。なお一層やはり社会情勢が変化する中での対応を考え、また、その中で地域が衰退しないような施策をきめ細かに、そしてまたわかりやすい広報紙で告知をしていただければいいかと思います。

続きまして、2問目の質問に入ります。鹿児島市が取り組む敬老パスや友愛パスカードのこともご存じだと思いますが、利用者の声は、市営バスや民間バスを含め利用できるため、車がなくても安心して移動ができて、不

便さを感じないとの喜びの声を聞きます。

また、本市の市民の声は、高齢で家族から免許証の返還を求められ返還したら、買い物や病院への移動手段に制限があり、経済的にも負担が大きく、本市にも鹿児島市が取り組む民間バス利用者に対する割引制度をぜひ、あったらありがたいとする声を、私もたくさん聞いております。本市も、利用者の申請により運賃の減額制度を導入し、利便性の向上を導入を検討すべきと考えます。

先ほどの答弁では、導入に当たっては、過大な資金がかかるという答弁でございました。私は、その中で、システム導入に多額の財源が必要であり難しいと答弁があったわけですから、その中で、解決の一步として、一つの方策として、広域連携協定を結んでいる鹿児島市とシステムへの参入を協議してみることはできないものか、お聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、中核の中におきまして、いろんなことも協議をすることは必要であるというふうには思っておりますけど、基本的に、鹿児島市と私ども日置市、いろんな基本的なものが大分違うというのも事実でございまして、鹿児島市のそれぞれの交通網の体系、利用者の体系、こういうものも大変十分でありますけど、私ども日置市、今までもこの10年間を振り返りますと、大変この乗降客が少なくなってきた。いたちごっこだと思っております。そういうサービスをよくしたら、逆に乗ってくれるのかなという部分もあるんですけど、ここあたりをどういうふうにして改善していけるのかどうか。私、鹿児島市との中枢連携もあるわけでございますけど、ここあたりの部分については、一つの提案とする部分はできますけど、現実的に鹿児島市がそういう部分に乗ってくれるのかどうか、ちょっと私自身自身も疑問に思う部分もございまして、一つの提案は、提案としていき

いというふうには思っておりますけど、今ご指摘がございました日置市独自で敬老パスということについては、大変大きな財源が必要であるというふうに認識しております。

○18番（大園貴文君）

単独ですするというのは非常に難しいというのは、私も感じております。だからこそ、この広域連携協定の中での協議の中に、市長のほうは今、提案はしてみるということでございました。

それと、財源の負担につきましても、今まで市の中では事業者に補助をするんです。だけど、この敬老パス、友愛パスは、利用者が減免されるわけですから、利用者が少なくても市の負担はそんなに上がらないと考えるんですけれども、どうでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

実際の運行経費から敬老パスということになりますと、無料パスということになると思います。そういう意味では、ある程度、市の交通局のほうに、例えば福祉部門のほうはそのマイナス部分を補填をするというふうなことになりますので、その部分からしますと、鹿児島市も大体システムの関係等を含めて4億円ほど支出をしているというふうに伺っているところです。

○18番（大園貴文君）

今、市長のほうに提案をして、試算も出てくると思います。難しいかどうかは別として。やはり、せっかく広域連携協定を結ぶ中での既存にある民間バスに利用でき、そして、負担が利用者だけの負担で済むことが、どういった収益になるのか、その辺も検討していただけるということでしたので、今後、そのことをまた継続的に協議をしていただきたいと思います。

続きまして、3問目に入ります。

市内の高校に通う学生に対して、薩摩川内市のような補助金の導入はできないかという

こととございますけれども、市のほうとしては、今考えていないというふうに答弁をされました。薩摩川内市やいちき串木野市、非常に積極的に取り組んでおります。そしてまた、議員と語る会で、東市来で声がありました。紹介します。吹上高校へのバス通学費が高くなる。バイク免許取得の年齢に達するまで1年ぐらいかかる子もいる。いちき串木野市は市来農芸高校に対して寮費を補助している。高い交通費の補助ができないかということとありますけれども、ちょっと話を聞いてみたら、東市来から吹上高校に行くのに約2万円ちょっとかかるそうです。伊集院からだと思うんですけども、今、この市内の高校に全体で何人の高校生が通っているのか、お聞きしたいと思います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。市内の在住で市内の高校に通っている生徒で、伊集院高校で、JR通学が58名、それから、伊集院高校へ吹上方向からバスで通学される生徒が13名、それから、吹上高校に通う生徒として伊集院駅から35人といったような数字で、合計で106人程度でございます。

○18番（大園貴文君）

106人ぐらいが、広域道路もバイクに乗った高校生がいつも通学で使っているのを見ているんですけども、非常にあそこはスピードを出すから危ないところでもあり、また、東市来から自転車で本当に吹上まで行くというのは、大変なことだろうなと思いつながら、今回の一般質問をしているんですけども、やはり何とか他市と似たような制度設計を市長のほうで考えてあげるべきではないかなと思いますけど、その辺は、実際的にどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

その学校の維持を考えていくのか。基本

的にやれば、日置市民の子どもたちをしていくのか。逆にいいますと、鹿児島市にも通学している人もいらっしゃいますし、また、私も伊集院には城西高校もございます。公立を主体的に考えるのか。私立のほうもバスの乗り合いをしてやっております。本当にどこを、どういうふうにして、平等にこのことが地域でご理解できるのかどうか。いろんなパターンがあるというふうに思っております。

その中で、今、串木野、薩摩川内がどういう部分の中で補助をしているのか、こういうことも若干調べさせていただき、ちょっと時間をいただいて、研究もさせていただきたいというふうに思っております。

○18番（大園貴文君）

ほかの他市もちょっと研究しながらということとございます。ほかのまちが取り組んでいるのは、公立の高校を主体にやっているみたいですが、本市には、ありがたいことに私立も公立もあります。やはりそういう若い子どもたちが教育に一生懸命頑張ろうといった部分については、何らかの方策があったらいいのかなと。全額無料じゃないんです。一部補助を、まちに住んでいる子どもたちだけの対応となっているかと思えます。そういった面も研究していただいて、やはり日置市に住んでよかったなという場所づくり、不便さを感じないという部分につながっていくのではないかなと思います。

その辺のところをもう一回お聞きして、この件については終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、先ほどお話し申し上げましたとおり、その通学の定期の問題、さっきも言った鹿児島市にも行っている子もいます。逆に鹿児島から伊集院高校に来ます。学校を中心にして物事を考えるのか、市民の子どもたちを考えて通学の若干の補助をするのか。こういう部分を、いろんな多方面にかけてちょっと時間

的に検討もさせていただきたいというふうに思っております。特に、伊集院高校にしても定員割れであったと、吹上にしてもそのとおりでございます。やはり私どもは、吹上については専門学校ということで、独自にある程度補助金を出しながらやっているわけでございます。

そういうことをしながら、通学の問題、特におっしゃったとおり東市来の場合は、直接吹上のほうに移動手段がありません。どうしても伊集院のほうに何かで来て、そこからバスで行くという方向がありますので、今おっしゃいましたとおり、この単車の免許を取れるその前の期間にどうするのか。

私は、基本的には学校の存続もですけど、やはり日置市民の子どもたちが少しいろんな中で恩恵を受けて、そういう不利益をこうむっているところ、場所もそれぞれあると思うんです。今言ったように、東市来の場合、伊集院地域の場合は直接行けますし、二段構えの中で交通費がかかっているのかどうか、ここあたりも十分いろんな面で調査もして、また、どれだけの絶対数がおるのかどうか。こういうことも十分内部の中で検討もさせていただきたいと思っております。

○18番（大園貴文君）

わかりました。内部で検討していただくということでお聞きしました。そういった市民の声があるということをもまず聞いていただくことと、そして、やはりそういう条件の不利な地域もあるということを理解していただければいいのかなと思っております。

それでは、最後の4番目の日置市を循環するバスについて質問させていただきます。

市長の中で、前回私が一般質問したときに、試験的にやってみるということをおっしゃっております。前回質問したときに、市長の答弁は、「公共交通の形成計画を作成する上で、実施した市民アンケートや実証実験で市内の移動

ニーズや各施設等で消費活動があることは把握したところでございます。しかし、各施設が点在している状況や現在の需要の環境では、市内周遊の定期路線を決定するには、運行経費が莫大となり、効率的ではないと判断しております。そのため、市内のイベントや開催等に合わせた周遊ツアーや、目的を持った観光バスツアーが効果的であると考えます。それらを検討することが必要と考えております」ということで、実証実験をするという答弁につながっております。

その辺について、どのようになっているか、お聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

実証実験というか、基本的にはこの分については観光ルートバスですか、そういうもので活用して、それぞれの実態をしていかなければ、ここを運行してやっていけるような採算ベースに乗っていけるということは大変難しい。基本的に、そういう方々を募集して、何名ぐらい集まってこれるのかどうか。こういうことも今後、やはり観光バスのガイドを含めた中でやらなければならないものかなというふうには考えております。

○18番（大園貴文君）

その後、市長の答弁では、「限定して実験・実証というのは可能であるというふうに思っております。そういう周知しながら、どれだけの期間にこれを回してすることは可能でありますけれども、今の現段階では実験・実証ぐらいはできないことはない。その中で判断していけばいいというふうに思っておりますので、十分検討させていただきたいというふうに思っております」という答弁をいたしております。

市長のほうも前向きに考えていらっしゃることは、私も十分理解いたしております。その中で、実証実験を、例えばどこかに期間を区切ってやってみるという考えはないもので

しょうか。

○市長（宮路高光君）

ただ周知ただけで走らすというのいかなものかなというふうに思っておりますし、今言ったように、また観光ガイドを含めた中で、年に二、三回やっておりますので、そういう方々のアンケートもちよっともう一回、実質的に商工観光課のほうでとらせて、そういう意見もお伺いしながら、進めさせていただきたいというふうに思っております。

○18番（大園貴文君）

私も先ほど皆様方にお配りしましたこの4つのまちの支所をつなぐこの距離が、約50kmあります。50kmを公共交通の単価1km当たり260円を掛けて、1日6便走らせたなら、そして250日稼働したときに、1,950万円かかるという試算をいたしております。

また、利用料を300円、タクシーの代金と一緒になんですけれども、300円として、29人乗りのバスに20人乗ったときに、6便したときに、年間すると約900万円ぐらいの収入があつて、1,050万円ぐらいの費用負担があるのかなというふうに考えております。

先ほど、通学のことや通学の子どもたちの東市来からの便だとか、日置市内を循環することによって、これらの課題も、この循環するバスと地域内を走るコミュニティバス、乗り合いタクシーがドッキングすることで、これらの課題も一つの方策としてはできるのではないかと、私は考えております。

1つの提案でございますけれども、やはり生かされた形でやっていくことが大事なかなと。また、東市来から300円で往復して学校に仮に通っても、1万2,000円ぐらいで済むのかなというふうに試算いたしております。

そういったことを考えながら、この日置市全体、4つのまちが、先ほどありましたよう

に、未来あふれるまちづくりへと進むことが重要なことではないかと思っております。

市長、ぜひ実際に公用車を使って何kmあるのか、支所間が何kmあつて、どうなのかということのを試算をしてみて、実際にどうなんだということのをぜひ考えていただきたいと考えております。

そしてまた、今、整備をされる吹上のサッカー場や、そして東市来の蓬莱館、運動場、伊集院のこの観光の案内所、高校等も全部連携とりながらのこの循環するバスがあることによって、一つの方策ができないか、検討できないものかお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、いつも言っているとおり、構想は私もすばらしいものであると。これは毎日していくのか、1週間に1回するのか、月に1回するのか。今おっしゃったように、試算的には、キロメートルの単価でいけばそのような試算になるんですけど、やはり実際それだけの毎日の人がそれに乗ってくれるのか。これは基本的に観光ベースだという、毎日常住させて、それぞれの交通手段としてするのか。観光ベースでしていくのか。ここあたりの大きな課題もあるというふうには思っておりますので、今、大変難しいご質問をいただいているのも十分わかっております。これを実施できるか、できないかというのも大変難しい状況であるというふうに思っておりますので、また、担当のほうとも十分ここあたりも打ち合わせをさせていただきたいと思っております。

○18番（大園貴文君）

皆さん、いろいろなこの日置市のすばらしい資源や、そしてまた、今実際に住んでいらっしゃる方々の悩みや、そういったものとどんなふうにしてコストをかけずに、我々議員も行政と一緒にやっていくことが、そして持続可能な運行のあり方、それがやはり最初市長のほうに申していただいたこの総合計

画マスタープランに沿った方向に行くのではないかと。そして、無駄を省きながら、いかにコストを削減し、やはり時代の流れは、もうどんどん過疎化が進んでいくかと考えます。

そんな中で、混乗化の話もしましたけれども、市長の考えの中で観光なのか、地元なのかという部分のすみ分けをしないといけないのかという部分からも考えていながら、この車に乗ると日置市を楽しめるよという、そういった空間づくりが公共交通の中で検討されていければ、ありがたいなと思っています。

そういったこと等を検討していくということでありましたので、私は、これで一般質問を終わります。

○議長（並松安文君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を3時10分とします。

午後2時57分休憩

午後3時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、山口初美さんの質問を許可します。

〔14番山口初美さん登壇〕

○14番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。平成最後の一般質問となりました。トリを務めさせていただきます。

まず、1問目は、高齢者の補聴器助成についてです。

障害者総合支援法による補聴器購入の対象にはならないけれども、聴力機能の低下がある高齢者に対して、補聴器購入の助成制度を高齢者支援の新しい制度としてスタートできないでしょうか。

近年、難聴と認知症とは強いつながりがあることがわかっており、認知症の約8割は難聴の放置によるもので、本来の認知症はそう

多くないのではとも言われ出ております。

そこで、4年に1度、市が実施している高齢者実態調査に、聞こえ方に障害を感じていますかという項目をつけることを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

さて、障がい者認定の基準以下でも、難聴で生活に支障が出ている場合があります。補聴器を十分活用できるようになれば、高齢者の生きがいくつりと生活の支援及び社会参加の促進を図ることができ、さらに、介護費や医療費を抑えることができると考えますが、どうでしょうか。市長の見解を伺います。

次、2問目は、脱原発についてです。

2011年の福島第一原発の事故から8年が経過しましたが、事故は収束しておらず、原因の究明もまだできていないありさまです。原発の存在そのものに、川内原発の近くに住む日置市民の多くが不安をいただいています。地震があれば、真っ先に原発は大丈夫かと心配するのは、もちろん日置市民だけではありませんが、ことしも2月9日に、原子力防災の避難訓練が実施されました。参加者や住民から、どのような意見が寄せられているか、市長に伺います。

また、川内原発が再稼働して3年7カ月もたつのに、今ごろになって、原子力規制委員会は火山研究のために、鹿児島湾の始良カルデラ内の地震計設置や、海底の地殻変動調査に乗り出すらしいのですが、巨大噴火に関する知見を得るための調査ということらしいのです。

九州電力や規制委員会は、火山のモニタリングで火山の状態に変化があれば、必要な場合には原発をとめて、核燃料を運び出すなどの措置をとると説明していましたが、どういふときに原発をとめるとの基準は、具体的に示されたのかどうか、伺います。

3問目の水道法についてですが、水は生存権であり、人権です。昨年12月、水道法が

改定され、水道事業の民営化と広域化に道が開かれました。しかし、命の水を守り、安全で安定的な水を住民に提供することは、公営でなければ大変難しいと考えます。市としては、国の言うとおりに、民営化や広域化を進めていけるのか、伺います。

以上、1回目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の高齢者の補聴器助成についてというところでございます。

障害者総合支援法に規定する補聴器は、指定の診断をもとに障害認定を受けた方に、その機能を補うための補装具として検討をしているところでございます。加齢や疾病、事故等、さまざまな理由により聴力機能に支障が生じている高齢者の日常を支える助成の必要性は理解できますが、ニーズやほかの障がいとの公平さ、財源等を含めて研究が必要だと考えております。

2番目でございます。国の新オレンジプランでは、難聴は認知症との危険因子の一つとされ、調査研究がなされているようでございます。本市の高齢者福祉計画や介護保険事業計画の策定に先立って実施する高齢者実態調査に難聴に係る項目を入れるかどうか、今後の国の政策展開や調査研究の動向を見ながら検討をしてみたいと考えております。

3番目です。基準以下の軽・中度難聴の方でも意思疎通が十分できなくなり、生きづらさを抱えながら暮らしておられる高齢者は少なくないと認識しています。ご指摘のように、補聴器による支援はその一助になり得ると思慮しますが、健康づくりや介護予防という観点から、できるだけ難聴にならない対策を講じることも有効ではないかと思われまますので、多角的な検討を重ねることが重要であると考えております。

2番目の脱原発についてでございます。

その1でございます。日置市の参加者から「避難時の行動のとり方が把握できてよかった」とか、「訓練内容が年々細やかな内容になっている」という意見もあった一方、「安定ヨウ素剤配布に時間がかかり過ぎる」とか、「避難所が遠く車での移動が難しいと感じた」などの意見が寄せられたところでございます。

第4回の原子力安全専門審査会の原子炉火山部会の中で、原子炉規制委員会が策定する原子炉の停止等に係る判断の目安について議題となっていますが、具体的な基準については、まだ示されておりません。

3番目の水道法改正について。

民営化については、先進地の自治体等の動向を参考にして日置市に合う運営方法を、今後、検討していきたいというふうに思っております。

広域化についても、現在、鹿児島県においてブロックごとに区割りされ、ブロックごとの検討会が実施されております。

以上でございます。

○14番（山口初美さん）

4年に1回の高齢者実態調査は、最後に行われたのはいつでしょうか。また、この次、いつ実施されるのかを伺いたしたいと思います。

○介護保険課長（福山祥子さん）

高齢者実態調査につきましては、3年に1回の間隔で実施しております。前回は、28年の秋から冬にかけて実施をしております。今回、第8期の計画を立てるに当たりまして、31年度にまた調査をするという計画で、今、きております。

時期につきましては、国の調査項目が発表になりましてから動きますので、また秋から冬にかけてというふうな状況になろうかと思っております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

私は4年に1回と把握しておりましたけれども、本市、今、ご答弁で3年に1回ということ伺いました。

31年度に次の調査を行われるということで、それにぜひこのことを入れるというのはどうしても無理なのでしょうか。その国の調査項目を、それをもとに調査を行うというようなご答弁でございましたが、こういうことも調査に入れるべきではないかとか、こちらからそういう意見を国のほうに上げるというようなことはできないのでしょうか。その点を伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えをいたします。

先ほど、市長が答弁をいたしましたように、難聴が直接的なものなのかどうかも含めて、若干時間をいただいて研究が必要だということと、それから県内の19市ありますが、その調査表を確認をしていただいたところ、半分以下のところが難聴というか、耳とそれから視覚と両方を一緒の項目にして、介護を受ける原因になった項目の一つには上げてあるというような状況でございます。その中に日置市も入ってはおりますけれども、直接的に難聴があったので介護が必要になりましたというような聞き方はしておりません。

○14番（山口初美さん）

実態を調査して実態をつかむということは、本当に介護予防とか健康づくりに役立つことだと私は認識をしております。

さて、一昨年末のNHK総合の「ためしてガッテン」というテレビ番組の放送で、アメリカやドイツなどでも難聴と認知症との関連が注目されていることが放送されたそうです。またドイツの学会でも、難聴と認知症との関連が報告されて指摘され始めているということです。認知症の施設で聴力検査を行ったところ、8割以上が難聴だったという報告もあるそうです。

このように認知症と難聴とは深いつながりがあるということ、市長はこれまで聞かれたことがおありでしたでしょうか。また、「ためしてガッテン」一昨年末のこの放送などはごらんになりましたでしょうか、いかがでしょうか伺います。

○市長（宮路高光君）

まず、そのNHKのテレビは見ておりません。ですけど、難聴と認知症、基本的に因果関係は、それぞれ私はあるというふうに思っております。それぞれの聞こえない部分の中で、どう自分が動いていいのか表現ができない、そういうことで相手に対してそういう思われがちといいますか、恐らく一種の健康診断の中でも、そういう難聴になればそういうことになる可能性というのはあるのかなというふうには思っております。

○14番（山口初美さん）

普通に聞こえていた人が、高齢になると難聴になったり、音は確かに聞こえるけれども言葉がわからない、その話の内容がわからない、こんなことはどうして起こるのでしょうか。加齢変化とか、劣化とか言われているそうですが、どうも内耳の聴覚細胞を養っている血管、中耳動脈の動脈硬化による血流障害によると考えられるようになってきているそうです。

さて、補聴器が必要な難聴かどうかは、もちろん医師に判断をしてもらいます。聞こえが悪い原因としては、鼓膜が傷ついたり、耳あかが詰まっているなど、治療が必要な場合もあるということです。聴力検査を行い補聴器が必要と判断された場合は、医師から診断書や紹介状をもらい、補聴器店へ行くのが通常ようです。もちろん重い場合は、障害者認定を受ける手続きをするわけです。

そこでお尋ねしますが、本市では難聴で役所の窓口相談に来られた方への対応はどのようにされているのか伺います。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えをいたします。

ただいま議員のほうがお話がありましたように、まず難聴であることのご症状をお聞きをいたしまして、通常であれば耳鼻科の受診で足りる場合もありますでしょうし、障害のということになりますと、これは先ほど市長の答弁でもございましたけれども、その病院ということではなくて、指定への医者が書いた診断書で判定ができるというふうになっておりますので、指定医をご紹介をいたしまして、その方を受診していただいた上で、その診断書を持って診断をしていただいて判定をして、手帳が出てからの給付という形になります。

○14番（山口初美さん）

しかし、役所に相談するとか耳鼻科の受診もせずに、そのまま放置されている方が相当数おられるのではないのでしょうか。市長も、そのような実態を感じておられるということで、先ほどお話がありましたけれども、両耳の平均聴力が40dB以上70dB未満は中等度難聴。70dB以上90dB未満は高度難聴。90dB以上は、重度難聴と分類をされるということです。高度難聴と重度難聴は身体障害者に認定され、障害者総合支援法により、5年ごとに補聴器購入費の一部が補助されることになっております。

難聴度が重くて聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方が、本市にはどのくらいいらっしゃるかつかんでおられますでしょうか。わかっていたら、ここでお示してください。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

聴覚障害者手帳をお持ちの方は、全員で309人おられます。そのうち65歳以上の方が、251人で約8割ということになっております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

今、ご答弁いただきました。結構たくさんいらっしゃるんだなというふうには受けとめましたけれども、身体障害者手帳が取得できる方は、福祉からの補助を受けて補聴器を購入することができます。この場合は、基本的に耳かけ型かポケット型のどちらかになるそうです。

耳かけ型というのは一般的に最も多くの人が使っていて、耳の後ろに本体がおさまり、耳の中にイヤホン、耳栓が入ります。本体は小型のものから重度難聴対応の大型のものまであり、めがねやマスクの着脱のときには、引っかからないように注意が必要だそうです。

ポケット型というのは首から下げたり、ポケットに入れて本体につながったコードイヤホンの耳栓を耳の中に入れて使う補聴器です。補聴器としては最も歴史が古く、最初はお弁当箱ぐらいの大きさでしたが、今は小型化や軽量化が進み、服のポケットにおさまるサイズになっています。スイッチやボリュームの調整がやりやすいそうですが、しかしこのタイプは、使う方は、現在では少数だそうです。

私はこの機会に、補聴器について少し勉強してみたのですが、補聴器は大きく分けて3つのタイプがあるそうです。もう1つ残りのタイプは一人一人の耳の形に合わせてつくるオーダーメイド耳穴型というのが、今はよく使われているそうです。シリコンで耳の形を取ってつくるので、耳にぴったりおさまるので外れにくく小さくて目立ちにくいそうです。なれると装着しているのを忘れるくらい、そういう方も多いそうです。ただし、耳垂れが出やすい方や耳あかが粘り気があることが多い方、難聴度の重い場合などは向かないそうです。

このように補聴器は大きく分けて、耳かけ型、ポケット型、耳穴型の3タイプあるそうです。本市では補聴器のこの3つのタイプの

どのタイプが多く使われているのでしょうか、つかんでおられますか。

○福祉課長（有村弘貴君）

ただいまご質問をいただきました補聴器の件ですけれども、今年度のきのうまでの給付実績で言いますと、新規の購入が全部で26件ございましたけれども、ポケット型が2件と耳かけ型が24件という状況でございます。

そのほかに修理が23件出ておりますが、ポケットが4件、耳かけが19件という状況でございます。

○14番（山口初美さん）

国内メーカーの製品は、オーダーメイドの耳穴型で片耳15万から30万円近くするそうです。その中間の20万円弱のものが購入者が多いとも聞いておりますが、海外メーカーでは100万円もするものもあるそうです。予算をお店に伝えることも重要ということでしょうか、一番安いのはポケット型で約4万円から10万円。耳かけ型は片耳10万円から30万円までと性能によって幅があるそうです。

このようになかなか高いので、少々不自由でも補聴器を使わずに我慢していたり、また持っていたても、やはり調整が何度も必要だったりするということでもめんどくさかったり、自分に合う補聴器がなかなか見つからなかったりと、何度も調整に行くのも大変だったり面倒だったり、補聴器が上手に活用されていないのも事実のようです。

さて、この難聴を予防するのにも食事のコントロールと運動の励行を40歳代から心がけていれば、100歳を超えても難聴にならないというキャンペーンを始めておられる耳鼻咽喉科のお医者さんがいらっしゃいます。琉球大学の名誉教授で、野田寛先生とおっしゃる方なのですが、この野田先生はつまり食事のコントロールと運動の励行を指導するこ

とが、難聴の予防や高齢になると生じやすい脳血管障害、心臓血管障害などの予防につながるとおっしゃっています。長寿社会を健康で生き抜くために、食事のコントロールと運動が非常に重要なことと考えていらっしゃるそうです。

耳の健康のためにも難聴の予防のためにも食事と運動が大事、このことを本市の健康づくり、また介護予防の施策の中にもしっかりと位置づけていくことが大切ではないかなと思っておりますが、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に健康づくりというものの中で、この位置づけというのは大事なことであるというふうに思っております。そうじゃなくてもやはり運動と食事、これは本当にそれぞれが考えていかなきゃならないことでございますので、やはり少しでも健康寿命を長くしようというのが私どもの一番大きな狙いでございますので、その一部には、今おっしゃったことも入るというふうに理解しております。

○14番（山口初美さん）

さて、欧州諸国の多くでは、補聴器の交付に行政が支援をします。耳鼻科医や家庭医に相談した時点で、公的な支援による装用に医師が関わるそうです。ここが日本と違うところですね。

また、日本には民間の認定補聴器技能者の制度はありますが、国家資格制度はありませんし、補聴器装用に伴う個人負担も、欧州諸国はないか少ない負担となっています。日本では補聴器への公的補助は限定され、多くの難聴者が対象外とされています。しかも高額で、さっきも言いましたけれども、平均で1台15万円もします。40万円、50万円以上の例もあり、国の仕組みの違いもあって、なかなか補聴器の普及率が低い実態を招いているわけです。

今後、本市でも難聴の実態を掴む調査に取

り組んでいただき、助成制度を前向きに検討していただくことがとても大切だと、重要だと私は考えましたので、今回、一般質問をさせていただきます。

少し聞こえにくくなったなというぐらいで、これぐらいの軽い難聴の段階で補聴器を使い始めたほうが、補聴器になれるのも早いそうです。信頼できる補聴器店を決めて、なれるまでじっくり付き合うことも必要だそうです。満足のいく聞こえになるまで、1カ月ぐらいはかかるのが普通だそうです。1年たって、やっとよく使えるようになったという方もいらっしゃるそうです。定期的な調整が必要で、補聴器が使えるようになったらそれで終わりというわけではないようです。

さて、そこで実は補聴器製造10社でつくる、日本補聴器工業会、東京都千代田区にあるそうですが、そこが主体となって昨年11月に調査を行っていますので、簡単に紹介したいと思います。難聴者が補聴器を使うことで、生活向上に役立っていることが浮き彫りになっています。この調査は福祉用具の普及を進めるテクノエイド協会が後押しし、欧州補聴器工業会が協力をしています。難聴者1,300人を含む47都道府県の1万3,710人が対象で、海外は13カ国が参加しています。

難聴者の補聴器所有率は日本と海外とで比べると、難聴者率に大差がないにも関わらず、日本は14.4%、欧米は30%から50%と大きく差があります。

この調査では、補聴器所有者に「補聴器のおかげで改善したと思う側面はどれですか」と聞いたところ、「安心感」48%、「会話のしやすさ」40%、「自分自身の気持ち」36%と上位を占め、「自信」「精神力」「気力」と続いております。「補聴器を使用してから町に出かけることに自信を持つようになりましたか」には、70%が「はい」と

回答しています。「あなたの生活の質の改善に補聴器はどの程度役に立っていますか」には「ときどき役に立つ」「結構役に立っている」を合わせると89%が「役に立っている」と答えています。補聴器所有者に「補聴器はあなたの仕事上で役に立っていますか」と聞いたところ、93%が「役に立っている」と答えました。

このような調査の結果をどのように受けとめられますでしょうか、市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

きっちと補聴器をつけていればいろんなことははっきり聞こえて、また、それぞれの視野が広がるというふうに認識しております。

○14番（山口初美さん）

静岡県の長泉町は、静岡県で唯一、高齢者の補聴器購入の助成制度がある自治体だそうです。制度は2013年4月から始まったそうです。その当時の施策の柱の一つ、高齢者支援の新しい制度としてスタートしたそうです。実施要項には、聴力機能の低下がある高齢者に対し、高齢者の生きがいがづくりと生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的とするとあります。どういう人が対象になるか調べてみますと、1つには長泉町に住民登録のある65歳以上であること。2つ目には、老耳の聴力が50dBから70dB未満であること。3つ目には、障害者総合支援法による補聴器支給の対象にならないこと。この3つの条件を満たす人が対象となるそうです。長泉町では高齢者の補聴器購入の助成制度の申請は1人につき1回のみで、支給額は購入費の2分の1以内で上限は3万円となっています。購入する補聴器店の指定はありません。申請書は役場やホームページでも手に入れることができまして、それに必要事項を記入し医師の証明をもらった上で、補聴器の領収書などと合わせて役所の担当の長寿介護課に提出することで申請できるそうです。過去5年間、

この制度ができて5年間で53名の利用があったそうです。

補聴器行政先進国のドイツでは、1年に1度の補聴器のチェックまでが法律になっているのだそうです。これは恐らくドイツの食生活がカロリーが高く動脈硬化が進みやすく難聴が進むので、補聴器の調整が必要だと解釈されます。補聴器のチェックの法律までドイツにあるなんてびっくりですけれども、この補聴器購入の助成制度については、これで質問を最後にいたしますが、補聴器補助制度についてはまだ全国的な調査はされていない現状があります。高齢者を対象にした制度のある自治体は、ごく限られているようです。ちなみに東京23区中、8区で実施されています。豊島区では2018年の夏に議員が一般質問をしたのをきっかけに導入が決まっているそうです。

今回、私が一般質問させていただきましたのをきっかけに、日置市でも難聴の実態調査に1日も早く取り組んでいただきまして、健康づくりと介護予防のためにもかなり高額な補聴器ですので、必要な方に少しでも補聴器を活用していただけるようになることを期待したいと思いますが、市長、ぜひ補聴器購入の助成制度、先進自治体を参考にして前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、このことを期待しますがいかがでしょうか。この点を最後にご答弁をいただいて、次の質問に移りたいと思います。

○市長（宮路高光君）

さっき担当課長が話のございましたとおり、このことについてもアンケートをしてどういったみんなの意見があるのかどうか、そこらあたりもやはりきちっと把握しなければ、今、助成制度をつくるのかそういうことは難しいというふうに思っておりますので、とりあえずさっきのございましたとおり、国の動向を見ながら実態調査をさせていただきたいと思っ

ております。

○14番（山口初美さん）

それでは次の脱原発についての質問に移らせていただきます。

今回の原子力防災の避難訓練に参加された住民からは、いろいろな声が寄せられているということがわかりましたが、今回の原子力防災避難訓練に市長はどのように関わられたのか、そしてこの訓練をどのように評価をされているのか、ことしの防災訓練、どのように評価されているのかを簡単にいいですのでご説明をお願いします。

○市長（宮路高光君）

特にこの原子力の訓練につきましては、私どものほうで対策本部を設置しまして庁議室で、私のほうは県とのやり取りをそれぞれテレビ画面の中で指示等やらせていただきました。

現場については副市長が川内のほうに行きまして、またそれを担当者のほうが避難所のほうにも出向き、それぞれ役割分担をしながら、今回の訓練に参加させていただきました。

○14番（山口初美さん）

今、総括的に今回の訓練の評価、市長はどのように評価をされているのか伺いたいんですけれども、その点もご答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

今回で4回目ぐらいだというふうに認識もしております。今回の中で、今まであったことについて、また新しい項目等も加わりましたので、1回1回、前進する形の中で進んでおるといふふうに感じております。

○14番（山口初美さん）

先ほど、参加された方からの感想の中に、安定ヨウ素剤の配付に時間がかかりすぎるといような意見があっているんですが、これは改善は可能なんでしょうか。どうして時間がかかりすぎたのでしょうか。その原因などわかっておりましたら伺います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

この意見は県の集約した反省の中でも出ております。このなかなか安定ヨウ素剤の、現場ではバスで移動したということになっていきますけれども、このバスでもなかなか時間が、バスの乗り降り待ち時間が長かったというのが一番多い意見でございますけれども、県のほうでもこれをスムーズにいくためには、また行程を確認して、今後、スムーズにいくようにしていくということで、具体的な改善案を現段階ではしているところでございます。

また、検査の場所で足底と言えればいいんですか、検査を安全に行うために手すり等もあったほうが良いということで、これも次回以降、準備するというところで聞いているところではございます。

○14番（山口初美さん）

安定ヨウ素剤の配付というのは、やはりそれぞれ受付をして、きちんとやはりその人にあった分量のヨウ素剤を配るとか、いろんな細かいことが必要なのかなと思いますが、回を重ねるごとに実効性のある避難訓練だと評価が上がってきている面もあると思いますが、出された意見を今後に生かしていけることを期待しますが、震度7の地震を想定しての訓練でございましたので、本当に避難するにも道路が本当に通れるんだらうかと、そこら辺の素朴な疑問から、みんなあるわけです。

絶対に原発事故があってはならないわけですし、一番の安全対策というのは、やっぱり原発をとめて廃炉にしていくことだというのが、みんなの共通認識だというふうに思っております。

さて、3月10日にストップ川内原発3・10です。集会在鹿児島中央駅東口広場で行われました。集会がありましたけどしゃ降りの雨で、主催者発表で約800人が集まったというふうになっているんですが、雨のせいでその広場にちゃんと人が集まったというよ

うな、800人いるというようなそういう実感はなかったというふうに参加者からは聞いておりますが、時代は自然エネルギーと題し、福島を忘れないというサブタイトルで、どしゃ降りの中、主催者発表で約800人が集まったということをお借りして報告させていただきます。

2問目の火山調査の件なんですが、川内原発が再稼働してから、既にもう3年7カ月もたっているのに、どういうときに原発をとめるのかという、そういう基準が示されていないわけですね。川内原発が再稼働をするときの規制委員会の判断に対して、当時、火山学者らの批判が出ていました。規制委員会は川内原発の運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいという九州電力の主張を認めて、新規制基準に合格と判断をしたわけです。巨大噴火が問題になったのに合格と判断され、原発を動かしながら、今ごろになって火山の調査を始めるというのですから、おかしいんじゃないかなと私は思います。

再稼働の判断がとても科学的根拠のあるものとはいえないということではないかと思うんですが、このことについて市長はどのように思われますか、済みません。

○市長（宮路高光君）

私も専門的じゃございませんので、どう思われるかと言われても、大変難しい質問であるというふうに思っております。

基本的にはやはりいつも申し上げておりますとおり、脱原発というものの中で、今後、進めていってほしいというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

本市でも自然エネルギーの活用が進みました。もう原発で電気をつくらなくてもいいくらいになっています。しかし、電力会社は原発の電気を優先し、太陽光発電の出力制御などを行っています。

また、川内原発1号機、2号機の老朽化は進んでいます。しかし、40年運転するというような方針を九州電力は明らかにしております。

それから、川内原発3号機建設予定地の保安林の伐採が進みまして、3号機の増設準備ではないかとする市民もあります。九州電力は否定していますがね。それならば、凍結している3号機増設計画を白紙撤回すべきだと私は考えます。

このような川内原発を巡るさまざまな状況についての総括的な見解を市長に伺って、次の質問に移りたいと思います。

○市長（宮路高光君）

原発については、今までも述べてきたとおりです。基本的に川内、または知事のこの決定事項でございますので、私のほうがどうこうということじゃないというふうには認識しております。

○14番（山口初美さん）

次の水道法についてですが、一応、検討に入っているというふうなご答弁ですね。7ブロックに区割りをされてブロックごとの検討会を実施していると、これは広域化についてですね。民営化については周りの様子を見ながらということなんでしょうか。

この広域化についての検討会の中身を、少しここでご紹介いただけませんか。どのような検討が進められているのでしょうか。

○上下水道課長（宇都健一君）

お答えいたします。

今、内容を検討している段階でありまして、その市町村の課題となっている事項の類似する問題等のできるどころを統合したりする。またはBCP災害等の事項について、連携できる部分を検討するというようなことでございます。

○14番（山口初美さん）

この7ブロックに区割りをされて、このブロックごとの検討会ということなんですが、日置市はどのような市なのか町なのかわかりませんが、何か三島、十島も入っているというような話もちょっと聞いたりしているんですけど、このことを少しご説明をお願いします。

○上下水道課長（宇都健一君）

鹿児島県下でいえば7ブロックに分けられておりまして、うちのほうは鹿児島市、それからいちき串木野、それから日置市、それから三島、十島を入れたブロックで検討会を実施しております。

○14番（山口初美さん）

世界を見れば、各地で水道事業の民営化による料金高騰や水質の悪化による感染症の発生など、さまざまな問題が起こり、再び公営化されています。途上国にしても先進国にしてもですね。市長はこのようなことは承知しておられるのか伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれのこの水道の中におきまして、広域化していく場所もあるというふうには認識しております。現在、私ども日置市につきましては、鹿児島地域振興局の中で、それぞれ今、担当課長が言いましたように、課題を列記をしているだけのことでございまして、これを広域化して一緒にしていくのは大変大きな問題点がいっぱいあるというふうには認識しておりますので、まだまだその広域化まで辿り着くには、あと何十年もかかってくるのかなというふうには推測しております。

○14番（山口初美さん）

市長がそのように認識しておられることで安心をいたしましたけど、水は公共の財産であり、市民一人一人のためにあります。水を営利企業のもうけの道具にしてはなりませんし、先ほども述べましたが、世界では水道料金の値上げや水質の悪化、サービスの低下、

それから財務情報の非公開の問題などが多発をして、再公営化の動きが広がっているということです。民営化や広域化が、市民にとって有利になるとはとても考えられません。水道民営化、広域化をしないように、日置市からはそういう発信をぜひして行ってほしいというふうに考えます。

これで私の質問を終わりたいと思いますが、このような世界各地での再公営化の流れからしても、民営化を狙う日本の国の動きに追随するのではなく、住民の命の水の安全・安心を守るため、市が公営事業として、きちんと責任をもって水道事業を継続していかれることを期待しますが、このことに対して、再度、市長のご見解を伺いまして、私の平成最後の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

ご指摘にございましたとおり、水道については、当分の間それぞれ公営企業として私ども自治体のほうが運営していくべきだというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

なお、3月28日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時55分散会

第 5 号 (3 月 28 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 1号 市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）
日程第 2	議案第 2号 日置市男女共同参画推進条例の制定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 3	議案第 5号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 4	議案第 6号 日置市健康交流館ゆーふる吹上条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 5	議案第 7号 日置市国民宿舎条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 6	議案第 9号 日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 7	議案第10号 日置市都市公園条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 8	議案第12号 日置市立学校設置条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 9	議案第22号 平成31年度日置市一般会計予算（各常任委員長報告）
日程第10	議案第23号 平成31年度日置市国民健康保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第11	議案第28号 平成31年度日置市温泉給湯事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第12	議案第29号 平成31年度日置市介護保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第13	議案第30号 平成31年度日置市後期高齢者医療特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第14	議案第24号 平成31年度日置市公共下水道事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第15	議案第25号 平成31年度日置市農業集落排水事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第16	議案第31号 平成31年度日置市水道事業会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第17	議案第26号 平成31年度日置市国民宿舎事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）
日程第18	議案第27号 平成31年度日置市健康交流館事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）
日程第19	陳情第 1号 動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書の（1、本市において地域の猫対策検討協議会の設置を求めます。）の部分（文教厚生常任委員長報告）
日程第20	陳情第 1号 動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書の（2、地域猫に対する理解を深めるための学びの場としての研修会等の開催を求めます。）の部分（文教厚生常任委員長報告）
日程第21	陳情第 1号 動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書の（3、地域猫への不妊・去勢手術への公費助成を求めます。）の部分（文教厚生常任委員長報告）
日程第22	議案第32号 日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第23	議案第33号 平成30年度日置市一般会計補正予算（第9号）
日程第24	閉会中の継続審査申し出について

- 日程第 2 5 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 2 6 議員派遣の件について
- 日程第 2 7 所管事務調査結果報告について

本会議（3月28日）（木曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	秋葉久治君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	脇博文君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	長倉浩二君	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君
建設課長	宮下章一君	上下水道課長	宇都健一君

学校教育課長 豊永藤浩君
会計管理者兼会計課長 地頭所浩君
農業委員会事務局長 恒吉和正君

社会教育課長 梅北浩一君
監査委員事務局長 丸山太美雄君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第1号市道の路線の認定について

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第1号市道の路線の認定についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

おはようございます。

ただいま議題となっております議案第1号市道の路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月26日の本会議におきまして、本委員会に付託され、2月27日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び担当課長等の出席を求め、現地調査を実施した後、質疑・討論・採決を行いました。

本案につきましては、日置市土地開発公社が造成した路線で、清藤工業団地の北側に位置し、路線名を「上大迫線」とし、路線の延長は65m、幅員は6.0mであります。

また、奥行きが袋小路のため、一部に転回場所を設置したものであります。

質疑の主なものを申し上げます。

委員より、「転回場所の延長等はいくらか」との問いに、「奥行き6m、幅5m、隅切り3m掛ける3mとなっている」との答弁。

このほかに質疑はなく、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、議案第1号市道の路線の認定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号市道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第2号日置市男女共同参画推進条例の制定について

△日程第3 議案第5号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第2、議案第2号日置市男女共同参画推進条例の制定についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。（発言する者あり）

申しわけないです。日程第3の議案第5号日置市国民健康保険税条例の一部改正についての2件一括議題とします。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

まず初めに、議案第2号日置市男女共同参画推進条例の制定についてをご報告いたします。

ただいま議題となっております議案第2号日置市男女共同参画推進条例の制定につきましては、2月26日の本会議におきまして、本委員会に付託され、2月27日、28日に全委員出席のもと委員会を開催し、企画課長の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから、本案について審査の経過と結果をご報告いたします。

提案理由につきましては、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者などが協働して男女共同参画の推進に取り組むことにより、男女共同参画社会の実現に寄与するため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案されたものである。

制定内容について、企画課長の説明では、条例は、前文、5章から成る27の条文で構成されている。前文では、男女共同参画社会の形成に関する現状と課題、取り組みの必要性を述べられている。

第1章は、総則として、目的や7つの基本理念、市や市民、事業者などの責務について定めている。

第2章は、男女共同参画を阻害する行為の禁止などについて。

第3章は、男女共同参画の推進に関する基本的施策について。

第4章は、日置市男女共同参画審議会について。

第5章は、雑則として構成される。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものとしています。

上記の内容の説明を詳細に受けた後、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「国の法律施行以降、本市でも男女共同参画社会の実現に向けて懇話会等で協議がなされてきたと思う。何か具体的な辞令があって条例制定を迫られたのか、あるいはこれまでの流れに沿ったものなのか。市が条例制定に至った経緯はどのようなものであったか」との質疑に、「条例制定は、基本計画策定からの流れによるものであり、いろいろなケースが多発したことなどに起因するものではない」と答弁。

委員より、「他自治体で、各種申請書などから性別の記載欄を削除したとの報道があった。男女の差別ではなく区分が必要なものもあると考えるが、市はどのように取り扱っていくのか」との質疑に、「鹿児島市が一部の公文書において、性的少数者への配慮から性別記載欄を削除したことであった。現在、本市でも各種申請書などの性別記載欄について、法的記載義務があるもののかなど調査中である。今後、性別記載の必要がないものは見直していきたいと考えている」と答弁。

委員より、「男女の構成が10分の4未満とならないように規定されているが、年齢についての規定はないのか」との質疑に、「審議会委員の区分中、関係団体の推薦による者については、地域女性連絡協議会など団体の性格から性別が限定される部分はある。こちらから、関係団体に性別を限定して委員を募ることは適切ではないと考えており、各種団体等で推薦されてくるものと考えている。委員には若い方についていただきたいと考えているが、年齢についての規定は設けていない」と答弁。

委員会といたしましては、質疑終了後自由討議を挟み、慎重に審議してまいりました。

自由討議では、鹿児島県の場合、昔から男尊女卑の慣習がいまだに残っているが、社会や会社内では、もちろん男女に関係なく、能力をもとに評価されるべきである。家庭内で

も、最近では共働きが多く、家事の分担も大きく変わっており、男女共同参画推進条例の制定により、大きな転換期を迎えることになる。本市が将来にわたり活力あるまちづくりを進めていくためにも、条例を制定すべきであるとの意見でありました。

その後、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、議案第2号日置市男女共同参画推進条例の制定につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号日置市国民健康保険税条例の一部改正についてご報告いたします。

ただいま議題となっております議案第5号日置市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、2月26日の本会議におきまして、本委員会に付託され、2月27日、28日に全委員出席のもと委員会を開催し、税務課長の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから、本案についての審査の経過と結果をご報告いたします。

提案理由につきましては、国民健康保険税の税率及び税額並びに納期を見直すため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案されたものであります。

改正内容について、税務課長の説明では、県では平成35年度までに、保険税の算定方法を資産割を含めない所得割・均等割・平等割の3方式にし、応能割と応益割の賦課割合を50対50となるよう統一していくことから、平成31年度から34年度まで、資産割を3.5%、所得割を48%とすることで応能割を51.5%とし、また、均等割を31%、平等割を17.5%とすることで応益割を48.5%に調整していき、35年度には算定方式を3方式とするよう改正を行う。あわせて、納期を6期から10期にふやすというものです。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するというものです。

上記の内容の説明を詳細に受けた後、質疑に入りました。

委員からの主な質疑を申し上げます。

委員より、「資料にもあるとおり、所得の状況によって県内市の比較でも順番が違うが、始良市は比較的保険税が低い状況である。日置市総合計画に掲げる将来像の考え方からいくと、住みにくくなるのではという思いの人も出てくるのではないかと思うが、どのように考えるか」との質疑に、「各市町村での保険税については、高いところ、低いところ、まちまちである。日置市での医療費が高くなっていることから、どうしてもこのような保険税の設定となってくる」と答弁。

委員より、「今回の改正について、市民へはどのように周知していくのか」との質疑に、「議会の議決後、すぐに広報誌などで周知していく考えである。今回の改正については、事業者の増額による税率改正ではないので、疑問がある方については電話等で対応したいと考えている。地域を回っての説明は考えていない」と答弁。

委員会としましては、質疑終了後自由討議を挟み、慎重に審議してまいりました。

自由討議では、これまで、健康保険税は資産割が導入されていたことで、二重の課税であった。今回の改正で資産割が縮小され、所得割・均等割・平等割の3方式になることは大変評価できる。しかし、本市にとっては、医療費が高く保険税が他の自治体より高いことが問題である。

市民一人一人の健康管理への意識が薄いことが考えられる。健康管理の必要性が市民一人一人に理解されるような取り組みを考えることが大切である。安易に、病気になったら病院に行くのではなく、特に生活習慣病と呼ばれるものは、日々の食生活・運動など自分

でできることを積み重ねていくことで病気を予防する予防医学の大切さも、市民に浸透させていくことも必要と考える。よって、今回の改正は、資産割を縮小する条例の一部改正は、行うべきであるとの意見が多数でありました。

その後、討論に付しましたが、「所得割・均等割・平等割の税率が上がり国保税の増額になっている世帯があり、賛成できない」という反対討論がありました。

その後、採決の結果、議案第5号日置市国民健康保険税条例の一部改正については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上2件、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号日置市男女共同参画推進条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第5号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第5号日置市国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の改正によって、資産割を段階的に縮小し、なくしていくということで、このことは、私もこれまで要求してきたことであり評価をいたしますが、その資産割を減らした分をほかの所得割・均等割・平等割に転嫁することを認めることはできません。

また、納付回数を今の6回から10回にふやすことは、これもこれまで私も要求してきましたので賛成です。評価をいたしますが、しかしもともとの高すぎる国保税の引き下げが求められているのです。今回の改正で一部引き下げになる世帯があるのはよいのですが、多くの世帯が引き上げになり、負担がふえる世帯があることを私は認めることはできません。

全国知事会や市長会なども、国に、国庫負担の引き上げを求めているように、住民の負担は限界です。対策が必要です。所得の2割を国保税が占めるような世帯があるなど問題です。協会けんぽの約2倍もの負担は重すぎます。この条例改正は、負担増で住民を苦しめる内容を含んでおり、私は賛成することはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、佐多申至君の賛成討論の発言を許可します。

○2番（佐多申至君）

私は、議案第5号国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

医療費は、現在6,880世帯、1万842人の国保加入者が納める国保税や、国や県の公費等だけでは賄えておりません。と

いって、運営を滞らせるわけにもいきません。

運営を担う市は、一般会計より1億円を繰り入れした上で、保険税の算定も、所得割・資産割の応能分と均等割・平等割の応益分に分け、課題となる資産割を縮小し、所得割の引き上げ率を抑え、応益分の引き上げ額を大きくして、加入者が痛み分け合う形となっております。応能・応益の割合を50・50に近づけるよう調整しております。

また、税の納期についても、6期払いだったのが、今回から10期にと、負担軽減も図っております。

このように、当制度を持続するために、運営する市の努力と負担軽減措置を評価いたします。

以上、私の賛成討論を終わります。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第5号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第5号日置市国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第4 議案第6号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例の一部改正について

△日程第5 議案第7号日置市国民宿舍条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第4、議案第6号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例の一部改正について及び日

程第5、議案第7号日置市国民宿舍条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

初めに、議案第6号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例の一部改正についてご報告いたします。

ただいま議題となっております議案第6号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例の一部改正につきましては、2月26日の本会議におきまして、本委員会に付託され、2月27日、28日、全委員出席のもと委員会を開催し、吹上支所長の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから、本案について審査の経過と結果をご報告いたします。

提案理由につきましては、日置市健康交流館ゆーぷる吹上の休館日及び使用料の額を見直すため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案されたものである。

改正内容について、吹上支所長の説明では、これまで、毎月第2月曜日及び第4月曜日としていた休館日を、毎週月曜日に改正するとともに、使用料を定めた別表の宿泊料などの金額を、県内の類似施設と勘案して見直すほか、消費税率及び地方消費税率の改定にあわせて改定する。

なお、この条例は、平成31年10月1日から施行するものであります。

上記の内容の説明を詳細に受けた後、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「毎週月曜日を休館とする理由は。また、休館とした場合の効率性は」との質疑に、「利用率のほかの平日（火曜から金曜）の11から13%に対し、月曜日は6%

ほどであり、人件費を含めた経費の抑制も勘案し、休館としたい。効率性は、利用実績を初め経営の安定化を考えた上での改正内容である。なお、利用者へは十分な周知期間を設けたい」と答弁。

委員より、「以前、他の施設において、月曜日に朝食の提供がなく困ったということを知ったが、月曜日休館にした場合の対応は」との質疑に、「中高生の合宿については、大方土日が多いため特に問題はないが、実業団等の合宿の場合、長いスパンで来られることから月曜日を挟むケースもあり、その場合、食事等を含めた対応は行っていきたい」と答弁。

委員会といたしましても、質疑終了後自由討議を挟み、慎重に審議してまいりました。

自由討議では、休館日については、国の方針である働き方改革も導入しており、また売り上げの上がない月曜日を休館にすることで、人件費の削減や経費の抑制にもなる。また、使用料や宿泊料は、長い間料金を見直しておらず、類似施設を勘案しながら料金の見直しをすることで、売り上げの向上を図るべきである。そして、一般会計からの繰り入れを最小限に抑える努力が必要と考える。そうしたことから、今回の改正は行うべきであるとの意見が多数でありました。

自由討議の後、討論に付しましたが、「景気も悪い中、市民の生活は大変であり、この時期に消費税を上げるべきではない」という反対討論がありました。

その後、採決の結果、議案第6号日置市健康交流ゆーぷる吹上条例の一部改正については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号日置市国民宿舎条例の一部改正についてご報告いたします。

ただいま議題となっております議案第7号日置市国民宿舎条例の一部改正につきまして

は、2月26日の本会議におきまして、本委員会に付託され、2月27日、28日に全委員出席のもと委員会を開催し、商工観光課長の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから、本案についての審査の経過と結果をご報告いたします。

提案理由につきましては、吹上砂丘荘の利用料の額を見直すため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案されたものであります。

改正内容について、商工観光課長の説明では、宿泊利用料・休憩利用料・広間等利用料を定めた別表の金額などについて、大人の宿泊利用料、広間等利用料の区分などを見直すほか、消費税率及び地方消費税率の改定にあわせて改定する。

なお、この条例は、平成31年10月1日から施行するものであります。

上記の内容の説明を詳細に受けた後、質疑に入りました。

委員からの主な質疑を申し上げます。

委員より、「料金を値上げしたときの利用者の動向をどう考えるか」との質疑に、「料金改定により、利用者が減少することは考えにくく、年間1,200万円の増が見込めるのではないか」と答弁。

委員より、「予約金の記載があるが、これまで徴収したことがあるのか」との質疑に、「合併後は予約金を徴収したことはない。旧吹上町時代には、現金処理による納付があった」と答弁。

委員会としましては、質疑終了後自由討議を挟み、慎重に審議してまいりました。

自由討議では、料金の見直しを長年していなかったが、今回、宿泊利用料や休憩利用料を類似施設を勘案しながら改定することで、売り上げも上がることが予想される。また、今建設中のサッカー場が完成することで、合

宿の来客が多くなることも予想されるため、売上げの向上に期待できる。

売上げが上がることで、一般会計からの繰り入れも最小限に抑えることができる。そのようなことから、今回の条例の一部改正は行うべきであるとの意見が多数でありました。

自由討議後、討論に付しましたが、「景気も悪い中、市民の生活は大変である今、この時期に消費税を上げるべきではない」という反対討論がありました。

その後、採決の結果、議案第7号日置市国民宿舎条例の一部改正につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上2件、総務企画常任委員長の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第6号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第6号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例の改正は、10月からの消費税10%への増税に備えるための内容が含まれた条例改正であります。

私は、消費税の増税に反対ですので、この条例改正に賛成することはできません。

景気が低迷しているもとで消費税を増税すれば、暮らしも地域経済も破壊されてしまいます。消費税の増税は中止すべきと考えますので、私はこの条例改正に賛成することはで

きません。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、池満渉君の賛成討論の発言を許可します。

○21番（池満 渉君）

議案第6号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例の一部改正に、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

改正の内容は、1、休館日の変更。2、使用料の宿泊等に絡む区分で、高校生・中学生を大人として、新たに幼児を設けたこと。3、浴場・プール共通の使用料と宿泊に絡む部分の使用料の改定及びことし10月1日からの消費税の率の変更に係る使用料の改定。この3つが主なものであります。

まず、休館日の変更は、これまで毎月第2・第4の月曜日と規定していたものを、毎週月曜日にしようとするものであります。これは、過去の営業実績から月曜日が来店客数が最も少なく、稼働率も考慮したもので、また、働き方改革の流れからも、休日を毎週に固定することで、職員はより一層業務に集中できる体制が整うと思われま

次に、使用料。改定幅が大きい浴場・プール共通の使用料は、それぞれの個別使用料の合計額より低く設定をされ、許容範囲と理解ができます。宿泊料の改定では、一泊、大人3,000円を4,190円に、小学生2,000円を3,140円としていますが、近隣の類似施設、今の時勢を考慮すれば決して高いものではないと思われ、中学生・高校生は大人と換算して違和感はありません。

ご承知のように、消費税は、平成27年4月の消費税法の一部改正により時期をことしの10月からに変更されましたが、既に決定されたものであり、我々地方自治体もそれに備えることは当然であります。本市の平成31年度当初予算にも、地方消費税交付金が

8億7,300万円ほどよって組み込まれております。また、地方消費税の割合は、8%の場合1.7%でしたが、10%になると2.2%になることをつけ加えます。

健康交流館施設、老人福祉センターの機能をあわせ持つゆーぷるの経営安定は必須であり、本条例の改正に何ら異議はなく、賛成討論といたします。

終わります。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。これから議案第6号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第6号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第6号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第7号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第7号日置市国民宿舎条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例の改正は、10月からの消費税10%への増税にあわせて利用料の額を見直すための条例改正でございます。

私は、消費税の増税に反対の立場から、この条例改正に賛成することはできません。

景気が低迷しているもとで消費税を増税すれば、市民の暮らしも地域経済も破壊されてしまいます。消費税の増税は、今からでも中

止すべきと考えますので、私はこの条例改正に賛成することはできません。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、門松慶一君の賛成討論の発言を許可します。

○16番（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第7号日置市国民宿舎条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

この条例は、国民宿舎吹上砂丘荘の利用料の額を見直すためのものであります。

現行の宿泊料金は、合併以前より消費税の分しか値上げされておらず、現在に至っております。以後、光熱費、消耗品費、賃金、寝具クリーニング代や消費者物価指数の公共料金や公共サービス料も上がっているため、今回の増税と同時に値上げをするものであります。それにしましても、よくこれまで値上げをせず頑張ってきたなど感心するばかりであります。

また、近隣施設や他の国民宿舎の利用料を比較しましても、砂丘荘の新料金が突出しているわけではありません。消費税の改正は、国の政策であり、自治体としてそのことに対応することは当たり前の施策であります。

砂丘荘は、厳しい状況化の中で、支配人を中心にスタッフの皆さんが接客面、サービス面、食事面、ランチ等と知恵を出し合って頑張ってきております。また、来年度完成する多目的人工芝サッカーグラウンド、そして現在使用されている風の出ない縦型空調付きの体育館と、これから吹上地域がスポーツのメッカとなって活性化されていきます。

現在、在り方検討委員会で審議されておりますが、吹上地域で砂丘荘がまさしく宿泊施設の中核になると考えます。よって賛成の討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第7号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第7号日置市国民宿舎条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第6 議案第9号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について

△日程第7 議案第10号日置市都市公園条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第6、議案第9号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について及び日程第7、議案第10号日置市都市公園条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております議案第9号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について及び議案第10号日置市都市公園条例の一部改正についての2件について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月26日の本会議におきまして、本委員会に付託され、2月27日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び担当課長等の出席を求め、現地調査を実施した後、質疑・討論・採決を行いました。

た。

まず、議案第9号につきまして、審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

鹿児島県道路占用料等徴収条例の一部改正などを勘案して改正するもので、平成31年4月1日に施行するものであります。

また、10月1日をもって導入される予定の消費税率改正により、日置市道路占用料等徴収条例に係る第2条第2項中の消費税加算額を「100分の8」から「100分の10」に改正し、また、同条に係る別表の占用料の額をそれぞれ改定していくものであります。

質疑の主なものを申し上げます。

委員より、「条例改正に伴う道路占用料使用料の影響額はどのくらいか」との問いに、「条例改正による影響額は、30年度当初予算と比較して、約116万円の減額予算となっている」との答弁。

また、委員より、「減額の説明があったが、一部の工作物で率が上がっているものがあるが何か」との問いに、「太陽光・風力発電設備などの工作物や、トンネル・高架橋下の店舗など、都市部での影響が大きいものなどが上がっている」との答弁。

このほかに質疑はなく、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、議案第9号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第10号日置市都市公園条例の一部改正についての審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

都市計画法に基づく開発行為で整備した公園を都市公園として供用するとともに、道路占用料の額の改定に準じて、都市公園に係る占用料の額を改定し、さらに、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、占用料に係る税率を改定するため、提案されたものでありま

す。

別表第1中に、新たに「上大迫公園」として追加し、別表2では、占用料の額を国の基準に沿って改定していくものであります。

また、別表第2、備考5項中で、消費税率及び地方消費税率による改定を行うものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

委員より、「都市公園条例の一部改正での道路占用使用料は、固定資産評価額の見直しにより決まるのか。その影響はどのくらいか」との問いに、「国の基準により、土地評価額から算出し決まる。本市は、5段階の一番下で、5等級で評価されているため、全体的に土地の評価額は下がっているものと考えられ、今回の改定により、前年度予算と比較して、約10万円の減額が予想される」との答弁。

このほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、議案第10号日置市都市公園条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第9号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

議案第9号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例につきましても、10月からの消費税10%への増税に対応する内容が含まれておりますので、私は消費税の増税に反対の立場から反対をいたします。

景気は低迷しています。所得の低い人ほど負担の重い逆進性の高い消費税の増税は、弱い者いじめの最悪の税金です。政府が増税の根拠にした景気の上昇は全くでたらめで、家計消費も実質賃金もマイナスです。増税は、今からでも中止すべきです。私どもは、消費税増税に頼らない別の道を提案しています。消費税増税に反対する立場から、この条例改正にも反対いたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、福元悟君の賛成討論の発言を許可します。

○6番（福元 悟君）

私は、議案第9号につきまして、賛成の立場で討論いたします。

県の道路占用料徴収条例の改正を受けて改定をしていくものでありまして、あわせて消費税率及び地方消費税率が改定されて、このことを受けまして、国、県の改定額を勘案して改正する内容であります。

そもそも、国の法律改正に準拠して改正していくものでありまして、法治国家として当たり前のことであります。よって、賛成討論とするものであります。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第9号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

議案第10号日置市都市公園条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例改正につきましても、10月から消費税が10%に増税されることを見込んだものでございますので、消費税の増税をするべきではないと、増税反対の立場から反対させていただきます。

景気は決して上向いてはおらず、10%への増税は、今からでも中止すべきです。

以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、福元悟君の賛成討論の発言を許可します。

○6番（福元 悟君）

ただいま提案されております議案第10号につきましては、伊集院地域の上大迫公園として市民に供用される条例の改正と、また、道路占用料の額の改定に準じて改正していくものであります。あわせて、先ほど来の消費税率の改定でございますが、これにつきましても、さきの賛成討論と同様、国の改正に準拠して条例を改正していくものでありますので、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号

について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第10号日置市都市公園条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第8 議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第8、議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、2月26日の本会議において、当委員会に付託され、2月27日に委員全員出席のもと委員会を開催し、教育委員会事務局長及び担当課長等の説明を求め、その後に質疑・討論を行い、28日に採決を行いました。

今回の条例の一部改正につきましては、日置市立日吉小学校及び日置市立日吉中学校を、平成33年（2021年）4月1日をもって廃止し、新たに学校教育法第1条に規定する義務教育学校として「日置市立日吉学園」を同日から現在の日吉中学校の位置に設置することに伴い、日置市立学校設置条例の一部を改正するものであります。

この条例は平成33年（2021年）4月1日から施行することとするものであります。

また、この時期での条例改正は、校舎建設補助金申請の際に条例に規定していることが

条件となっているためであります。

次に、質疑の主なものをご報告申し上げます。

委員より、「応募があった学校名はどのようなものか」との問いに、「応募いただいたものは11あり、それぞれに名前の由来も記されている。日置中央学園・日吉学園・せつぺとべ学園・日置学園・日吉せつぺとべ学園・日吉維新小中学校・結向学園（ゆうこう）・太陽小中校・南洲学園・維新学園・日進学園である」との答弁。

また、委員より、「日吉学園に決定した要因は何か」との問いに、「昨年10月15日から11月2日まで、小中学校の生徒と地域に対して学校名を募集し、11月20日にPTA代表・学校長・地区公民館の代表の方々に、まず日吉中央学園・日吉学園・せつぺとべ学園・日吉維新学園の4つの校名を選んでいただき、そこから日吉中央学園と日吉学園の2つに絞り、12月に教育委員会で諮り、1月の教育委員会で学校名を日吉学園とした」との答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第12号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正について、私は反対討論を行います。

日吉小学校及び日吉中学校を廃止し、日吉学園を設置するための条例の一部改正ということです。

新しい小中一貫の義務教育学校の名称が日吉学園と決まったことは、新聞でも報道されました。決まったことは決まったとおりに進むのですが、やはり私はこの条例改正に賛成することはできませんので、反対討論をさせていただきます。

ここで、私一人が反対したところでどうなるものでもありません。しかし、学校が閉校して、地域が一層寂れていくことは、誰の目にも明らかです。国が進める安上がりの教育へと誘導され、突き進む日吉地域です。子どもたちは振り回されてかわいそうという人もいます。短期間に、閉校だ、開校だと、そしてまた、今度は中学校も一緒に9年制の義務教育学校、日吉学園になるということです。

さらに、日吉小学校の敷地内にあった日吉小学校附属幼稚園もなくなります。日吉の宝がまた一つ消えてしまいます。日吉の学校のあり方が目まぐるしく短期間に変わっていくことを、子どもたちも地域も受け入れて、適応していかなければなりません。先生方も大変そうです。ただでさえ忙しい先生方も、しっかり子どもたちと向き合う時間がとれているのでしょうか。不登校ぎみの子どもたちがふえることを心配する保護者の声もあります。これから日吉地域がますます寂れていくことを、皆心配しています。小中一貫9年制の義務教育学校になることに納得していないという住民の声が少なからずあるということを申し上げ、この条例改正に対する私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、坂口洋之君の賛成討論の発言を許可します。

○17番（坂口洋之君）

ただいま議題となっています議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

日吉地域では、地区公民館長会を中心に、日吉地域の学校が特色ある教育を求める趣旨で、新たな教育環境、小中一貫の教育として、義務教育学校の設置の要望が出されました。少子化の中で、30年度より日吉小学校が設置され、その後、地域で説明会、PTA等が議論をしながら、33年度からの義務教育学校が決定されました。設置する以上は、より充実した学校に向けて、PTA・保護者が議論をしながら、30年度に実施設計、そして、この議案が成立後、先ほどの報告のとおり、校舎建設の補助金申請へと進んでおります。また、小中学校の学校名も児童生徒から公募があり、また、PTAも3月に役員会を実施し、義務教育学校設置後の役員体制について、31年度の総会で提案されることとあります。その中で、設置に向けてもまだまだ課題がありますが、よりよい教育に向けて、地域・PTAが一生懸命取り組んでいる状況であります。

先ほど、反対討論をされましたが、これまで地域・PTAと議員自身が十分話し合われたのでしょうか。地域の意向、話し合いが民主主義の基本であると感じております。

議会は、これまで日吉小学校の設置から2年後の（仮称）日吉義務教育学校の設置に向けて、昨年の6月議会におきましても、2名の議員が質問いたしました。今回は、学校名も公募をかけて日吉学園となり、小1から中3までの義務教育学校です。新しい学校、校舎建設に向けた、今回の条例改正です。今後、校舎建設や中学校改修に向けて2年が予定されております。開設に向けてはまだまだ

課題がありますが、議会としても、地域や学校・PTAと連携して取り組む責務があります。

そういった中で、今回のこの議案について、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案は、出席議数の3分の2以上の同意が必要であります特別多数議決が適用されます。本日の出席議員は22人です。出席議員の3分の2以上には、15人以上の同意が必要であります。

それでは採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立20人です。特別多数議決、起立多数です。したがって、議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第9 議案第22号平成31年度日置市一般会計予算

○議長（並松安文君）

日程第9、議案第22号平成31年度日置

市一般会計予算を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております議案第22号平成31年度日置市一般会計予算につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、3月7日の本会議におきまして、当委員会にかかわる部分を分割付託されました。3月8日、11日、12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長兼総務課長、各担当課長、消防本部消防長、議会事務局長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

平成31年度の一般会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ249億5,900万円で、対前年比より、0.4%減の1億200万円の減額であります。

今回の予算の歳入の主なものを申し上げます。

01款市税は、総額46億3,163万6,000円で、対前年度比より2.2%増の9,887万円の増額であります。

主なものは、市民税で給与所得の増、固定資産税で家屋の新築・増築に伴う増額であります。

08款自動車取得税交付金は、総額4,000万円で、対前年度比より25%増の800万円の増額であります。

11款地方交付税は、普通交付税72億円、特別交付税6億円の総額78億円で、対前年度比、同額であります。

15款国庫支出金は、総額35億5,277万1,000円で、対前年度比より10.8%増の3億4,562万6,000円の増額であります。

総務企画関係では、総務費国庫補助金のう

ちプレミアム付商品券事業費国庫補助金が1億1,667万1,000円であります。

16款県支出金は、総額21億5,113万3,000円で、対前年度比より13.3%増の2億5,248万5,000円の増額であります。

総務企画関係では、総務費県補助金として1,321万5,000円で、内訳は鹿児島県市町村権限移譲交付金507万3,000円、地方公共交通特別対策事業補助金781万円などであります。

19款繰入金は、総額18億4,951万9,000円で、対前年度比より12.5%減の2億6,355万7,000円の減額であります。

総務企画関係では、財政調整基金繰入金10億1,022万6,000円、施設整備基金繰入金4,000万円、まちづくり応援基金繰入金6億4,179万2,000円、地域づくり推進基金繰入金1億4,350万円であります。

22款市債は、総額21億7,380万円で、対前年度比より19.5%減の5億2,760万円の減額であります。

総務企画関係では、総務債が5億4,530万円、内訳は基金造成事業債など総務管理債が3億9,450万円、自治会育成交付金事業債など過疎地域自立促進特別事業債が1億5,080万円であります。

また、消防債では3億940万円で、内訳は消防施設整備事業債の消防自動車8,360万円、消防施設整備事業債の消防施設費2億2,580万円であります。

また、臨時財政対策債が5億3,400万円であります。

次に、歳出の主なものの概要を申し上げます。

01款議会費は、総額1億9,655万2,000円で、対前年度比より10.6%減

の2,338万円の減額であります。

02款総務費は、総額39億5,579万6,000円で、対前年度比9.6%減の4億1,811万6,000円の減額であります。

主なものは、総務課関係では、電源立地地域対策交付金事業に2,650万5,000円、見守りカメラ設置事業に2,500万円、広報広聴活動の充実に1,314万2,000円などが計上されています。

次に、財政管財課関係では、吹上支所庁舎整備事業に1億4,690万3,000円、ふるさと納税推進事業に2億9,560万4,000円、本庁舎耐震補強等整備事業に1,000万円などが計上されています。

次に、地域づくり課関係では、移住定住促進対策事業に5,078万9,000円、交通政策事業に3,369万6,000円、コミュニティバス運行事業に3,050万円、乗り合いタクシー運行事業に1,204万9,000円、自治会活動推進事業に1億4,844万6,000円、地区公民館大規模改修事業に8,987万4,000円、地区公民館の活動支援に1億615万1,000円、地域づくり推進事業に1億5,000万円などが計上されています。

次に、企画課関係では、国際交流員招致事業に1,059万5,000円、姉妹・友好国際交流事業に591万円、プレミアム付商品券事業に1億1,668万4,000円、ICT推進事業に385万円、男女共同参画関係事業に750万3,000円、企業誘致対策費に9,061万8,000円などが計上されています。

07款商工費は、総額2億1,586万4,000円で、対前年度比11.5%増の2,228万9,000円の増額であります。

主なものは、各地域イベント補助事業に1,334万2,000円、合宿等誘致推進事業費補助事業880万円、観光協会運営補助

事業に1,125万円、島津義弘公没後400年記念事業に700万円、観光PR武将隊プロジェクト事業に2,342万6,000円、日置市商工会に対する商工業振興対策事業に1,779万4,000円、商工業制度資金等利子補給補助事業に900万円、健康交流館事業への操出金に4,359万2,000円などが計上されています。

09款消防費は、総額12億1,110万円で、対前年度比16.6%増の1億7,206万5,000円の増額であります。

主なものは、消防本部関係で、備品購入費として救助工作車・資機材更新事業に1億2,000万円、工事請負費として日吉方面団北分団車庫・吹上方面団永吉分団・和田分団車庫、今後整備を予定している分団車庫の設計料等に2億4,415万1,000円などが計上されています。

総務課関係では、自主防災組織育成事業に630万円が計上されています。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

総務課所管では、委員より、「危険家屋対策費で会議費が計上されている。会議の目的は。また、自治会や地区公民館のかかわりはどうなのか。そして、空き家対策で代執行までできるのか」との質疑に、「空き家計画の作成や特定空き家の認定など、空き家対策の総合的な推進を目的としている。会議に住民代表も入っていただく予定で、そこで自治会や地区館の意見を反映させたい。また、特定空き家と認定されれば代執行もできるが、先進自治体では余り例がない」と答弁。

委員より、「災害対策用の備蓄品の保管場所の現在の状況はどうなのか」との質疑に、「平成30年度に、旧日新小学校へ分散備蓄した。さらに分散を進める」と答弁。

財政管財課所管では、委員より、「ゴルフ場利用税交付金について、毎年減っている傾向だが、どうなのか」との質疑に、「国では

廃止に向けた動きがあるが、ゴルフ場のあるところは貴重な財源である。ただ、毎年減少する傾向にはある」と答弁。

委員より、「工事請負費で、旧吹上浜キャンプ村建物撤去工事が730万3,000円計上されているが、何棟撤去するのか」との質疑に、「24棟のうち13棟を取り壊す計画である」と答弁。

地域づくり課所管では、委員より、「東市来駅・湯之元駅の売上手数料、管理業務委託料ともに減少しているが、今後の見込みはどのようなのか」との質疑に、「東市来駅・湯之元駅の利用者は横ばいであるが、両駅で直接切符を購入する方が減ってきている。伊集院駅など他駅での購入やICカードの利用が主流となってきたことが主な原因と考えられる」と答弁。

委員より、「地区公民館管理費で、7,500万円計上されている。3地区公民館を大規模改修工事とあるが、どのような工事を行うのか」との質疑に、「坊野地区と花田地区公民館については、バリアフリーの工事で、飯牟礼地区公民館については、ガラスと屋内トイレの工事である」と答弁。

税務課所管では、委員より、「デジタルオルソ画像共同更新事業及びラピッドバージョンアップについて、どのような内容なのか」との質疑に、「デジタルオルソ画像の更新については、航空写真を撮って、それを実際の地図上に落としていく作業のことである。この画像の更新については、3年毎に更新を行っており、今回は平成28年度に更新を行っている。この目的については、年1回現地調査をしなければならないこととなっており、航空写真の有効活用として行っている。

ラピッドバージョンアップについては、地図情報システムの中に、一筆の図面を描くソフトがあるが、この更新を行うものである」と答弁。

委員より、「コンビニ納付の割合は上がってきているのか」との質疑に、「導入当時からすると、コンビニ納付の利用割合は上がってきている。納付しやすい環境ということで、金融機関で納付するよりも、24時間対応できることから利用率は上がってきている」と答弁。

次に、商工観光課所管では、委員より、「商工費国庫補助金で、「食の宝庫かごしま、食と農の競争力強化事業」とあるが、内容はどのようなものか」との質疑に、「地方銀行フードセレクション及び特産品ブランド戦略事業の事業費で、377万円の2分の1の計上である。内容は、商談会の会場使用料と日置ブランド販売促進などである」と答弁。

委員より、「島津義弘公没後400年記念事業の内容は」との質疑に、「合戦絵巻に440万円、戦国バスツアーに10万円、チャンバラ合戦に220万円、マルシェに30万円を計画している」と答弁。

企画課所管では、委員より、「プレミアム付商品券事業補助金の対象者はどのような方か。また、何名が対象か」との質疑に、「事業の対象は、低所得者と3歳未満の子育て世帯である。低所得者については、今後、扶養関係など税法上の要件が付されることになる。予算要求時点での抽出では1万8,230人である」と答弁。

委員より、「AI、SNSを活用した市民向けサービス向上システム構築業務委託とあるが、こういったものに乗りにおくれる市民が出て、情報格差が生じていくのではないかと。そこに対しての配慮を怠らないようにしてもらいたい」との質疑に、「これまでどおり、HPや広報誌等でしっかり周知していく」と答弁。

消防本部所管では、委員より、「土地購入費で、花田分団と伊作田分団の金額に差があるが、どのような内容なのか」との質疑に、

「吹上花田分団については、敷地全部を民地購入する金額であり、東市来伊作田分団については、伊作田地区活性化センターの駐車場内に建築を予定しており、北側の車庫出入口の用地を購入する金額を計上している」と答弁。

委員より、「備品購入費で、救助工作車・資機材が1億2,000万円計上されているが、その積算根拠はどうか」との質疑に、「最近救助工作車を導入した消防本部の購入金額と見積金額を参考に積算した金額である」と答弁。

会計管理者会計課所管では、委員より、「コンビニ収納件数は、市全体のものか。また、コンビニ統廃合に伴って、どのような対応を行っているのか」との質疑に、「件数は、会計課で支払いを行っている一般会計の件数であり、水道、国保、介護後期高齢の件数は含まれていない。コンビニ収納を委託している電算システムから、コンビニの統廃合の情報が届いている。スマホ決済アプリ「ペイジー」について、コンビニ収納一形態として平成30年4月から導入したところであり、平成31年2月現在で115件である」と答弁。

公平委員会事務局所管では、当局の説明で了承し、特に質疑はありませんでした。

監査委員事務局所管では、委員より、「監査委員の報酬について、識見委員の報酬10万6,500円、議選監査委員5万4,000円については、他の自治体との兼ね合いを勘案しているのか。識見と議選の額が何かしらあるのか」との質疑に、「県内各市の状況を勘案して定めたものである。旧町時代においても、識見と議選の報酬額の差は同様であったと思われる。県内の状況は、日置市は中間的な位置づけとなっている」と答弁。

議会事務局所管では、委員より、「議会イ

ンターネット中継の委託先はどこか」との質疑に、「専門業者であり、議会の会議録受注業者であり、会議録の調整など同一業者の優位性があると考えている」と答弁。

質疑終了後、自由討議に入りましたが、委員からの発言はありませんでした。

その後、討論に付しましたが、「10月からの消費税10%を盛り込んだ予算であり、消費税の増税には賛成できない。次に、サッカー場の駐車場に要するため、キャンプ場跡地のバンガロー解体予算で、サッカー場建設に関連する予算であり、賛成できない。次に、自衛官募集事務費で、本人に同意なしで名簿を抽出し提出するなど、個人情報保護の観点から、理解が得られないので賛成できない」という3点について反対討論がありました。

その後、採決の結果、議案第22号平成31年度日置市一般会計予算の総務企画常任委員会にかかわる部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第22号平成31年度日置市一般会計予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は3月7日の本会議におきまして当委員会に係る部分を分割付託され、3月8日、11日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長及び各担当課長等、当局の説明を求め、質疑・討論を行い、12日に現地調査を行った後、採決を行いました。

まず、平成31年度予算の歳出の概要について、当委員会所管に係る部分をご報告申し上げます。

市民福祉部所管では、総務費の戸籍住民基本台帳費で、諸証明書のコンビニ交付サービス事業等予算に、前年比878万9,000円増額の1億5,435万8,000円が計上されています。

民生費、社会福祉費、総務費では、第3期日置市障がい者計画等に基づき、障がい者等基幹相談支援センターを中核に、サービス等利用計画や各種相談業務の充実に努め、障がいのある方が抱える課題解決や適切なサービス利用に向け、きめ細かい支援の実施のために、また、老人福祉費では、日置市高齢者福祉計画に基づき、高齢者の誰もが住みなれた地域で安心して生き生きと自立した生活が送れるよう支援に努めるための計上がされています。

児童福祉費では、日置市子ども・子育て支援事業計画に基づき、多様化する保護者の教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、より弾力性のある第2期事業計画の策定に、児童措置費では、私立朝日ヶ丘幼稚園が、県が主体となる私学助成から、市が実施主体となる施設型給付へ移行することによる計上がなされています。

生活保護費では、生活保護法の基準に基づき保護の決定を行うとともに、保護受給者が自立できるように支援を、また、生活困窮者の自立支援を行うため、生活困窮者自立支援法及び日置市地域福祉計画に基づき、自立支援相談、就労準備支援、学習支援に加え、家計改善支援に努めるための計上がされています。

民生費総額は、前年比で4億517万8,000円増額の79億4,501万2,000円が計上されています。

衛生費の保健衛生費では、子ども医療費助

成制度を住民税非課税世帯の未就学児を対象とした窓口無料化に取り組み、母子保健事業では、不妊治療費助成事業等、新生児聴覚検査費助成、また、マタニティボックスの配布や新たに産後2週間と1カ月の産婦の健康診査を行う産婦健康診査、予防接種ではあらたにロタウイルスワクチンとおたふくかぜワクチンの任意予防接種の助成に取り組み、市民のニーズに合わせた子育て支援を推進することとし、予算計上しています。

環境衛生費、環境衛生総務管理費では、第2次日置市環境基本計画が策定され、計画書及び概要版の作成費が計上されています。また、今回新たに公害対策費で臭気指数測定器1台が購入され、今後は、本市においても環境調査において本格的に臭気指数が活用される予定であります。

清掃費では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の処理を行うために計上がなされ、衛生費総額で前年比1,525万3,000円減額の、34億5,708万7,000円となっています。

次に、教育委員会所管では、教育費で前年度比6億3,280万8,000円の減額で24億4,700万5,000円が計上されています。

教育施設の整備では、(仮称)日吉義務教育学校整備事業の校舎増築工事に着手し、市内小中学校のあり方については、保護者や地域住民との合意形成を前提とし教育環境の整備に、また、公立幼稚園については、日置市立公立幼稚園のあり方に関する基本方針に基づき、子育てニーズに対応、小中一貫教育では、9年間を通して生きる力を身につけた児童生徒の育成に努めるための計上がされています。また、小学校及び中学校維持補修費では、新規で学校施設長寿命化計画策定に係る実態把握調査業務費が計上されておりますが、これは文部科学省からの義務化で行うための

計上であります。

社会教育については、東市来運動公園屋内多目的施設整備事業や吹上浜公園サッカー場整備事業など、施設整備を通じたスポーツ交流人口の拡大に、また、2020年10月3日から13日の日程で開催される「燃ゆる感動 かがしま国体」の開発準備や啓発活動に努めるための計上がされています。

次に、歳入の主なものは、児童福祉費負担金で、保育料の1億8,589万5,000円、指定ごみ袋やクリーンリサイクルセンターの自己搬入手数料など清掃手数料で8,709万3,000円、雑入の資源ごみ有価物売却代等衛生雑入で、3,228万2,000円、学校債は（仮称）日吉義務教育学校整備事業と伊集院北小学校整備事業1億5,990万円などです。

このほか、医療・福祉・環境・衛生・教育分野での各種事業での各種事業における国・県の負担金・補助金、雇用保険料などが主なものとなっています。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

市民福祉部・市民生活課関係では、委員より、「3月補正で教育委員会の東市来文化交流センターの太陽光発電機の修繕が900万円かかるため、メリットが少ないとのことと全額除去となった。住宅用太陽光発電システム設置事業補助金は何年経過か。また、今後見直しも必要ではないか」との問いに、「日置市の住宅用太陽光発電システム設置事業補助金は、平成26年度から実施している。平成29年度からは補助額を下げた。この事業は、31年度までとなっており、31年度中に見直しを検討する」との答弁。

また、委員より、「生ごみ事業に取り組む自治会数と世帯数はどれくらいの見込みか。また、生ごみ収集委託業者は4事業者だが、単価はどうなっているのか」との問いに、「129自治会で収集箇所は670カ所を想

定し、31年度は650世帯の増加を見込み、全体では、1万2,650世帯を見込んでいる」との答弁。

また、委員より、「公害対策費の備品購入で臭気指数の測定器の予算が計上されているが、購入は早急にできるのか。また、誰が測定に行くのか。地域から要望があれば貸し出せないのか。今後、苦情が出たらどのような対応になるのか」との問いに、「納品時期については確認がとれていない。市民等からの通報には、職員が出向いて臭気指数測定器ではかって、数値が高かったら緊急で業者に委託して分析を行うことになる。臭気指数については、一過性のもではなく恒常的なものに対して調査、分析の流れとなる。また、自治会等から要望があれば測定器を貸し出そうと考えている」との答弁。

次に、福祉課関係では、委員より「放課後健全育成事業の新規はどこか」との問いに、「ニーズ調査をもとに、伊集院小学校区及び妙円寺小学校区に1クラブずつ保育園等に公募している。妙円寺小学校区は美山保育園が手を挙げた。校区内の空き店舗を活用する計画であるが、伊集院小学校区は、検討している団体はあるが、スペースの確保などが課題となり、未定である」との答弁。

また、委員より、「多子世帯子育て支援給付金の対象は530人だが、31年度が5カ年計画の最終年度になるのか。今後の事業の見通しはどうか」との問いに、「日置市まち・ひと・しごと総合戦略で、今後財源を含めて検討が必要となる。財源がなければ事業の継続は厳しいと考える」との答弁。

次に、健康保険課関係では、委員より、「体験型健康医学教室は、31年度が最終年度だが、検証はどうか。今後も受講したい市民のためになんらかの形で継続、また、健康食メニューの今後の計画と健康医学士の資格に関して、詳細を伺う」との問いに、「この

研修を受けた方々を対象に、フォローアップ講座も行って、今後こういう教室を開いていただくための人材育成を来年度計画している」との答弁。

また、委員より、「今回、フッ化物洗口液が医薬材料費で出ているが、詳細を問う」との問いに、「既に、あづま保育園・明信寺保育園・伊集院北保育園・厳浄寺保育園が取り組んでおり、平成30年度はモデル事業として、口腔保健協会の協力で美山保育園・田代保育園・伊集院幼稚園の3園が取り組んでいる。平成31年度に予定しているのは保育園・幼稚園の3園で、これから呼びかけることになる。4・5歳児に対して毎食後にフッ化物洗口液を口に含んで、1分間グジュグジュとうがいをして吐き出す方法であり、県内では、薩摩川内市・さつま町・霧島市・始良市が先行して行っており、虫歯対策にかなりの効果が出ているものである。さつま町では、保育園・小学校・中学校まで実施され、数年の歴史がある。また、新潟県では30年から40年の歴史があるが、フッ化物洗口液は健康に影響はないとされ、県歯科医師会も推奨している」との答弁。

次に、介護保険課関係では、「元気度アップ事業と地域でデビューポイントアップ推進事業の違いについて。また、地域でデビューポイントアップ推進事業グループ転換金の実績はどうか」との問いに、「元気度アップ事業は、65歳以上の個人が研修を受けて登録し、1年間の上限額が5,000円である。地域でデビューポイントアップ推進事業は、構成員が3人以上で、うち65歳以上の方が半分以上で組織されることが条件となる。平成29年度実績は165万円程度で、日置市の商品券に換金している。1団体の上限が1年間に10万円で、29年度は10万円の換金が2団体である」との答弁。

次に、教育委員会の教育総務課・学校教育

課所管では、委員より、「平成29年度の子どものいじめ、教員とのトラブル等の件数はどうか。また、増加傾向にある要因は何か。31年度はどのような取り組みを考えているのか」との問いに、「いじめ件数は、平成29年度、小学校5件、中学校5件、平成30年度は、小学校26件、中学校99件である。校長会研修・教頭会研修で、いじめを1件でも多く発見し、1件でも多く解消することを説明し、いじめに対する意識が浸透してきたのではないかと考える。これらは全て解決された。平成31年度は、子ども支援センター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用を各学校に周知していきたい」との答弁。

また、委員より、「不登校生徒を対象にしたふれあい教室は、現在伊集院地区公民館で実施されているが、ほかの場所へもふやす検討は行ったのか。また、指導員3人体制となるが、受け入れ体制はどうか」との問いに、「ふれあい教室の場所の検討を行っている。平成31年度からは、これまでの週3日を週5日にし、開設日は指導員2人で受け入れることにした。現在25人だが、もう少し受け入れられる」との答弁。

次に、社会教育課関係では、委員より、「民俗伝承芸能等交付金にそもそも伝承芸能ではない鉄砲隊が加わっているが、要綱はあるのか。62団体を認定しているが、新たな団体を認定する基準はあるのか。また、新規団体の審議は文化協会が行うのか。定例教育委員会が審議するには、規定があるのか。」との問いに、「民俗伝承芸能等交付金の交付要綱はあるが、新規の団体の交付規定の明文化はされていない。文化財審議会や定例教育委員会で審議している。認定基準のない新しい団体については、定例教育委員会で審議している。重要案件に関することは教育委員会が審議すると規定されており、鉄砲隊は今後

保存していきたい団体として、交付要綱に追加した」との答弁。

また、委員より、「成人教育大学の日吉大学の実績は。また、これは、高齢者を対象にしているようだが、ほかの3地域にもあるのか。これは、公民館講座や自主講座とは別なのか。また、ほかの講座は最低10人以上いなければ開設されないが、日吉大学はどうか」との問いに、「日吉大学は9講座あり、最低人数の制限はない。園芸・グラウンドゴルフなど、9講座に149人が参加している。日吉大学は日吉町のときからのもので、ほかの3地域にはない。日吉大学は地区館講座と同じ講座もある。中央公民館講座や自主講座とは重ならない」との答弁。

そのほか、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。

その後自由討議を行いました。

委員より、「高齢者を対象とした日吉地域限定の成人教育事業の日吉大学については、市内の事業の公平性から、他3地域と同様に公民館講座への移行を、今後検討すべきではないか」、「体育施設や文化施設の老朽化に対して、31年度にも多額の修繕予算が計上されていたが、今後のあり方の検討や計画が必要ではないか」、「2年後に開設される、本市初の義務教育学校の日吉学園については、地域からの声もいろいろな点であるようだ。十分な地域との連携が必要である。1つのモデルとしての今後に期待したい」、また、「民俗伝承芸能等交付金では、鉄砲隊は昔から伝承されてきたものではなく新たに始められたものであり、この交付金に連なるには、今後、新たな活動を起こす市民が出てくることも想定されるために、市民に理解されるような交付金事業の要綱の改正が必要ではないか」等、多くの意見が出ましたが、自由討議を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第22号平成31年度日置市

一般会計予算の文教厚生常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

今回の自由討議での内容は、当初予算化に当たり多くの示唆を与える形となりました。当局におかれましては、4町合併より14年となりますことから、日置市としての一つの塊としての政策として、公平性や平等性を鑑み、改善すべき点はしっかりと今後検討いただきたいと申し添えておきます。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております議案第22号平成31年度日置市一般会計予算につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、3月7日の本会議におきまして当委員会に係る部分を分割付託され、3月8日、11日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び担当課長、農業委員会事務局長など当局の説明を求め、現地調査の後、質疑・討論・採決を行いました。

まず、平成31年度予算の歳出の概要について、当委員会所管に係る分をご説明申し上げます。

6款農林水産業費は、総額11億5,070万2,000円で、前年度より6,527万8,000円の増額となっております。

主な事業は、農業委員会で、補助金及び交付金で遊休農地の整備に係る経費の補助に100万円。

農林水産課では、補助金及び交付金で、市内95集落協定分に対する中山間地域等直接支払交付金事業に8,277万8,000円、

活動火山周辺地域防災営農対策事業に2億221万5,000円、オリーブによる6次産業化を目的とした新産業創出支援事業に862万7,000円、新規就農・後継者育成事業に512万1,000円、農業次世代人材投資事業に3,075万円となっております。

農地整備課では、補助金及び交付金で、農地・農業用施設の維持管理や長寿命化、農村環境の保全活動を支援するための多面的機能支払金に1億4,235万1,000円、農道・水路等の維持補修に係る原材料や機械借上げ料を支援する農道等施設整備事業に2,950万円などとなっております。

次に、8款土木費では、総額12億5,512万9,000円で、前年度より2億7,716万5,000円の増額となっております。

主な事業は、道路新設改良費の工事請負費で、辺地・過疎対策事業による市道2路線の整備に3,850万円、一般道路整備事業費による道路の整備に5,715万円、河川総務費委託料で、山仁田川排水対策設計委託及び河川堤防伐採委託等に1,233万6,000円、公園費の工事請負費補助事業で、東市来運動公園、伊集院運動公園改修工事に3億2,450万円、住宅建設費の工事請負費で吹上福祉センター解体工事等に7,045万5,000円となっております。

11款災害復旧費では、総額3,575万4,000円で、前年度より12万円の減額となっております。

内訳は、農地農業用施設災害復旧費が1,514万4,000円、林道災害復旧費が60万5,000円、治山施設災害復旧費が40万5,000円、公共土木施設災害復旧費1,960万円となっております。

次に、歳入の主なものは、NTTや九州電力などの道路占用料が1,238万3,000円、

公営住宅使用料は2億2,929万円、公営住宅駐車場使用料が806万6,000円、一般住宅貸付収入が1,307万9,000円、農林水産業雑入が742万8,000円となっているほか、各種事業における国・県の負担金・補助金、雇用保険料、徳重地区土地区画整理事業精算金などの雑入となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、農業委員会関係では、委員より、「遊休農地解消事業の整備実績はどうか」との問いに、「100万円の予算で現在6件申請があり、面積が1.8haの整備実績である」との答弁。

また、委員より、「担い手農家結婚支援モデル事業の実績はどうか」との問いに、「新規就農する担い手はあったが、平成30年度は、現在のところ実績がない」との答弁がありました。

次に、農林水産課関係では、委員より、「いちご消費拡大事業について、本市の苺の現状はどうか。また、具体的にどういうPRを考えているのか」との問いに、「ことしの相場は、約2割高で推移している。消費拡大については、イチゴブックによる市内観光いちご園や、苺を使ったレシピの紹介、また、消費地である鹿児島市の商業施設等での即売会を含めたイベントの開催を計画している」との答弁。

委員より、「スクリミングカイの駆除効果はどうか」との問いに、「水田確認調査時の印象では、被害は減少していると思われる。農家への認知度も上がっているので、3年目の31年度で終了予定である」との答弁。

委員より、「オリーブの6次産業化に向けた方向性はどうか」との問いに、「鹿児島オリーブを中心に、化粧品・畜産の資料の開発をしていく。また、オリーブを活用した多目的レストランも検討している」との答弁があ

りました。

次に、農地整備課関係では、委員より、「永吉ダムの維持管理県補助金収入は50万円で、歳出は約369万円である。管理と責任の所在についてはどうなっているのか」との問いに、「ダム本来の財産は鹿児島県であるが、日置市は鹿児島県と管理協定を締結しており、永吉ダム管理規定等により管理を行っている。責任の所在については、崩壊の原因等が管理規定・操作規定に違反した場合は、市の責任になると思われるが、地震・豪雨等の災害や構造的な問題による場合については、県の責任になると思われる。また、維持管理費用がふえてきているため、機会があれば県へも補助金の増額を働きかけていきたい」との答弁。

委員より、「農道等施設整備事業の工事請負費は、なぜ単独事業か。多面的機能支払い交付金事業の工事請負費との違いは何か」との問いに、「集落道や多面的機能支払交付金事業、中山間直接支払制度の対象区域となっていない地域などを単独事業で取り組んでいる」との答弁がありました。

次に、建設課関係では、委員より、「土地区画整理費の移転補償2,000万円の補償内容は」との問いに、「今まで移転していただいた方への家賃保証を計上してある」との答弁。

委員より、「道路維持作業員が4名ふえることで、今までできなかった部分が解消できるのか」との問いに、「各支所1名ずつ4名の増員であり、雇用年齢についても総務課と協議し、70歳までの雇用を行えるようお願いしている。効率的な道路維持作業のため、業者への業務委託や作業班をふやすことなども検討したが、伐採以外にもいろいろな対応が可能であると判断し、作業員を増員した」との答弁。

委員より、「公営住宅管理費の中に駐車場

管理業務があるが、管理組合はいくつあるか。また、駐車場等で苦情や問題等はないのか」との問いに、「伊集院地域9団地、日吉地域2団地、吹上地域11団地の計22団地で管理組合がある。年に数回程度、苦情等があるので、住宅の掲示板等への周知や、悪質な駐車違反車へは張り紙をして注意を促している」との答弁。

委員より、「これまでも山仁田川の排水対策については改修してきたが、今回の排水対策設計委託はどのような内容か」との問いに、「15年ほど前に、山仁田川上流部に水の調整池を設置する計画があったが、今回、湯之元球場と消防学校の間の宅地開発が進んだこともあり、再度、検討するための概略設計の予算である」との答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

自由討議の後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第22号平成31年度日置市一般会計予算、産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

ここで、しばらく休憩します。次の開議を午後1時からとします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第22号について討論を行い

ます。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第22号平成31年度日置市一般会計予算に対する反対討論を行います。

昨日成立しました2019年の国家予算は、当初予算で一般会計の総額が史上初めて100兆円を超えました。安倍首相のもと、7年連続でふえ続けた軍事費は、ついに5兆2,574億円と、史上最高額を更新しました。アメリカの言いなりにF35戦闘機などを爆買いする予算となっています。また、この国の予算は10月からの消費税増税を前提にしていますから、増税と大軍拡のこのような国の悪政から、市民の命や暮らし、地域経済を守ることが地方自治体には求められています。

それでは、この日置市の当初予算の中の、私が問題だと思うこと、今回は3点に絞って討論させていただきたいと思います。

総務費の中に自衛官募集の予算が3万3,000円ほど計上されておりますが、本市は新規自衛隊員募集への協力として、自衛官適齢者の名前と住所を名簿として提供しています。これは、個人情報保護から見ても重大問題ではないでしょうか。安倍首相が2月10日の自民党大会で、自衛隊の新規隊員募集に対して都道府県の6割以上が協力を拒否していると言っているように、4割しか協力していません。防衛省が地方自治体に協力を求める根拠は、自治体が募集に関する事務を行うと定めた自衛隊法97条と、防衛大臣は必要な報告または資料の提供を求めることができるとする同法施行令120条です。しかし、施行令は防衛省が要請できるとあるだけで、自治体が募集に協力する義務はありません。なぜ本市は、防衛省にだけ特別に名簿の提供をするのでしょうか。本人や保護者

の同意なしに個人情報を提供することが、自治体として許されるのでしょうか。住民からの行政への不信を招くのではないのでしょうか。戦争中、戦時中は、自治体が住民に赤紙を配り、戦争に協力していきました。またそういう時代が来るかもしれないと、不安に思う市民もたくさんいるのです。本人や保護者の同意なしに名簿提供することは大問題だとして、住民運動が起きているところもあるようですので、申し上げておきます。

さて、毎回指摘しております人権啓発事業費の37万8,000円は、部落解放同盟という特定の団体への補助金であり、私は認めることはできません。どうしてこの団体にだけ、人権啓発の補助金が必要なのでしょう。国の同和対策事業はとっくに終わりました。逆差別と言われても仕方がないではありませんか。税金の使い道としてふさわしくないと、私は考えます。

また、吹上浜の人工芝のサッカー場の建設は、サッカーというスポーツを通して交流人口をふやし、吹上地域の活性化につなげるという目的のためにつくられるものです。が、この工事費約3億8,000万円、また、吹上浜キャンプ場跡に残るバンガローやトイレなどを取り壊し、サッカー場の駐車場にする計画で、その取り壊し費用が約730万円も今度の予算に計上されています。このサッカー場建設について、私のところには住民の皆さんからいろんな声が寄せられておりますが、もっと市民の本当に役に立つことに税金は使ってほしいという声があります。国保税などの引き下げはできないのに、値上げになるのに、サッカー場については借金をしてまでつくる必要があるのでしょうかという声もあります。市の財政は厳しいと聞いていますが、サッカー場などつくっている場合じゃないでしょ、つくった後の維持管理や借金の返済など大丈夫ですか、このような声が寄せら

れています。私はやはり、サッカー場の建設について、認めることはできませんので、本予算に反対の理由の一つに上げさせていただきます。

市民の願いは、平和なこのまちで安心して暮らしたいということです。命が最優先され、暮らしに希望が持てるような行政を願っています。しかし、2019年度の日置市の一般会計予算は、消費税の増税を国の言いなりに市民に押しつけ、国保税の増税とのダブルパンチで住民を苦しめる予算と言わなければなりません。

以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、田畑純二君の賛成討論の発言を許可します。

○20番（田畑純二君）

私は、ただいま議題となっております議案第22号平成31年度日置市一般会計予算に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、ただいま反対討論された山口初美議員が指摘された3点については、私は同意するには違和感を感じるものでございます。

次に、総括的に申し上げます。

本予算は、本市の喫緊の課題である人口減少問題の克服と地方創生につながる施策事業を確実に実行するとともに、引き続き第2次日置市総合計画に掲げる将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまちひおき」の実現に向けた取り組みを着実に進めることを基本としております。そしてまた、徹底した行財政改革を推進して、現下の極めて厳しい財税状況にも対応するとしております。

それで、総括的に申し上げますと、本予算は、日置市民のより一層の福祉の向上に役立ち、なお一層、安心安全で災害にも強くて市民の生命財産を守り、安定した明るく豊かで

夢と希望の持てる、住みたくて住みよい日置市をつくっていき、日置市民のますます幸福で物心豊かな日常生活の実現にも役立ってくれるものと思っております。ですから、今さっきありました各常任委員会の委員長報告のとおり、異議は全くなく、私は賛成討論とするものでございます。

以上。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第22号平成31年度日置市一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第10 議案第23号平成31年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第11 議案第28号平成31年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第12 議案第29号平成31年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第13 議案第30号平成31年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（並松安文君）

日程第10、議案第23号平成31年度日置市国民健康保険特別会計予算から日程第

13、議案第30号平成31年度日置市後期高齢者医療特別会計予算までの4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第23号平成31年度日置市国民健康保険特別会計予算から議案第30号平成31年度後期高齢者医療特別会計予算までの議案4件は、3月7日の本会議で当委員会に付託され、3月8日、11日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、各担当課長などの当局の説明を行い、3月12日に討論・採決を行いました。

これより、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第23号平成31年度日置市国民健康保険特別会計予算についての主なものをご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億8,139万3,000円とするもので、前年度比9.457万9,000円の増額であります。

平成31年度予算については、県に納める納付金の増額、また、医療費適正化特別対策費は、これまで総務費に入っていましたが、県からの指導で今年度より保険事業費に入っています。

それでは、歳入の主なものをご紹介します。

保険給付費等交付金は、前年度より5,079万4,000円増額の44億6,368万5,000円で、療養給付費、高額医療費ほか保険給付費相当分に当たる金額が県から交付されるものであります。

一般会計繰越金は、前年度より1,553万7,000円減額の4億8,540万5,000円で、7割・5割・2割軽減相当分の補填額な

ど、法定繰入金のほかに、これまで同様の1億円の法定外繰入金を計上してあります。

次に、歳出の主なものをご紹介します。

事務的な経費はほとんど変わらず、診療報酬明細書等電算処理料初めシステム改修委託料等で1,115万8,000円を、連合会負担金222万円は被保険者数に対する負担金やKDBシステム負担金で、レセプトと特定健診データをもとに医療費分析等を行うものであります。

また、一般被保険者療養給付費負担金は36億8,836万8,000円で、県への納付算定に基づく給付見込みであります。これは、3年間の医療給付費の推移から31年度の見込みになり、ここで負担したものは県の普通調整交付金で全部賄われていくものであり、ほかの給付費についても同様であります。

事業費納付金は、一般被保険者医療給付費分が11億59万1,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等分は2億9,671万円、介護納付費分は8,921万4,000円であります。

また、昨年度導入の特定健診インセンティブについては、無関心層等の方たちへ褒美を与えることによって受診率等の向上を図るもので、国も推奨しており、保険者努力支援制度の中でも取り組みが評価されるものであります。本市は、受診率は上がっているものの、若い年代層が低いため、4月1日で40歳の方に対して受診された場合1,000円の商品を差し上げるものであります。

また、特定保健指導に該当された方の保健指導実施率も評価の対象となるため、6カ月の保健指導導入時に500円の商品券を差し上げるものであります。

国保ヘルスアップ事業費の生活習慣病重症化予防プログラム委託料299万2,000円は、このままだと人工透析に移行しそうな糖尿病性腎症の方をリストアップし、広島県呉

市で実績のある事業所に委託し、専門看護師が面談や電話支援を6カ月かけて実施するもので、1件40万円、7人分の計上でありませぬ。高額ではありませぬが、人工透析になると年間600万円かける年数の医療費が発生するため、費用対効果を考へての予算でありませぬ。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、「国民健康保険税の納期を6期から10期への変更により、収納率の見込みはどうか」との問いに、「本年度予算で滞納システムを更新しており、31年度からは毎月40件程度の預金調査等が、6,000件可能となるために、収納率アップも予想される。10期になることで、収納率も改善されていくものとする」との答弁。

また、委員より、「特定健診の未受診者と治療中断者等を訪問や電話等による受診勧奨の効果はどうか。また、治療中断者をどれくらい訪問し、その後の治療継続した人はどれくらいか」との問いに、「看護師による訪問と電話連絡を行ったが、最近では固定電話が減少しているため、電話をかけられる件数は減少している。訪問の中で健康相談を受けることもあり、効果はあると考へる。レセプトの結果から3カ月以上中断していると思われる方を月に十数件程度訪問し、治癒した結果の中断のほか、自己中断であれば受診勧奨している」との答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第23号平成31年度日置市国民健康保険特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号平成31年度日置市温泉給湯事業特別会計予算について主なものをご報告いたします。

今回の予算の総額は、歳入歳出それぞれ

493万2,000円とするもので、前年度と同額であります。

それでは、歳入の主なものをご紹介します。

温泉使用料は6施設分の有料使用料で279万3,000円を、また、一般会計繰入金は7施設分の無償分使用料で213万6,000円であります。

次に、歳出の主なものをご紹介します。

吹上温泉施設維持管理に係る費用で需用費は、ポンプ部分のインペラ、グリス、電池等やポンプ給湯管の補修費等で325万4,000円、その他委託料で96万2,000円と、前年度並みの計上となっております。

次に、委員の質疑の主なものをご紹介します。

委員より、「施設維持修繕料の給湯管・送湯管布設がえはどこの部分か。直径は何cmの管か」との問いに、「泉源がB・C・D泉源と3カ所あり、BとD泉源を1回集めてポンプ室から貯湯槽に上げているが、その区間を3回に分けて布設がえしている。平成30年度はポンプ室から3分の1の布設がえを実施。平成31年度は真ん中の管の布設がえである。直径は7.5cmである」との答弁。

また、委員より、「合併して13年、この温泉給湯事業はこれからも続けるのか。市の方針は決まっているのか。東市来の湯之元温泉の方々からは何か意見は出していないのか」との問いに、「このままずっと市が経営していくことは決まっておらず、いつどうするのかも具体的に決まっていない。吹上砂丘荘とゆーぶる吹上との経営状況等を確認した上で次の段階ではないかと考へる。今のところ、協議も行っておらず、ほかのところからの声は聞いていない」との答弁。

ほかには質疑がなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第28号平成31年度日置

市温泉給湯事業特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号平成31年度日置市介護保険特別会計予算について主なものをご報告します。

平成31年度の予算額は、歳入歳出それぞれ57億1,168万4,000円とするものであります。前年度比で1億3,206万7,000円の増額となっています。

それでは、歳入の主なものをご紹介します。

介護保険料で10億9,151万6,000円を計上、第1号被保険者保険料を、30年度から月額基準を6,100円とし、6期と同様に9段階に細分して納付します。

被保険者総数を1万6,524人とし、このうち特別徴収が1万5,145人で10億2,075万5,000円、普通徴収が1,367人で7,026万1,000円の計上であります。

雑入で、小規模多機能ホーム養母の里財産処分納付金219万8,000円の計上は、30年度になってからは納付が全くなされていない状況で、再三の連絡、訪問等を重ねて対応しているが、顧問弁護士より納付は不能であるとの見解をいただいている状況であります。

次に、歳出の主なものをご紹介します。

保険給付費で、要介護1から5の居宅介護サービス給付費で3万169件を見込み15億4,677万4,000円を、要支援1・2の介護予防サービス給付費で5,008件を見込み9,821万5,000円、介護認定審査会費、報酬の1,364万2,000円、介護認定期間の延長等により、年々、審査判定件数が減っているため、これまでの12合議体から1減らして11合議体に、一般管理費、委託料の190万6,000円は、8期事業計画の実態調査のための委託料として36万円、約3,000人分の調査分析業務

委託費、100万円等の計上であります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、「高齢者の実態調査は、前回と異なる調査内容があるのか」との問いに、「調査内容については国から示されることになっており、示されるのが31年度になってからであるため、現時点では調査内容はわからない」との答弁。

また、委員より、「養母の里を事業継承者が買い取ったとのことであるが、責務は、前事業者の貸し付けであると理解していいのか」との問いに、「前事業者の貸し付けである」との答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第29号平成31年度日置市介護保険特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号平成31年度日置市後期高齢者医療特別会計予算について主なものをご報告します。

今回の予算は、歳入歳出それぞれ6億7,848万4,000円とするものです。

それでは、歳入の主なものをご紹介します。

特別徴収保険料の現年度分2億3,376万9,000円で昨年度同様の約5,700人分を見込み、普通徴収保険料の現年度分1億9,753万9,000円で昨年度同様の約3,300人分の見込みを、また、一般会計繰入金の事務費繰入金で1,665万9,000円を、保険基盤安定繰入金2億1,277万9,000円は保険料均等割の7割・5割・2割軽減措置の補填分であります。

保険料につきましては、安定した財政運営を確保するため、2年単位で費用と収入を見込み賦課総額を算定しており、平成30年度に保険料の改定が行われ、均等割額は5万

500万円、賦課限度額は62万円、1人当たり5万1,845円となる見込みであります。

次に、歳出の主なものをご紹介します。

後期高齢者医療広域連合納付金6億4,811万1,000円、健康診査費の長寿検診委託料で1,265万4,000円、疾病予防費、人間ドック委託料で527万6,000円であります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、「重複頻回で東市来地域の予算が多いが人数が多いのか。また、はりきゅうの利用者が多い年代だが、整形外科と一緒に受診ができるのか」との問いに、「東市来が高いのは、1人の方の8日から9日雇用ができず、9日を3人での雇用となっている。重複頻回は、3カ月連続の方や同一科目に受診されている方の訪問を行っている。整形外科でははりきゅうのリハビリを行っている場合は、併用はできない」との答弁。

また、委員より、「骨折予防プロジェクトレセプトデータはどういったものか」との問いに、「電子化するための手数料で、国保連合に委託するものである」との答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第30号平成31年度日置市後期高齢者医療特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第23号について討論を行い

ます。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第23号平成31年度日置市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

ことしの予算は、国保税を資産割を縮小した分をほかの所得割・均等割・平等割に転化しました。一部引き下げられた世帯があることは評価をいたしますが、引き上げられた世帯が多くあり、この点を私は認めることができません。全国知事会や市長会なども、国に国庫負担をふやすことを求めています。公費1兆円の投入で、協会けんぽ並みに引き下げが可能です。また、全国知事会も、子育て支援に逆行するとして子どもの均等割の軽減を求めています。その財源としては、大企業や富裕層に応分の負担を求め、消費税に頼らない別の道で、国保税の引き下げと増税中止が実現できると考えます。

この国保の予算は、負担増で市民を苦しめる予算であり、私は認めることができません。以上です。

○議長（並松安文君）

次に、坂口洋之君の賛成討論の発言を許可します。

○17番（坂口洋之君）

議案第23号平成31年度日置市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険制度のもとで、誰もがいつでもどこでも保険証1枚で医療行為が受診できることを目指し、この制度の存続に努めてまいりました。平成30年度より、鹿児島県が財政運営の主体となり国保運営の中心的な役割を担う一方、市町村は地域住民の身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保険事業等の、地域における

細かい事業を引き続き担ってきました。保険税率については、平成31年度より、段階的に資産割・所得割・均等割・平等割が見直され、資産割がなくなり、課税方式が現行の4方式から3方式となります。本市においても、厳しい国保財政、長引く景気の低迷、国民年金生活者の割合の高い本市の中、国民健康保険の負担と給付をどうするか、本市においても大きな課題であります。

平成31年度においては、県が示した保険料総額に基づく1人当たりの標準保険料額が、本市においては11万2,309円となります。31年度も医療費抑制のために、本市においても特定健診の受診率の向上、ジェネリック医薬品の促進、重症化予防教室、運動と栄養の指導教室等取り組まれ、実績も評価されています。

今回の予算は、このような状況の中で負担と給付、将来にわたり医療制度維持する上での努力がなされており、平成31年度の予算措置が適正であると考え、このことについては賛成といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第23号平成31年度日置市国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第28号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号平成31年度日置市温泉給湯事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第29号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

議案第29号平成31年度日置市介護保険特別会計予算に反対討論を行います。

私は、介護の必要な人が必要な介護を安心して受けられる介護保険制度になっているかどうかという視点で考えたときに、介護保険事業は、保険料が3年ごとに、見直しのたびに高くなる一方、サービスは利用しにくくなっている状況だと思います。保険料は、制度が始まったころと比べても倍以上になっています。また、認定されてもサービスを受けられるかどうか、お財布と相談しなければなりません。

57億1,100万円の予算総額の中で、介護予防の取り組みなど、施策など高く評価をいたします。しかし、政府は制度の持続性確保のためとして、負担増や給付制限をさらに進めながら全世代型地域包括ケアを推進し、社会保障への国の責任を後退させようとしています。さらに、20年度に向け、利用料の原則3割負担化や施設の食費・部屋代を軽減する補足給付の資産要件に宅地などの資産を

導入することや、ケアプランの有料化など検討されています。ますますサービスを利用しにくくなることが予想されます。

先ほども申し上げましたが、見直しのたびに保険料が上がりサービスは低下し、利用しにくくなっています。どこに住んでいても、誰もが安心して必要なサービスを利用できる制度にしていくことが、また、負担を軽減していくことが求められています。このことを最後に申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、橋口正人君の賛成討論の発言を許可します。

○11番（橋口正人君）

ただいま議題となっております議案第29号平成31年度日置市介護保険特別会計予算について、私は、賛成の立場で討論をいたします。

30年度より第7期介護保険事業計画がスタートし、31年度は2年目を迎えますが、介護保険料は3年ごとに設定され、第7期においては、標準月額6,100円に引き上げられ、運営を進めているところであります。

本市においても、高齢化が進み介護を必要とする人がふえてきており、65歳以上の5人に1人が介護認定をされている状況にあります。

そのような中、本市では、介護予防日常生活総合事業の運用や、一般介護予防事業の筋ちゃん広場の立ち上げ等により介護予防事業に積極的に取り組みながら、高齢者のみならず市民の方々が自立して生活を送れるよう、サービスの質の向上や在宅医療介護連携強化など切れ目のない支援と地域包括ケアの実現に向けて、一体的に取り組んでいるところであります。

そのほか、適正な介護認定審査業務や介護予防事業の強化など、多様な事業への取り組

みが結果として介護給付費への抑制につながるものとして、今回の予算は適正と判断し、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第29号平成31年度日置市介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第30号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第30号平成31年度日置市後期高齢者医療特別会計予算に反対討論を行います。

75歳以上の高齢者を後期高齢者として、家族からも引き離し、別枠の医療制度をつくった制度そのものが問題だと、差別だと考えます。また、昨年度は、現役並所得者に医療費負担の2割負担が導入をされました。保険料や医療費の負担も重く、ことしは保険料の軽減措置も廃止されるなど、高齢者を苦しめる予算と言わなければなりません。

以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、西園典子さんの賛成討論の発言を許可します。

○15番（西園典子さん）

私は、平成31年度日置市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

2008年、この制度が始まってから10年が経ちました。それ以前は、妊娠出産にかかわる妊婦検診なども窓口負担10割負担であったときも、お年寄りは無料で医療を受けることもできた時代もありました。そうした時代の流れは、一方で、子育ては個人の問題で金がかかるといふ思いを定着させて、少子化の一因にもなり、また一方では、高齢者医療無料化は医療財政の悪化というものを招いてしまいました。

この後期高齢者医療制度は、家族を分断するのではなく、保険料を納めるところと使うところを都道府県広域連合に一元化して、財政、運営、責任などを明確にして、公費5割、国保や被用者保険などが4割、高齢者1割という、まさに税金を払う若者たちに支えられて高齢者自身も責任を果たすという、みんなで助け合う制度として現在に至っております。

しかし、国民医療費約30兆円に上る中で、高齢者医療費は全体の3分の1を占め、年々その割合は上昇しております。保険料は、均等割と所得割で9割軽減、また2割軽減へと4段階に分かれ、低所得者に負担を軽くしております。

日置市の保険料徴収率は、平成29年度、現年度分で99.71%で、ほとんどの方が納めていただいております。また、高齢者1人当たり診療費は、平成29年度日置市平均92万6,323円と県内10番目というところで、本人が納める保険料の約10倍近い恩恵を受けております。

市町村の役割は、保険料徴収・申請などの窓口業務や、健康保持増進などの長寿健診、訪問指導、人間ドッグ、7割助成など、元気で長生きできるようさまざまな事業を行っております。高齢少子社会が進み、現役世代の

割合が減少する中で、長く生きることのできる幸せを大切にして、高齢者自身が自らの命を守る努力と、守ってくれるこの医療制度をそれぞれが大切に育てることこそ大事なことと思います。

そうした思いでもって、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第30号平成31年度日置市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第14 議案第24号平成31年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第15 議案第25号平成31年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第16 議案第31号平成31年度日置市水道事業会計予算

○議長（並松安文君）

日程第14、議案第24号平成31年度日置市公共下水道事業特別会計予算から、日程第16、議案第31号平成31年度日置市水道事業会計予算までの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております議案第24号平成31年度日置市公共下水道事業特別会計予算から、議案第31号平成31年度日置市水道事業会計予算の議案3件は、3月7日の本会議において産業建設常任委員会に付託されました。

当委員会では、3月8日・11日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長、上下水道課長などの説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから、各議案につきまして、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、議案第24号平成31年度日置市公共下水道事業特別会計予算について、ご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億8,322万9,000円とするもので、前年度と比較して4,237万7,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、下水道使用料が2億7,720万円、公共下水道事業費国庫補助金が6,760万円、一般会計繰入金が1億1,959万3,000円となっております。なお、事業債は1億1,420万円でありませぬ。

歳出の主なものは、終末処理場の施設維持修繕費に1,000万円、維持管理費委託料では、終末処理場等包括的維持管理委託等に1億3,816万5,000円。また、下水道整備費の工事請負費では、汚水管渠更生工事、マンホールふた取りかえ工事等に2,240万円であります。また、起債償還の元金は1億9,224万8,000円、利子は4,083万9,000円となっております。なお、地方債

残高については、30年度末見込みで、21億9,374万8,000円となる予定であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、「公共下水道事業等を公営企業への国の方針だが、本市への利点は」との問いに、「平成32年度までには公営企業化するよう決まっております、利点は、今までの資産・管理・経営状態を明確化できる」との答弁。

委員より、「指定工事店の登録手数料があるが、何か特別な資格を持たないといけないのか」との問いに、「下水道も水道も責任技術者の資格、指定工事店の資格がないと行えない。現在、市内を含む県内で、約220件の下水道指定工事店の登録がある」との答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第24号平成31年度日置市公共下水道事業特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第25号平成31年度日置市農業集落排水事業特別会計予算について、ご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,710万6,000円とするもので、前年度と比べて68万5,000円の増額であります。

歳入の主なものは、農業集落排水処理施設使用料が1,140万1,000円、一般会計繰入金が2,500万8,000円であります。

歳出の主なものは、光熱水費や施設維持修繕料などの需用費が363万7,000円、汚泥処理や浄化槽検査の手数料などの役務費が199万8,000円であります。

また、残る起債償還の元金は2,250万4,000円、利子は419万7,000円と

なっております。最終の償還期限は、平成42年3月を見込んでおります。

なお、31年度末の地方債残高は2億853万6,000円を見込んでおります。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

委員より、「農業集落排水事業では、繰り上げ償還制度はないのか」との問いに、「起債の繰り上げ償還制度はあるが、農業集落排水事業で借り入れしている起債償還分については現在のところ該当がない」との答弁。

委員より、「年々戸数が減少しており、273戸の世帯に対して一般会計より2,500万円を繰り入れしているが、合併浄化槽の切りかえも含め今後の対応は」との問いに、「永吉地区に実施した事業であるが、現在の方々を浄化槽へ切りかえとなると非常に難しい問題である。今後、人口減少に伴い、検討していかなければならない」との答弁がありました。

このほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第25号平成31年度日置市農業集落排水事業特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第31号平成31年度日置市水道事業会計予算についてご報告申し上げます。

本案は、収益的収入を前年度より1,734万円増額の8億6,814万4,000円に、収益的支出を前年度より2,683万円増額の8億6,159万4,000円とするものであります。

また、資本的収入を前年度より3,067万3,000円増額の1億9,400万円に、資本的支出を前年度より6,765万2,000円増額の5億662万円とするものであります。

収益的収入の主なものは、水道料金が7億

3,928万8,000円、給水負担金が1,622万円、長期前受け金戻入が9,139万3,000円であります。

収益的支出の主なものは、水質検査手数料に2,518万4,000円、水道メーター検針業務委託に1,179万9,000円、配水管破損修繕費に3,900万円、水道施設の電気料金が1億円、消費税及び地方消費税3,276万5,000円などとなっております。

また、資本的収入の主なものは、工事負担金で道路改良工事などに伴う布設がえや旧簡易水道分の水道移管に伴う負担金など1億262万2,000円、一般会計からの簡易水道企業債元金補助金が5,137万8,000円であります。

一方、資本的支出の主なものは、工事請負費で伊集院地域分が8,730万円、東市来地域分が7,610万円、日吉地域分が2,660万円、吹上地域分が4,250万円の計3億2,100万円、また、企業債償還金は1億1,241万6,000円となっております。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

委員より、「備品購入費の大型発電機は、古い物との買いかえか、災害等の対応用か」との問いに、「災害対応用で、台風、停電時等の備えとして、ないところへ計画的に購入している」との答弁。

また、委員より、「伊集院地域での水源掘削の場所はどこか。また、掘削は水源不足によるものか」との問いに、「今年度は清藤地区で掘削を行った。31年度は飯牟礼地区を考えている。また、飯牟礼地区は需要がたくさんある所を毎年1カ所ずつ掘っている」との答弁。

委員より、「本市の水道未普及地域はどの程度あるのか」との問いに、「伊集院地域麦生田地区が未普及地域であり、今後、水源地

の整備、取水ポンプ、配水池の施設工事を計画している」との答弁がありました。

このほかにも質疑がありました。が、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第31号平成31年度日置市水道事業会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案3件について、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号平成31年度日置市公共下水道事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第25号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長の報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号平成31年度日置市農業集落排水事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第31号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第31号平成31年度日置市水道事業会計予算に反対討論を行います。

この予算にも10月からの消費税10%への増税分が盛り込まれており、私といたしましては、消費税増税に反対の立場からこの予算にも反対せざるを得ません。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、重留健朗君の賛成討論の発言を許可します。

○5番（重留健朗君）

私は、ただいま議題になっております議案第31号について、賛成の立場で討論をいたします。

水道事業会計の平成31年度予算につきましては、道路改良工事などに伴う布設がえや旧簡易水道分の水道移管に伴う負担金、また一般会計からの簡易水道企業債元金補助金などが計上されて、市民生活に欠かせない経費と認めるもので、企業会計においては、消費税は一方で事業者として国に納付していく経費でもあり、水道料金として徴収していかないと財源不足となり、企業会計が成り立たないことにもなることを申し添えて賛成するものであります。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第31号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第31号平成31年度日置市水道事業会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第17 議案第26号平成31年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第18 議案第27号平成31年度日置市健康交流館事業特別会計予算

○議長（並松安文君）

日程第17、議案第26号平成31年度日置市国民宿舎事業特別会計予算及び日程第18、議案第27号平成31年度日置市健康交流館事業特別会計予算の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております議案第26号平成31年度日置市国民宿舎事業特別会計予算及び議案第27号平成31年度日置市健康交流館事業特別会計予算の2件につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、3月7日の本会議において当委員会に付託され、3月11日、12日に全委員出席のもと委員会を開催し、商工観光課長、吹上支所長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

まず初めに、議案第26号平成31年度日置市国民宿舎事業特別会計予算についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億9,433万5,000円とするもので、対前年度比で2.9%減の586万1,000円の減額となっております。

歳入の主なものは、宿泊や食事などの営業収入が1億9,382万9,000円で、依然として厳しい経営状況であり、対前年度比で487万2,000円の減額であります。

歳出の主なものは、人件費や社会保険料などの総務管理費が1億1,446万円で、対前年度比で179万6,000円の減額となっております。また、消耗品費、光熱費、賄い材料費などの一般事業費が7,982万円で、対前年度比で408万5,000円の減額となっております。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

委員より、「広告料は具体的にはどのようなことを検討しているのか」との質疑に、「各種プラン企画時に、フリーペーパー等による広告のほか、通年ではラジオなどのメディアによるものを検討している」と答弁。

委員より、「人件費が売り上げに対して多いと思うが、また、職員数も多いと思うが、作業分担はどのようになっているのか」との質疑に、「職員は交代制をとっており、労働基準法の関連もあるので、現在の職員数は必要である」と答弁。

委員会といたしましては、質疑終了後、自由討議を挟み慎重に審議してまいりました。

自由討議では、「売り上げに対して人件費が高いので、営業努力をして売り上げの向上に努めるべきである。また、今後サッカー場が完成することで、合宿の来客が多くなることも予想される。そのような観点からも大いに期待できる。よって、今後は一般会計から

の繰り入れがないよう努力すべきである。そして、あり方検討委員会の答申も平成31年3月末には方向性も出るとのことなので、しっかり見守っていきたい」との意見が多数でありました。

その後、討論に付しましたが、「10月から消費税10%の増税を盛り込んだ予算であり、消費税の増税であるため賛成できない」という反対討論がありました。

その後、採決の結果、議案第26号平成31年度日置市国民宿舎事業特別会計予算につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号平成31年度日置市健康交流館事業特別会計予算についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億3,902万7,000円とするもので、対前年度比で3.9%増の526万7,000円の増額となっています。

歳入の主なものは、宿泊、食事、プール使用、入浴料などの営業収入が9,531万1,000円で、対前年度比で66万3,000円の増額となっています。また、一般会計繰入金は4,359万2,000円で、依然として厳しい経営状況であり、対前年度比で597万4,000円の増額となっています。

歳出の主なものは、社会保険料725万8,000円、一般賃金5,398万1,000円、消耗品費、燃料費、光熱水費、賄い材料等の需用費が6,088万7,000円で、工事請負費は673万円となっています。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

委員より、「浴場券売機購入でユニバーサルデザインとあるが、どのようなものなのか」との質疑に、「紙幣・硬貨の挿入口が比較的低い位置にあり、音声ガイダンス機能も

あり、また日計・累計等の集計機能や売り上げデータ等電子媒体への記録もできる」と答弁。

委員より、「毎年4,000万円ほどの繰り入れがあるが、経営全体を考える上でどのような改善策を考えるのか」との質疑に、「今後、観光施設として運営していく上では、スポーツ合宿に特化した形での営業形態が必要であり、このことが経営改善へつながるものとする。ただし、ゆすいん同様、当初健康づくり施設として設置された中で、プール部門、また、本施設へ移管された老人福祉センター機能をどう考えるかの議論が必要になる」と答弁。

委員会といたしましても質疑終了後、自由討議を挟み慎重に審議してまいりました。

自由討議では、「売り上げに対して人件費が高いので、営業努力をして、売り上げの向上に努めるべきである。また、この施設は健康づくり施設と老人福祉センター機能を兼ねているものの、毎年のように一般会計からの繰り入れが上昇しているため、繰り入れを最小限に抑える努力をすべきである」との意見が多数でありました。

その後、討論に付しましたが、「10月から消費税10%増税を盛り込んだ予算であり、消費税の増税であり賛成できない」という反対討論がありました。

その後、採決の結果、議案第27号平成31年度日置市健康交流館事業特別会計予算につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上2件、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時15分とします。

午後2時03分休憩

午後 2 時 15 分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから 2 件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第 26 号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第 26 号平成 31 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算に反対討論を行います。

この議案も 10 月からの消費税 10% への増税が盛り込まれた予算ですので、私は消費税増税に反対ですので、この予算に賛成するわけにはいきません。政府は景気が上向いているとあって 10 月から 10% へと消費税を増税する計画ですが、家計消費も実質賃金もマイナスです。そのような状況で、今、増税したら大変なことになります。増税は中止すべきです。

また、増税後の景気対策として、ポイント還元や複数税率など検討されていますが、それによってこの国民宿舎事業も混乱が予想されます。

以上、申し上げ、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、門松慶一君の賛成討論の発言を許可します。

○16番（門松慶一君）

ただいま議題となっております議案第 26 号平成 31 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

この議案の反対の理由も、議案第 7 号と同じく消費税の増税に反対するものです。さき

に述べたとおり、消費税の改正は国策であり、自治体としてそのことに対応することは当たり前の施策であります。これから吹上地域のスポーツ施設が変わっていく中で、吹上砂丘荘がまさしく宿泊施設の中核になると考えます。よって、賛成の討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 26 号について委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第 26 号平成 31 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第 27 号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第 27 号平成 31 年度日置市健康交流館事業特別会計予算に反対討論を行います。

この予算にも 10 月からの消費税 10% 増税分が盛り込まれていることから、私は消費税増税を認めることはできませんので反対をいたします。景気が低迷し続けているもとで増税すれば、地域経済も市民の暮らしも破壊されてしまいます。増税すべきではありません。増税後の経済対策とされるポイント還元や複数税率などによって、健康交流館の事業にも混乱が生じるおそれも予想されます。

以上、申し上げ、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、池満渉君の賛成討論の発言を許可し

ます。

○21番（池満 渉君）

議案第27号についての賛成討論をいたします。

委員長の報告にもありました。この施設は、伊集院のゆすいん、東市来のB&Gと同じように、健康交流館施設としての機能と吹上地域の老人福祉の拠点を兼ね備えるものであります。したがって、一般会計からの繰出金およそ4,300万円は、ゆすいんの指定管理料ほかの3,400万円、東市来B&Gの指定管理料2,500万円に相当するもので、その他多額の重油代、施設修繕費等に充当の予定であります。

これまで、経営的には批判もありますが、先ほどもありましたけれども、砂丘荘とあわせたあり方検討委員会の審議を経て、今後有効活用の方角性が示されるものと思います。

また、反対理由に上げられました消費税については、条例改正議案の討論内容と同じであり、委員長報告のとおり異議はなく、本予算に賛成するものであります。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第27号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第27号平成31年度日置市健康交流館事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第19 陳情第1号動物愛護管理法等に基づき地域猫活動

の周知・推進を求める陳情書の（1、本市において地域の猫対策検討協議会の設置を求めます。）の部分

△日程第20 陳情第1号動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書の（2、地域猫に対する理解を深めるための学びの場としての研修会等の開催を求めます。）の部分

△日程第21 陳情第1号動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書の（3、地域猫への不妊・去勢手術への公費助成を求めます。）の部分

○議長（並松安文君）

日程第19、陳情第1号動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書の（1、本市において地域の猫対策検討協議会の設置を求めます。）の部分から日程第21、陳情第1号動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書の（3、地域猫への不妊・去勢手術への公費助成を求めます。）の部分までの3件を一括議題とします。

3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております陳情第1号動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、日置市伊集院町、さつま・しっぽの会、福永美幸氏より提出されたものであり、2月26日の本会議において本委員会に付託されました。2月28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、担当課長の出席を求め、質疑・討論・採決を行いました。

陳情の内容は、日置市において人間に捨てられた猫たちが野良猫となり、地域において迷惑行動を続けていること。また、無責任な餌やりをして野良猫がふえ続けており苦情もふえている現状があるが、法にのっとり市や保健所は野良猫を捕獲することができなくなっている。国や県は、人と猫の共生を目指して動物愛護管理法を策定し、県は、鹿児島県動物愛護管理推進計画により、動物との共生を進めている。

陳情者は、以前大阪において地域猫活動のボランティアとして活動されており、大阪には地域猫に対する不妊・去勢手術にも助成制度があり、野良猫を捕獲して地域猫として飼養しながら頭数制限を進めてきたとのことである。

本市では、まだまだ地域猫活動の認知度も低く、正しく理解されていないことに心を痛めているが、既に100頭を超える地域猫への不妊・去勢手術を施してきている実績のある活動に取り組んでいるとのことで、以下の3点の項目。

1、本市において、地域の猫対策検討協議会の設置。

2、地域猫に対する理解を深めるための学びの場としての研修会等の開催。

3、地域猫への不妊・去勢手術への公費助成。

が、本市で実現されるよう求めるものであります。

委員会としましては陳情者の参考人招致は行いませんでしたが、陳情者が傍聴に来てお

られたため、休憩中にご意見を伺い、委員の質疑にも対応していただきました。

まず、陳情の趣旨や理由について説明をいただきました。内容については、環境省でも猫は捕獲できない動物として定められているし、保健所も引き取りをしないために、野良猫の頭数を減らすには、不妊・去勢手術を施しながら、一代猫としてかわいがってもらっていく地道な活動をしていくことしかないこと。ボランティアの保護団体も満杯で、猫の譲渡もなかなか進まない。高齢者は猫がかわいくて猫を飼いますけれども、手術をすることは考えていないために、あっという間に20匹、30匹とふえて多頭崩壊を起こしてしまうため、全国でも社会問題となっており、それを周知するには行政の力が大事であると考える。周知は一人の力ではままならないし、地域猫活動を市民の皆様にご知っていただけたら、苦情だけではなく自治会や地域で活動できるし、頭数削減も進むために成功事例は全国にたくさんある。

次に、陳情者に対する質疑の主なものをご報告します。

委員より、「県内ではどれくらいの陳情が上がっているのか」との問いに、「鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市と日置市ではないかと思う」との答弁。

「陳情者は現在、何匹の猫の保護をされておられるのか。また、地域猫活動について伺いたい」との問いに、「35匹保護している。皆、地域猫なので、手術を済ませたらもといいた場所に戻していく。TNRといって、Tが捕獲、Nが手術、Rが戻すという意味で、地域猫は手術をした証拠に片方の耳をV字にカットしており、その姿から「さくら猫」と呼ばれる。猫は縄張りの生き物なので、もといいた場所に戻さなくてはならない。地域猫活動は決まった時間の餌やりで置き餌はしない。排泄物の清掃、そして不妊・去勢手術を施し

て、もといた場所に返していく活動である。餌だけやっていることを私たちボランティアは「バラマキ」と呼んでいる。餌をやるだけでは野良猫がふえる一方で減ることはない」との答弁。

「動物愛護管理法では、猫の遺棄には100万円以下の罰則があるがどうか」との問いに、「遺棄や虐待に罰則があるから警察に電話していいのだが、そんなことはみんなが知らない現状だ」との答弁。

「我が家の猫を手術したら1万円以上したが、陳情者は既に100頭くらいの手術を施したとある。手術費などはどのようにされているのか」との問いに、「兵庫県に地域猫活動を支える財団法人があり、動物基金がある。そこから無料チケットをもらって行うこともあるが、県内3軒の動物病院でしかチケットでの手術は受けてもらえない。あとは、野良猫に餌をやっている人にみなし飼い主になってもらって手術をしてもらうが、その方が出せる料金だけ出していただき、残りは私が出している。寄附も募っている」との答弁。

ほかにも多くの質疑がありましたが、陳情者の説明で了承し、質疑を終了。

次に、所管課の市民福祉部長、担当課長の説明を求めました。

陳情者については、地域猫活動をボランティア活動として行っておられることは、伊集院保健所の担当から伺っている。正しい猫の飼い方や野良猫に餌を勝手にやらないなど、市民生活に悪影響を及ぼさないような猫との関係について、市民に周知・普及していくことは市の責務だと考える。

また、環境省が出している住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインより、地域猫及び地域猫活動についての説明を受け、まず地域猫とは、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知度と合意が得られている特定の飼い主のいない猫のことであるとのこと。地

域猫活動とは、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的とし、フード、水やりの場所は決められ、排泄物の処理や周辺の清掃を行い、不妊・去勢手術を行うことで、数がふえていくことを抑えられる活動であること、との活動であります。

近隣市の状況は、いちき串木野市で地域猫対策検討協議会の設置及び不妊・去勢手術への公費助成は考えていないが、正しい猫の飼い方等について、猫を飼っている市民を対象に県動物愛護センターへの研修視察を計画したが、参加者は3人であったようであるとのこと。

薩摩川内市では、本年度、地域猫対策検討協議会が設置されており、獣医師会、愛護団体、川内保健所、公園管理者、地域の代表12人がメンバーとなっている。掌握事項は、公園猫に関する対策等として、年4回の開催で不妊・去勢手術への公費助成を考えているとのことである。

南さつま市では、地域猫対策検討協議会の設置、不妊・去勢手術への公費助成の考えはなく、今後は近隣市の状況を把握していくようである。

本市では、本年度、県下一斉の2月の猫の飼養推進月間時に自治会の回覧でのチラシの広報を行っている。今後、伊集院保健所と連携し、チラシのほか、正しい猫の飼い方等についてホームページへの掲載も行っていく考えである。また、地域衛生自治体連合会の研修先に、霧島市隼人町の県動物愛護センターを推薦したいと考えているとの説明がありました。

次に、主な質疑をご報告いたします。

委員より、「猫に対する市民からの苦情の件数はどうか。国道・県道・市道での猫の死骸件数は」との問いに、「苦情は年に数件ある。直接保健所に行っていることもあり、保健所とも連携をとっている。野良猫に無断で

餌やりをしているとの事案が多い。国道・県道についてはわからないが、市道については、のら猫を含む動物等の死骸は年間127件あるようだ」との答弁。

委員より、「協議会の設置についてはどう考えるのか」との問いに、「ゆくゆくはステップを踏んでそういう形にしていきたいと思うが、まずは市民の動物愛護管理法や適正飼養への認知度を上げていきたい。最初から協議会等をつくる考えは持っていない」との答弁。

また、委員より、「動物愛護管理法そのものの認知度が低いので、行政嘱託員説明会等で環境省のガイドラインを抜粋して説明し、理解を深めてもらってはどうか」との問いに、「自治会長会等で説明していけば認知度が少しでも早く上がっていくと考える。吹上地域の自治会長会連絡協議会で地域猫について研修が行われたが、地域猫自体の認識がなく、まずは動物愛護管理法の基本的な部分から周知していかないと地域猫までたどり着かない印象を受けた」との答弁。

ほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

次に、自由討議を行いました。

委員より、「3の公費助成は予算を伴うことになるため、採択することはどんなものか」との意見が。

「2の地域猫に対する理解を深める研修会などは、まだ市民の認識が低いので、猫の正しい飼い方や地域猫活動とはどのようなものを理解していただくため実施すべきではないか。2項目だけの採択でもよいのではないか」との意見。

また、「1、2について私たちも認識不足であるため、1、2の項目を採択すべきではないか」との意見。

「協議会設置は市民の意識が高まらないとなかなかではないか」との意見。

「猫を遺棄しても罰則を受けた人のことがニュースでも見ない。法律はあってもなかなかであるようだ」との意見。

「猫がいても飼い方は大丈夫なのかという視点がなければ、自治会長も市民への啓発はなかなかできないのではないか」また、「取り急ぎ協議会をつくれなくても、まずは周知を進める中で、その先に協議会設置も見えてくるのではないか。そして協議会の中で不妊・去勢手術への助成についても協議されていく流れができるのではないか」などの多くの意見が出ました。

その後、討論に付しましたところ、討論はなく、討論を終了。

採決の結果、陳情第1号動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書については、「1、本市において地域の猫対策検討協議会の設置を求めます。2、地域猫に対する理解を深めるための学びの場としての研修会等の開催を求めます。」の部分の一部採択とし、「3、地域猫への不妊・去勢手術への公費助成を求めます。」の部分については、一部不採択すべきものと全会一致で決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会のご報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから3件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第1号の1、本市において地域の猫対策検討協議会の設置を求めますの部分について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから陳情第1号のその1、本市において地域の猫対策検討協議会の設置を求めますの部分の採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は一部採択です。陳情第1号の1、本市において地域の猫対策検討協議会の設置を求めますの部分は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

全員賛成です。したがって、陳情第1号動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書の（1、本市において地域猫対策検討協議会の設置を求めます。）の部分は採択することに決定しました。

これから陳情第1号の2、地域猫に対する理解を深めるための学びの場としての研修会等の開催を求めますの部分について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから陳情第1号の2、地域猫に対する理解を深めるための学びの場としての研修会等の開催を求めますの部分の採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は一部採択です。陳情第1号の2、地域猫に対する理解を深めるための学びの場としての研修会等の開催を求めますの部分は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

全員賛成です。したがって、陳情第1号動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書の（2、地域猫に対する理解を深めるための学びの場としての研修会等の開催を求めます。）の部分は、採択することに決定しました。

これから陳情第1号の（3、地域猫への不妊・去勢手術への公費助成を求めます。）の部分について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの賛成討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、賛成討論を行います。この陳情第1号、3の地域猫への不妊・去勢手術への公費助成を求めますの部分も私は採択すべきだという立場で賛成討論を行います。

動物愛護団体さつま・しっぽの会から出されたこの陳情は、委員会では3項目めは不採択となっておりますが、私はこの部分が、本当に一番大事な点だというふうに認識しておりますして賛成討論をさせていただきます。

猫は年に二、三回赤ちゃんを産みます。繁殖力がとてもすごい。猫の多頭飼育のことや野良猫のことなど、いろんなところで問題になっています。私の住んでおります日新地区の安心見守り会の中でもこれが話題になりまして、幾つか困った事例が出されました。そこで私は、今度の議会に陳情が出されていることを報告しましたところ、「ぜひ陳情が採択されるように頑張ってください」というふうに言われたわけです。日新地区でも、特にご高齢の方が家の外で餌を与えているうちに猫の数がふえ過ぎて、餌代の負担やふん尿の始末など本人も本当に大変そうですし、周りの人たちも迷惑をこうむっている、そういう困っている現状があります。避妊や去勢への助成や猫をふやし過ぎないためにとても有効だと思います。地域住民の要求でもあると私は考えております。

しっぽの会は、ボランティアで譲渡会も開かれています。なかなかこれも大変なお仕事のような感じです。行政だけでこのような猫の問題を解決できるわけでもなく、市民の皆さんを初め、地域ぐるみの協力と理解が不可欠と考えます。ボランティア団体の活動には本当

に頭が下がる思いです。助成はこういうボランティアの方々を支えることにもなりますし、猫が嫌いな方々も当然助かるわけです。不要な繁殖を防ぐための不妊手術や去勢手術への助成は大変急がれると私は認識しております。

ぜひ、議会として陳情を採択し、行政への提言、働きかけとなることを期待するところです。私は、この陳情は3点とも採択すべきと考えます。特に避妊・去勢への助成が一番大切で、今すぐにでも必要と考えまして討論させていただきます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、橋口正人君の反対討論の発言を許可します。

○11番（橋口正人君）

ただいま議題となっております陳情第1号動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書の（3、地域猫への不妊・去勢手術への公費助成を求めます。）の部分に対して、反対の立場で討論いたします。

この陳情は、3項目めの要望が盛り込まれており、1の本市において、地域猫対策検討協議会の設置を求めますと、2の地域猫に対する理解を深めるための学びの場としての研修会等の開催を求めますについては、委員会審査の中でも、まずは、地域猫活動自体が、市民にはまだまだ知られていない本市の現状があり、その前に猫の正しい飼養についても、外で飼う猫と間違っただけが浸透していたりして、かわいいから餌をやるということだけで行為を及ぶ人たちとの違いも委員会の中で学び合いました。また、子猫を捨ててしまうことが犯罪であるという認識もまた、まだまだ低いようであります。

今回は、地域猫への不妊・去勢を求めての陳情ですが、不妊・去勢の手術代金も病院によってはまちまちであり、予算化する財源を

どのように捻出していくのか、また、助成する金額はどのくらいがいいのかなど、議会で判断する前に地域猫活動のボランティアや、地域の人たち、獣医師など、現場の声を協議会で収集していただき、判断していただくことがよいのではないかとという視点で、委員会でも不採択にした経緯があります。

不妊・去勢手術への今の時点での助成は、まずは地域猫活動への理解を進めた上で、その先に検討すべきではないかと考え、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから陳情第1号の（3、地域猫への不妊・去勢手術への公費助成を求めます。）の部分の採決します。本件に対する委員長の報告は一部不採択です。この採決は起立によって行います。したがって、この採決は、原案について採決します。陳情第1号の（3、地域猫への不妊・去勢手術への公費助成を求めます。）の部分の採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立少数です。したがって、陳情第1号動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情書の（3、地域猫への不妊・去勢手術への公費助成を求めます。）の部分は不採択することに決定しました。

△日程第22 議案第32号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第22、議案第32号日置市職員の勤

務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第32号は、日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

人事院規則の一部改正の内容に準じ、時間外勤務命令の上限の設定等に関する事項を規則で定めるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

〔総務企画部長兼総務課長堂下 豪君登壇〕

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

議案第32号日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制において、いわゆる働き方改革関連法によりまして、時間外労働の上限規制等が導入されたことに伴いまして、国家公務員については、人事院規則において超過勤務命令の上限を定めるなど、所要の措置を講じることとされていることから、人事院規則に準じ、時間外勤務命令の上限の設定等に関する事項を規則で定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは別紙をごらんください。正規の勤務時間以外の時間における勤務を定めた第8条に必要な事項は規則で定めるとの規則委任の一項を加えるものでございます。

規則で定める主な内容は、人事院が2019年度から働き方改革の一環として国家公務員の残業時間の上限を原則として1カ月45時間以下、1年で360時間以下と定

めたことから、人事院規則の改正を踏まえて対応していくものでございます。

なお、大規模災害や選挙など、重要性や緊急性が高い業務が発生した場合等は、特例として上限時間を超えた残業を命じることはできるとされておりますけれども、職員が従事する業務の状況を考慮して、必要最小限のものとする必要がございます。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。発言通告がありますので、西菌典子さんの発言を許可します。

○15番（西菌典子さん）

私は、質疑させていただきますが、これは国からのものでありますけど、即決でございますのでお尋ねしたいと思っております。今、ご説明がありましたように、働き方改革関連法の順次施行における改正の一つであるというふうに認識しております。実施におきましての国の基本的な考え方を伺いたくてお尋ねをいたします。

まず、時間外労働の上限規制が導入されて、上限につきましては月45時間、年360時間を原則としているけれども、先ほどおっしゃったように、災害などいろいろなとき、臨時的、また特別な事情というときには、本案の中では月100時間とか、年720時間までは認めるというのもあるようでございます。

そこでお尋ねいたします。具体的に1月、2月、実際に月45時間を超えるような時間外労働をした職員は何人いらっしゃったんでしょうか。また、最長、長かった方、一番長かった残業時間というのは具体的に何時間であったかということをまず伺います。

そしてまた、時間外労働をした場合、残業手当の支給はどんな形になっているのか。ま

た、適正に、確実に支給されているのかというのを伺います。

また、原則月45時間までとなっておりますけれども、特別な残業時間ですね。先ほどそういう残業と、居残りをせざるを得なくて居残って仕事をしているというような居残りの残業と違いますか、居残り。そういうものの違いというものがあるのか、決めてあるのかどうなのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

働き方改革、職員の健康保持の一環での措置ですので、残業時間を必要最小限にとどめることが基本的な考えであり、国と同様に、原則月45時間、年360時間を上限と考えているところでございます。

本年1月と2月におきまして、月40時間を超えて時間外勤務をした職員は、1月はおりませんでした。2月に2人ほどおります。

月の最長時間でございますけれども、58時間の実績がございます。

それと、時間外勤務が必要な業務に従事した場合には、適正に手当のほうは支給されていると考えております。

あと、3問目でございますけれども、居残り業務といった捉え方はしておらず、基本的にはないと考えております。担当業務の調査や研究など時間外に自己研さん等に努めている職員はいると考えているところでございます。

以上です。

○15番（西園典子さん）

58時間という、まあ45時間を超えている方がいらっちゃったという報告でございました。やはり、気をつけていただきたいというふうに思ったりします。

重ねてお尋ねいたしますけれども、適正に、残業手当、時間外手当は出されているというふうに言われましたけれども、上限が決まっ

ていて出るケースもあったり、出ないケースもあるということも聞こえてくる場合もありますが、まずそこ辺がどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

そして、居残り業務というのではないという表現をなさいましたけれども、外から見たとき、家族から見たとき、その本人が仕事が終わらなかったから残って仕事をするというものも残業として十分にきちっと認められるのかどうなのか。その所属長がしなさいと言われたからするのか、自分がし残しているから残ってするというのなど、そういうことなどはどういう扱いになるのかどうなのか。そこを一つお尋ねしたいと思います。

それから、休日などでいろんなイベントがたくさん地域でありますけれども、そういうイベントの再三問題になったりもしますけれども、そういうことなどが、そしてまた、そういうのに参加、そして178自治会、また26地区公民館、そこにも職員が配属されていらっしゃるんですが、その人たちの活動というものは、今こういうものの対象になるのかどうなのか。その辺のことなどをお尋ねしたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

基本的には職員は、仕事は時間内にと意識改革と仕事の効率的な遂行が大切になってきます。仕事の目的だったり、スケジュール、関係者との調整など全体像をイメージしながら、効率的にタイムマネジメントして、時間外勤務をしないで済むように努めなければならないというのが基本的な考えになってくると思います。それでも必要な業務については、時間外の勤務が必要になってくる場合がございますので、そういった業務、例えば想定しなかった業務が発生したり、国・県への報告の提出案件があったり、あるいは処理期限等が差し迫った業務、緊急性の高い業務になると思いますけれども、あとは会計検査

が入ってきたりとかそういった業務については、当然、必要な業務に時間外で対応せざるを得なくなってくるので、そういった時間外勤務につきましても、具体的な日時、業務を指定して時間外労働を命ずるということになってくるかと思っております。

ですので、そういった本当に必要な業務であれば適正に手続きをして、時間外手当のほうに適正に支給されているということになるかと思っております。

あと、休日等に、例えばイベントのスタッフとして出た場合は、これは大体半日、1日を単位としまして代休措置ということが基本的な考え方になってまいります。それと地区公民館あるいは自治会、職員をサポートとして配置してございますけれども、これも基本的には時間内での対応ということになってきますけれども、例えばイベントの手伝いであったり、行事の準備に行くことがございますけれども、これはあくまでも職員が主体的に行くということで、市民と協働できる、地域に貢献するというような職員像もございまして、こういった中での対応ということで考えているところでございます。

○15番（西園典子さん）

大体はわかりました。そういう形で、無理のない形で職員の方々が活躍していただけるように祈るばかりでございます。

下のほうの働き方が変わりますというふうなチラシもございまして、私もこういうのを見たりして、働き方改革関連法の4月1日から変わりますというのが載っておりました。その中で、この改正は順次、正規雇用や非正規雇用の同一労働、同一賃金というものまでも目指していくのではなかろうかなというふうに思っておりますが、本市も今まで合併以来ずっと財政改革の大きな改革を、職員を減らすという形でずっとしてきておまして、非正規の方々が職員の方よりもふえてきてお

りますが、この施行の一端をみなす本日の提案でございますけれども、やはり基本的に、財政的に、また本市のこれに対する取り組み方としての基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今のお話の内容でございますけれども、会計年度任用職員制度というのが来年の4月から始まります。それに向けて、今非常勤職員も含めてどういった対応をしていくかというのを検討中でございますので、9月議会の中で条例を上程する計画になっているところでございます。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第32号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号日置市職員の勤務時間、休暇等に関す

る条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を3時10分とします。

午後3時00分休憩

午後3時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第23 議案第33号平成30年度日置市一般会計補正予算（第9号）

○議長（並松安文君）

日程第23、議案第33号平成30年度日置市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第33号は、平成30年度日置市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,929万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289億8,027万1,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国の補正予算に伴う予算措置、平成29年度経済対策臨時福祉給付金給付事業費の事業実績に伴う国庫支出金精算返納金の増額、消防団車庫解体工事においてアスベストが検出されたことに伴うアスベスト除去費用の増額の予算措置のほか、年度内に事業完成日が見込めないものについての繰越明許費の補正など所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、地方交付税で、普通交付税を1,201万2,000円増額計上いたしました。

国庫支出金では、社会資本整備総合交付金を1,236万3,000円増額計上いたしました。

県支出金では、経営体育成支援事業費県補助金を1,099万5,000円増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金を1,392万7,000円増額計上いたしました。

次に、歳出では、民生費の経済対策臨時福祉給付金給付事業費の国庫支出金精算返納金を1,344万4,000円増額計上いたしました。

農林水産業費では、経営体育成支援事業費の補助金を1,099万5,000円増額計上いたしました。

土木費では、防災・安全交付金事業費を2,333万8,000円増額計上いたしました。

消防費では、消防施設整備費でアスベスト除去に係る工事費を152万円増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしく願います。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第33号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号平成30年度日置市一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

△日程第24 閉会中の継続審査申し出
について

○議長（並松安文君）

日程第24、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出どおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第25 閉会中の継続調査申し出
について

○議長（並松安文君）

日程第25、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

△日程第26 議員派遣の件について

○議長（並松安文君）

日程第26、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△日程第27 所管事務調査結果報告に
ついて

○議長（並松安文君）

日程第27、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

産業建設常任委員長から議長へ、所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果報告については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は市長へ送付することに決定しました。

△閉 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、今期定例会は、2月26日の招集から本日の最終本会議まで31日間にわたり、平成31年度一般会計当初予算を初め、平成30年度一般会計補正予算、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を伴うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制との抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定、日置市立学校設置条例の一部改正など、各種重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案のどおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

施政方針で申し上げましたが、平成31年度も引き続き第2次日置市総合計画に掲げる将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまちひおき」の実現につながる取り組みを確実に努めてまいりたい所存でございます。

なお、会期中に議員各位からご指摘のありました点につきましても、真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても十分健康に留意され、市政の運営を一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（並松安文君）

これで平成31年第1回日置市議会定例会を閉会します。皆さん大変ご苦労さまでした。

午後3時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 並松安文

日置市議会議員 漆島政人

日置市議会議員 田畑純二

